平成 24 年度国際交流基金
項目別評価シート

目次

小項目 No.及び内容	ページ
No. 1：地域･国別事業方針の策定と方針に基づく事業の実施	1
No. 2：多様な日本の文化及び芸術の海外への紹介	15
No. 3：文化芸術分野における国際貢献	26
No. 4：日本語の国際化の更なる推進のための基盤･環境の整備	49
No. 5：各国･地域の状況に応じた（日本語）事業の実施	60
No. 6：海外の日本研究の促進	82
No. 7：知的交流の促進	94
No. 8：東日本大震災からの復興に資する事業の実施	109
No. 9：効果的な情報の提供や顕彰の実施による、基金事業を含めた国際文化交流への内外の理解の促進	116
No.10：内外の国際文化交流の動向の変化を把握するために必要な調査･研究の実施	127
No.11：海外事務所、京都支部の運営	129
No.12：国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業	136
No.13：一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比 1.35%以上の削減	138
No.14：給与水準の適正化等	141
No.15：効果的･効率的業務運営のための組織再編及び人員配置の適正化	145
No.16：関係機関の海外事務所との機能的統合の在り方等についての検討	149
No.17：随意契約の見直しの徹底と一者応札･応募の改善を通じた業務運営の効率化	151
No.18：事業の重複排除及び協力･連携の確保･強化	161
No.19：内部統制の充実･強化、適切な事業評価の実施等	168
No.20：予算･収支計画･資金計画及び財務内容の改善	176
No.21：短期借入金の限度額	185
No.22：重要な財産の処分	186
No.23：剰余金の使途	187
No.24：中期目標達成に必要な人材の確保と職員の能力の向上	188
No.25：施設･設備の整備･運営	191
【参考資料】　国際交流基金　平成 24 年度計画	195

小項目 No. 1　地域･国別事業方針の策定と方針に基づく事業の実施

大項目	Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	１．地域･国別事業方針による事業の実施
小項目	No.1　地域･国別事業方針の策定と方針に基づく事業の実施
中期計画	当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応しつつ、基金が別途各年度で定める地域・国別事業方針に基づき、適切に事業を実施する。海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延・中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じる等により情報収集し、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。なお、外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合は、可能な限り対応するとともに、やむを得ない事情により事業の実施・中止等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。
年度計画	当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応しつつ、基金が定める平成 24 年度地域・国別事業方針に基づき、適切に事業を実施する。海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延・中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じる等により情報収集し、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。なお、外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合は、可能な限り対応するとともに、やむを得ない事情により事業の実施・中止等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。(巻末【参考資料】平成 24 年度地域・国別事業計画参照)

【業務実績】

要旨

外交上の必要性を踏まえ、戦略的かつ継続的に事業を実施できるようにするため、当該国・地域の事情や国際情勢に基づいた地域・国別事業方針を、外務省と協議しつつ策定した。各分野の事業計画は地域・国別事業方針を反映させて策定し、同方針に基づいた事業実施に取り組んだ。

特に重点地域・国である東南アジア地域、韓国、中国、米国に対しては、全事業予算のうち 4 割を割いて集中的に事業を実施し、以下に述べる通り、方針に即して適切に事業を展開した。この結果、方針に基づく事業実施について、外務省からは、計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げているとして、「ロ（優れている）」の評価を得た。

また、平成 24 年度においては、日韓、日中関係の悪化、エジプトにおける社会混乱といった国際情勢の変化が事業に影響を及ぼしたが、いずれの場合も我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払い、在外公館・外務省と事前に十分に協議を行い、対応した。

指標１：当該国の国内事情及び国際情勢、政府の外交政策を踏まえた地域･国別事業方針の策定

第２期中期目標期間中においても海外事務所所在国については国別事業方針を作成してきたが、第３期中期目標期間においては、海外事務所所在国ごとの方針に地域の視点を加えて全世界をカバーする構成とした、地域・国別事業方針を策定することとした。

第３期中期目標期間初年度である平成 24 年度の地域・国別事業方針は、第２期中期目標期間中の国別

事業方針を踏まえ、改めて各国の状況変化の確認、各在外公館から得た情報を参考にしつつ外務省との協議を経て策定し、その内容を分野別の事業方針に反映させた。

指標２：方針に基づく事業の立案・計画的実施、および情勢の変化への適切な対応

１．方針に基づく事業の立案・計画的実施

重点地域である東南アジア全体の平成 24 年度事業実績額は 1,390,755 千円（全体に占める割合：11.26%）、重点国である韓国の実績額は 443,831 千円（同 3.59%、国別順位 4 位）、中国は 661,750 千円（同 5.36%、国別順位 2 位）、米国は 2,627,287 千円（同 21.27%、国別順位 1 位）と、これら重点地域・国に計 5,123,624 千円（41.47%）を振り向け、集中的に事業を実施している（別添「平成 24 年度国別事業実績額上位 30 か国」参照）。これら地域・国向けの方針各項目に記載された主要事業の実施状況は以下のとおり。

（１） 東南アジア

日本は東南アジア最大のＯＤＡ供与国であり、また日本と東南アジア諸国は貿易、投資等で経済的なつながりが強く、シンガポール、インドネシア、タイ、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアと 2002 年以降経済連携協定を順次締結している。外交面では東アジア首脳会議（ＥＡＳ）などの地域協力の枠組みや、ＡＰＥＣ，アジア欧州会合（ＡＳＥＭ）などの域外国が参加する枠組みに関与し、ＡＳＥＡＮ諸国と域外との地域協力も推進している。このようなアジアの強固な連帯の基礎を強化することを目的として、東アジア首脳会議（ＥＡＳ）参加国を中心とするアジア・大洋州諸国を対象に、2007 年から 5 年計画で「21 世紀東アジア青少年大交流計画（ＪＥＮＥＳＹＳプログラム）」が実施されており、基金はＡＳＥＡＮ事務局からの受託により、日本語教師や日本語学習者の派遣・招へい、若手知識人や実務家、若手の芸術家・デザイナーの招へい事業など、次世代人材の育成やアジア域内連帯感の醸成に資する事業を実施してきた。ＪＥＮＥＳＹＳプログラム終了後も、各分野の人材育成をすすめるとともに、同プログラムを通じて培ったネットワークや信頼関係を維持・発展させることが肝要であり、一方通行の日本文化紹介に留まらず、双方向の文化交流を進めることが東南アジア地域において必要とされているとの認識の下、以下の通り方針に即した事業を実施した。

ア. 良好な対日観の維持・対日理解の促進

- アニメ・漫画レクチャー・デモンストレーションの実施（インドネシア）：2013 年 3 月に「宇宙兄弟」のプロデューサー、編集者、声優をジャカルタ、メダン、スラバヤの 3 都市へ派遣し、レクチャー・ワークショップを実施。
- 国際交流基金巡回展「武道の精神」展開催：マレーシア、タイ（バンコクとチェンマイの 2 都市）、ブルネイの博物館、美術館で同展を開催。特にマレーシアとブルネイにおいては、会期中に武道のデモンストレーションを行うなどして、それぞれ約 1 か月の会期中に 1 万人を超える来場者を集めた。
- 日本語学習サイト「エリンが挑戦！にほんごできます。」インドネシア語版ページ開設：2012 年 10 月に仏語版と共にインドネシア語版を公開。

イ. 専門家ネットワークの形成と人材育成

- ＪＥＮＥＳＹＳプログラム「東アジアクリエーター招へいプログラム」の実施：東南アジア

から 12 名を招へい。参加者は日本各地のアートセンター、美術館、劇場等でレジデンシープログラムに参加した。

- 名古屋での日本語教育世界大会において、広域の東南アジア日本語教師会の設立に向けて関係者の招へいを実施：東南アジア 4 か国より 8 名を招へいし、大会期間中（2012 年 8 月 19 日）にシンポジウム「東南アジアにおける日本語教育の特色と連携の可能性」を開催。
- 日本研究ネットワークの支援：インドネシアにおいてワークショップ「防災教育のための若者コンペティション～日本から学ぶ～」を開催したほか、巡回セミナーをタイ（「日本研究：大学生のための基礎文献検索セミナー：社会科学編」）とベトナム（「日本の外交関係－日米中と東南アジアの関係を中心に」）にて開催した。またタイ国日本研究ネットワークとインドネシア日本研究学会、各国の元日本留学生協会（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー）の活動に対する支援を行った。

ウ. 日本語教育支援

- 日本語専門家の派遣：東南アジア各国 53 のポストに専門家（上級専門家、専門家、指導助手）を派遣。これは全世界の日本語専門家派遣ポスト数（123 ポスト）の 43%にあたる。
- 海外日本語教師研修の実施：全体で 427 名に対する研修を実施したうち、東南アジアの日本語教師は 172 名、約 40%を占めた。
- 看護師・介護福祉士候補者訪日前日本語研修の実施：経済連携協定（ＥＰＡ）に基づき、平成 24 年度に来日予定のインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者を対象に、来日前の現地日本語研修をインドネシアでは 6 か月、フィリピンでは 3 か月実施した。（参加者数：インドネシア　看護師 52 名、介護福祉士 148 名、フィリピン　看護師 28 名、介護福祉士 71 名）

（２）　韓国

日韓関係は年間 500 万人以上の人々が両国間を往来する時代を迎え、今日の両国の交流は極めて重層的かつ広範多岐にわたっている。不透明感が増す北東アジア情勢への対応や国際社会における様々な課題への対応のため、民主主義や自由、市場経済といった基本的価値を共有する重要な隣国である韓国との間でパートナーシップを深める必要性は更に高まっている。一方で、近年韓国が国際社会における存在感を増大させようとしている中で、対日関心の相対的低下も指摘され、また両国の間には、依然として、歴史認識や領土問題などの解決困難な問題が存在し、両国関係の緊張化に結びつく恐れもあるため、様々な文化交流を通じ、より幅広い層での両国国民間の信頼関係の構築・強化に努力し、日韓のパートナーシップをより緊密かつ強固なものにしていくことが重要であるとの認識の下、以下とおり事業方針に基づき事業を実施した。ただし、日中間の情勢の変化により、「日中韓次世代リーダーフォーラム」は、中国側共催団体からの申し入れにより延期となった。

ア. 未来志向的関係の構築・強化のためのパートナーシップ醸成に資する事業の展開

- 知的対話事業の支援:「知的交流会議助成プログラム」により、以下 4 件の韓国の機関が実施する事業（括弧内は申請団体名）を支援した。

「東アジア共同体フォーラム」（高麗大学アジア問題研究所）

「グローバル金融危機以降の日本と韓国：収斂か多様性か」（現代日本学会）

「東アジアにおける領土問題解決に向けての新パラダイム構築」

（世宗研究所日本研究センター）

「持続可能な地域、環境、エネルギー問題の代案模索」

（完州コミュニティビジネスセンター）

イ. 安定的かつ長期的な信頼関係を構築するための若い世代及び地方への働きかけ

・ 「3.11－東日本大震災の直後、建築家はどう対応したか」展の実施：3 つの地方都市を含む以下の 4 か所で開催した。

釜山（慶星大学校第一美術館、2012 年 5 月 17 日～26 日）

済州（国立済州博物館、2012 年 6 月 1 日～24 日）

ソウル（ソウル歴史博物館、2012 年 7 月 5 日～22 日）

麗水（麗水鎮南文芸会館、2012 年 8 月 6 日～12 日）

ウ. 日本語教育関係者・日本研究者に対する支援

・ 日本語専門家の派遣：3 名をソウルに、1 名を釜山に派遣。

・ さくら中核事業の実施：ソウル日本文化センターにおいて、以下 8 件のさくら中核事業を実施した。

日本語アドバイザー業務

夏季及び冬季中等日本語教師集中研修

日本語教育アドバイザー巡回業務

釜山駐在日本語教育専門家による日本語教育業務

日本語教師サロン

日本語教育助成

第 5 回全国学生日本語演劇発表大会

大韓民国中等教育日本語教師研修フォローアップ事業

・ 海外日本語教師訪日研修の実施：日本語国際センターで実施した、海外日本語教師訪日研修プログラムに 52 名（国別研修に 50 名、長期研修に 2 名）が参加。

・ 日本研究フェローシップの実施：平成 24 年度は、平成 23 年度採用フェローの継続分 13 名、平成 24 年度新規採用分 17 名、計 30 名が日本で研究活動を行った。

エ. 日中韓、及びアジア地域での交流

・ 日中韓演劇共同制作事業の実施：日中韓共同制作演劇「祝／言」プロジェクトの準備と調査、日韓の上演予定地におけるシンポジウムやトークイベント等プレイベントを実施しつつ、作品制作を進めた。

（3） 中国

中国の国際社会におけるプレゼンスは、経済、政治、軍事などの各分野で近年著しく増大し、北京オリンピックや上海万博を成功させるなど更に国力に自信を深めている。中国は日本にとって経済面でも重要なパートナーであるばかりでなく、不安定な朝鮮半島情勢への対応やグローバルな課題への対応などを円滑に進める上で中国との良好な関係の構築・維持の重要性は益々増大している。平成 24 年度は、2012 年日中国交正常化 40 周年の機会に文化交流事業を一層充実化すべく、以下の方針により事業を企画した。2012 年 9 月以降の日中間の情勢の変化により、中止・

延期を余儀なくされる事業も発生したが、方針に即した事業実施に努めた。

ア. 日中国交正常化 40 周年を契機にした未来志向の親近感の醸成

- 「日本美術の 40 年」展の実施：中国側共催団体からの申し入れにより中止。
- 中国高校生長期招へい事業の実施：第 6 期生（平成 23 年度中に来日）32 名が 2012 年 7 月に帰国、第 7 期生 32 名が同年 8 月末に来日し日本各地の高校に在籍中（2013 年 7 月末帰国予定）。
- 「ふれあいの場」事業の実施：既存の 11 か所（成都、長春、南京、延辺、ハルビン、西寧、連雲港、重慶、広州、大連、杭州）において各種交流事業を実施したほか、長春ふれあいの場では基金巡回展「東北－風土・人・くらし」展を開催し、東日本大震災から復興に向かいつつある日本の様子を紹介した。

イ. 共通の課題解決に向けての協働による、より深い人的ネットワークの形成

- 「第 5 回アジア紙文化財保存修理シンポジウム」の実施：「漢字と紙の文化圏」における文化財修理関係者の情報共有・意見交換の場としてスタートした「アジア紙文化財保存修理シンポジウム」の第 5 回が、中国・韓国からの専門家の参加を得て、福岡県太宰府市で 2012 年 11 月 2 日～5 日に開催。国際交流基金は、本シンポジウムを主催した一般社団法人国宝修理装こう師連盟に対し助成を行った。
- 日中知的交流強化事業の実施：中国の民商法研究者 6 名のグループを日本へ招へいし、研究者や司法関係者、省庁関係者等と意見交換を行ったほか、8 名の研究者・知識人を個別に 1～2 か月間招へいし、日本での研究活動、研究者・専門家との意見交換、関係機関訪問などの活動を支援した。

ウ. 日本語教育の拡充による日本に対する関心・関係をもつ層の拡大

- 日本語専門家の派遣：北京日本文化センターへ 3 名の専門家を派遣。
- さくら中核事業の実施：北京日本文化センターにて、以下 10 件のさくら中核事業を実施。

  日本語アドバイザー業務
  全国中等日本語教師研修会（夏期、春期）
  2012 年第 7 回全国大学日本語教師研修会
  小規模助成（平成 24 年度日本語教育普及活動助成）
  地域巡回指導研修会
  中国さくらネットワーク中核メンバー交流会議
  第 2 回中国東北三省、内蒙古の高校生および日本語教師のためのプロジェクトワーク
  2012 年日本語教育シリーズ講座
  中国各地日本語教師会交流ミーティング
  中国日本語教師研修実績冊子の制作

- 北京日本文化センター以外のさくら中核メンバー9 機関が 9 つの地方都市（広州、長春、ハルビン、長沙、西安、大連、天津、福州、香港）において実施した、スピーチ大会、シンポジウム・研究会、日本文化体験コーナーの運営等 11 件の事業を支援した。
- 海外日本語教師訪日研修の実施：中国の日本語教師向けに、約 2 か月間の研修を 2 件（大学レベルと中等教育レベル）実施した。大学の日本語教師対象のコースに 39 名、中等教育機関の日本語教師対象のコースに 19 名、計 58 名が参加。

エ. 日本研究支援の拡充による日中相互理解の基盤の強化

- 日本研究機関の支援：8 機関への支援を実施（遼寧大学日本研究所、東北大学中日文化比較研究所、四川外語学院、復旦大学日本研究センター、東北師範大学、南開大学、西北大学、浙江工商大学日本研究院）。
- 北京日本学研究センター事業の実施：北京外国語大学における修士課程、博士課程学生のための研究者の派遣、訪日研究・フェローシップの実施、中国側教員の研究プロジェクト支援、北京大学における現代日本研究講座への研究者の派遣、受講生に対する訪日研修等を実施した。

オ. 日中韓、及びアジア地域での交流

- 日中韓演劇共同制作事業の実施：韓国エ．の項参照。

（４） 米国

日米両国は、強固な同盟関係にあり、二国間の課題のみならず、アジア太平洋地域情勢やグローバルな課題に、世界の国々と協力しながら緊密に取り組むパートナーである。2010 年秋以降の朝鮮半島情勢の緊迫化、日中・日露関係の緊張などを背景に日米同盟の重要性が再認識されるようになり、2010 年 9 月のニューヨークにおける日米首脳会談において、日米同盟を安全保障、経済、文化・知的・人的交流の３本柱を中心に深化・発展させることが合意され、更に同年 11 月のＡＰＥＣにおける首脳会談において発表されたファクトシート「日米同盟深化のための日米交流強化」により、両国関係の維持・強化のための具体的イニシアティブが開始された。2011 年 3 月 11 日東日本大震災後には米国よりいち早く米軍による「トモダチ作戦」をはじめ物心両面にわたる支援が提供され、日米同盟の“絆”が再認識されたが、変容する国際社会の中で、最も重要なパートナーである米国との間での幅広い層に支えられた緊密な関係の維持・強化に一層努めるべく、以下の事業を実施した。

ア. 米国の幅広い層（含市民レベル）における知日層の醸成

- 「ＴＯＫＹＯ1955-1970 ：新しい前衛」展の実施：2012 年 11 月 18 日～2 月 25 日、ニューヨーク近代美術館において、60 年代を中心とした日本の現代美術の大規模な展覧会を開催。
- 米国若手日本語教員派遣事業の実施：平成 24 年度は新規に 10 名の若手日本語教員を派遣、前年度からの継続派遣者と合わせ計 23 名が、米国各地の日本語講座を有する初中等教育機関でティーチングアシスタントとして日本語の授業を行うと共に現地コミュニティにおいて日本文化・社会理解促進のための活動に協力。
- 米国ＪＥＴ記念高校生招へい事業の実施：東日本大震災により命を落とした米国のＪＥＴ青年 2 名の業績をたたえ、2011 年度より 5 か年の予定で実施されるものであり、2012 年 7 月に米国の高校生 32 名を 15 日間招へい。滞在日程には 5 日間の被災地訪問が含まれ、一行は「日米高校生サミット in 陸前高田 2012」へも参加。
- キズナ強化プロジェクトによる青少年交流の実施：外務省からの受託事業として、平成 24 年度は次のとおり実施した。①短期招聘:2012 年 6 月～8 月及び 2013 年 3 月に米国の高校生（1194 名）を日本へ 14 日間招へい。被災地を含む日本国内視察及び青少年交流を実施。②短期派遣：2012 年 10 月、11 月、および 2013 年 1 月、3 月に被災地の高校生（996 名）を米国へ 15 日間派遣し、米国内視察及び青少年交流を実施。③長期派遣：2013 年 3 月～9 月（現在も継続中）

に被災地等の大学生・大学院生（55 名）を米国へ 6 ヶ月間派遣し、英語・ビジネス慣習研修、企業等でのインターンシップ、及び米国内視察などを実施。

イ. 芸術文化の複合的紹介と対日理解の深化を目指した事業の実施

- 「パフォーミング・アーツ・ジャパン」プログラムによる文化芸術機関支援：舞台芸術分野における日本―北米間の交流に資する事業 11 件へ支援を行った。
- 日米学芸員交流の実施：2013 年 1 月 26 日～2 月 3 日に写真を専門とする 9 名の学芸員を日本へ招へいし、滞在中に公開シンポジウムを開催。2012 年 12 月 20 日～24 日には東京国立近代美術館との共催シンポジウム参加のため、学芸員 2 名を招へいした。

ウ. 日本理解の基礎となる日本研究への効率的支援

- 日本研究フェローシップの実施：国別では最多となる 31 名の日本研究フェローを採用した。
- 日本研究機関の支援：国別では最多となる、17 機関を支援（国内 2 機関を含む）。また、平成 23 年度に日本研究機関支援へ申請する大学数の減少が明らかになったことから、平成 24 年度よりこれまでの日本研究機関支援のサブカテゴリーとして「小規模グラント」を開始した結果、11 大学から申請があり、審査の結果 8 大学を採用。

エ. 知的交流に資する人材育成とネットワーク形成

- 「日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム」の実施：平成 24 年度は新規に 3 名のコーディネーターを米国に派遣（第 11 期生）したほか、継続派遣中の第 9 期、10 期生として 9 名、合計 12 名が米国の大学や日米協会を拠点に学校や地域で日本紹介活動を行った。
- 日米次世代パブリック・インテレクチュアル・ネットワーク事業の実施：米国の政策・世論形成・教育分野での活躍が期待される中堅・若手世代の日本専門家に、日米が地球規模で手を携えて取り組むべき多様なアジェンダ、両国の協力の重要性につき理解を深め、彼らの間に緊密なネットワークを育むための機会を提供することを目的として、平成 21 年度より実施。現在は第 2 期目（1 期は 3 年間）を実施中でフェローは 14 名。

オ. 日本語教育の推進による日本に対する特別な関心・関係を持つ層の増大

- さくら中核事業の実施：ロサンゼルス日本文化センターでは 7 件の事業を、アーカンソー大学、全米日本語教育学会、デュポール大学は各 1 件の事業を実施した。
- ロサンゼルス日本文化センター「米国グラントプログラム」による日本語教育支援：米国の非営利日本語教育機関が実施する、71 件の事業を支援した。

カ．ファクトシート「日米同盟深化のための日米交流強化」に対応した事業の実施状況

平成 24 年度は、以下の通り各事業を実施した。

・日本人若手教員等の米国派遣

○　日本人若手日本語教員の米国派遣

①　上記ア．記載のとおり、23 名の若手日本語教員を派遣。

②　海外における日本語普及拡大の一環としてロサンゼルス日本文化センターに直営日本語講座を、ニューヨークにおいては米国機関との連携日本語講座を開設し、若手日本語講座調整員をロサンゼルスに 2 名、ニューヨークに 1 名派遣。

○　日本語教育インターンの米国派遣

日本語教師養成課程を有する日本国内の大学との連携プログラムにより、国内 13 大学 32 名の学部生／大学院生に対し、米国の日本語教育実施機関での実習のための機会を提供。

・日本研究・日本語教育

○　米国高等教育機関における日本語講座の開設・拡充及び日本研究の促進

日本研究事業の拡充を進める米国各地域における有力大学・機関等で、日本研究事業の一環としての専門的日本語教育コースの新規立ち上げ（若しくは事業の拡充）に要する経費（教員給与、図書拡充、調査費、研究会議、訪日研修等）の支援を行った。平成 24 年度はファーマン大学（日本語教員ポスト新設、夏期学部 1 年生訪日体験、春期学部学生訪日、日本研究シンポジウム、コース開発、学生夏季訪日インターンシップ支援）に対し支援を行った。

・知的交流

○　米国のシンクタンクとの交流強化

米国のシンクタンクにおける日本研究、および日本との知的交流の促進・強化を図るため、平成 20～22 年度に支援した 5 大シンクタンク支援が終了した後に、平成 23 年度より、新たに、シンクタンク支援プログラムを開始。平成 24 年度は、4 件の助成（ブルッキングス研究所２件、東西センター〔ワシントンＤＣ〕、カーネギー国際平和財団）を実施した。

○　米国のアジア研究専門家招聘

米国のアジア政策の策定に影響力を及ぼすような有力なアジア研究者 4 名を、グループで 2013 年 3 月 17 日～24 日の間、日本に招へい。参加者の日本理解を促進するとともに、日本の政策関係者や研究者などとの対話を通じて、ネットワークの形成を図った。（詳細は小項目Ｎｏ．７に記載）

・草の根交流

○　米国大学生のための短期訪日研修支援

グループで訪日する米国の大学生（学部レベル）に対して、申請機関（大学）を通じて訪日旅費（国際航空賃、宿泊費等）の一部を支援（助成）する事業。いわゆる有名大学の学生だけでなく、日本経験のない地方のリベラルアーツ・カレッジなどの学生も対象とし、平成 24 年度は 27 機関（425 名分）の訪日を支援した。

○　日米桜寄贈百周年記念事業開催

以下の桜寄贈百周年記念各事業を実施・支援した。

- 主催事業：「津軽三味線公演」（6 都市）、「武道レクチャー・デモンストレーション」（4 都市）
- 助成事業：「紀尾井シンフォニエッタ米国巡回公演」（4 都市）、「坂東鼓登治歌舞伎舞踊公演」（5 都市）、「切り絵レクチャー・ワークショップ」（2 都市）、北之台雅楽アンサンブル（米国 4 都市とカナダ 1 都市）

・文化芸術交流

○　平和や環境等について芸術を通じて日本の価値観を発信

「震災を乗り越えて復旧復興をめざす日本の姿を伝える文化事業」として、「南三陸町民俗芸能中高生派遣事業」、「ニューオリンズと宮城の青少年ジャズバンド交流事業」を実施した。

○　米国の有力な美術館における本格的な近現代美術展開催

伝統美術から現代美術までを含む本格的な日本美術の展覧会を、23 年度から準備を

行い、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間に、発信力に富む米国の有力美術館との共催により実施するもの。平成 24 年度は日米学芸員交流で培われたネットワークを生かし、ニューヨーク近代美術館において「ＴＯＫＹＯ1955-1970：新しい前衛」展を実施（上記ア．参照）。

２．方針に基づく事業実施に対する外務省評価　　評価点：ロ（優れている）

基金が外務省と協議しつつ毎年度策定する地域･国別事業方針の分野別事業への反映と同方針に基づく事業の実施について、外務省が評価を行うため，基金海外拠点所在国の大使館と、基金海外拠点の数が極めて少ない南米及びアフリカ地域の 6 か所の大使館に対し､以下の基準により評価を指示し、方針・公館ごとに評価を徴した。

「Ａ」：優れている
それぞれの方針に対応した事業が適切に企画・実施され，高い効果をもたらした。
「Ｂ」：順調
それぞれの方針に対応した事業が適切に企画・実施され，総体として順調である。なお、方針に沿って事業を企画したものの、外的要因で事業を実施できなかったが、対外的に合理的に説明できる理由がある、という場合の評価は「Ｂ」とする。
「Ｃ」：順調でない。
方針に基づいた事業の企画・実施がなされていなかった。

在外公館の評価は、「Ａ」（優れている）が 73.6%、「Ｂ」（順調）が 26.4%、「Ｃ」（順調でない）が 0%となり、全ての地域・国別事業方針について「順調」以上とされており、特に約 4 分の 3 が「優れている」と高く評価されているため、当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応しつつ、基金が定める地域・国別事業方針に基づき、適切に事業を実施していると判断される。

そうした中､特に以下の地域や国においては積極的な評価につながる具体的な成果が得られたと認められる。

米国では､昨年の日米桜寄贈 100 周年事業等を契機に全米各地で高まった日米文化交流の機運を維持・発展させるべく、伝統舞台芸術から現代文化・音楽まで多岐にわたる米国各地の文化団体を支援するなど、日米草の根交流が促進された。

フランスでは、2012 年 7 月にパリで開催されたＪａｐａｎ　Ｅｘｐｏでのブース出展、広報媒体としてのツイッター、フェイスブックの活用など、若者世代をターゲットとして意識した取組を拡大した他、大学等教育機関との連携も進められた。

中国では、平成 24 年度下半期は、二国間情勢の悪化により、日中国交正常化 40 周年記念関連事業を含め､一般市民を対象とした文化芸術交流事業の多くが中止･延期を余儀なくされた｡そうした中、文化芸術交流分野では写真評論家の笠原美智子講演会の開催､日本研究支援分野では日中国交正常化 40 年「回顧と展望国際シンポジウム」等の助成、更には日中交流センター事業である中国人高校生の招へい等の交流や日本研究者とのネットワーク強化の取組など､両国国民相互の未来志向の関係の醸成に資する活動を実施できたことは評価できる。

また､韓国においては､「グローバル金融危機以降の日本と韓国：収斂か多様性か」（現代日本学会）、「東アジアにおける領土問題解決に向けての新パラダイム構築」（世宗研究所日本研究センター）な

どの両国の共通課題解決に資する知的対話事業を支援し、日韓の未来志向の関係を見据えた活動を行うと共に、日韓学生パッケージデザイン交流事業、李秀賢氏記念韓国青少年訪日研修、「Ｒｅ：Ｑｕｅｓｔ－1970 年代以降の日本の現代美術展」（ソウル大学校美術館）など若い世代を対象とした事業も数多く実施し，昨今の両国関係の中にあっても，日韓関係の基盤強化に資する活動が継続的に行われた。

外交的なモメンタムとの関連では、震災支援への感謝表明を目的とする 2013 年 3 月末の仙台フィル・ロシア公演は、4 月末の総理訪ロに向けて友好親善の機運を大いに盛り上げた。更に、2012 年 9 月のウラジオストックでのＡＰＥＣサミットに合わせ開催された特定非営利活動法人日本･ロシア協会による「2012 年ウラジオストクＡＰＥＣサミット開催記念　日ロ極東フォーラム」への助成を通じて、知的対話支援といった面でも同地域で効果的な事業展開がなされた。

基金海外拠点所在国以外においても、例えば日本から地理的に遠く普段日本文化と接する機会が限られているアフリカ諸国においては、ケニアやウガンダで「アフリカ和太鼓公演」を実施し、メディアも含め、幅広い層から予想を上回る反響があり、ＴＩＣＡＤ開催に向け大きなはずみとなった。更に 2013 年 3 月にＴＩＣＡＤＶ閣僚級準備会合のエチオピア開催と合わせ、欧州で活躍する我が国文化人を派遣し、外務省在外公館と共催で行った「津軽三味線公演」は、アフリカ各国から閣僚級が集う重要な大規模国際会議であり、我が国の対アフリカ外交の中核の一つとなっているＴＩＣＡＤプロセスの中で、我が国の対アフリカ政策と併せ日本文化をも効果的に発信し、アフリカ諸国による対日好感度を高め、対日理解の増進に寄与した。

日本語教育の分野においても、中等教育機関、大学を対象として、専門家の派遣や地方巡回を通じた現地の日本語教師への研修の実施、基金海外事務所を拠点とした日本語直営講座の着実な実施、教材作成・研修等の活動、日本語能力試験の実施、各地の日本語弁論大会へのサポートなどの取組みを実施した。特に中等教育課程への日本語導入が進む東南アジア諸国においては、現地日本語教師の研修、専門家派遣等による教材開発に力を入れ導入を支援した。また、初等中等教育段階の日本語教育プログラムが削減傾向にある米国等では、日本語教材購入や日本語講師給与のための助成を継続的に実施し、結果として日本語教育基盤が維持されている。現地日本語教育機関や日本語教師と基金との間では深いネットワークが形成されており、現地における日本語学習者が拡充されている。更に、経済連携協定（ＥＰＡ）に基づく看護師、介護福祉士候補者への日本語教育をインドネシア及びフィリピンのそれぞれの政府機関の協力を得て、総体として順調に実施した。

上記の点を踏まえ、平成 24 年度国際交流基金事業は、地域・国別方針に基づいて適切に事業が企画・実施されており、優れた実績を挙げていると判断されるため、「ロ」と評価する。

３．情勢の変化への適切な対応

平成 24 年度は、2012 年夏以降、日韓間、日中間の情勢の変化が事業に影響を与え始めた事から、同年 9 月からは韓国・中国で実施予定・進行中の全事業を対象に、情勢の影響の有無について内部で情報を共有する体制を整えた。これにより国内の全部署、韓国と中国の事務所を対象に事業の進捗状況や現地の最新情報の集約・共有を図った結果、事業への影響の全体像が早期に把握でき、適切な対処へとつながった。

また、エジプトでは、事務所所在地近辺にて大規模デモが頻発し、事務所における事業実施が困難となったが、比較的治安が確保されている地域での事業実施に努めた結果、影響を最小限に抑えることができた。

韓国、中国、及びエジプトにおける事業の実施及び中止・延期の状況は以下のとおり。

（1） 韓国

2012 年夏以降の日韓間の情勢の変化は、基金事業に対しさほど大きな影響を与えるものではなかった。9 月以降に実施した対韓国事業全 117 件のうち、影響があったものは以下の 2 件のみであり、在韓日本大使館及び外務本省とは、随時、必要な情報交換を行った。

- 東アジアにおける領土問題解決に向けての新パラダイム構築（助成事業、2012 年 9 月開催、主催は世宗研究所）：開催都市を済州から札幌へ変更して実施。
- 日韓欧多文化共生都市サミット 2012 浜松（主催事業）：韓国から参加予定であった 3 つ自治体のうち 2 つが参加を見合わせたため、他の参加自治体を募ったところ 3 自治体からの参加を得て予定通り実施（韓国からの参加は計 4 自治体）。韓国側の参加自治体の確保については基金が依頼した韓国側のコーディネーターの尽力に負うところが大きいが、加えて韓国国内での「多文化共生都市」に対する関心の高まり、浜松での第二回サミットのテーマ設定が参加自治体の関心を呼んだ事、第一回の成果を受けて関係者間に信頼関係が構築されていた事が背景として考えられる。第三回は、2013 年 10 月に韓国安山市での開催が予定されている。

（2） 中国

2012 年 9 月以降の日中間の情勢の変化は、特に一般市民を主たる対象とする文化芸術交流事業に大きな影響を与えた。9 月以降に実施した対中国事業全 163 件のうち、以下のとおり 27 件に影響があった。

- 文化芸術交流事業： 43 件中 12 件 44%
- 日本語事業： 50 件中 4 件 15%
- 日本研究・知的交流事業： 68 件中 11 件 41%
- その他（特定寄附）： 2 件中 0 件 0%

中国国内で開催する国際交流基金主催事業は、外部では現地機関と共催する必要があるが、中止・延期を余儀なくされた事業は、すべて中国側の共催機関からの申し入れによるものである。一般市民が事業の主たる対象である文化芸術交流が最も大きな影響を受けたが、専門家を対象とした事業の多い日本語、日本研究・知的交流事業は比較的影響が少なかった。在中国大使館及び外務本省と相談しつつ現地の情勢変化に適切に対応した事例は以下のとおり。

- 「アジアの未来と日中関係国際シンポジウム」（知的交流会議助成、申請団体：中日関係史学会）：シンポジウム開催日当日は、日本大使館向かいのシンポジウム会場前道路は数千人によるデモ隊で埋め尽くされた。このデモの情報は、中日関係史学会（メンバーには中国政府、党関係者も多数）にも事前に入っていたが、「このような時だからこそ対話の場が必要」という同学会の考えのもと、北京日本文化センターは同学会と開催に向けて連絡を密に取り、公安局の協力を得て厳戒な警備のもと、無事に事業が実施された。
- 北京日本文化センター企画事業（「和のコラボ」、「折り紙」講演会、日本映画上映会）：情勢が悪化した 2012 年 9 月以降、下半期の北京日本文化センターの文化芸術交流事業については、外部機関で実施する事業を取りやめ、影響を受けにくい（＝中国側の共催機関を必

要としない）同センターの多目的ホールや日本大使館のホールを活用する事業を中心に企画を行った。結果、一般市民を対象としたこれらの事業は、いずれも盛況であり、政治情勢が緊迫した中にあっても、日本に関心を持つ一般市民を対象とした事業が無事に実施された。

・ 杭州アジア青年映画祭北京巡回上映会：杭州アジア青年映画祭は政治情勢が悪化していた中、2012 年 10 月に無事開催され、北京日本文化センターは、「小川紳介回顧展」関連経費及び山形国際ドキュメンタリー映画祭関係者の招へい費用を同映画祭に助成する形で関与した。その後、日中関係者の間で、北京でも上映会を実施したいとの機運が高まった事を受け、北京日本文化センターは情勢の影響を受けにくい北京の民間のシネマテークとの共催により、同年 12 月に北京巡回上映会を開催した。

（３） エジプト

2012 年 6 月の大統領選挙におけるイスラム穏健派大統領の誕生後、一時的に社会的混乱が収まったものの、同年 11 月中旬の大統領権限強化の憲法宣言以降、カイロ日本文化センターが所在するタハリール広場付近を中心に、カイロ市内各所で反対派によるデモ行進や治安部隊との衝突が断続的に発生した。同センターに通じる主要道路は、主要政府機関や大使館が密集するガーデンシティ地区の治安維持のため、治安部隊によってブロック封鎖が行われた。そのため、10 月より事務所内で再開した日本語講座の再休講、センター図書館の開館時間短縮や閉館を余儀なくされた他、囲碁講座のための専門家招聘を安全上の理由から中止するなど、事務所スペースでの一部活動に支障が生じた。他方、現地主導による大型文化事業との連携（カイロジャズフェスティバルでのジャズ公演、サキア国際文化フェスティバルへの日本文化紹介ブース出展等）や比較的治安が確保されている地域での事業展開（カイロ市内国立大学・アレキサンドリア図書館での折り紙ワークショップ、エジプト民間企業付属施設を使用した巡回展、サウィー文化センターでの J-POP コンテスト等）に重点を置き、また、激しく変化する治安状況への対応を在エジプト日本大使館とも相談しつつ事業を実施した結果、対エジプト事業全体としてはその影響を最小限に留めることができた。厳しい環境の中での事業実施にあたって、これまで培った現地機関との信頼関係や日頃からの治安情勢の正確な把握・分析が役立ったと言える。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標１：当該国の国内事情及び国際情勢、政府の外交政策を踏まえた地域・国別事業方針の策定
指標２：方針に基づく事業の立案・計画的実施、および情勢の変化への適切な対応</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
地域・国別事業方針を外務省と協議の上で作成し、それを踏まえ、当該国の国内情勢、国際情勢に対応して事業を実施している。特に重点地域・国である東南アジア地域(事業実績額 1,390,755 千円)、韓国(443,831 千円)、中国(661,750 千円)、米国(2,627,287 千円)に対しては、全事業予算のうち約４割を振り向け、集中的に事業を展開している。また、国際情勢の変化（日中、日韓関係の情勢変化やエジプトの大規模デモ発生）について、臨機応変に対応し、事業を推進した点も評価したい。
外交政策に基づき戦略的、かつ継続的に事業を着実に実施しており、また外交上必要性の高い事業への重点化の工夫が認められる。以上より、計画を</td></tr>
<tr><td>ロ</td></tr>
</table>

		上回って順調であり、優れた実績を挙げていると評価する。 　今後も、日中関係、日韓関係をめぐる情勢の変化や、米国社会におけるアジア系米国人の政治的影響力の拡大等、新たな変化に柔軟に対応した施策の実施が重要であり、その果たす役割がより一層期待される。

平成24年度国別事業実績額上位30か国

	国名	実績額	シェア
1	米国 （キズナ強化プロジェクトを除外した場合）	2,627,287千円 （1,507,741千円）	21.27% （12.20%）
2	中国	661,750千円	5.36%
3	フランス	644,475千円	5.22%
4	韓国	443,831千円	3.59%
5	インドネシア	360,392千円	2.92%
6	オーストラリア	312,290千円	2.53%
7	ロシア	311,650千円	2.52%
8	イタリア	290,536千円	2.35%
9	フィリピン	266,976千円	2.16%
10	ドイツ	247,072千円	2.00%
11	タイ	193,553千円	1.57%
12	マレーシア	188,023千円	1.52%
13	ベトナム	186,827千円	1.51%
14	インド	184,531千円	1.49%
15	カナダ	177,077千円	1.43%
16	英国	171,751千円	1.39%
17	ブラジル	162,701千円	1.32%
18	イスラエル	135,733千円	1.10%
19	スペイン	107,433千円	0.87%
20	エジプト	90,331千円	0.73%
21	メキシコ	73,789千円	0.60%
22	ハンガリー	73,000千円	0.59%
23	モンゴル	60,570千円	0.49%
24	ウクライナ	55,046千円	0.45%
25	シンガポール	52,285千円	0.42%
26	カンボジア	50,935千円	0.41%
27	ニュージーランド	47,864千円	0.39%
28	ポーランド	44,890千円	0.36%
29	スリランカ	40,191千円	0.33%
30	ラオス	36,920千円	0.30%
	その他東南アジア	54,844千円	0.44%
	総計	12,354,818千円	

※ここでの実績額は、年度終了後速やかに業務実績の評価を実施するために、決算確定前に暫定値として集計を行ったものであり、決算確定後に集計される正式な業務実績額とは、若干の異動が出る可能性がある。

※米国の実績額には、受託事業であるキズナ強化プロジェクト（1,119,546,683円）を含む。

※「その他東南アジア」は、ミャンマー、ブルネイ、東ティモールの実績額と「東南アジア区分困難」の実績額の合算額である。

小項目 No. 2　多様な日本の文化及び芸術の海外への紹介

大項目	**Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**
中項目	２．分野別事業方針等による事業の実施 （１）文化芸術交流事業の実施
小項目	No.2　多様な日本の文化及び芸術の海外への紹介
中期計画	諸外国の国民の日本の文化・芸術に対する関心を促進し理解を深めるため、文化人・芸術家等の派遣・招へい、講演、セミナー、ワークショップ、展示、公演、映画・テレビ番組の上映・放映・制作、書籍の出版・翻訳等の事業の実施・支援や青少年交流、ウェブサイト等を通じた関連する情報の発信等を通じ、多種多様な日本文化の諸相を海外に伝える。
年度計画	諸外国の国民の日本の文化・芸術に対する関心を促進し理解を深めるため、文化人・芸術家等の派遣・招へい、講演、セミナー、ワークショップ、展示、公演、映画・テレビ番組の上映・放映・制作、書籍の出版・翻訳等の事業の実施・支援や青少年交流、ウェブサイト等を通じた関連する情報の発信等を通じ、多種多様な日本文化の諸相を海外に伝える。 事業の実施は、外交上の重要性及び地域・国別方針に基づき、地域・国の視点に立って行う。すなわち、以下の地域・国においては重点的に、様々な事業手法の組み合わせや他の事業分野との連携による複合的・総合的な事業実施を通じて、特により深い日本理解につなげる。その他の地域・国については、外部リソースの活用、フィルムライブラリーの有効活用のための工夫等も含め、より効率的に効果のあがる事業形態・方法を検討する。 ・ 米国：日米同盟深化のための日米交流強化、日米桜寄贈 100 周年（2012 年） ・ 中国：日中交流の深化、日中国交正常化 40 周年（2012 年） ・ ミャンマー：ミャンマー文化交流ミッションのフォローアップ、新たな国づくりにおける支援 ・ ASEAN 諸国：21 世紀東アジア青少年大交流計画プログラムのフォローアップ、日・ASEAN 交流 40 周年（2013 年） ・ 南アジア：日印国交樹立 60 周年、他の南西アジア国交樹立周年（2012 年） ・ 中東・北アフリカ：日本イスラエル外交関係樹立 60 周年（2012 年） ・ ロシア：主要都市向け戦略的集中文化発信プロジェクト ・ 英国：ロンドン五輪 なお、主催事業については、事業対象者にアンケートを実施し、回答数の 70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目指す。 また、ウェブや出版物による情報発信や学芸員等専門家の交流を推進し、公演、展示、映像・出版等の事業企画につなげる。

【業務実績】

要旨

平成 24 年度を通して、主催事業は 307 件、助成事業は 341 件、海外事務所による事業は 508 件実施した。また、平成 24 年度東日本大震災復興特別会計予算を活用した事業は 18 件実施した。主催の催し物には 192 万人以上の来場者・参加者を集め、事業対象者（観客・参加者）にアンケートを実施した結果、主催事業では 93%以上、助成事業では 99%以上から満足との回答を得た。

多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介し、諸外国の国民の関心を促進し理解を深めるため、展覧会や公演、講演会等の開催、映画上映、国際図書展参加他様々な事業を広く世界各地に向けて実施した。実施にあたっては、継続的及びより効率的な対応を目指し、フィルムライブラリーを有効活用して映画上映事業を企画したり、展覧会開催と講演会講師派遣、国際図書展参加と日本文化紹介レクチャー・デモストレーション等様々な手法を組み合わせて複合的・総合的に事業を実施したりするとともに、中南米における青少年の一般的な嗜好やテレビ普及率を考えてサッカーアニメのテレビ番組放映を新たに企画する等、アピール力が高く、影響力が強い事業の実施に努めた。

重要な地域・国を対象とした重点的な対応としては、特に米国、中国、ロシア等に対する事業に力点を置いた。例えば、日本との交流基盤が成熟し日本文化に関する目が肥えた観客と実施会場（ニューヨーク近代美術館「ＭｏＭＡ」）がもつ発信力・訴求力とを意識して企画した、質の高い大型日本文化紹介事業（美術展「ＴＯＫＹＯ1955-1970:新しい前衛」と「アート・シアター・ギルド（ＡＴＧ）」映画特集上映会の組み合わせ)、より深い相互理解と一体感の醸成を目指して企画された演劇共同制作（日中、日中韓)、東日本大震災からの復興に向けて企画した仙台フィルロシア公演等である。また、外交周年という外交上重要な機会を捉え、イスラエルを対象とした歌舞伎舞踊公演や演劇共同制作、東南アジア・南アジア向けの邦楽公演等、アピール力のある大型事業を行った。

本項目を含む「文化芸術交流事業の推進及び支援」のための各プログラムの実施状況については、Ｎｏ．２,Ｎｏ．３別添１～２を参照。

指標１：諸外国の国民の日本の文化・芸術に対する関心を促進し理解を深める事業の実施

多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介し、諸外国の国民の関心を促進し理解を深めるため、平成 24 年度は主催事業 307 件、助成事業 341 件、海外事務所による事業を 508 件実施したほか、679 回のフィルムライブラリー所蔵フィルム上映を世界で幅広く実現した。また、平成 24 年度東日本大震災復興特別会計予算を活用した事業は 18 件実施した。主催で行った催し物には 192 万人以上の来場者・参加者を集め、事業対象者（観客・参加者）にアンケートを実施した結果、主催事業では 93%以上、助成事業では 99%以上から満足との評価を得た。事業に関する報道は、総じて 4 万件以上にのぼった。

これらの事業の中で、継続的及びより効率的な対応を目指し、広く世界各地に向けて行った取組みの例は以下の通り。

１．基金巡回展の開催

デザイン、建築、写真、工芸、武道、ポップカルチャー等様々なテーマの下に制作した比較的コンパクトな巡回用展示セットを、世界各地に同時並行的に巡回させて展覧会を実施。平成 24 年度は、計

56か国93都市において106件開催。総計915件の報道がなされ、753,954人の集客を得た。アンケートの結果、平均95%が満足と回答している。

２．日本映画上映

基金フィルムライブラリーを活用し、平成24年度は世界70か国で118件の日本映画祭・日本映画上映会を実施し、230,728 人がそれを観賞、95%が満足とアンケートに回答した。報道件数は 2,227 件にのぼった。加えて、29か国における61件の日本映画上映会に対し経費的な支援を行い、総計164,093人の観客を動員した。たとえば英国においては、「現代監督が描く昔の日本」をテーマに、各時代の日本を舞台とした、アート系、エンターテインメント系、アニメ、実録を含め様々なジャンルの様々な監督による映画10作品を選び特集を組んで英国内巡回上映会を実施し、また合わせて上映作品監督や映画研究者によるトークも企画した。10年前から毎年継続している英国日本映画特集上映会であるが、平成24年度は普段日本文化に触れる機会の少ない地方都市も含め過去最多の8都市で開催し、合計観客者数は3,073人に上り、85件の報道がなされた。来場者からは「ハイテク、東京といった現在英国人が一般に抱いている日本のイメージとは違う、いろいろな日本を知った」「普段は見られない日本映画が多く選ばれており、日本の社会の多彩な面についても学ぶことができた」「長く続けてほしい企画」といった感想を多く得た。

また、平成24年度は、在外公館や基金海外事務所へのニーズ調査に従い、世界各国の在外公館や基金海外事務所計146か所に日本の劇映画やドキュメンタリー計7作品のDVD計308枚を配付して、日本映画上映の機会を提供し、計 164,093 人の観客を動員した。更に海外のフィルムライブラリーに対してもDVD素材でのみ作品を提供した。これにより、プリントフィルムより輸送や保管が容易であるDVDの特性を活かして、小中高校や日本語教室等における小規模上映会が企画される事例が増加し、青少年を中心とする新たな層にまで事業対象を拡大することができた。一方で、デリケートなデジタル素材ゆえ再生上のトラブルが多発する、海賊版拡散防止の観点からDVD配布用に作品提供を認めない配給会社が少なくない、等の従来のプリントフィルムにはなかった問題点もあることから、今後のフィルムライブラリー運営におけるDVD素材による作品提供の適否については、引き続き検討していく必要がある。

なお、本部のフィルムライブラリーにおける、上映権料を前払いし上映許諾期間が定められている「制限付きフィルム」の運用状況は次の通り。在外公館等が使いやすいようにパッケージ化した提供・上映を促進した。支払い済みの上映権を平成24年度中に失効させた件数はゼロとなり、有効に運用している。平成25年度に上映許諾期間の終了時期（以下、上映期限）を迎える作品が多いため、上映期限が平成25年度末までのものと平成26年度以降のものに分けて運用状況を確認する。

（１）平成24年度当初の制限付きフィルムの残状況

ア．平成25年度末までが期限のもの	:	143本	1,583回分
イ．平成26年度以降に期限を迎えるもの	:	45本	355回分

（２）平成24年度中の制限付きフィルムの利用状況（A）

ア．前払い上映権を全て使用した本数

（ア）平成25年度末までに上映期限を迎えるフィルム	:	32本
（イ）平成26年度以降に上映期限を迎えるフィルム	:	11本

イ．上映回数

（ア）平成 25 年度末までに上映期限を迎えるフィルムの上映回数　：　641 回

（イ）平成 26 年度以降に上映期限を迎えるフィルムの上映回数　：　263 回

（３）平成 24 年度中の制限付きフィルムの変動状況

ア．上映期限を平成 25 年度末から平成 26 年度以降に延長したフィルム（B）：　19 本　215 回分

※平成 24 年度末期限：18 本 201 回分、平成 25 年度末期限 1 本 14 回分

イ．追加で購入した制限付き上映権（上映期限は平成 26 年度以降）（C）：　5 本　40 回分

※このうち 1 本は平成 24 年度中に全て使用し、1 本は平成 24 年度中に契約延長も行った（上記（３）アに含まれる）。

ウ．前払い上映権が失効したもの（D）　：　なし

エ．新規に購入した制限付きフィルム（D）　：　なし

（４）平成 24 年度末の制限付きフィルムの残状況

ア．平成 25 年度末までが期限のもの　：　92 本　727 回分

イ．平成 26 年度以降に期限を迎えるもの　：　56 本　347 回分

●制限付きフィルム所蔵本数及び上映権（回数）の推移

上映期限	H24 始		H24 末	
	H25 まで	H26 以降	H25 まで	H26 以降
本数	143	45	92	56
回数	1,583	355	727	347
合計	188 本・1,938 回		148 本・1,074 回	

●制限付きフィルム本数・上映回数の増減

上映期限	A 利用による減少		B 契約延長による上映期限変更		C 追加購入による増加		D 失効・新規購入による増減	
	H25 まで	H26 以降	H25 まで	H26 以降	H25 まで	H26 以降	H25 まで	H26 以降
本数	-32	-11	-19	19	0	3（※）	0	0
回数	-641	-263	-215	215	0	40	0	0

※実際に追加購入した本数は 5 本だが、このうち 1 本は平成 24 年度中に全て利用したため、C には含めない。またもう 1 本は、契約延長も行ったため、B に含めることとし、C には含めない。

●制限付きフィルムの使用目標と実績

「使用目標」＝平成 22～25 年度の間に制限付きフィルムを 1,800 回上映

	H22	H23	H24
使用回数	532	551	641
目標との差	1268	717	76

３．テレビ番組紹介

ドラマやドキュメンタリー等、日本のテレビ番組の海外における放映を促進し、一般市民に対するアピール力が大変高く影響力も強いというテレビの特長を活かして、幅広い層、多数の人々への発信を行った。平成 24 年度は、15 か国で 16 番組を放映し、正確な人数を算出することは困難ながらその視聴者数は、推定参考数を算出できた 7 か国のみでも約 300 万人と見込まれる。

中南米諸国対象としては、その地域的な特性を考慮し、対象国にとって魅力ある番組としてサッカーをテーマとするアニメ番組「ハングリーハート」を選定し、吹替えや字幕作成等のローカライズ経費も負担する事業形態を新たに加えた。ローカライズ経費の大半を基金が負担する代替として、放送権料の大幅値引きを著作権者である日本側テレビ局・制作会社等から得る仕組みが構築され、事業の経費的な効率性を確保できた。「ハングリーハート」は、たとえばグアテマラでは、サッカー好きな国民の関心を広く集めた結果、2012 年 12 月から 2013 年 3 月までの 3 か月半に亘る放映を、1 話あたり平均 12 万人（推定参考数）が視聴している。

４．出版・翻訳助成

日本の文学はじめ、人文・社会科学分野の日本の書籍の翻訳・出版にかかる経費の最大 80％を海外の出版社に対して助成・支援することにより、日本関連図書を出版販路に乗せ、また、より多くの読者を獲得するためにその販売価格を下げることに役立った。平成 24 年度は 21 か国で 40 件の翻訳または／及び出版を支援し、合計発行部数 86,790 部であった。

このうちたとえば、スペインでスペイン語訳出版がなされた「芥川龍之介 十三の短編」は収録された 13 篇の芥川の短編ほとんどが世界で初めてスペイン語訳されたものであり、特に意義が高い翻訳事業として、各国の報道でも取り上げられている。また、米国における書き下ろし出版に助成した「Ｐｏｓｔｗａｒ　Ｊａｐａｎｅｓｅ　Ａｒｔ，1945－1989：Ｐｒｉｍａｒｙ Ｄｏｃｕｍｅｎｔｓ」は、第二次大戦後の日本のアヴァンギャルドアートに関するテキストを厳選したアンソロジーとして、ニューヨーク近代美術館における美術展やＡＴＧ映画特集上映会（指標２―１（１）に記載）と合わせ、米国における戦後日本の文化芸術シーンの様々な側面からの有機的な紹介と世界における今後長期的な日本美術研究深化に寄与する事業となった。東京において出版記念講演会を実施し、事業の相乗効果向上を図った。

５．国際図書展参加

世界各地で開催される国際図書展について、平成 24 年度は計 14 件に参加し、計 93,219 人が日本ブースに来場、平均 93％が満足とアンケートに回答した。もともと必ずしも日本に関心を持っていなかった層も多数集まる国際図書展の集客力を活かし、図書展ブース出展に合わせて、現地ニーズに基づき、講演会や映画上映会、伝統芸能公演、折り紙教室、漫画教室等の日本文化紹介事業や、単発日本語講座等の日本語普及事業等も開催し、日本の書籍のみならず日本文化全般を紹介する機会とした。

一例として、日本がゲスト国となった第 23 回ドーハ国際図書展（カタール）では、紀伊国屋書店ドバイ店による書籍販売に加え、「コスプレショー」「カワイイファッションショー」「上坂すみれトークショー」はじめポップカルチャーに関するイベントが開催される中、日本ブース出展及び日本のロボットに関する講演会を実施し、日本文化の多様性と現代日本の魅力を発信する機会としたところ、約 2 万人が来場した。ブース来場者に対するアンケートでは、98％が満足と回答している。

６．国際美術展・建築展参加

国際美術展、建築展については、平成 24 年度は、イタリア・ヴェネツィア・ビエンナーレとバングラデシュ・ビエンナーレに参加した。

ヴェネツィア･ビエンナーレの日本館展示は毎年基金が運営を担当しているが、2012 年の第 13 回国際建築展の日本館展示は、「ここに、建築は、可能か」をテーマとした。伊東豊雄コミッショナーの下、岩手県陸前高田市における東日本大震災被災者のための集会場「みんなの家」の建築過程を紹介し、金獅子賞（グランプリ）を受賞した。3 か月の会期の間に 154,740 人が来場、アンケートでは 96%が満足と回答し、国内外での報道は 192 件に及んだ（事業詳細は小項目 No.3 に記載）。

また、第 15 回アジアン・アート・ビエンナーレ・バングラデシュには、UNIJO（宇治野宗輝）氏と小泉明郎氏が出展、うち小泉氏のビデオインスタレーション作品が最優秀賞を受賞し、世界で 24 件の報道がなされた。

７．公演、展覧会等助成

上記２及び４に記載した日本映画の上映、図書の出版・翻訳に加え、公演、展覧会、その他の分野においても、海外で日本の文化芸術を紹介する個人・機関を対象に公募を行って優良案件を選定し、その経費の一部を基金が負担することにより事業実施を支援した。助成した事業は、舞台公演等は 62 か国・地域 263 都市において 121 件（総来場者数 366,260 人）、展覧会等は 32 か国 62 都市において 71 件（総来場者数 5,579,251 人）、その他日本文化紹介レクチャー･デモンストレーション等は 36 か国 73 都市において 54 件（総来場者数 315,944 人）と広範に及び、外部のイニシアティブを活かし支援することにより、限られたリソースを有効活用し、広く多様な日本文化紹介事業を実施した。

指標２：相手国の文化交流基盤の的確な把握と地域・国別事業方針に基づく効果的な事業の実施

多様な日本の文化及び芸術を海外へ紹介するにあたり、外交上重要な機会を捉えた、また重要な地域・国を対象とする重点的な対応を行ったほか、日本文化紹介・文化交流の基盤づくりのための専門家等交流と情報発信を行った。

１．外交上重要な機会を捉えた、また重要な国・地域を対象とした、重点的な対応

（１）米国

日米首脳会談時に発表されたファクト･シート「日米同盟深化のための日米交流強化」(2010 年 11 月）に基づき、米国内有力美術館における現代日本美術展開催の促進を図る 5 年計画の 1 年目として、ニューヨーク近代美術館において「ＴＯＫＹＯ1955-1970:新しい前衛」展を開催。極めて優れた日本美術展として日米両国、またその他の国々の美術界においても高く評価され、大きな話題を呼んだ。来場者数総計 400,816 人、日本国内報道件数 37 件、米国における報道 85 件、日米以外の国における報道 8 件という反響の大きさであった。この展覧会は、平成 20 年度から継続的に行っている日米学芸員交流事業により培われたネットワークが実を結び、日米共同企画・制作に繋がったものである。経費面においても、会場費、米国内輸送費、関係者宿泊費、展覧会運営費等を共催者であるニューヨーク近代美術館が負担した他、ユニクロ、伊藤忠、資生堂、日本航空等の企業等からも多くの協賛・協力を得、他機関との連携により事業効果の最大化を図った。

また、展覧会開催に合わせて、同美術館内ロイ＆ニウタ・タイタス・シアターにおいて「アート・シアター・ギルド（ＡＴＧ）」映画特集上映会も同時開催した。複合的な事業実施を通じて、第二次世界大戦後日本が大きく変貌を遂げた一時代における日本文化に関するより深い理解を米国市民に促した。

日本文化の紹介がこれまでに数多くなされており、日本との交流基盤が成熟し、日本の様々な文化や芸術に関する目も肥え、理解も比較的進んだニューヨークで開催するにふさわしい、質の高い文化紹介事業を行ったと言える。

更に、米国に向けては「日米桜寄贈 100 周年」（2012 年）を記念し、和菓子紹介レクチャー･デモンストレーション、桜に因んだ日本映画の特集上映、歌舞伎舞踊公演等を行った平成 23 年度末に引き続き、平成 24 年度も、武道紹介中部・南部・南西部巡回レクチャー・デモンストレーション、津軽三味線西海岸・ハワイ巡回公演、石見神楽中部・南部巡回公演、ロボット演劇東部巡回公演等、様々な事業を組み合わせ、全米に向けて集中的な文化発信を行った。4 事業合わせた来場者数総計 7,275 人、報道件数 122 件、アンケートでは平均 94%が満足と回答した。

（２）中国

2012 年は日中国交正常化 40 周年にあたり多くの事業が予定されていたが、夏以降の日中情勢の変化に伴い、事業実施直前に中国側主催者等から中止の意向が通達される形で、いずれも秋に北京で予定していた大型事業 3 件（現代演劇公演、現代舞踊公演、現代美術展）の実施を取り止めなければならなかった。

しかしながら､2011 年から 2 年がかりで取り組んできた日中共同制作演劇｢能と昆劇によるＴｈｅ Ｓｐｉｒｉｔｓ Ｐｌａｙ 霊戯 『記憶、場所、対話』｣においては、共同制作相手方の中国側主催者が強く実施を希望し、東京公演及び南京公演（事業規模・内容を一部変更）とも、実施に漕ぎ着けることができた。両公演の間に実施したシンガポール公演も合わせ、全 3 公演の観客数総計は 2,060 人に上っている（事業の詳細は小項目Ｎｏ．３に記載)。

また、韓国も交えた日中韓 3 か国共同演劇制作事業「祝／言」については、平成 25 年度内の公演実施に向け、平成 24 年度は調査と制作準備を、両国との間の関係の変化に大きな影響を受けることなく計画どおり進めている（事業の詳細は小項目Ｎｏ．３に記載)。

更に、東日本大震災後の被災地における建築家たちの取組みをテーマとする巡回建築展「3.11―東日本大震災の直後建築家はどう対応したか」は、2012 年 11 月の事業実施直前に北京展中国側主催者である大学側との合意書締結手続きが一時期頓挫する等により実施が危ぶまれたものの､最終的には｢尖閣問題の前も後も、予定どおりこの展覧会を実施したい考えに変わりない｣との中国側主催者の言葉どおり、北京でも香港（2012 年 10 月実施）でも計画どおり開催することができた。同展に足を運んだ人の数は 2 都市で合計 3,260 人、アンケートでは全員が展覧会に満足と回答している。

加えて展覧会開催に合わせ､北京では現代日本を代表する建築家の一人である塚本由晴氏による講演会を、香港では、同展を監修した建築評論家の五十嵐太郎氏出展建築家の一人である迫慶一郎氏と、四川大地震からの復興に取り組む新進の中国人建築家、朱競翔氏とによる鼎談会を、それぞれ同時に企画・実施した。合計 357 人が来場し、来場者の平均 84%が満足とアンケートに回答した（事業の詳細は小項目 No.3 に記載)。

（３）ミャンマー、ＡＳＥＡＮ諸国

日・ＡＳＥＡＮ友好協力 40 周年開幕を記念し、カンボジア、ラオス、ミャンマー3 か国巡回邦楽公演を実施した。津軽三味線奏者の浅野祥氏を中心とする若手日本人音楽家が伝統を着実に受け継ぎ、若い世代も楽しめるものに発展させた音楽の活力溢れる演奏は、人口構成が若いこれらの国々において、これから国づくりに携わっていくであろう若者を中心に熱狂的に受け入れられた。来場者数は総計 2,310 人であり、アンケートの結果、99%が満足と回答している。

また、ミャンマー文化・スポーツ交流ミッションの提言（2012 年 7 月）を受け、ミャンマーにおいて日本の漫画に関する講演と漫画描き方教室等を通じた日本の現代文化の紹介を実施した。

（４）南アジア

2012 年は、日印国交樹立 60 周年、日バングラデシュ国交樹立 40 周年、日スリランカ国交樹立 60 周年等、南アジアとの重要な節目の年でもあった。この機に実施した代表的な事業としては、和太鼓デュオ中心の邦楽ユニット「ＡＵＮ ＆ ＨＩＤＥ」によるバングラデシュ・インド・スリランカ巡回公演と、和菓子紹介インド国内巡回レクチャー･デモンストレーションが挙げられる。

前者では､「日本の太鼓とスリランカのドラムやインドの伝統楽器とのコラボがすばらしかった」､「生まれて初めて日本のドラム演奏を聞いたが、アドレナリンが溢れて興奮した」、「日本を好きになった」といった声が、後者では「食と芸術の合体。日本人の奥ゆかしさに驚いた」、「インドにはない文化に触れられた貴重な時間だった」、「将来自分の料理にも和菓子の技を取り入れたい。いつか日本料理のクラスも開きたい」といった声があった。2 事業合わせて、来場者数総計 4,047 人、アンケートに答えた全員が満足と回答し、英語、ベンガル語等含めた報道件数合計 64 件となり、日本文化に触れる機会の比較的少ない国、都市において話題を呼んだ。

（５）イスラエル

日本イスラエル外交関係樹立 60 周年の機会を捉え、イスラエル初の歌舞伎舞踊公演（エルサレム、テルアビブ）と蜷川幸雄氏演出による日本・イスラエル現代演劇共同制作プロジェクト「トロイアの女たち」公演（テルアビブ、事業の詳細は小項目Ｎｏ．３に記載）を、また、日本人作家約 30 名が参加した大型日本現代美術展「ダブル･ヴィジョン―日本の現代美術」（ハイファ）を開催した。それぞれ来場者数は 1,519 人（歌舞伎舞踊）、7,300 人（「トロイアの女たち」）、70,000 人（「ダブル・ヴィジョン」展）を超える大型事業となった。更に、映像分野においても、エルサレム国際映画祭において増村保造監督特集上映会を、ハイファ国際映画祭においては新藤兼人監督特集上映会を行った。増村作品は、エルサレムの他、ハイファ、ヘルツェリア等の地方都市をも巡回しており、これらイスラエルでの日本人名監督特集上映の鑑賞者総計は 4,264 人に上った。

ジャンルの面でも時代の面でも様々な日本の文化を紹介する事業を年間通じて実施することにより、多様で豊かな日本文化をイスラエルに向けて集中的に発信した。優れた質の大規模事業はいずれも多くのイスラエルの人々を魅了し、アンケートの結果、満足と回答した来場者は、歌舞伎舞踊公演 95%、「ダブル･ヴィジョン」展 95%、エルサレム国際映画祭 90%、ハイファ国際映画祭 97%に上った。

（６）ロシア

ロシアでの日本のイメージに、東日本大震災後、とりわけ原発事故によるマイナスの影響があったことは否めない一方、被災を乗り越えつつある日本に対し賞賛や好意的な関心も多く寄せられていた状

況を踏まえ、また震災後にロシアから多くの支援を受けたこと、ロシアは歴史的にクラシック音楽の受容能力が高いことも考慮して、広く被災地の多くの人が「我々皆が応援している」と口を揃え、いわば被災地の文化のシンボル的存在となっている仙台フィルハーモニー管弦楽団を派遣することにより、復興に向けて歩み出している日本の姿をロシアに発信することとした。

震災から2年となる2013年3月、楽団員、合唱団員、スタッフ等総計122名をモスクワとサンクトペテルブルクの2都市に派遣し、計3公演を開催した本事業は、基金にとっては初となるフル･オーケストラの海外派遣であったが、3 公演総計 4,050 人もの観客が演奏後は総立ちで拍手と声援を惜しまない、優れた音楽公演事業となり、観客アンケートでは94%が満足と回答した。コンサートの最後に、「ロシアの皆さん、支援をありがとう」と日露両国語で書いた横断幕を団員が掲げると、会場の拍手は一際大きくなり、観客からは「このコンサートで私たちが喜びをもらった。この公演はまさに友情、連帯の証」、「音楽を通じて被災地に直接触れられてよかった」といった感想が寄せられた。来場した国家院（下院）議員の一人からは後日、「演奏は悲劇の記憶に捧げられたものだったが、会場は晴れやかな雰囲気に包まれていた。公演後はかぐわしい気持ちになった。このような催しの定期的な開催が日露国民の友愛の精神を強めるのに役立つと確信した」との手紙を受け取った。また仙台フィル団員からは、「客席で泣いている方も見えた。国境はないと感じた」、「我々団員も舞台の上で涙した」といった声が挙がった。

更に演奏会場フォワイエには、被災地のこの2年を紹介する写真パネルや映像、仙台の誇る伝統文化の七夕飾り等を展示し、被災地の現在の姿や本来の魅力を様々に伝えたところ、多くの来場者がメモを取ったり写真を撮影したりしながらそれらに熱心に見入っていた。また、全公演が終了した翌日、オーケストラのメンバーたちは、震災後被災者のために生徒が千羽鶴を折ってくれたモスクワ郊外の小中高校を訪問し、生徒たちと一緒に、日露様々な楽曲を取り上げての合奏や合唱を楽しみ、音楽を通じた交流の機会とした。学校関係者からは「遠く離れた日本とロシアが一つになったことを強く感じた」とのコメントがあった。

また、上記（２）で中国での開催について述べた巡回用の建築展「3.11―東日本大震災の直後建築家はどう対応したか」をモスクワにおいても開催し、このモスクワ展に合わせて、出展建築家の福屋粧子氏による、建築家による3.11復興支援ネットワーク「アーキエイド」についての講演会を実施した。合計320人が来場し、「具体的な復興プロセスは我々にも非常に興味深いこと。今後も継続的に情報がほしい」、「若い建築家たちが自分の能力を活かして地域の復興に真摯に取り組む日本の姿勢はすばらしい。国を超えた活動にしていきたい」といった感想を得た。

この他、震災復興と直接的な関わりはないが、舞踏公演、和食文化紹介実演、モスクワ国際知的図書展“ｎｏｎ／ｆｉｃｔｉｏｎ”への日本ブース出展と作家の川上弘美氏、俳人の小澤實氏両名を派遣しての講演等、年間を通じて多彩な事業を数多く集中的に実施し、日本の今の姿を様々な面から集中的、重点的に紹介した。図書展での日本ブース来場者は2,728人、92%から満足との回答を得ている。

（７）英国

ロンドン・オリンピック関連事業として開催されたロンドン市長主催野外芸術祭「テムズ･フェスティバル」に参加する形で、東日本大震災で大きな被害を受けた岩手、宮城で伝承されてきた奥州金津流獅子躍の公演を行い、またオリンピック開催に合わせて五輪会場近くのサーペンタイン・ギャラリーで開催されたヨーコ・オノ展の開催を経費的に支援した。時機を捉えた事業実施により、2 事業合

わせて 193,759 人もの観客を得ることができた。日本文化への接触がなかった層も含めオリンピック観戦に世界各地から集まっていた多数の人々に対し、被災した東北地方で大切に受け継がれてきた伝統芸能と、日本にルーツを持ち世界を舞台に活躍する前衛アーティストによる作品とを紹介することにより、多様な日本文化を紹介した。

２．日本文化紹介・文化交流の基盤づくりのための専門家等交流と情報発信

海外の造形美術や舞台芸術の担い手たちに日本の文化芸術の今日を紹介するとともに、内外の各分野の専門家同士の交流の機会を提供し、ネットワークの構築を促すため、平成 24 年度も米国、中東（バーレーン、オマーン、カタール、アラブ首長国連邦)、アジア（韓国、マレーシア、台湾、フィリピン）をはじめとする諸外国の学芸員の日本への招へい、24,107 人もの来場者を集めた「国際舞台芸術ミーティング in 横浜 （ＴＰＡＭ in Yokohama)」の開催、それに合わせたアジア・欧米からのプレゼンター他舞台芸術関係者計 22 名の招へい等の事業を実施した。

平成 24 年度にシンガポールで開催した「Ｏｍｎｉｌｏｇｕｅ： Your Voice is Mine」展は、平成 22 年度の学芸員交流事業により来日した海外の若手キュレーターが日本滞在中の専門家同士の交流を踏まえて生んだ、中長期的な成果としての企画であった。なお、平成 24 年度に同事業により来日したシカゴ美術館キュレーターからも早速、平成 27-28 年度の大型日本企画展の案が生まれている。

また、日本との文化交流の基盤となる基礎情報を、より広く海外に向けて常時発信し続ける取組みも継続している。

現代日本の舞台芸術関連情報を紹介する日英 2 か国語ウェブサイト 「ｐｅｒｆｏｒｍｉｎｇａｒｔｓ．ｊｐ」は年間アクセス数 463,128 件、メルマガ登録者数 1,149 名と、23 年度からそれぞれ 13,022 件と 75 名の増加となった。

基金が公益財団法人ユニジャパンとの共同運営を継続している「日本映画データベース（JFDB)」については、平成 24 年度の年間アクセス数は 539,272 件となり、昨年度比 58,200 件の増を記録した。

日本の新刊書や最新出版情報を紹介する季刊英文ニューズレター「Ｊａｐａｎｅｓｅ Ｂｏｏｋ Ｎｅｗｓ」は計 5 号（各 5,000 部、計 25,000 部）を発行し、海外の大学や研究者、図書館、出版社等に送付した。アンケート回答によれば、回答者の 76%が、同誌を読んだ結果、そこで紹介されている図書を購入したという結果が出ている。

更に、戦後外国語に翻訳された日本文学に関する「日本文学翻訳書誌データベース」は、この分野ではほぼ唯一の網羅的なデータベースとして広く活用され、年間アクセス数合計 4,366 件（日本語ページ 2,227 件、英語ページ 2,139 件）を記録した。

外部専門家による評価

１．評価結果

本項目に関する外部専門家 2 名による評価結果は以下の通り。

ロ	ロ

２．外部専門家の評定理由（イ評価及びニ評価以下について）

該当なし。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標１：諸外国の国民の日本の文化・芸術に対する関心を促進し理解を深める事業の実施
指標２：相手国の文化交流基盤の的確な把握と地域・国別事業方針に基づく効果的な事業の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
相手国との交流理解の深度に合わせた、多岐に渡る水準の高い事業活動を評価したい。主催件数、助成件数とも十分な水準で、満足度もほぼ100%、国内外の 192 万人に日本の文化及び芸術を届けた点は、定量的なアウトプットとして十分に評価できる。
対日関心の喚起と日本理解の促進に向けて重要国・地域を対象とした重点的な対応を展開した。相手国の文化交流基盤を的確に把握、地域・国別事業方針に基づき、多様な、また歴史性を持つ日本文化と芸術を、事業の組み合わせによるインパクトを考え、複合的、総合的事業展開をもって、より効果的、効率的な訴求による文化芸術交流事業を支援推進した。多様で豊かな日本の文化、精神性、現代性の紹介は、アジア、中東諸国にも日本への関心とさらなる接触、交流を深める機会となろう。
とりわけ、丁寧な学芸活動の積み重ねに基づいたニューヨーク近代美術館の「TOKYO1955-1970：新しい前衛」の展覧会と図録、蜷川幸雄氏演出の日本・イスラエル共同制作の「トロイアの女たち」などの企画は、シンボリックな成果だと言えよう。
フィルムライブラリー事業については、パッケージ化した上映会の促進とDVD 素材の配布による上映会の実施により、効率的かつ効果的に事業が実施されていることを確認した。
日本からの発信に対する期待に十分に応えたものと認められ、外部専門家からの評価も高く、計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げていると評価する。今後とも外交上の重要国・地域に対して、効果的に事業を継続運営することが期待される。</td></tr>
<tr><td>ロ</td></tr>
</table>

小項目 No. 3　文化芸術分野における国際貢献

大項目	**Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**
中項目	２．分野別事業方針等による事業の実施 （１）文化芸術交流事業の実施
小項目	No.3　文化芸術分野における国際貢献
中期計画	国際共同制作や人物交流等を含む、双方向型、共同作業型の事業を積極的に実施する。特に、相手国との間で一体感の醸成が求められる国・地域との間においては、中長期的な発展性を考慮する。 また、文化を通じた平和構築、災害復興・防災、環境等共通課題への取組、固有文化の保存・継承及び活用のための人材育成等を推進するため、専門家派遣・招へいやセミナー、ワークショップ等を実施する。 なお、文化遺産の保護の分野における国際貢献事業の実施に当たっては、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」（平成十八年法律第九十七号）の着実な施行に配慮する。 日中交流センターの運営に当たっては、自己収入財源（政府出資金等の運用益収入等）により、青少年を中心とする国民相互間の信頼構築を目的とする事業の継続的かつ安定的な事業実施を図る。
年度計画	国際共同制作や人物交流等を含む、双方向型、共同作業型の事業を積極的に実施する。特に、相手国との間で一体感の醸成が求められる国・地域との間においては、中長期的な発展性を考慮する。 また、文化を通じた平和構築、災害復興・防災、環境等共通課題への取組、固有文化の保存・継承及び活用のための人材育成等を推進するため、専門家派遣・招へいやセミナー、ワークショップ等を実施する。 なお、文化遺産の保護の分野における国際貢献事業の実施に当たっては、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」（平成十八年法律第九十七号）の着実な施行に配慮する。 事業の実施は、外交上の重要性及び地域・国別方針に基づき、地域・国の視点に立って行う。 特にアジア・大洋州地域、中でも日中韓においては、共同事業等を通じた交流と文化を通じた共通課題への取組みを積極的に推進する。 主催事業については、事業対象者にアンケートを実施し、回答数の 70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目指す。 日中交流センターでは、自己収入財源（政府出資金等の運用益収入等）によって、青少年を中心とする国民相互間の信頼構築を目的とする中国高校生長期招へい事業、中国各地に設置された「日中ふれあいの場」の運営等について、継続的かつ安定的な実施を図る。

	なお、主催事業については、事業対象者にアンケートを実施し、回答数の 70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目指す。 また、ウェブや出版物による情報発信や学芸員等専門家の交流を推進し、公演、展示、映像・出版等の事業企画につなげる。

【業務実績】

要旨

文化芸術交流事業の実施を通じて諸外国との共感を深め一体感の醸成に努めるべく、①双方向型・共同作業型の事業、②平和構築、文化遺産の保護・継承、環境、災害復興等の共通課題に諸外国と共に取り組む事業を積極的に推進した。文化芸術交流分野の国際交流事業が自立的・持続的に発展していく基盤となる専門家間のネットワークの形成、知見の伝達・共有による相手国の文化分野の人材育成に資する事業を行うとともに、共同作業によって創り上げられた作品を広く一般の人に披露し、作品を通じて共同制作の意義が理解されるよう成果還元にも留意した。中国においては、日中間の外交関係が緊迫した影響で、中国側からの申し入れにより複数の催しを中止・延期せざるを得ない状況が生じたが、2006 年の日中交流センター設置以来、取り組んできた中国国内「ふれあいの場」事業（11 都市）では、日常の運営を担っている中国側機関との間に築いた信頼関係のもと、日中双方がアイデアを出し合って日本文化体験講座や小規模な展覧会、日中の大学生交流事業等を実施した。アンケートには、主催事業の参加者の 99%が満足と回答した。

平成 24 年度においては特に、前年度に続いて政策的要請（平成 24 年度東日本大震災復興特別会計予算）により東日本大震災からの復興に向けた事業 18 件を実施し、この中で、日本・被災地に対する深い理解を促すと同時に、震災体験の国際的共有と継承、更には被災地に対する国際的な連帯意識の長期的継続と深化を図った。南三陸町とチリの詩と音楽を通じた青少年交流事業や、被災地で復興を担う建築家たちによる講演・対話事業等を含む 18 件の事業は海外 14 か国を対象に実施され 311 名の参加者があったほか、このうちの催し事業では 71,248 人の観客・来場者を得た。

国際的知名度が高く影響力も大きい国際展「ヴェネツィア・ビエンナーレ」美術部門及び建築部門の日本館展示の運営を基金は毎回担っているが、平成 24 年度に開催された第 13 回国際建築展では、「ここに、建築は、可能か」をテーマに岩手県陸前高田市における東日本大震災被災者のための集会場「みんなの家」の建築過程を紹介し、震災後の建築の可能性を問いかける展示を行い、金獅子賞（グランプリ）を受賞した。同展には 3 か月の会期中に 154,740 人が来場、国内外での報道は 192 件に及んだ。

本項目を含む「文化芸術交流事業の推進及び支援」のための各プログラムの個別実施状況については、Ｎｏ．２,Ｎｏ．３別添１～４（別添３～４は日中交流センター事業）を参照のこと。

指標：国際共同制作や人物交流等を含む、双方向性、共同作業型の事業の実施

１．　双方向型・共同作業型事業

持続的な文化芸術交流の基盤を作り出すことを目的として、日本と海外のアーティスト・スタッフたちが共同で創作活動に取り組む場や、文化芸術各分野の専門家同士が交流することによりネットワークを構築する場を創出した。

（１）共同制作事業

舞台芸術分野では、より深い相互理解と交流を求め、共同制作事業への取組みに力点を置いた。特に一体感の醸成が強く求められる中国、韓国との間では、中長期的な発展性を考慮した上で、次の通り、数年がかりで将来の交流深化を見据えた共同制作企画に積極的に取り組んだ。

2011 年から 2 年に亘り日中共同で制作を進めてきた「能と昆劇によるＴｈｅ Ｓｐｉｒｉｔｓ Ｐｌａｙ 霊戯 『記憶、場所、対話』」が完成し、その公演を 2012 年秋に東京、シンガポール、南京で行った。日本と中国（香港）の現代演劇演出家、佐藤信氏とダニー・ユン氏の共同演出により、両国から、能と昆劇それぞれの担い手と現代劇の俳優が参加し、シンガポールの劇作家、郭宝崑氏の晩年の作品を題材として、共に一つの舞台を作り上げる試みであった。2012 年夏以降の日中関係の情勢変化により、中国での日本文化関連事業が軒並み中止された時期であったが、長い月日の下準備を踏まえ、東京、シンガポール公演は当初予定どおり、また南京においても、公演の形式をワークショップ・講演形式に若干縮小する等の変更は余儀なくされたものの実施に漕ぎつけ、3 都市合計の観客数は 2,060 人に上った。南京の一般来場者からは「日本の伝統芸術を初めて知り、とてもおもしろかった。こうした交流を続けてほしい」等、また日本側から共同制作に参画した能楽師からは「普段同質的な空間に浸かっている自分の心と体を異質者同士が集まる空間に置き直すことで、一人のパフォーマーとして本質的、本能的な自分と対峙できた」、「長い時間をかけ、距離を超えて共同で制作・交流を積み重ねたことで、それぞれが育んできた芸能が繋がってくることを認識した。今後も各古典劇がそれぞれに継承され、新たな展開があることを確信する」、中国側昆劇関係者からは「本共同制作を通じて新たなものに挑戦する勇気をもらった。今後はその勇気をもって舞台芸術を作っていきたい」等の感想があげられた。

更に平成 24 年度からの新たな取組みとして、日中韓 3 か国演劇共同制作を開始した。青森県立美術館との共催により、俳優・女優と舞踊家、音楽家、写真家等合わせて約 20 名が 3 か国から集まり、日本人監督の下に企画された「祝／言」は、東日本大震災が襲った東北沿岸部を舞台とする現代演劇を共同で作り上げるもので、2013 年秋から 3 か国 8 都市で上演することを目指している。平成 24 年度は、その準備と調査、演劇公演に必要な写真撮影、日韓の上演予定地におけるシンポジウムやトークイベント等プレイベントを実施しつつ、制作を進めた。プレイベントの来場者に対するアンケートでは、93％が満足と回答し、参加する韓国人俳優は、制作開始の記者会見において、「正直なところこれまでずっと日本を嫌ってきたが、東日本大震災のニュースに接してから日本に対する見方が変わった。この共同制作プロジェクトではありのままの自分を見せたい」と語った。また、東京でのプレイベントに出席した中国人留学生は「こうした時期だからこそ、日中韓共同事業が行われることに涙が出そうになった」、同じく日本人来場者は「舞台の共同制作で国家間の問題を解決することまではできないが、社会の中に何かを芽生えさせる力のひとつにはなり得るのではないか。私は観ることでそこに参加したい」と感想を述べている。

また、蜷川幸雄氏演出により、日本人及びイスラエルのユダヤ系とアラブ系の俳優たちが集って 2010 年から国際共同制作した演劇「トロイアの女たち」を、日本イスラエル外交関係樹立 60 周年事業として、2012 年 12 月に東京とテルアビブで上演した。各公演ともほぼ満席で、計 7,300 人の来場者を集め、3 文化圏の俳優が各々の言葉で終わりなき戦争の歴史を語る意欲的な試みとして大きな話題を呼んだ。カーテンコールでは日本・イスラエル双方の出演者に熱狂的な拍手が贈られた。また、参加した俳優やスタッフは、互いの異なる文化を尊重しながら一つの舞台を作り上げたことに大きな達成感を感じたと述べ、共催者のテルアビブ市立カメリ劇場や東京芸術劇場からは再演への期待が寄

せられた。

（２）双方向型の人的交流

米国、アジア（韓国、マレーシア、台湾、フィリピン）、中東（バーレーン、オマーン、カタール、アラブ首長国連邦）等諸外国の学芸員の日本への招へい及び国内外の学芸員による国際シンポジウム等の開催、国際舞台芸術ミーティング in 横浜の開催と舞台芸術関係者の招へい、外務省主催「第6回国際漫画賞」授賞式に合わせた中国、タイ、インドネシアからの受賞漫画家4名の招へい、フィリピンで開催されたＡＳＥＡＮ10 か国および韓国の若手映像作家を対象にしたワークショップへの日本人映画監督の派遣等の人的交流事業を平成24年度も実施し、専門家同士の国際交流の場を提供した。こうした様々な文化芸術分野における人的交流事業を毎年地道に継続して実施することにより、内外の文化芸術各分野の専門家同士が集い、情報共有や意見交換を通じて交流を深める機会を提供し、将来の国際文化芸術交流に繋がるネットワークの構築を促した。

これら人的交流事業の成果の一例としては、平成22年度学芸員招へい事業をもとに、平成24年度に、シンガポール国立大学美術館との共催企画「Ｏｍｎｉｌｏｇｕｅ： Your Voice is Mine」展（小項目Ｎｏ．２に記載）が実現した。

２．文化芸術を通じた世界共通の課題への取組み

平和構築、文化遺産の保護・継承、環境、災害復興といった世界共通の課題について、文化や芸術を通じ日本と諸外国が共に考えるための取組みとしては、前掲の日本人とユダヤ系・アラブ系イスラエル人とによる共同演劇制作「トロイアの女たち」、アルメニアにおける染色文化財保存修復協力事業やグアテマラにおけるマヤ文明世界複合遺産ティカル国立公園保存活用協力事業はじめ、多様な事業を実施した。その中から、環境問題をテーマとするモルジブとの美術展共同制作と、震災を含む自然災害からの復興に向けた文化芸術分野におけるいくつかの事業について、次に詳述する。

（１） 美術を通じた環境問題への取組み 「呼吸する環礁：モルジブ・日本現代美術展」

平成 23 年度末から引き続きモルジブの首都、マレにおいて「呼吸する環礁：モルジブ・日本現代美術展」を開催した後、2012年5月には同内容の東京展を実施した。

モルジブの自然環境や風物、文化をテーマとして、日本人6組とモルジブ人2名のアーティストたちがインスタレーション、映像、建築、写真、ドローイング等様々な表現により制作した作品から成る本展の企画制作にあたっては、日本人アーティストが長期間モルジブに滞在し、丹念な事前現地リサーチを通じてモルジブの地理的･文化的環境や風土、人々の暮らし等をつぶさに観察し、現地の人々と交流を重ねた。滞在制作の過程では、アーティスト同士の共同作業が行われただけでなく、現地の一般市民や子供たちが連れだって現場の見学に通い、また一部参加型作品の制作に加わることも多く、一般の人々が創作活動を通じて日本を知り、日本に対する親近感や連帯感を抱く機会ともなった。同時に、環境問題について必ずしも一般的に広く認識されることが多くなかったモルジブにおいて、様々なスタイルの現代美術作品を楽しむことを通して、市民が自国の環境や自国固有の風土・文化の美しさについて改めて認識し、考えるきっかけを提供することともなった。マレ展を楽しんだ観客数は10,172人、アンケートの結果その94%が満足と回答し、「モルジブでこれまで見たことのなかった現代アートの展覧会が楽しかった。自分たちの環境のことに思いを馳せた」、「モルジブと日本がこの

ように良好な関係で協力し合っていることがわかった」、「外国のアーティストが来てくれるのは滅多にないこと。新しいことをたくさん知った。特に自然の中の『霧』の存在を知ってとても嬉しい」といった感想が寄せられた。

一方、一部内容を変更・縮小して東京・青山で再現した東京展は、モルジブでの両国の取組みを、今度は日本に戻して紹介することにより、日本側からも、アーティストだけに留まらず一般市民がモルジブという国の存在に目を向け、モルジブの文化や風土、世界の自然環境について共に考える緒を提示しようとした企画であった。10 日間の短い会期にもかかわらず、都心の特に若い層を中心に 6,612 人もの観客を集めた。来場者からは、「2 つの国の文化をアーティストの目線を通して感じることができて、とても良かった」、「日本−モルジブというこれまであまり考えたことのない 2 国間の交流としてすばらしいと思った」、「モルジブの環境や文化をテーマにした現代アート作品は今まで見たことがなく、とても興味深い」、「日本人がモルジブに協力していることもわかり、大いに感銘を受けた。ぜひモルジブを訪ねてみたい」、「モルジブの雰囲気を感じながら、環境を意識した。リゾートというイメージとは別の面を知ることができた」といった感想を得、アンケートでは 99%が満足と回答した。

地球温暖化や観光地化による環境破壊は、美しい珊瑚礁で知られるモルジブをも襲いつつある。日本・モルジブ国交樹立 45 周年の外交上の節目を捉え、こうして両国が抱える共通課題を共に考えようと取り組んだ本事業は、モルジブで初めて開催された現代美術展であった。会場の国立美術館は、数年前に建物を他国から無償供与されたものの、展覧会を企画するための経験とノウハウの不足から、これまで本格的な美術展を開催することができなかったという。モルジブのアーティストが日本のアーティストと力を合わせ、日本の持つ知見と経験を活用しつつ、共同でモルジブをテーマとした本格的な展覧会を開催し、多数の市民がそれを楽しみ、更にはそれが日本でも評価されたという事実は、在京モルジブ大使館によれば「広くモルジブ国民に喜びと自信を与え」、モルジブ政府からは「これこそ両国相互の尊重、信頼、理解が結実した事業。ぜひまた同様の企画に共同で取り組みたい」と熱い歓迎を受けた。

本事業は、環境問題の解決という即効性をアートに求めるものではなく、日本とモルジブ両国のアーティストが、地元の人々との交流を通してモルジブの現実に向き合い、そこで考えたことを各自が個性的なアプローチで作品化した展示により、日本とモルジブのより多くの人々の間に、互いの国の人、風土や環境について、また地球環境について、改めて考える機会を生むものであった。

（2） 文化芸術を通じた自然災害からの復興に向けた取組み

東日本大震災から 1 年以上が過ぎた平成 24 年度は、復興に向かう日本の姿を緊急対応的に海外に伝達する「発信型」事業のみならず、文化芸術を通じて被災地の思いを世界と分かち合い、日本と海外の人々が共に災害復興に向けて考える場を提供し、その共感が被災地の更なる復興に向けた歩みを支えるものの一つになることを意識して、数々の事業を実施した。

具体的には、次に詳述する、3.11 直後から被災地で活動する建築家たちによる講演・対話事業、音楽や詩の創作活動を通じた被災地と海外の間の青少年交流事業のほか、被災地のホヤ生産者が復興に向かう姿を題材とした紙芝居の日仏共同制作とその読み聞かせ会等を実施した。海外 14 か国 24 都市を対象に 18 件の事業を実施し、被災地から海外に派遣、あるいは海外から被災地に招聘した芸術家や専門家、青少年は総計 311 名、また催し事業には集計できた限りで総計 71,248 人以上もの観客・

来場者を得た。

また、平成 23 年度に東日本大震災復興に向けた事業の一環として制作した巡回用のコンパクトな復興建築展や東北写真・工芸展は平成 24 年度も引き続き世界各地を巡って開催され、このうちたとえば「3.11－東日本大震災の直後、建築家はどう対応したか」展は開催地計 6 か国 12 都市において 63,188 人がこれを観賞し、うち 6 か国 8 都市においては出展建築家等による講演事業等も合わせて実施し、観客のより深い理解を促した。

更に、毎年参加している「ヴェネツィア・ビエンナーレ」においても、平成 24 年度は震災復興を主題に取り上げた。第 13 回国際建築展の日本館展示は、「ここに、建築は、可能か」をテーマとし、伊東豊雄コミッショナーの下、岩手県陸前高田市における東日本大震災被災者のための集会場「みんなの家」の建築過程を紹介し、震災後の建築の可能性を問いかけるもので、金獅子賞（グランプリ）を受賞した。これは世界中で極めて大きな話題を呼び、3 か月の会期の間に 154,740 人が来場、国内外での報道は 192 件に及び、建築を通じまさに世界と共に東日本大震災の復興を考える契機を提供した。

主要事業については以下のとおり。

ア．復興建築展に合わせた、日中震災復興担い手建築家による対話事業

前述の巡回展「3.11―東日本大震災の直後建築家はどう対応したか」の香港展開催に合わせ、本展を監修した建築評論家の五十嵐太郎氏、出展建築家の一人である迫慶一郎氏と、四川大地震からの復興に取り組む新進の中国人建築家、朱競翔氏とによる鼎談会を、それぞれ同時に実施した。

中国における事業の中止が相次いだ時期であったにもかかわらず、日中共通の深刻かつタイムリーな課題への若手建築家共同での取組みが話題を呼び、207 人が来場、立ち見が出るほどの盛況となった。建築を専門に学ぶ学生等を多く含む来場者からは、「日本人建築家がまじめに復興に取り組む態度がよくわかった。彼らが使っている技術もとても印象的で習うべき点が多いと思った」、「東北再建の概念が聞けてよかった。今後の進展状況に関する展示会や講演会を継続して実施してほしい」、「より多くの人々が知ることができるよう、もっと大きな会場でやるべき。時間ももっと長くしてほしい」、「再建プロジェクトのヘルパーとして香港の学生を現地調査に行かせてほしい」、「東北に実際に足を運んで復興を視察したい。共同ワークショップを企画したい」、「共通の辛い経験を共に分かち合い、知恵を共有することはとても意義深い」といった声が寄せられた。

建築展開催に合わせた復興担い手建築家派遣は、香港の他、ソウル、釜山、北京、ローマ、ヴェネツィア、ケルン、モスクワ、エレヴァン（アルメニア）でも実施して総計 892 人がその講演等に参加し、展覧会と合わせて多くの共感を呼んだ。聴講した各地の建築家や建築を専攻する学生たちの中には、事業後も派遣された日本人建築家と独自に連絡を取り続け、その後の復興の様子を照会する人も少なくない。建築分野において世界の専門家たちが共通の課題に取り組み続ける契機となった事業であった。

イ．宮城－ニューオリンズ青少年ジャズ交流

米国ニューオリンズから高校生を中心としたジャズ・バンド 2 グループのメンバー16 名を招聘し、石巻、気仙沼、仙台、多賀城の青少年ジャズ・バンド 4 グループとジャズ音楽を通じた交流を行い、日米のプロ・ジャズ・ミュージシャンからワークショップを受けた後、石巻、気仙沼、

仙台他で共演コンサートを実施した。2005年のハリケーン・カトリーナ被災や貧困に苦しむニューオリンズの青少年を対象に楽器寄贈やジャズ音楽交流を長年に亘って続けてきた、日本人ジャズ・トランペッター外山喜雄氏率いる日本ルイ・アームストロング協会、外山氏を通じて3.11被災地に楽器を寄贈した米国ティピティナス財団との共催事業であった。全5公演合計で2,320人の観客が来場し、アンケートでは95%が満足と回答した。

米国高校生バンドの来日の模様は、東北とニューオリンズ双方の各地元紙や地元テレビ、ラジオはじめ非常に多くの媒体で報道され、ABC放送の全米向けニュースにおいても2分間にも亘り事業内容が放映された。米国側参加者からは「自分たちと同じような経験をした東日本大震災の被災地は、自分の街のように感じる。辛い経験をし合った同士が同じジャズを一緒に演奏することで深くわかり合えるところがある」、「ジャズで繋がりができたので、今後も東北と結びついていきたい」等、また被災地側からは「このような本格的なジャズ演奏は気仙沼ではなかなか聴けない。その上、ジャズを通じて自分たちとアメリカの人たちに縁ができ、思ってもらっていると感じられるのがうれしい」、「震災から時間が経つにつれて被災地のことが忘れられていくように感じるのが何より辛いので、こうした事業が続くことで、将来への楽しみ、希望になる」等の感想が寄せられた。

これは、東日本大震災後、ニューオリンズ側より外山氏に対し「これまでの恩返し」として日本への支援の申し出があったところから生まれた企画であり、基金も過去継続的に協力してきた日米ジャズ音楽交流事業の中長期的な一つの結実でもあった。更に2013年夏には、今度は気仙沼青少年ジャズ・バンドのメンバーが基金の助成プログラムを活用した上でニューオリンズを訪問する計画が、日米関係者の間で自主的に進んでおり、再会と共演を夢見て被災地の高校生は練習に励んでいる。ジャズ音楽を通じた復興に向けた交流が、今後も続いていくことが期待される。

ウ．南三陸町－チリ青少年音楽・詩作交流

東日本大震災で被災した宮城県の高校生たちと2010年のチリ大地震で被災したチリ・コンスティトゥシオンの高校生たちがそれぞれ、ワークショップを重ねながら、被災後の、また復興への思いを込めて作り交換した物語詩に、復興支援に取り組む両国のアーティストが曲をつけ、組曲「はるかな友に心寄せて」（日本）と「太陽より遠くへ」（チリ）を創作した。これらのメッセージ・ソングは、2013年2月にサンチャゴ及びコンスティトゥシオンで開催されたチリ大地震3周年追悼式典で、曲づくりに協力した東北ゆかりの日本人アーティスト・法笙組（ほうしょうぐみ）他とチリの国民的歌手ケコ・ユンゲ氏、チリ軍警察楽団やチリの高校生たちと共に演奏された後、3月11日に日本で執り行われた東日本大震災犠牲者南三陸町追悼式でも、ケコ・ユンゲ氏の参列をチリから得て、同町の志津川高校生徒たちとの共演で献歌された。

日本とチリのアーティストや双方の被災地の高校生たち合わせて98名が本事業に参加し、できあがった組曲の合唱を鑑賞した人数は3,780人（アンケートでは93%が満足と回答）にものぼり、大きな広がりを生んだ事業となった。更にチリでの追悼式典の模様は世界に向けてインターネットにより中継され、両国での報道件数合計は49件、ラジオで本事業の話を耳にしたとして、大阪の電機メーカーからチリの被災地に防災用拡声器を寄贈したいという声も寄せられたという。

なお、チリを代表する国民的歌手のケコ・ユンゲ氏が中心的な役割を果たしてくれた上、チリ最大の復興支援NPO「挑戦、立ち上がろうチリ」が協力者となったことにより、その強固で広範な

ネットワークを活かすことができ、その結果、チリ公演の会場借料やステージ設置料、音響・照明機材借料等はチリ側で負担されることとなり、効率的な事業実施に結び付いた。本事業への多大な貢献により、ケコ・ユンゲ氏には根本匠復興大臣から感謝状が贈呈され、NPO「挑戦、立ち上がろうチリ」には在チリ日本大使館からの在外公館長表彰がなされた。

チリの大地震被災地の人々や高校生たちからは「心も身体も既にこの世に存在しないが私たちの心の中にいつまでも生き続ける兄弟姉妹のために感動的な追悼コンサートを開いてくれたことに感謝したい。歌を通して心の痛みが軽くなる」、「日本の高校生が作った詩に感動した。置かれている境遇や状況がとても似通っていると気付いた。太平洋を越えて同世代に日本の友達と同じプロジェクトを共有できることに感謝する」、日本の高校生たちからは「思ったことや感じたことを素直に詩にできた。いろんな思いを皆と共有できてよかった」、「ボランティアの人やテレビの人がどれだけ同情したり泣いてくれたりしても、実際被災した人の気持ちは本当にはわからない。被災した同士で話して、遠いところにも同じ思いをしている人がいると知り、心強く、共感し、これからもがんばろうと思った」等の感想があった。

３．日中交流センター事業

日中交流センターは、基金が行う対中国事業の中でも、将来の日中交流の中核となる青少年同士の交流を促進することにより相互理解・親近感を醸成し、より幅広く、深い相互交流のネットワーク形成を支援するための事業を行っている。平成 24 年度の実施事業は以下（１）のとおりだが、いずれの事業も双方向性、共同作業が重視されている点に特色がある。

（１）プログラムの実施状況

ア．中国「ふれあいの場」事業

中国の地方都市において、最新の日本情報を発信するとともに、日中の市民・青少年交流を行う「場」を提供する事業であり、既存 11 か所を運営している。「ふれあいの場」事業は、設置都市における日中交流の拠点となる意欲のある現地機関との協力の上に展開されており、日中交流センターが日本から送付する書籍・雑誌等の閲覧スペースや同スペース内に配置する書架や PC の確保、管理人員に関わる経費は中国側の負担となっている。また、各「ふれあいの場」における交流活動も、大学生交流事業やサマープログラムを除き、各「ふれあいの場」自身の発案により行われており、平成 24 年度は、各地の「ふれあいの場」では、自主企画として交流事業を計 126 回実施した。「ふれあいの場」への来場者は 43,863 人、そのうち自主イベントへの来場者は 9,734 人であった。アンケートの結果、プログラムに満足と回答した来場者、及び受入機関はともに 100％であった。

これらの活動の中には、定期的に開催される会話サロンや日本文化体験講座等比較的小規模なものから、長春「ふれあいの場」が北京日本文化センターとの共催により行った「長春ジャパンデー」のように、池坊華道、藤間流日本舞踊の実演、「日本人が見た長春」写真展等複数の事業を組みあわせた比較的大規模なものも含まれる。また、長春「ふれあいの場」では、巡回展「東北－風土・人・くらし」を実施し、東日本大震災から復興に向かいつつある日本の様子を紹介した。

その他、自主企画とは別に、「ふれあいの場」横断型事業（巡回事業）として、中国でも翻訳が出版されている黒柳徹子著「窓際のトットちゃん」と、その挿絵を書いた、いわさきちひろ氏にち

なんだ「ちひろとトットちゃん展」を、平成 23 年度末から引き続き杭州で開催し、その後、広州、南京、連雲港「ふれあいの場」に巡回した。実施にあたっては、ちひろ美術館（財団法人いわさきちひろ記念事業団）から、展示会の設営協力のほか、講師派遣に際しての旅費一部負担、謝金免除等の協力を得た。会場により講演会とワークショップ（杭州、広州、南京）、デッサンコンペ（連雲港）等、来場者参加型の活動を組み合わせることにより、小学生から一般人まで、幅広い参加者を得た。巡回展「東北－風土･人･くらし」と「ちひろとトットちゃん展」は「2012　日中国民交流友好年」の公式行事として実施された。

イ．中国高校生の招へい（長期招へい）

本事業は、中国で日本語を学ぶ高校生を約 1 年日本に招へいし、ホームステイまたは寮生活をしながら高校生活を過ごさせるプログラムであるが、招へい生の選抜にあたっては、中国教育部の協力を得ることにより、全国の高校から優秀な学生の推薦を得て、その中から日中交流センターが最終参加者を決定している。平成 24 年度は、2011 年 8 月末に来日した第六期生 32 名が研修の後半 4 か月を過ごし帰国したほか、2012 年 8 月に第七期生 32 名が来日し、23 都道府県に受け入れられた。

招へい生の受け入れは、国際理解教育や中国語教育に取り組んでいる日本の高校、一般家庭の協力の上に成り立っている。ホームステイや寮生活、部活動への参加を含む、日本での生活体験全てを通じて招へい生の対日認識を深めるとともに、受け入れ側の対中理解の促進が意識されている点が本事業の特色である。なお、これらの受け入れ校の国際理解教育を支援するために、受け入れ校 11 校から 18 名の生徒の推薦を得て、「「ふれあいの場」訪問事業」として北京、昆明に派遣した（詳細は下記エ（ウ）に記載）。

招へい生、受け入れ校、ホストファミリーのコメント例は以下のとおり。

・招へい生

「（日本についての）噂とかを通じるのではなくて、自分の目で見て確かめた真実をもっと多く人に伝えます」「みんなと一緒に笑ったり、泣いたり、しゃべったりして、喜びや悲しさも全てみんなで分け合えて、こんな部活は中国で体験できないから、とてもいい体験ができた」「みんなに中国のことを教えて、とても嬉しかった」「『絆』という言葉、その意味が初めてわかりました」「日本人の中国に対する考え方をよりよく理解できるようになり、自分の考え方もすこし変わりました。視野が広がったと思います」

・受け入れ校

「受け入れたクラスの生徒や同じクラブの学生にとって良い刺激になった。中国という国を身近な国として実感できた」」「日本人高校生が失っている、教師に対する敬いの心、勤勉でひたむきな姿勢を中国人留学生は備えており、私たちも多いに触発されるところがあった」

・ホストファミリー

「中国という国に対しての印象が変わり、考えが柔軟になった。「○○人」ではなく、「誰」であるかだと感じた」「自分や自分の家族、日本についても考える機会になった」

その他、第七期生の中間研修では、テーマを「生きる力・地域の再生」として、宮城県を訪れ、

南三陸町の仮設住宅で暮らす人々との交流会や、雄勝町において解体が予定されている施設からの資材搬出ボランティアを行った。活動の結果は、日中交流センターが運営する「心連心」ウェブサイト（次項に記載）において、動画や招へい生自らの日記の形で発信した。

ウ．オリジナルウェブサイト「心連心」構築・運営

本ウェブサイトは、同時翻訳機能により、日中の若者が言語の問題を気にすることなくサイト上で自由に交流することができる点に特徴がある。特に、日中交流センター事業の主要な担い手である長期招へい生や卒業生の近況を、彼ら自身の書き込みや動画を通して両言語で発信することにより、将来日本への留学を考えている中国の高校生、大学生を含めた中国の若者たちに対し、より身近な目線からの日本情報発信を行うことが企図されている。

本ウェブサイトは立ち上げ当初、日本に関する情報を総合的に発信するポータルサイトを目指し、ポップカルチャー等の紹介を含むコンテンツを外部業者に委託・購入のうえ発信していたが、予算削減の観点からこれらのコンテンツの購入を漸次縮小し、2012 年 8 月末をもって外部コンテンツの発信を終了した。平成 24 年度には、日中交流センター事業の発信に軸足を置いて、高校生招へい事業の招へい生、卒業生を中心とする事業関係者のフォローアップとネットワーク形成により重点を置いたウェブサイトへのリニューアルを図った結果、サイトへのアクセス数自体は 1,104,744 件（平成 23 年度）から 735,632 件（平成 24 年度）に減少したものの、会員数は前年比 6%増の 7,179 名、平均ページ滞在時間は 2 分 28 秒（平成 23 年度）から 5 分 22 秒（平成 24 年度）と 2 倍以上に伸びた。

なお平成 24 年度は、（財）日中友好会館が外務省から受託した「東日本大震災復興支援事業 青少年交流「キズナ強化プロジェクト」」の一部として日中高校生交流事業を実施するにあたり、プログラム参加者との関係維持・発展を目的として「心連心」ウェブサイトの一部を提供し、当該ページの運営管理業務として 8,113 千円を受託した。

エ．日本／中国国内担い手ネットワーク構築

日本に関心をもつ中国の学生や中国との交流に意欲を持つ日本人学生に対し、特定の「ふれあいの場」で行われる交流事業への参加の機会を提供し、相互交流を深める機会を与えるとともに、各地の「ふれあいの場」の事業を活性化し、「ふれあいの場」の活動を支える若手人材の育成、ネットワーク形成を促進するための事業を実施した。

平成 24 年度は、大学生交流事業を 3 件実施したほか、日中国交正常化 40 周年を記念して実施した「ふれあいの場」サマープログラム 1 件、高校生「ふれあいの場」訪問事業 1 件を実施した他、「ふれあいの場」の活動を日ごろから支えている中国人学生、中国に留学中で交流に意欲のある日本人留学生をリソースとして日中交流センターが移動のための旅費を負担することにより交流を活性化させるプロジェクトを 2 件実施した。

主要事業については以下の通り。

（ア）大学生交流事業

日本国内の大学生・大学院生から、「ふれあいの場」で実施する交流事業の企画を募集し、採用された 1 グループを重慶、延辺、大連の各ふれあいの場に 1 週間程度派遣した。

派遣学生（日本人）からは「反日感情も比較的強い国で、ちょっと、という印象をもっていたが、(事業を通して中国への) 印象は大きく変わった。中国の人は一度知り合うと本当に優しく、親切でした。このことをもっと多くの人に知ってほしい」という声が聞かれ、現地受け入れ側学生からも、日本人と交流し、友達になれたことを評価するコメント多数寄せられた。イベント参加者からは「中国人と日本人が一緒にブースを作り、一緒に運営し、またお客として遊びに来た中国人の反応もよかったから日本についての理解がより深まった」という感想を得ている。また、各「ふれあいの場」担当者も「身近で日本文化を体験し、日本をより深く理解する、いいきっかけになった」と評価している。アンケートで事業を満足と回答したのは、受入側（機関）は 100%、大学生交流参加者は 87%、交流事業来場者は 98%であった。

（イ）サマープログラム

日本人学生 21 名（3 名×7 グループ）、各地の「ふれあいの場」から推薦された中国人学生 26 名が参加し、一週間生活をともにしながら、共同作業やお互いの国・地域の紹介・体験を行った。プログラム参加者からは「（相手国を理解するうえで）メディアに左右されない視点をもつことができた」、「（中国・中国人という大きな枠組みで相手をとらえるのではなく）もっと個人で繋がってゆくことが大切」といった声が聞かれ、アンケートには 100%が満足と回答した。

（ウ）高校生「ふれあいの場」訪問事業

中国高校生の招へい（長期招へい）の受け入れ校 11 校から 18 名の生徒を選抜して北京・昆明に派遣した。参加した生徒たちは、日ごろ学校で接している中国人留学生から得る中国に対する友好的なイメージと、マスコミを通して得る、強硬で反日的なイメージとの間にギャップを感じていたが、本プログラムへの参加を通して、「中国人とじかに接触できたおかげで嫌悪感を払拭できた」「政治や経済の関係で国の仲が悪いからといって中国の人を嫌いになりたくない。メディアに左右されて自分と世界との輪を狭めたくない」等の感想が聞かれた。

（２）中長期的成果があらわれた事例

高校生招へい事業の卒業生は 2013 年 3 月末までに 77 名が日本留学のために再来日を果たしており、このうち 65 名が大学に進学している。2012 年 11 月に、これらの学生のフォローアップを兼ねて「心連心：中国高校生長期招へい事業」卒業生交流会を実施したところ、参加した学生の中から日本の学生との協力により、ボランティア等活動への参加を通して、日本社会により深く関わりながら交流の輪を深めてゆきたいとの意見が出された。これを踏まえ、2013 年 3 月には、試験的な試みとして、伊豆で「町おこし」に取り組んでいる日本人学生たちの活動を視察し、協力の可能性を探った。

2012 年夏に実施したサマープログラムに中国国内「ふれあいの場」から推薦を得て参加した学生の中から、2013 年 3 月実施の大学生交流事業において、現地受け入れ側学生のリーダーが現れる等、各地の「ふれあいの場」における交流担い手の育成に繋がっている。

（３）日中交流センター事業実施をめぐる外部要因

2012 年は日中関係が緊張し、それに伴う日中交流センター事業への影響として、同年 7 月までに合意書を締結済みであった昆明「ふれあいの場」（雲南師範大学）、9 月初旬に合意書を締結した済南「ふれあいの場」（山東師範大学）を年度内に開設することができなかったほか、大連「ふれあいの場」（大連中日文化交流協会）が 2012 年 8 月から臨時休館、同 11 月には「ふれあいの場」運営に関する日中

交流センターとの合意を解消したい旨の意向が正式に示され、2013 年 3 月 31 日をもって合意を終了する事態が発生した。

そのほか、2012 年 10 月西寧で開催が予定されていた大学生交流事業（日本からの大学生グループの派遣）について、年度内の開催を見送った（2013 年 5 月に実施）。

日中関係の情勢変化による高校生招へい生の早期帰国者はいない。

外部専門家による評価

１．評価結果

本項目に関する外部専門家 4 名による評価結果は以下の通り。

文化芸術交流における国際貢献 （文化事業部実施分）	イ	ハ
日中交流センター事業	ロ	ハ

２．外部専門家の評定理由（イ評価及びニ評価以下について）

【イ評価】

演劇「トロイアの女たち」、「能と昆劇によるＴｈｅ Ｓｐｉｒｉｔｓ Ｐｌａｙ 霊戯 『記憶、場所、対話』」は、日本が主導してイスラエルや中国などの関係者に呼びかけて実現した。複数の国々の人々による多年の準備を経ての事業であり、大きな反響を呼んだ。政治的な論争・対立を超えて共感の空間をつくり出した意義は大きい。モルジブの美術館運営への貢献も評価できる。

東日本大震災の被災地をめぐる事業は、被災した音楽人や建築家、若者たちが参加し世界に共感の輪を広げることができ、国際交流事業の意義が示された。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標：国際共同制作や人物交流等を含む、双方向性、共同作業型の事業の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
ヴェネツィア・ビエンナーレ建築展での金獅子賞（グランプリ）獲得等、対外的な注目度の高い事業を実施し、また、参加者の満足度も高いことを高く評価する。一方通行の紹介にとどまることなく、共同作業、共同制作によってより深い日本文化の理解と相互交流に取り組んだりした点は、国際交流基金のこれまでの実績と新たな創意工夫に基づいた取り組みとして、高く評価したい。日本と中国の伝統芸能の出会いによって互いの革新にチャレンジした能と昆劇のコラボレーションのほか、新たな取組として日中韓 3 か国演劇共同制作「祝／言」を開始している。2013 年秋から 3 か国 8 都市で上演すべく、平成 24 年度は、その準備と調査、演劇公演に必要な写真撮影、日韓の上演予定地におけるシンポジウムやトークイベント等プレイベントを実施しつつ、制作を進めており、プレイベントの来場者の 93%が「満足」と回答したことは評価できる。
日中交流センター事業については、「ふれあいの場」で自主企画として交流事業を合計 126 回実施し、来場者は 9,734 人であった。アンケートの結果、プログラムに「満足」と回答した来場者・受入機関は 100%であったことは評価できる。また、中国高校生長期招へい事業のように、現下の困難な国際環</td></tr>
<tr><td>ロ</td></tr>
</table>

		境下、アジア近隣諸国の若い世代との交流事業が持つ意味はきわめて大きい。 　以上より、計画を上回って順調であり，優れた実績を挙げていると評価する。 　基金の文化芸術分野における多種多様な貢献を評価し、着実な事業の実施を引き続き期待したい。

実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要および運用方針	事業例
日本文化紹介派遣（主催・催し）	諸外国における日本文化の理解促進を目的として、日本文化の諸分野における専門家（個人または少人数編成グループ）を海外に派遣し、講演、ワークショップ、デモンストレーション等の文化事業を実施。基金本部が基金海外事務所・在外公館からの要望に基づき、企画・実施する。	・米国 和菓子紹介レクチャー・デモンストレーション ・米国 武道紹介中部・南部・南西部巡回レクチャー・デモンストレーション ・ミャンマー 漫画紹介講演・漫画描き方教室
舞台公演（主催・催し）	演劇、舞踊、音楽、民俗芸能など、日本の優れた舞台芸術を古典から現代まで幅広く紹介することを目的に、公演団を海外に派遣し、舞台公演を実施。現地の芸術家との共演や交流プログラムを併せて実施することもある。周年事業、重要な国際的行事に向けて基金本部が企画・実施する事業、及び基金本部が基金海外事務所・在外公館からの要望に基づいて企画・実施する事業とがある。 また、諸外国との演劇、音楽、舞踊等舞台芸術分野における共同制作事業も行う。	・米国 歌舞伎舞踊公演 ・米国 津軽三味線西海岸・ハワイ巡回公演 ・米国 石見神楽中部・南部巡回公演 ・米国 ロボット演劇奥部巡回公演 ・日中共同制作演劇「能と昆劇による The Spirits Play 霊戯『記憶、場所、対話』」 ・日中韓共同演劇制作「祝/言」 ・カンボジア・ラオス・ミャンマー 津軽三味線他邦楽公演 ・バングラデシュ・インド・スリランカ 和太鼓他邦楽公演 ・イスラエル 歌舞伎舞踊公演 ・イスラエル 演劇共同制作「トロイアの女たち」
国際展（主催・催し）	海外で開かれる国際展（ビエンナーレ、トリエンナーレ等）に日本を代表して参加し、作品の出展や作家の派遣を行う。また日本国内で実施される大型国際展に協力し、海外関係者（作家、専門家）を招へいし、国際シンポジウム、ワークショップ、その他を実施する。	・バングラデシュ 第15回アジアン・アート・ビエンナーレ・バングラデシュ参加 ・イタリア ヴェネツィア・ビエンナーレ第13回国際建築展参加（「ここに、建築は、可能か」）
企画展（主催・催し）	日本の美術・文化を海外に紹介することを目的に、国内外の美術館・博物館との共催により、展覧会を海外で実施する。また、外交上の必要性に応じて、諸外国の優れた美術文化を紹介する展覧会を国内で限定的に実施する。	・米国「TOKYO 1995-1970: 新しい前衛」展 ・イスラエル「ダブル・ヴィジョン-日本の現代美術」展 ・モルジブ「呼吸する環礁：モルジブ・日本現代美術展」 ・シンガポール「Omnilogue: Your Voice is Mine」
基金巡回展（主催・催し）	基金が所蔵する展示セットを諸外国に巡回し、基金海外事務所、在外公館及び現地の美術館・博物館、文化交流団体等との共催により展覧会を実施。基金本部が基金海外事務所・在外公館からの要望に基づき、企画・実施する。 東日本大震災後、平成23年度には、復興に向かう被災地の歩みや東北本来の魅力を紹介するための建築展、写真展、工芸展も新規制作した。	・デザイン、建築、写真、工芸、武道、ポップカルチャー等をテーマとした巡回展 ・建築展「3.11－東日本大震災の直後、建築家はどう対応したか」 ・写真展「東北－風土・人・くらし」 ・工芸展「美しい東北の手仕事」
国際図書展参加（主催・催し）	海外で開催される国際図書展に、基金海外事務所もしくは在外公館、及び一般社団法人出版文化国際交流会との共催により参加し、日本ブースを出展する。出版社等の自主出展が困難な国・地域を優先に、基金海外事務所・在外公館からの要望に基づき企画・実施する。	・ロシア モスクワ国際知的図書展「non／fiction」参加 ・カタール ドーハ国際図書展参加

実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要および運用方針	事業例
日本映画上映（主催・催し） FL運営（主催・情報提供）	日本映画の紹介を通じ、対日理解を促進することを目的に、基金海外事務所及び在外公館が基金フィルムライブラリー所蔵のプリントを活用し、上映会を実施する。 また、日本の劇映画やドキュメンタリーのDVDを世界各国の在外公館や基金海外事務所に配布し、上映の機会を提供する。海外のフィルム・ライブラリーに対しては、非商業ベースの上映権を得て、劇映画を配付する。平成24年度はDVD素材でのみ作品を提供した。 東日本大震災後、平成23年度には、東北を舞台とした、あるいは復興・再生をテーマとした劇映画やドキュメンタリーの新作をDVDで提供。	・米国「アート・シアター・ギルド」映画特集上映会 ・イスラエル エルサレム国際映画祭・増村保造監督特集上映会 ・イスラエル ハイファ国際映画祭・新藤兼人監督特集上映会 ・「東北 夏祭り～鎮魂と絆と～」、「ガレキの中からの再出航～漁業の町・岩手県大船渡市～」、「がんばっぺフラガール！～フクシマに生きる。彼女たちのいま～」、「ロック わんこの島」、「エクレール・お菓子放浪記」、「春との旅」、「カルテット！」等DVDの世界各地での上映
テレビ番組紹介（主催・情報提供）	商業ベースで日本のテレビ番組が放映されにくい国・地域を対象に、海外の放送局に日本のテレビ番組を提供する。放送用素材の作成・放送権料を基金が負担する。 平成24年度は、一部事業において、吹替えや字幕作成等のローカライズ経費を基金が負担する形態を新たに加えた。ローカライズ経費の大半を基金が負担する代替として、放送権料の大幅値引きを著作権者であるの日本側テレビ局・制作会社等から得る仕組みが構築され、事業の経費的な効率性を確保できた。	・中南米向け アニメ 「ハングリー・ハート」放映 ・ハイチ 「プロジェクトX」放映
専門家交流（主催・人物交流）	海外の造形美術や舞台芸術の担い手たちに日本の文化芸術の今日を紹介するとともに、内外の文化芸術各分野の専門家同士の交流・情報交換の機会を提供し、ネットワークの構築を促すため、派遣・招へい事業を実施する。	・米国、アラブ、アジア等の学芸員の日本への招聘 ・学芸員による国際シンポジウム ・国際舞台芸術ミーティング in 横浜
情報発信（主催・情報提供）	日本の文化芸術の各分野について、ウェブサイト、ニュースレター、データベース等を通じて情報提供を行う。	・「performngarts.jp」（現代日本の舞台芸術関連情報を紹介する日英2か国語ウェブサイト） ・「日本映画データベース（JFDB）」（公益財団法人ユニジャパンとの共同運営） ・「Japanese Book News」（日本の新刊書や最新出版情報を紹介する季刊英文ニューズレター） ・日本文学翻訳書誌データベース（戦後外国語に翻訳された日本文学に関する、ほぼ唯一の網羅的なデータベース）
日本文化紹介助成（助成）	諸外国における日本文化の理解促進を目的として、日本文化の諸分野における専門家（個人または少人数編成グループ）を海外に派遣し、講演、ワークショップ、デモンストレーション等の文化事業を行う日本の団体・個人に対し、事業経費の一部を助成する。国内公募。	・米国「日本伝統音楽『邦楽』（箏・三味線・尺八）の文化交流公演とワークショップ」 ・フィリピン「折り紙及び玩具のデモンストレーション・ワークショップ」 ・フランス／モナコ「日本の漫画やイラストの描き方のワークショップ」 ・エストニア／リトアニア／ラトビア「茶道レモンストレーション」
海外展助成（助成）	多様な日本の美術・文化の紹介を通じ、対日理解を促進することを目的に、海外の美術館・博物館等が海外で企画・実施する展覧会(国際展において日本の作家が招待出展される場合を含む）に対し、事業経費の一部を助成する。海外公募。	・ブラジル「30th Bienal de Sao Paulo」 ・英国 「ヨーコ・オノ展」 ・韓国「Shinro Ohtake's Solo Exhibition」（2010年光州ビエンナーレの一部）

実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要および運用方針	事業例
市民青少年美術交流助成（助成）	日本の美術・文化を通じた国際相互理解並びに対日理解の促進を目的として、日本の市民青少年交流団体が海外で企画する造形美術のアート･イベントに対し、経費の一部を助成する。国内公募。	・韓国「第8回日韓高校生写真交流の集い」 ・フィリピン「平和と環境保全のためのコミュニティ・アート・プロジェクトへの参加」 ・英国「私と町の物語展覧会」
海外公演助成（助成）	日本の舞台芸術の海外への紹介や、共同制作を通じた国際文化交流の推進、市民・青少年交流も含めた国際交流の担い手の育成・拡充を目的として、舞台芸術分野における優れた海外公演や国際共同制作を行う日本のアーティストや、舞台芸術活動を通じて市民青少年・地域レベルの国際交流事業を行う日本の団体・個人に対し、事業経費の一部を助成する。国内公募。	・カナダ／米国「北乃台雅楽アンサンブル米国公演」 ・インド「石見神楽インド公演」 ・オーストラリア「鼓童＆太鼓オズオーストラリア公演」 ・ドイツ・フランス「大原保人スーパージャズトリオ欧州公演」
パフォーミング・アーツ・ジャパン（助成）	北米および欧州の芸術プレゼンターが、域内でのネットワークを活用しつつ広く日本の舞台芸術を紹介する機会や、日本の舞台芸術に関する総合的理解を深めるためのワークショップの機会を提供すること、及び日本と北米・欧州の舞台芸術家との共同制作を推進することを目的に、日本の優れた舞台芸術紹介事業に係る経費の一部を助成する。 北米対象と欧州対象でスキームが異なる。いずれも海外公募。	・米国「Kuromori Kagura：Traditional folklore music and dance group from Iwate Prefecture」「Mount Tremper Arts」 ・カナダ「Susuriwka － willow bridge」 ・スイス「Carry－In－PROJECT」 ・スロベニア「Audition for Life」
日本理解促進出版・翻訳助成（助成）	商業ベースに乗りにくい日本関連図書の出版を促すこと、また助成を行うことで図書の販売価を下げ、より多くの読者に図書を普及させ、諸外国の国民の対日理解を促進させることを目的に、日本研究・日本理解の促進に意義・効果が高い、人文・社会科学及び芸術分野の日本関係書籍の翻訳・出版（書き下ろし作品を含む）について、翻訳経費・出版経費の一部を助成する。海外公募。	・エジプト「坊っちゃん」「Contemporary Japan. Politics and Society」「堤中納言物語」「落窪物語」 ・フランス「日本哲学選」「メヒコ歓ばしき隠喩」
日本映画上映助成（助成）	国際映画祭、芸術祭、映画専門団体を通じてより多くの日本映画が海外において上映され、一般の人々の対日関心・理解を促進することを目的に、国際映画祭等が企画・実施する日本映画上映事業に対し、事業経費の一部を助成する。	・韓国「第14回富川国際学生アニメーションフェスティバル」 ・ウルグアイ「第30回シネマテカ国際映画祭」 ・オランダ「カメラ・ジャパン2012」 ・チェコ「アニフェスト2012（日本映画部門）」
市民青少年映像・文芸交流助成（助成）	海外で映像・文芸分野における日本文化紹介の担い手の裾野を広げることを目的として、日本の市民青少年交流団体が海外で企画・実施する映像・文芸分野の事業に対し、事業経費の一部を助成する。国内公募。	・キューバ「日本・キューバ　青少年映像作家交流ワークショップ」 ・タイ「日本ータイ『震災と記録・復興への道』を学ぶ、学生／青年ワークショッププログラム」 ・フランス「日仏合同アニメーション・マンガ芸術祭」

実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要および運用方針	事業例
文化協力（主催・人物交流）	文化芸術の諸分野における協働作業や共同制作等を通じ、相手国における文芸分野の専門家（アーティスト、スポーツ選手、関連スタッフ等）の人材育成や、持続的な国際文化交流のための基盤整備を支援する事業を実施する。	・アルメニア「染色文化財保存修復協力事業」 ・中国／韓国「第5回東アジア紙文化財保存修理シンポジウム」 ・フィジー／サウジアラビア／エチオピア「空手専門家派遣」（派遣者はそれぞれ異なる）
文化協力助成(助成)	日本が有する優れた技術や知見を活用し、相手国の文化芸術・スポーツ各分野の活動振興及び人材育成を通じて、その国における持続可能な国際文化交流を促進し、日本に対する信頼感を醸成することを目的に、文芸分野事業の担い手の育成とそのノウハウの蓄積等を支援するため、各分野の専門家を派遣または招へいして実施する実技指導やワークショップ等に対し、事業経費の一部を助成する。	・グアテマラ「マヤ文明世界複合遺産ティカル国立公園保存活用協力事業」 ・インドネシア「アチェ歴史資料文書保存修復技術研修」 ・スーダン「デジタル技術によるスーダン文化財の記録保存及び活用プロジェクト」
東日本大震災復興特別会計予算を活用した事業	被災地域本来の豊かな文化・芸術・風土や3.11から復興に向かう姿を海外に紹介する事業や、被災地と海外とが共に行う創作活動を支援しその経験・成果を海外に向けて発信する事業を①～③に大別して実施する。 ①被災地の芸術家等を海外に派遣し、巡回公演やデモンストレーション等を実施。 ②様々な文化芸術分野における被災地復興の担い手を海外に派遣し、巡回講演会や対話事業等を実施。 ③内外芸術家等による被災地での文化芸術活動を支援し、その経験と成果を活用した対話・交流事業を海外に向けて実施。 基金のネットワークを活用し文化芸術を通じて被災地と海外とを結ぶことにより、被災地に対する連帯意識の長期的な継続と深化を目指した事業。震災後世界から寄せられた支援への感謝を示すとともに、震災をきっかけに世界中で高まった日本・被災地への関心をより深い理解に繋げる。また、復興に向かう日本の姿や東北本来の魅力を着実に伝えて諸外国での誤解や偏見を是正し、あわせて震災体験を国際的に共有・継承する。更には、被災地の住民の自信回復や文化の復興に向け、地域と海外との協働の場を作る。	・仙台フィルハーモニー管弦楽団ロシア公演 ・巡回展「3.11東日本大震災の直後、建築家はどう対応したか」関連講演事業 ・ニューオーリンズ-宮城青少年ジャズ交流 ・チリ-三陸青少年音楽・詩作交流

プログラム単位の実績数値

プログラム	事業費関係	事業実施状況				アンケート結果			報道件数
	基金負担額 ※暫定値	実施事業件数	実施国数	実施都市数	来場者数等	観客満足度	参加者満足度	受入機関 満足度	
日本文化紹介派遣（主催・催し）	97,052千円	30件	66か国	97都市	23,575人	96%		98%	409件
舞台公演（主催・催し）	198,371千円	15件	27か国	49都市	33,628人	96%			302件
国際展（主催・催し）	53,615千円	2件	2か国	2都市	154,740人	96%			216件
企画展（主催・催し）	254,179千円	8件	9か国	10都市	538,538人	90%			461件
基金巡回展（主催・催し）	131,734千円	106件	56か国	93都市	753,954人	95%			915件
国際図書展参加（主催・催し）	15,585千円	14件	14か国	14都市	93,219人	93%		100%	95件
日本映画上映（主催・催し）	83,726千円	100件	68か国・地域	155都市	230,728人	95%		96%	2,227件
FL運営（主催・情報提供）	64,139千円	FL上映回数： 679回 DVD： 7作品308枚配付	96か国 （DVD配付国数）	139都市（DVD 配付都市数）	－	100% （FL管理公館・ 拠点による評価）		100%	
テレビ番組紹介（主催・情報提供）	78,039千円	16件TV放映、及び日本賞、『カーネーション』国際版共同制作	15か国 （TV放映）	－	2,996,588人 （1番組あたり視聴者数平均の合計）			100%（テレビ局）	8件
専門家交流（主催・人物交流）	56,546千円	12件	11か国・地域	7都市	招へい者数： 124人 来場者数等： 27,321人		98%		88件
情報発信（主催・情報提供）	36,772千円	4件	全世界対象	全世界対象	アクセス数： 1,002,400件 発行部数： 5,000部 来場者数： 18,251人	88.00%			78件

プログラム単位の実績数値

プログラム	事業費関係	事業実施状況				アンケート結果			報道件数
	基金負担額 ※暫定値	実施事業件数	実施国数	実施都市数	来場者数等	観客満足度	参加者満足度	受入機関 満足度	
日本文化紹介助成（助成）	34,428千円	51件	34か国	71都市	315,344人	100%（助成対象者による評価）	100%		265件
海外展助成（助成）	69,432千円	66件	30か国	57都市	5,572,169人			96%（助成対象機関の「目的達成度」に関する自己評価）	23,656件
市民青少年美術交流助成（助成）	2,880千円	5件	5か国	6都市	7082人				30件
海外公演助成（助成）/市民青少年公演（助成）	230,298千円	100件	60か国1地域	223都市	345,240人	100%（助成対象者による評価）		100%	590件
パフォーミング・アーツ・ジャパン（北米）（助成）	22,443千円	11件	2か国	23都市	16,980人	94%	100%	100%	75件
パフォーミング・アーツ・ジャパン（欧州）（助成）	15,002千円	10件	10か国	26都市	17,669人	100%	100%	100%	2件
日本理解促進出版・翻訳助成（助成）	28,156千円	40件	21か国		86,790部			100%（在外公館・海外拠点アンケート結果）	31件
日本映画上映助成（助成）	26,170千円	55件	25か国	74都市	164,093人			100%（上映会主催者満足度）	7235件
市民青少年映像・文芸交流助成（助成）	3,430千円	3件	3か国	3都市	600人				12件
文化協力（主催・人物交流）	23,035千円	8件	9か国	14都市	1,422人		99.00%	100%が「とても満足」	27件
文化協力助成(助成)	15,497千円	17件	18か国	27都市	8,612人	100%（助成対象者の報告による）	100%（助成対象者の自己評価）	100%	148件
東日本大震災復興・公演事業	121,657千円 （H25への繰越含まず）	3件	3か国	10都市	63,350人	93%	100%		113件
東日本大震災復興・派遣事業	21,354千円	11件	9か国	13都市	1,323人	91%			39件
東日本大震災復興・被災地支援制作事業	28,472千円	4件	5か国	9都市	6,575人	94%	100%		79件

プログラム単位の実績数値

プログラム	事業費関係	事業実施状況				アンケート結果			報道件数
	基金負担額 ※暫定値	実施事業件数	実施国数	実施都市数	来場者数等	観客満足度	参加者満足度	受入機関 満足度	
海外事務所における事業（No. 2該当分）	370,501千円	508件	21か国	605都市 （延べ）	758,514人	97%			3,305件
海外事務所における事業（No. 3該当分）	3,205千円	7件	4か国	9都市 （延べ）	1,538人	96%			59件

実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要および運用方針	事業例
中国「ふれあいの場」事業	現代日本に関する情報に触れる機会が比較的限られる中国の地方都市において、最新の日本情報を発信するとともに、日中の市民・青少年間の交流を行う「場」を提供することにより、中国の一般市民・青少年層の日本文化・社会に対する関心を喚起し、両国民間とりわけ若い世代同士の相互理解の促進と信頼関係の構築を図る。 各「ふれあいの場」（既存11か所）においては、日本文化コンテンツ（書籍、雑誌、玩具等実物、DVD等）の閲覧・展示のほか、日中文化交流イベントを不定期に開催。日中交流センターは日本文化コンテンツを送付するとともに、活動資金の一部を支援している。平成24年度は、「ふれあいの場」ごとに購入図書・雑誌を見直し、より個別のニーズにあったきめ細かいケアを開始した。また、「ふれあいの場」において日本人と中国人の自然な交流が実現するために、基金の有するネットワークを活かして在留邦人・日本人留学生や日本滞在経験のある中国人の協力と「ふれあいの場」を結びつける取り組みも行なった。	都市名（設置場所、省）/自主イベントの数/合計来場者数（閲覧利用者[イベント参加者]） 成都（広島四川中日友好会館。四川省） 3回 1,942人[804人] 長春（長春市図書館。吉林省） 2回 898人[314人] ※長春図書館の改装に伴い、2012年8月22日より一閉館、2013年秋ごろ再開予定。 南京（南京金陵図書館。江蘇省） 7回 12,050人[200人] 延辺（延辺大学。吉林省） 5回 1,351人[352人] ハルビン（黒龍江大学。黒竜江省） 4回 216人[156人] ※2012年7月～11月にかけて、黒竜江大学内の設置場所移転にともない、一時閉館。 西寧（青海民族大学。青海省） 64回 6,808人[2,499人] 連雲港（連雲港市児童図書館。浙江省） 7回 4,542人[1,880人] 重慶（重慶師範大学。重慶直轄市） 5回 4,143人[983人] 広州（中山大学。広東省） 17回 3,839人[1,190人] 大連（大連文化交流協会。青聯外語学校内。遼寧省） 6回 1,455人[1,356人] 杭州（杭州図書館。浙江省） 6回 6,619人[120人]
中国高校生の招へい（長期招へい）	中国の高校生約30名を約11か月日本に招へいし、日本各地でホームステイや寮生活をしながら日本人高校生とともに勉学し交流することにより、日本の社会や文化についての深い理解をもち、日中の架け橋となる若い人材の育成を図る中国教育部との共同事業。 招へいする学生が、より充実した有意義な高校生活を送れるよう、日中交流センターの担当者（日本人、中国人）が、招へい生のみならず、学校やホストファミリーと密接に連絡を密にとり、きめ細やかなケアを行っている。卒業生についても、連絡先の把握やフォローアップに努め、学生同士のネットワーク形成を促進するとともに、現在日本滞在中の高校生への助言の機会を設けている。 日本側の中国理解を深めるために、招へい生の受入実績が全都道府県に及ぶよう、受入校の新規開拓にも努めている。平成24年度は初めての受入となる奈良を含む23都道府県で研修生を受入した。 平成24年度は、来日研修、中間研修、帰国時の移動・宿泊の手配を一括入札することにより、事務作業の合理化を図った。	平成24年度は第六期生32名が7月に帰国、第七期生32名が8月末に来日。 〔長期招へい事業の年間の流れ〕 （3月 中国教育部に対する招へい生の候補者の推薦依頼） 4月 中国教育部から候補者の推薦期限 5月 日中交流センターによる面接・選抜（北京） 8月末 来日 9月初旬 来日研修、各受入れ地での生活開始 翌年 2月 中間研修 7月下旬 帰国前研修、帰国
オリジナルウェブサイト「心連心」構築・運営	日中両言語によるウェブサイトで中国人高校生の日記や取材記事、修了生の近況紹介、ふれあいの場や大学生交流の活動紹介等を掲載。インターネットを利用し日中双方の若者・一般市民に対し、日中交流に関わる若者のいきいきとした活動を紹介することにより日中交流への関心を促す。 日本語と中国語の同時翻訳機能がありその上で翻訳校正を施すことで、言語の問題を気にすることなく、日中の若い世代によるインターネット上の交流の場となっている。 平成24年度は全面的な改訂を行い、事業広報に重点を置き、日本事情紹介のコンテンツの購入を減らす等、内容の重点化、コンパクト化を行なった。	●2012年9月サイトリニューアル後のメインコンテンツ（【新】が新規内容） ・心連心ニュース/心連心トピックス 高校生の帰国、来日やサマープログラムなどの事業を報告 ・大学生交流事業 派遣事業毎の事業報告 ・高校生動画（心連心TV） 来日中の高校生の日常を取材し、動画で紹介 ・留学ドキュメンタリー【新】 1年間の留学を経て「交流の担い手」として成長した卒業生を、プロのライターが取材 ・卒業生便り【新】 卒業生自らが大学生活やサークル、課外活動の様子などの近況を報告 ・卒業生インタビュー【新】 心連心：高校生長期招へい事業の卒業生のその後の進学状況をプロのライターが取材 ・日本の暮らしあれこれ【新】 来日中の高校生たちによるご当地自慢や好きなもの紹介

実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要および運用方針	事業例
日本/中国国内担い手ネットワーク構築	日本人大学生や日本人留学生（在中国）が現地の中国人大学生と協力して、中国地方都市で日中交流イベントを準備・実施する大学生交流事業等、日中の若い世代が主体的に参画することにより双方の友情と信頼を築く機会を提供する。 高校生招へいの卒業生、過去に日中交流センターの交流事業に参加した日本人大学生、中国に留学していている日本人留学生のネットワークである「留華ネット」、「F活（ふれあいの場活性化チーム）」、日中学生会議等の学生団体等と連携しつつ、各地の「ふれあいの場」を利用した交流事業を行なうことで、事業参加者のフォローアップ、日中交流への参加意欲の維持を図っている。	●派遣事業 ・高校生ふれあいの場訪問事業　1件　18名 ・心連心サマープログラム　1件　日本からの派遣21名 ・大学生交流事業　3件　計15名 ●招へい事業　2件 ・連雲港ふれあいの場関係者招へい　4名 ・ふれあいの場実務担当者会議　11名

プログラム単位の実績

プログラム	事業費関係	事業実施状況				アンケート結果				報道件数〔前年度〕
	基金負担額〔前年度〕※暫定値	実施事業件数〔前年度〕	実施国数〔前年度〕	実施都市数〔前年度〕	来場者数・参加者数・アクセス数等〔前年度〕	参加者満足度〔前年度〕	受入機関満足度〔前年度〕	対日関心増加・肯定的対日観増加	その他関係者満足度	
中国「ふれあいの場」事業	18,483千円 [29,628千円]	11か所 [11か所]	1 〔1〕	11都市 [11都市]	のべ来場者数: 43,863人 自主イベント来場者: 9,734人	100%	100% [100%] ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ満足度	コメントを 本文中に記載		新聞:13[3] 雑誌:10[1] テレビ:8[3] ラジオ:1[0] インターネット:8[7]
中国高校生の招へい（長期招へい）	第六期:16,267千円 第七期:54,377千円 フォローアップ:1,902千円 [第五期:21,934千円] [第六期:58,399千円] [フォローアップ:24千円]	第六期（継続） 第七期（新規） [前年度] 第五期（継続） 第六期（新規）	1 〔1〕	第六期 12省・市　15校 第七期 14省・市　14校	第六期　32人 第七期　32人	96% [100%] 第六[五]期生	97% [100%] 受入校満足度	コメントを 本文中に記載	91% [97%] ホストファミリー満足度	新聞:3[1] 雑誌:0[3] インターネット:6:[13] テレビ:1[0]
オリジナルウェブサイト「心連心」構築・運営	16,756千円 [24,093千円]	1 〔1〕	1 〔1〕		アクセス数: 735,632件 [1,104,744件] 会員総数:7,179人 [6,794人] 平均ページ滞在時間 5分22秒 [2分28秒]					
日本/中国国内担い手ネットワーク構築	17,576千円 [21,131千円]	派遣:5件 [8件] 招へい:2件 [2件] 中国国内移動: 2件 [4件]	1 〔1〕	派遣:5都市 [7都市]	派遣:54人 [67人] 招へい:13人 [20人] 中国国内移動: 18人 [36人]	100% サマープログラム参加者満足度	100% 大学生交流受入機関満足度	87% 大学生交流参加者	97.6% 大学生交流来場者満足度	新聞:1 雑誌:1

小項目 No. 4　日本語の国際化の更なる推進のための基盤・環境の整備

大項目	**Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**
中項目	２．分野別事業方針等による事業の実施 （２）海外日本語教育、学習の推進及び支援
小項目	No.4　日本語の国際化の更なる推進のための基盤・環境の整備
中期計画	日本語の国際化の更なる推進のための基盤・環境の整備に向けて、以下の a～e を実施する。 a　「ＪＦ日本語教育スタンダード」の活用推進、定着 世界の様々な場所で、多様な目的によって行われている日本語学習、日本語教育の現場において、日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の方法を考えるためのツール（手立て）である「ＪＦ日本語教育スタンダード」（ＪＦスタンダード）の活用が推進され、また、これが定着するための諸活動に取り組む。また、ＪＦスタンダード自体がより活用しやすいものになるよう改良を進める。 b　「ＪＦ日本語教育スタンダード」の考え方に基づく日本語普及事業の展開 基金の海外拠点等において、ＪＦスタンダード準拠の日本語モデル講座（日本語・日本文化理解講座を含む。）の運営を拡大する。また、ＪＦスタンダード準拠の教師研修、教育ツール（教材・学習サイト等）の開発・整備、日本語学習者研修を実施するとともに、他の日本語教育機関がＪＦスタンダードに準拠して実施する活動を支援する。 c　日本語能力試験の安定的拡大 日本語能力試験について、「ＪＦ日本語教育スタンダード」との関連を整理するとともに、日本語能力を測定する唯一の大規模試験としての信頼性を維持しつつ、近年の世界的な日本語学習者の増加に対応した実施地の拡大、受験者の増加を図る。これにより、自己収入の拡大と収支の安定に努める。 d　e ラーニング事業の整備、推進 日本語の学習・教授方法が、世界的な IT 技術の急速な発展・普及により大きく変わりつつある状況に対応し、新しい e ラーニング教材、ウェブコンテンツを開発することでＪＦスタンダードの活用推進、ＪＦスタンダード準拠日本語講座の拡大を効率的に促進する。また、既存のウェブサイトの多言語化、利用端末機器の変化等への対応を行う。 e　日本語事業に関する調査、情報提供 海外の日本語教育の状況について調査等を行い、国内外に情報提供を行うとともに、

	海外における日本語教育振興の方向性、事業の立案、成果の確認等に活用する。
年度計画	日本語の国際化の更なる推進のための基盤・環境の整備に向けて、以下の a～f を実施する。 a 「ＪＦ日本語教育スタンダード」の活用推進、定着 「ＪＦ日本語教育スタンダード」に関する教師研修会、セミナー、学会発表を各国・地域、国内において行うとともに、「ＪＦ日本語教育スタンダード 2010」の他国語への翻訳、公開を行い、各地における理解を高める。 また、同スタンダードのウェブサイトにおいて公開されている「Can-do サイト」を利用促進のため平成 23 年度末に機能を改修しており、改修後の新「Can-do サイト」を用いてのセミナー開催を行う。 また、「ＪＦ日本語教育スタンダード」に準拠した教材「まるごと　日本のことばと文化」の制作、利用促進をとおして、同スタンダードの理念の普及及び利用を促進する。 b 「ＪＦ日本語教育スタンダード」の考え方に基づく日本語普及事業の展開 中期計画を踏まえ、平成 24 年度においては、国際交流基金の海外拠点における直営講座（ベトナム・ホーチミン及び米国・ロサンゼルス等）を拡充するとともに、国際協力機構（JICA）が展開、協力している日本人材開発センターのうち、モンゴル、ウズベキスタン、ラオスの各センターにおける日本語講座を国際交流基金の連携講座として、その活動を拡充する。 国際交流基金日本語講座において、「ＪＦ日本語教育スタンダード」準拠教材「まるごと　日本のことばと文化」を利用する他、同スタンダードの理念に沿った運営を行う。 また、「まるごと　日本のことばと文化」を各国・地域の日本語教師会等で紹介することにより、「ＪＦ日本語教育スタンダード」の考え方に基づいた日本語教育の促進を図る。 更に、附属機関において「ＪＦ日本語教育スタンダード」を取り入れた研修を行うとともに、北米、欧州、中国、韓国、豪州等の日本語教育学会、教師会が実施する中等教育・高等教育間の日本語教育のアーティキュレーション（接続性、統一性）改善等のプロジェクトを通して、同スタンダードの利用促進を図る。 c 日本語能力試験の安定的拡大 日本語学習者の日本語能力を測定し、認定するための試験事業の企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行う。 平成 24 年度は、7 月の第 1 回試験を 22 か国・地域、103 都市、12 月の第 2 回試験を 61 か国・地域、202 都市で実施する。なお、平成 23 年 3 月の東日本大震災発生以降、平成 23 年 12 月試験において対前年同月試験比で海外受験者数が 10%程度落ち込むなど受験者の大幅な減少傾向が見られることを踏まえ、平成 24 年度は、受験者の減

	少を通年で前年比5%以内に抑え、受験者数を年間46万人程度以上とすることを目標とする。 　また、ＪＦ日本語教育スタンダードとの関連を整理するとともに、実施地の増加や広報の充実を行い、応募者の安定的な確保に努める。あわせて、受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、現地収支剰余金の基金への還元の促進、現地の情勢も踏まえた適切な受験料の設定を行い、自己収入の拡大と収支の安定に努める。 d　eラーニング事業の整備、推進 　ウェブ版「エリンが挑戦！にほんごできます。」の提供言語としてフランス語、インドネシア語を追加し、さらなる利用促進を図る。また「ＪＦ日本語教育スタンダード」準拠教材「まるごと　日本のことばと文化」の自習用ウェブサイトを開発する。 　これにより、対日理解拡大の効果が大きい若年層、初学者に対する日本語学習促進・支援を進め、対日理解のすそ野の拡大に努める。 e　日本語事業に関する調査、情報提供 　平成24年度に全世界一斉の日本語教育機関調査を実施する。また、日本語教育に関する国別情報を本年度も見直し、基金の海外拠点、派遣専門家のネットワーク等の活用や在外公館の協力に基づき、海外の日本語教育についての最新の情報提供に努める。 f　経済連携協定（EPA）関連日本語教育の着実な実施・拡充 　経済連携協定（EPA）にもとづく看護師・介護福祉士候補者への日本語教育をインドネシア、フィリピンにおいて継続実施する。新たに事業開始予定のベトナムにおいても関与を図る。

【業務実績】

要旨

日本語学習の効果、効率の向上や若年層、初学者層の学習促進・支援のため、様々な形態で「ＪＦ日本語教育スタンダード」（以下「スタンダード」）の活用を推進し、その定着を図った。すなわち、「スタンダード」や「スタンダード」準拠教材『まるごと　日本のことばと文化』（以下、「まるごと」）の研修会、外部発表等での紹介、講座・研修等での活用、「スタンダード」外国語版の発行、「まるごと」のウェブ版の公開等により、幅広く関係者に情報提供と活用推進を図った。同時に、関係者からの反応や意見を得て、「スタンダード」や「まるごと」の内容の再検討、見直しも行った。こうした過程の全体を通じて、日本語学習の基盤づくりに取り組んだ。「まるごと」を使用した日本語講座については、25か所での運営を実現した。

ＷＥＢ版「エリンが挑戦！にほんごできます。」の更なる多言語化や「みんなの教材サイト」の内容変更等により、利用者に対して使いやすさと有益なコンテンツを常に提供し、前者においてはアクセス数の大幅増を達成し、後者においてはアクセス数の減少に歯止めをかけることができた。

また、日本語能力試験については「スタンダード」との関連の整理に着手しつつ、日本語能力を測定する唯一の大規模試験としての信頼性の維持・増進を図った。平成 24 年度においては、受験者数の目標値を 46 万人としていたが、予想しなかった外交環境の大きな変化、一部の国における教育制度の変

更等の影響を受けたことにより、受験者数は約 45 万人（対前年比 8%減）となった。実施国・都市数に関しては、第 1 回試験については当初計画どおり、海外 22 か国・地域、103 都市での実施を達成した。第 2 回試験については、現地実施機関の都合により、当初計画より 1 か所少ない 61 か国・地域、201 都市での実施となったものの、イラン、イスラエルといった事業実施が容易ではない地域を含む 7 都市で新規実施した。一方、収支については一部の国での受験料見直しや事業の効率化等の努力により収入が支出を上回るとともに、現地経費については、前年同様、受験料収入による全額支弁を達成した。

また、平成 24 年度には順調に日本語教育機関調査を実施し、その他日本語教育に関する情報収集・発信も行うことができた。日本語国際センター及び関西国際センターに設置されている図書館の来館者数については、それぞれ 1 万 9 千人、1 万 7 千人強の入館者を数え、目標を達成した。

本項目を含む「海外日本語教育、学習の推進及び支援」のための各プログラムの個別実施状況については、Ｎｏ．４，Ｎｏ．５別添１～２を参照のこと。

指標１：「ＪＦ日本語教育スタンダード」の活用推進のための事業の実施

相互理解のためには、日本語を使って何がどのようにできるかという「課題遂行能力」と、様々な文化に触れることでいかに視野を広げ他者の文化を理解し尊重するかという「異文化理解能力」の双方を養うことが必要との考え方に基づいて、日本語の教え方、学び方、評価のツールとして開発し、平成 22 年度に発表した「ＪＦ日本語教育スタンダード」の活用推進に向け、以下のとおり、多くの日本語教育関係者を対象に、幅広い情報提供や、利用方法の実践指導、準拠教材の企画・開発・使用等、多岐にわたる取り組みを積極的に推進した。

１．「ＪＦ日本語教育スタンダード」改訂の実施

2010 年に発表した『ＪＦ日本語教育スタンダード 2010』（本冊）と『ＪＦ日本語教育スタンダード 2010 利用者ガイドブック』（別冊）の内容を改訂した第二版を発行し、日本語教育関連の研修会やセミナー、ワークショップ等での活用を促すべく国内外の日本語教育関係者に配布した（初版と第二版を合計すると平成 24 年度末までに本冊 6,083 部、別冊 6,078 部を配布）。なお、第二版では、ユーザーからの声を受けて平成 23 年度に機能追加・改修を行った「みんなの「Ｃａｎ－ｄｏ」サイト」の使用方法等を加筆した。また、第二版第二刷にて、ＣＥＦＲ（Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment、「言語のためのヨーロッパ共通参照枠：学習、教育、評価」）の翻訳部分を新訳に改めた。

また、ＪＦ日本語教育スタンダード（以下、「スタンダード」）のウェブサイトにて『ＪＦ日本語教育スタンダード 2010』本冊の韓国語版データ（2012 年 10 月、一部未公開）および英語版データ（2013 年 1 月、完全版）を公開した。特に英語版データ（完全版）公開後については、月次ページビューが 2013 年 1 月の約 32,000 から 2 月には約 44,000 と大幅な増加を示した。なお、平成 24 年度、本ウェブサイトと「みんなの「Ｃａｎ―ｄｏ」サイト」を合わせたアクセス総数は 420,303 件（平成 23 年度は 330,516 件）となった。

「みんなの「Ｃａｎ―ｄｏ」サイト」においては、ワークショップ参加者の反応等をサイトの改修（平成 23 年度）に反映し、2012 年 4 月に「サイトの使い方」ページを、また 2012 年 6 月にサイト使用方法マニュアルを追加した。

２.『まるごと　日本のことばと文化』の開発実施状況等

平成 23 年度に引き続き、対日理解拡大の効果が大きい初学者向けの「スタンダード」準拠日本語教材として『まるごと　日本のことばと文化』(以下、「まるごと」) 試用版の開発を行った。平成 24 年度は、「スタンダード」のレベルのうち、初級 2 (A2) と初中級 (A2／B1) を開発し、基金が運営する 25 か所の海外日本語講座における、延べ 231 コースで、開発済みの入門(A1)、初級 1(A2)と合わせて利用した。また、海外日本語講座の講師から「まるごと」試用版のフィードバックを得るために聞き取り調査および質問紙調査を行い、「まるごと」の市販化に向けての改訂作業を行った。

３.「ＪＦ日本語教育スタンダード 2010」関係セミナー等

平成 24 年度については、「スタンダード」関連に関する国内外のセミナー、学会、研究会を通じた紹介・活用推進事業は計 51 件にのぼった (日本語国際センターの専任講師が発表、出講等を行った海外セミナー等：9 件、国内セミナー等：1 件、学会発表：6 件、及び基金の派遣している日本語専門家による海外セミナー等：35 件)。

４.「Ｊ－ＧＡＰ (Japanese Global Articulation Project)」事業における 「ＪＦ日本語教育スタンダード」の紹介・活用

平成 24 年度より、「スタンダード」の普及に資する活動に対する助成事業を実施し、海外各国・地域の有力な日本語教育学会・教師会が、日本語教育のアーティキュレーション (教育機関内あるいは教育機関間の学習の連続性) の達成を目指して行う「Ｊ－ＧＡＰ　(Japanese Global Articulation Project)」事業 8 件に対して助成を行った。その成果のひとつとして、2012 年 8 月に名古屋において開催された「日本語教育国際研究大会　名古屋 2012」において、「Ｊ－ＧＡＰ」事業成果の発表を柱とする 2 件のシンポジウム (①「グローバル社会を創る日本語教育：アーティキュレーション (連関) を通して見た世界の日本語教育」、②「世界と日本をつなぐ日本語教育：留学生のための日本語教育のアーティキュレーション (連関)」) が実施され、それぞれ 150 人以上の聴衆の参加があった。また、2013 年 3 月にも、活動の成果発表を目的として、シンポジウム「日本語教育におけるアーティキュレーション (連続性) －国際的な取り組みと日本における課題－」を日本語教育学会と共催した。このシンポジウムにも 170 人以上の聴衆が参加し、当日に行ったアンケート調査の結果、「とても有意義だった」と「有意義だった」を合わせた回答者が全体の 97%を占めた。

５．ＪＦ日本語教育スタンダード／日本語能力試験（ＪＬＰＴ）連関調査

「スタンダード」 と日本語能力試験 (以下、「ＪＬＰＴ」) は 日本語習熟度を異なる側面から評価するものであり、相互に関連づけて作成されたものではないものの、関連性を求める声が強いことから、基金の研修参加者を対象に「スタンダード」に基づいたパフォーマンス評価 とＪＬＰＴ受験結果の分析を行い、分析結果を報告書にまとめ、「ＪＦ日本語教育スタンダード」サイトに掲載した。

指標２：「ＪＦ日本語教育スタンダード」の考え方に基づく日本語普及事業（海外日本語講座運営、招へい研修事業等）の実施

以下の通り、「スタンダード」及び「まるごと」を使用した授業・研修等を基金の海外日本語講座、あ

るいは、日本語国際センターにおける研修といった実際の教育現場で説明、活用することにより、そのコンセプトの浸透を図り、「スタンダード」による日本語教育の基盤づくりを行った。

１．海外日本語講座運営

基金が運営する日本語講座（以下、「ＪＦ講座」）は、海外事務所及び日本センター所在国 26 か国 29 か所での展開となった。このうち、25 か所で「まるごと」を教科書として使用したコースを実施した。平成 24 年度のＪＦ講座全体の受講者数は 12,506 人（平成 23 年度：7,576 人）で、「まるごと」を使用して学習した受講者数は平成 23 年度の 896 人から 3,212 人と大きく増加しており、「スタンダード」に準拠したモデル講座が浸透してきている。「日本語で～ができる」能力を伸ばすことに重点を置く「まるごと」の利用により、「従来の文法積み上げ式の授業に比べ受講生のコミュニケーション力が高くなった」と、民間の日本語学校関係者からも評価されている。また、スタンダードの理念においても重要とされている、言語教育は言語運用能力のみならず、文化理解・相互理解を促進する、といった理念に沿って、日本文化紹介をからめた各種「文化日本語講座」も開発、実施した。

18 時間以上の講座の受講者を対象に行ったアンケートの結果、「満足」「やや満足」をあわせた回答者は全体の 95%を占めた。利用者からは「CD を使用した聴解活動が豊富なので、聴解能力が伸びた」、「入門の始めから文脈のある自然な会話を聞かせるので、文脈から推測することが上手になる」、「音声のインプットが多いので、以前の教科書で指導していた時よりも発音がよくなった」、「写真やイラストが豊富で、取り上げているテーマが日本文化に関わることなので興味を持って学習に取り組める」、「ペアやグループによる活動が多いのでクラスの雰囲気がよくなった」等の反響が寄せられた。

個別の例として、メキシコにおいては日本メキシコ学院と共催してＪＦ講座を実施しているが、2012 年 8 月に同学高等部で開講したところ、高い評価を得て、次年度にはクラス数増加及び中等部への拡大も検討されている。

２．ジャパンフェスティバル等での活用

若年層の日本語学習者開拓、及び対日理解拡大を目的に、若者が多く集まる各種ジャパンフェスティバル（例：デュッセルドルフ日本デー、祭りイン・シドニー等）において「まるごと」のデモ授業や体験講座を実施した。

３．基金主催招へい研修での利用

短期研修をはじめ日本語国際センターで実施している日本語教師研修では、日本語授業の目標設定、授業設計、発表や作文（ニュースレター・報告書）、ロールプレイ等のパフォーマンス評価の設計に「スタンダード」の考え方や活用方法を取り入れた（計 18 の研修プログラム中 14 の研修の 1305 コマ（授業単位）に利用）。研修参加者に対して行ったアンケートの結果、「満足」「やや満足」をあわせた回答者は全体のほぼ 100%を占めた。研修参加者からは「(「スタンダード」の授業は）シラバス作成のために勉強になったと思う。教師の役割を分かるようになった。授業の達成目標を考えるのは大事なことだと分かった」「ただ知っていることを教えるのではなくて、自分の学習者の特徴を考えて、これを使って何ができるようになるか、どんなコミュニケーションができるかという重要なことを考えさせたのが一番よかったと思います」等の感想が寄せられた。

指標３：日本語の学習・教授方法の IT 化に即した e ラーニング事業の整備・推進

以下の通り、各種の開発教材をインターネット上のウェブサイトを通じて提供することにより、学習者や教師がより容易に日本語の学習・教授に必要な情報にアクセスできる環境を整えると共に、多言語化やコンテンツの追加等を通じ、ユーザー側が常に新鮮な「日本語」を感じ、利用度が向上するよう取り組んだ。

１．ＷＥＢ版「エリンが挑戦！にほんごできます。」の実施状況等

主に若い世代の初級学習者を対象とした DVD 教材及びテレビ番組「エリンが挑戦！にほんごできます。」をもとに作られ、日本語と日本文化を世界中どこでも学ぶことができるウェブサイト教材である WEB 版「エリンが挑戦！にほんごできます。」について、2012 年 10 月に、フランス語、インドネシア語版を追加した。これにより、全 8 言語版サイトとなったことから、使用言語を効率よく選択するための「グローバルホーム」ページを新規追加制作した。フランス語、インドネシア語版の追加公開により、サイト全体のアクセス数（ページビュー）は、前年度よりも約 65 万件増加し、2010 年 3 月公開開始時からの累計アクセス数は約 1,360 万件となった。特に、追加公開した 2 言語を公用語とするフランス、インドネシアにおいてはアクセスの増加が著しく、フランスからのアクセス数は約 1.5 倍、インドネシアからのアクセス数は約 2 倍となった（いずれも追加公開前後の月別アクセス数の平均の比較による）。

アクセス数の増加に伴い、より一層の安定稼動とユーザビリティーの向上を目的に、サーバーをクラウド化し、さらにキャッシュサーバーを導入した。

２．「みんなの教材サイト」の実施状況等

「みんなの教材サイト」は、日本語教材作成のための素材、日本語教師のための参考情報等を掲載し、またユーザーが素材を投稿したり、相互にコメントを交換したりする等、教材作成を行う日本語教師にネットワーク形成の場を提供するウェブサイトである。同サイトは、2012 年 12 月に新規検索機能の実装とレイアウトの変更を実施したところ、アクセス数に増加が見られた。また、ユーザーから要望の高い新規教材用素材（イラスト・写真・読解）の追加に努めるとともに、メールマガジンやフェイスブック等での広報を積極的に行うことにより、アクセス数の減少に歯止めがかり、全体的に前年度各月比平均 6 万減の傾向にあったアクセス数が、2013 年 1 月以降は平均 2 万減まで回復しつつある。

なお、平成 24 年度のアクセス数（ページビュー）は 3,374,913 件で、内訳はメインページ 2,348,384 件、教室活動 189,830 件、文法 130,164 件、読解 18,463 件、イラスト 473,134 件、写真 61,468 件、素材・アイディア 153,470 件となっている。

３．「まるごと＋」（A1 入門）の制作・公開等

「まるごと」の学習者のための自習用ウェブサイト「まるごと＋」（A1 入門）を制作・公開した。さらに当初の日・英版に加えスペイン語版を制作し、教科書に出てくる語彙や表現を整理・確認するウェブサイトを制作した（いずれも 2013 年 5 月公開）。また、過去に開発を終了したウェブサイトの機能を一部改訂した（「日本語でケアナビ」のスマートフォン版追加、「ＮＩＨＯＮＧＯｅな」のスマートフォン用アプリ紹介ページ追加）。

●各種ウェブサイトへのアクセス状況

下記表の通り、約 2,192 万件のアクセスがあり、中期計画で示された定量指標（前期中期計画期間中の平均年間アクセス件数 1,138 万件）を達成した。

① 日本語国際センターホームページ	266,659 件	〔23 年度： 523,017 件〕
② 関西国際センターホームページ	289,799 件	〔23 年度： 252,841 件〕
③ 日本語教育　国・地域別情報	166,373 件	〔23 年度： 167,235 件〕
④ 現場の声・レポート	140,555 件	〔23 年度： 133,363 件〕
⑤ みんなの教材サイト	3,374,913 件	〔23 年度： 3,983,086 件〕
⑥ 日本語でケアナビ	753,754 件	〔23 年度： 673,911 件〕
⑦ アニメ・マンガの日本語	2,851,604 件	〔23 年度： 2,395,435 件〕
⑧ エリンが挑戦！にほんごできます。	5,449,730 件	〔23 年度： 4,801,460 件〕
⑨ ＮＩＨＯＮＧＯ ｅな	1,114,388 件	〔23 年度： 1,018,768 件〕
⑩ ＪＦ日本語教育スタンダード（「みんなの『Ｃａｎ－ｄｏ』サイト」含む）	420,303 件	〔23 年度： 330,516 件〕
⑪ すしテスト	79,718 件	〔23 年度： 93,089 件〕
⑫ 日本語能力試験公式サイト	6,714,602 件	〔23 年度： 5,115,562 件〕
⑬ 日本語教育通信	214,964 件	〔23 年度： 208,280 件〕
⑭ まるごと＋	86,575 件	〔2013 年 2 月開設〕
合計	21,923,937 件	〔23 年度： 19,696,563 件〕

※①～⑩、⑫～⑭はページビューで、⑪はリクエスト数（トップページへのアクセス数）でカウント。
※把握対象とするページ単位を見直し、③、⑬は今年度から掲載。23 年度実績としては同じ単位で数字を算出しなおし、合計に含めた。

指標４：日本語能力試験の安定的拡大

1984 年から毎年継続実施している日本語能力試験(以下、「ＪＬＰＴ」という)の質の高さを維持しつつ、受験機会、受験会場を増やし、あわせて受験料収入により支出を賄うよう努め、平成 24 年度も円滑な実施を行った。

１．事業実施実績（主催）と目標値達成状況

試験実施日	第 1 回：2012 年　7 月 1 日（日） 第 2 回：2012 年 12 月 2 日（日）
海外実施地数	第 1 回：22 か国・地域、103 都市（平成 23 年度：20 か国・地域、96 都市） 第 2 回：61 か国・地域、201 都市（平成 23 年度：60 か国・地域、196 都市）
海外受験者数	第 1 回：　202,943 人（平成 23 年度：212,177 人） 第 2 回：　246,123 人（平成 23 年度：275,610 人） 年間合計：449,066 人（平成 23 年度：487,787 人）

●年度毎の目標値達成状況

2011 年 3 月の東日本大震災以降、受験者数に大幅な減少傾向が見られたことを踏まえ、平成 24 年度は受験者の減少を 5%以内に抑え、受験者数を年間 46 万人程度以上とすることを目標とした。しかしながら、2012 年は夏頃の外交環境の大きな変化や一部の国における教育制度の変更等の影響もあり、例年、ＪＬＰＴの海外受験者の 7 割程度を占める韓国、中国で大幅に減少し（韓国で対前年比 19%減、中国で対前年比 14%減）、海外全体で対前年比 8%減の約 45 万人となり（第 1 回試験は対前年同月試験比 4%減、第 2 回試験は同 11%減）、受験者数の目標は達成できなかった。

実施国・都市数に関しては、第 1 回試験については当初計画どおり、海外 22 か国・地域、103 都市での実施を達成した。第 2 回試験については、現地実施機関の都合により、当初計画より一か所少ない 61 か国・地域、201 都市での実施となったものの、イラン、イスラエルといった事業実施が容易ではない地域を含む 7 都市での新規実施を着実に行った。

２．現地経費支弁の状況と事業の収支

平成 24 年度は前年度同様、赤字補填は発生せず、受験料収入による現地経費の全額支弁を達成した。さらに、平成 21 年度以降、事業の効率化と経費の見直し、収入増に努め、毎年収入が支出を上回っている状況を維持しており、平成 24 年度も、日本語能力試験収入 669 百万円に対し、支出額が 619 百万円と、引き続き収入が支出を上回った。

（１）受験料収入額：　669,272 千円（平成 23 年度：615,110 千円）

（２）支出実績額（決算前暫定額）：618,711 千円（平成 23 年度：613,914 千円）

３．受験料見直しの状況

各実施地での受験料については、現地で赤字とならないことを大原則として、日本への還元も可能となる額の設定を検討するよう奨励する一方、現地の物価水準、受験者層の構成、他の外国語試験の受験料等も参考にしながら適正な額となることにも留意しており、結果として実施国により 300 円程度から 10,000 円程度までの幅がある。

平成 24 年度については、上記のような状況も検討した上で、現地実施機関と協議の上、中国、韓国の一部のレベルの受験料の値上げを行った。

４．受験者への情報提供と広報活動

受験者増を目的として、従来ＪＬＰＴの公式ウェブサイト上で情報提供を進めてきたが、平成 24 年度は、これまで受験者から要望の高かった、試験結果のオンライン通知を第 1 回試験から開始し、受験者へのサービス向上に努めた。そのこともあり、同ウェブサイトへの訪問者数は年間約 208 万件と前年の 35%増となった（ページビューは約 671 万件、前年 31%増）。

また、日本語学習者やその周囲の人々が、ＪＬＰＴの合格者はどんなことができるかということをイメージしやすくなるよう、「日本語能力試験 Can-do 自己評価リスト」をとりまとめ、同ウェブサイト上で公表した。

さらに、日本語学習者が、同試験を受けるメリットを具体的にイメージするための新規広報媒体として『ＪＬＰＴ通信』を発行し、海外の各実施機関にて配付するとともに、同ウェブサイト上にも同内容を掲載し、広報に努めた。

５．中長期的な成果

ＪＬＰＴの認定は、日本語学習者の学習継続を促進するインセンティブになるとともに、信頼性の高い試験として国内外の大学等の教育機関、企業等での雇用・昇進の際の参考とされてきたが、近年では、日本の出入国管理上の優遇制度でのポイント付与や、日本における医師等の医療関係の国家試験の受験資格認定、ベトナムとのＥＰＡに基づく看護師・介護福祉士の候補者選定等でも活用されている。

指標５：海外の日本語教育の状況についての調査等の実施と国内外への情報提供

海外の日本語教育の現状をできるだけ正確に把握するために、各国の基金事務所、在外公館、その他関連機関の協力を得て、「2012 年海外日本語教育機関調査」を実施した（2013 年 7 月に速報値に関する記者会見を開催、10 月に報告書を出版予定)。また、これまで毎回の調査時に個別に開発していたウェブ調査システムと機関検索システムについて、平成 24 年度調査時には両方の機能を備えたシステムを開発することで経費節減を実現した。なお、次回調査におけるシステム開発経費の節減、業務効率化、調査プロセスの合理化のため、今回開発したシステムを、平成 27 年度に実施予定の次回調査まで保守して活用することとした。。

併せて、派遣専門家の調査や各国在外公館の協力を得て国別情報収集、シラバス翻訳等を収集し、203 か国・地域に関し、海外日本語教育振興に資する情報・データの提供を行った。「日本語教育　国・地域別情報」サイトへのアクセス数（ページビュー）は 166,373 件となった。

経済連携協定（ＥＰＡ）に基づく看護師・介護福祉士候補者の訪日前研修

日尼、日比両国政府間の経済連携協定（ＥＰＡ）に基づき、来日予定のインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者を対象に、来日後実施される 6 か月国内研修で最大限の効果をあげるための準備段階として、来日前の現地日本語研修をインドネシアでは 6 か月、フィリピンでは 3 か月実施した（インドネシア　看護師 52 名、介護福祉士 148 名、フィリピン　看護師 28 名、介護福祉士 71 名)。現地日本語研修は、外務・経済産業・厚生労働の各省、国際厚生事業団（斡旋機関)、受入病院・施設の要望などを踏まえた研修内容とし、(社)日本語教育学会の「看護と介護の日本語教育研究会」の専門家にカリキュラムへのアドバイスを受けつつ実施した。

事業実施における附属機関の活用状況

附属機関である日本語国際センター及び関西国際センターは、それぞれの主催研修事業での活用に加え、連携機関や地元地方自治体及び関連国際交流団体等の事業にも協力し、施設の効率的活用に取り組んだ。なお、附設の図書館来館者は、日本語国際センター16,000 人超、関西国際センター15,000 人超という平成 24 年度の目標設定に対し、実績は日本語国際センターが 18,798 人、関西国際センターが 17,341 人となり、ともに目標を達成した。

外部専門家による評価

１．評価結果

本項目に関する外部専門家 2 名による評価結果は以下の通り。

ロ	ハ

２．外部専門家の評定理由（イ評価及びニ評価以下について）

該当なし。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標１：「ＪＦ日本語教育スタンダード」の活用推進のための事業の実施
指標２：「ＪＦ日本語教育スタンダード」の考え方に基づく日本語普及事業（海外日本語講座運営、招へい研修事業等）の実施
指標３：日本語の学習・教授方法の IT 化に即した e ラーニング事業の整備・推進
指標４：日本語能力試験の安定的拡大
指標５：海外の日本語教育の状況についての調査等の実施と国内外への情報提供
指標６：経済連携協定（ＥＰＡ）に基づく看護師・介護福祉士候補者の訪日前研修</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
日本語講座（ＪＦ講座）については、全体の受講者数（12,506 人）が前年度（7,576 人）より大幅増加し、また「まるごと　日本のことばと文化」を使用して学習した受講者数（3,212 人）も前年度（896 人）より大幅増加しており、「ＪＦ日本語教育スタンダード」に準拠したモデル講座が浸透してきているものと認められる。18 時間以上の講座受講者の 95%が「満足」「やや満足」と回答している。
WEB 版「エリンが挑戦！にほんごできます。」については、フランス語版とインドネシア語版を追加し、使用言語が効率よく選択できる「グローバルホーム」ページを新規制作したことにより、サイト全体のアクセス数は、前年度よりも約 65 万件増加していることは評価できる。
日本語能力試験の海外受験者については、目標値 46 万人に対して実績は約 45 万人であり、目標未達となっているが、これは外的要因による韓国、中国の減少によるところも多いと考えられ、概ね計画どおりと判断する。受験料については、適正価格の検討の結果、24 年度は中国、韓国の一部レベルの受験料値上げを実施し、事業収支がプラスとなっていることは評価すべきと考える。
附属機関である日本語国際センター及び関西国際センターの活用については、24 年度の目標を達成しており、順調に進捗していることが確認できた。
一方で、日本語能力試験受験者数の韓国、中国における大幅減、日本語教師の人員不足や能力面での課題、適切な教材不足といった課題も散見されることから、日本語の国際化に向けては基盤整備の着実な展開に加え、個別の課題とその原因の把握、適切な対応、といったバランスの取れた運営を期待したい。
以上より、計画を上回って順調であり，優れた実績を挙げていると評価する。なお、経済連携協定（ＥＰＡ）によるフィリピン、インドネシア人看護師・介護福祉士候補者への訪日前日本語研修は、日本での関心が高いため、JF 事業広報の一環としてより広く知られる工夫が必要であろう。</td></tr>
<tr><td>ロ</td></tr>
</table>

小項目 No. 5　各国・地域の状況に応じた事業の実施

大項目	**Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**
中項目	２．分野別事業方針等による事業の実施 （２）海外日本語教育、学習の推進及び支援
小項目	No.5　各国・地域の状況に応じた事業の実施
中期計画	各国・地域の状況に応じ、以下の f～i を、その組合せや優先度を検討しつつ実施する。 f　各国・地域の日本語教育拠点ネットワークの整備・活用 各国・地域の現状に応じて、日本語教育の拠点機関の活動強化に向けた支援を行うとともに、拠点間のネットワークを整備・活用し、効果的な日本語普及事業を実施する。 g　各国・地域の日本語教育基盤の強化、充実に向けた協力、支援 各国・地域の日本語教育の基盤を強化、充実させるため、現地日本語教師が必要な知識、技能を習得することを目的とする訪日研修を効率的に実施する。また、各国・地域に日本語専門家等を派遣し、派遣先機関並びに派遣国・地域全体における日本語教授、現地教員育成、カリキュラム作成、教師会等のネットワーク強化等についての支援、協力を行う。 h　各国・地域の日本語学習者に対する支援 海外の外交官、公務員、研究者等の専門家が職業上あるいは専門分野の研究活動上必要となる日本語能力を習得するための研修を実施し、各職業や研究活動を円滑に遂行することを支援する。また、海外の日本語学習者、特に、次世代を担う若者層が日本語及び日本文化・社会に対する知識や理解を深めるための研修を実施する。 i　日本語教材・教授法等の開発・普及等 多様化する日本語学習者のニーズに対応し、また、各国・地域の教育政策や学習環境を考慮し、日本語学習を効果的に行うための教材、教授法等を開発、普及する。また、他の機関の教材、教授法等を開発、普及支援する。
年度計画	各国・地域の状況に応じ、以下の g～j を、その組合せや優先度を検討しつつ実施する。 g　各国・地域の日本語教育拠点ネットワークの整備・活用 平成 24 年度においては、JF にほんごネットワーク（通称：さくらネットワーク）の中核メンバーの活動を支援し、同メンバーを中心とする海外日本語教育の総合的ネットワークを構築・活性化することにより、効果的な日本語普及事業を実施する。

	h　各国・地域の日本語教育基盤の強化、充実に向けた協力、支援 　現地日本語教師を招へいし、「日本語」「日本語教授法」「日本事情」を中心とした短期・長期研修、また各国・各地域のニーズに合わせた国別研修を実施する。また日本語教育の指導者となるべき人材の育成を目的とした日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）、上級研修を実施する。 　他方において、海外各国・地域で拠点となる日本語教育機関、基金海外拠点等に日本語専門家等を派遣し、当該国・地域の状況に応じた日本語普及を支援する「アドバイザー型派遣」を引き続き実施するとともに、必要に応じ日本語の指導にあたる。 i　各国・地域の日本語学習者に対する支援 　外交官公務員日本語研修、文化学術専門家研修、各種日本語学習者奨励研修を継続実施するほか、外交上の必要性の高い国への日本語学習者には特に配慮し、平成 23 年度に東日本大震災を契機として開始した「米国ＪＥＴ記念高校生招へい」事業を継続実施する。 j　日本語教材・教授法等の開発・普及等 　各国・地域で行われる教材の開発を支援することにより、各国・地域の事情に応じた多様な学習者のニーズに応える。

【業務実績】

要旨

海外の日本語教育の中核となる基金海外事務所、日本語教師会等の組織、大学等の教育機関を結ぶ「ＪＦにほんごネットワーク」を平成 24 年度においても拡大し、基金が運営する日本語講座（JF 日本語講座）を開設した日本センター5 か国の日本語講座部門を新たに含めるなどして、中核メンバーは 44 か国・2 地域の 123 機関に達した。これら中核メンバーを実施主体として、各国・地域において広く波及効果をもたらし、各地における日本語教育の定着と発展に資する「さくら中核事業」を多く実施した。基金海外事務所において事業スキーム計 147 件を運用し、548 件の主催・共催事業、294 件の助成事業、157 件の事業協力を行った。また、基金海外事務所以外の中核メンバーに対する助成として、69 件採用した（実際の助成案件は辞退を除く 66 件）。

各国・地域の日本語教育において指導的立場となるべき人材の養成については、12 か国 21 名の参加者に対し訪日研修を実施し、各国の日本語教育の発展に必要となるテーマに沿った研究等の指導を行った。加えて、多国籍研修や国別研修等、多様なニーズに合わせた様々な形態の訪日教師研修を、参加者の構成に応じたカリキュラムで実施し、54 か国・地域から 427 名が参加した。この中には、従来独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）が実施し、平成 24 年度より基金に移管された中南米の日系人日本語教師を対象とする研修も含まれるが、この研修でも基金がもつ海外日本語教師研修のノウハウ・知見を活用して実施した結果、参加 12 名全員から高い評価を得た。こうした研修の成果のあらわれの一端として、研修修了者が各国の日本語教師会等の要職に就任している。平成 24 年度にはインドネシア東ジャワ州高校日本語教師会長やスリランカ日本語教師会長に研修修了生が就任した。

日本国内からの日本語専門家等（含米国派遣若手日本語教員）の派遣先は 146 ポストにわたり、各国・地域においてアドバイザー業務や教育機関での指導に携わった。これらの派遣事業に関する派遣先機関

からのアンケートにおいて、当該国・地域への課題への対応度や日本語教育の定着・安定、現地化・自立化への貢献度といった点において、100%に近い肯定的回答を得ている。

各国・地域の日本語学習者に対しても、引き続き多岐にわたる訪日研修を実施しつつ、その内容に改善、工夫を行った。このうち、外交官日本語研修の修了者からは、在日公館勤務者や駐日大使を数多く輩出し、文化・学術専門家日本語研修の修了者からは、その後学術的著作等の出版をする者も数多く見られる。

さらに、学習者奨励研修では、各地から高校生、大学生を招へいし、日本語と日本文化に対する関心を深め、学習継続への動機を高めるため、日本の大学や文化・学術機関等の訪問先についての工夫、多様化を進めた。特に「李秀賢氏記念韓国青少年訪日研修」「米国ＪＥＴ記念高校生訪日研修」については、日本語学習のみならず、日本人、日本社会に触れる交流事業としても参加者に対し大きな印象を与えた。

日本語教材・教授法等の開発・普及等にあたっては、日本語教材の入手が困難な国への教材調達支援や、各国のニーズに応じた辞書、教材等の制作支援を引き続き実施した。

本項目を含む「海外日本語教育、学習の推進及び支援」のための各プログラムの個別実施状況については、Ｎｏ．４，Ｎｏ．５別添１～２を参照のこと。

指標１：各国・地域の日本語教育拠点ネットワークの整備・活用を通じた効果的な日本語普及

各国・地域において広く波及効果をもたらす事業を実施し日本語教育の定着と発展に寄与することが期待される大学、日本語教師会等との日本語教育拠点ネットワークの整備・活用を目的として構築された「ＪＦにほんごネットワーク」の中核メンバーは平成 24 年度末において 44 か国・2 地域（欧州全域、台湾）の 123 機関に達した。

「ＪＦにほんごネットワーク」の中核メンバーによる日本語教育普及・拡大に資する教師研修、ネットワーク会議、教材制作、広域の学習者奨励事業その他の自由企画事業等（「さくら中核事業」）の実施のため、21 か国 21 の基金海外事務所において実施する事業スキーム計 147 件を運用し、主催・共催事業として 548 件を実施するとともに、294 件の助成事業と 157 件の事業協力を行った。これらの事業を通じて述べ 77,939 名の参加者を得た。また、基金海外事務所以外の 28 か国・地域の中核メンバーに対する助成事業として 69 件を採用した（実際の助成案件は辞退を除く 66 件）。

主催・共催事業への参加者のアンケートにおいては、回答を得られた参加者のうち 97%が事業に「満足」と回答し、また、助成対象機関へのアンケートにおいては、回答を得た機関のうち 98%が支援に「満足した」と回答した。

基金海外事務所からの直接支援が届きにくい国・地域においては、日本語教育機関・団体が実施する学習者奨励活動、日本語講座新設・増設のための講師謝金、教材購入、セミナー・ワークショップ等会議、教材制作、その他自由企画による事業等の日本語普及活動に係る経費の一部を助成するため、179 の案件を受理し、そのうち 60 か国の 175 件を採用した。これらの機関に対するアンケートにおいては、回答を得た機関の 100%が事業を「有意義であった」と回答した。

また、平成 24 年度は、基金海外事務所を含め、26 か国、29 か所で日本語講座（以下、「ＪＦ日本語講座」）を実施し、18 時間以上の講座の受講者を対象に行ったアンケートの結果、講座に「満足」「やや満

足」と回答した受講者は95％であった。この中には、ＪＩＣＡが支援プロジェクトを実施中、または終了後の日本センターのうち、基金が日本語事業、相互理解事業をＪＩＣＡから受け継ぎ、ＪＦ日本語講座を開講した5か国（ウクライナ、カザフスタン、ウズベキスタン、モンゴル、ラオス）のセンターも含まれる。なお、ＪＦ日本語講座を開設した日本センターの日本語講座部門については、平成 24 年度にＪＦにほんごネットワーク中核メンバーに加わった。

指標２：現地日本語教師に対する訪日研修、各国・地域への日本語専門家等の派遣による各国・地域の日本語教育基盤強化

以下の通り、各国・地域の日本語教育の強化、発展に必要な日本語教師の日本語教授能力を高め、また、当該国・地域の日本語教育環境や教育機関にとって重要な課題を追求、検討するために、各国・地域で指導的役割を果たす教員等に日本での研修機会を提供するとともに、各国・地域固有の日本語教育上の課題の検討、取組みの進展に向けて、基金海外事務所、国・地方レベルの教育省、中心的な高等教育機関等に日本から専門家等を派遣し、各地の状況に応じた日本語普及を支援するアドバイザー業務等を実施した。

１．現地日本語教師訪日研修

（１）文化政策についての研究教育機能を持つ政策研究大学院大学と外国人日本語教師に対する日本語教授法を中心とした研修に豊富な実績を有する基金の日本語国際センターが連携し、1 年間で修士の学位を授与するプログラムを運営した。平成 24 年度は、将来日本語教育の分野で指導的役割を果たすことが期待される7か国からの現職の日本語教師8名を対象に実施した。

また、同様に政策研究大学院大学との連携の下、平成24年度においても博士課程に残る在学中の3 名（インドネシア、中国、ベトナム）について継続指導を行った。そのうちインドネシアの参加者については2013年3月に博士号を取得した。本プログラムによる博士号の取得者は、平成24年度末で合計7名（中国3名、タイ、インド、モンゴル、インドネシア各1名）となった。

アンケートの結果、研修を「とても有意義」と回答した研修参加者は100％であった。

（２）各国・地域の日本語教育基盤整備のための日本語教材制作、教授法、カリキュラムの開発等、日本語教育実践上の研究課題に取組む日本語教師を対象とした研修プログラムを実施した。平成 24 年度は8か国 10 名からなる参加者が、研究課題に関連する授業や研修参加者間での議論、講師による個人（チーム）指導の下、2 か月間の研修を行った。韓国からの参加者は、学習者のもっとも多い高校生の層に向けた日本文化素材を入れた教材の開発、ベトナムからの参加者は、学習者の多い大学生に向けたシラバス・カリキュラム改善案への取り組み、インドからの参加者は、インドで手薄な教材を補完するためベンガル語での日本語日常会話集の編纂など、国・地域の事情や各機関の必要性を踏まえた研究計画に基づいた研究活動を行った。アンケートの結果、研修を「有意義」と回答した研修参加者は100％であった。

（３）参加者の国・地域の構成、教育段階（中等教育、高等教育等）、期間の異なる様々な訪日教師研修を、54か国地域の427名に対し、14件実施した。各研修共通の日本語運用能力・日本語教授法・

日本事情に関する研修に加え、様々な国の教師が参加する多国籍研修（長期研修、短期研修等）では、研修参加者間の教育観の多様性も意識した異文化交流による相互学習を実施した。また国別研修は、韓国、中国、マレーシア、フィリピン、タイなど日本語教育の盛んな国を対象に、現地事情や現地のニーズに応じた日本語教育の支援をする目的で、当該国の教育省や日本語教師会との共催・連携により実施した。

アンケートの結果、研修を「有意義」と回答した研修参加者は、ほぼ100%であった。

また、長期研修参加者（57名）に対しては、研修開始時と研修終了時に筆記テストと会話テストを実施し、日本語運用能力に関する研修成果の評価を行った。この結果、筆記テストでは、日本語能力試験の旧1級レベル35名については平均で旧1級試験点数（400点満点）30.2点相当の伸び、旧2級レベル22名については平均で旧2級試験点数（400点満点）51.9点相当の伸びが見られた。また、会話テストでは、研修開始時は上級レベルが19名だったが、研修終了時には34名に増加するなど日本語運用能力の向上が確認された。

●評価方法（筆記試験）

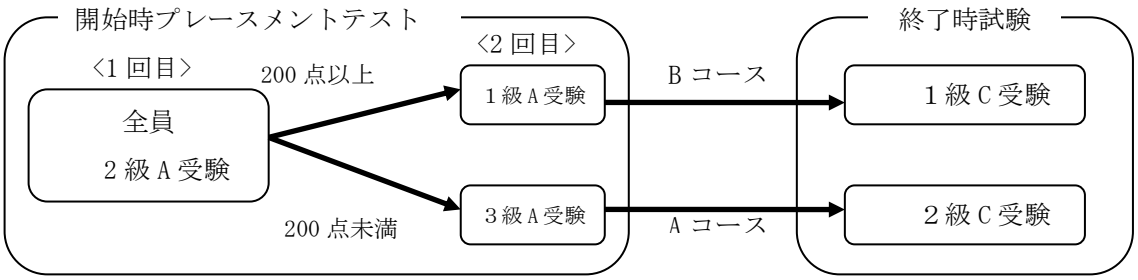

・試験問題は、旧日本語能力試験の過去問題を再構成したものを使用。

・問題冊子は、それぞれABC3種類ある。

●筆記テストの結果

表1：1級受験者（Bコース終了者）35名の研修開始時と終了時の平均点

試験実施回	文字・語彙（満点100点）	聴解（満点100点）	文法・読解（満点200点）	総合点（満点400点）
開始時(9月)1級	54.5	45.4	113.7	213.6
終了時(2月)1級	61.7	67.7	114.4	243.8
平均点の伸び	+7.2	+22.3	+0.7	+30.2

表2：2級受験者（Aコース終了者）22名の研修開始時と終了時の平均点

試験実施回	文字・語彙（満点100点）	聴解（満点100点）	文法・読解（満点200点）	総合点（満点400点）
開始時(9月)2級	45.4	41.0	67.5	153.9
終了時(2月)2級	52.6	56.8	96.4	205.8
平均点の伸び	+7.2	+15.8	+28.9	+51.9

・いずれも小数点以下第二位を四捨五入

●会話テストの結果（成績推移）

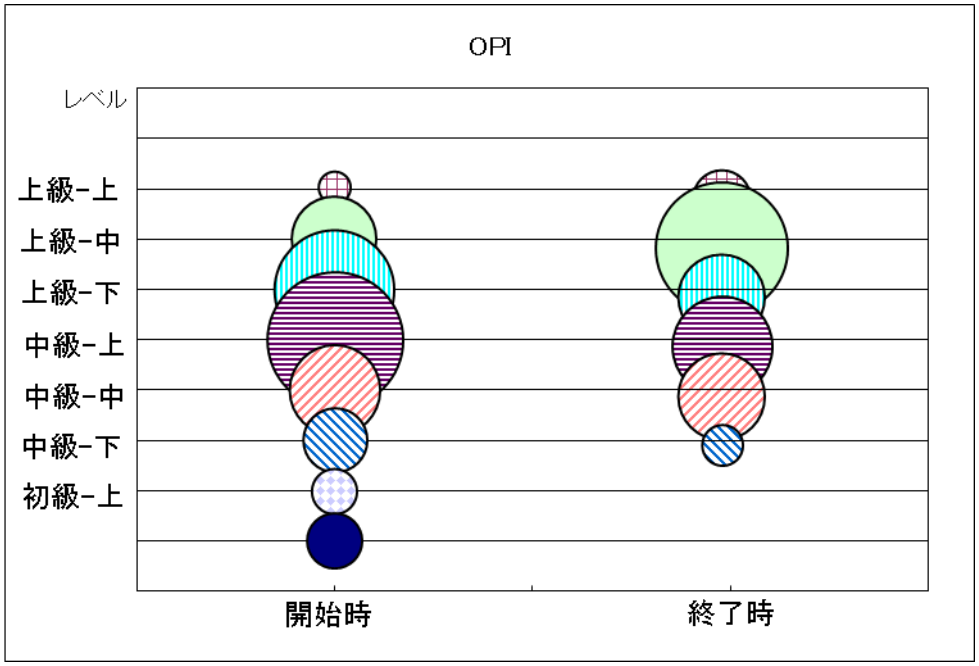

・会話テストはＡＣＴＦＬ ＯＰＩ（American Council on the Teaching of Foreign Languages, Oral Proficiency Interview）の方式で実施し、判定。

・円の大きさは参加者の人数の多寡を示している。

（４）平成 24 年度より、従来ＪＩＣＡが実施してきた日系人「継承日本語教育研修」全 5 コースのうち 2 コース相当分を「日本語重点コース」に再編成し、外国語としての日本語教育に特化した海外日本語教師日系人教師研修として新規に開始した。平成 24 年度は、5 か国から 12 名が参加し、2 か月間の研修を行った（上記（３）の総数に含む)。アンケートの結果、研修を「有意義」と回答した研修参加者は 100％であった。

（５）過去の日本語教師研修参加者のその後の状況（主要例：中期的効果）

平成 24 年度においては、過去の研修参加者において以下の成果が見られた。

・インドネシアの元長期研修参加者が、インドネシア東ジャワ州高校日本語教師会の会長に就任。

・スリランカの元長期研修参加者が、スリランカ日本語教師会の会長に就任。

・フィリピンの元短期研修参加者が、フィリピン日本語教師会会長に就任。

・大韓民国中等教育日本語教師研修修了者のイニシアティブにより 2002 年に「韓国日本語教育研究会（中等教育レベル日本語教師の全国組織、会員数 2300 名)」が設立。現在、16 か所に作られた各地域の日本語教師 研究会のうち 10 団体（京幾道、ソウル、釜山等）で、本研修修了者が会長に就任。また、韓国国内のウェブでの日本語教師コミュニティで、韓国の日本語教育現場で

のネットワーク構築を強化するための組織である全国日本語教師会（ＪＴＡ）は、平成 22 年度本研修参加者が創設し、その 1 人が現在の会長である。

（6）受益者負担について

平成 23 年度より、修士課程の研究活動費の削減、長期・短期研修の食費、配布教材、図書費、通信費、交通費などを削減し、受益者負担とした。先進国からの参加者については航空賃自己負担を原則としている。

２．日本語専門家等の派遣

（1）日本語専門家派遣

各国・地域の日本語教育基盤強化、充実に向けた協力支援のため、各国・地域で拠点となる日本語教育機関、基金海外事務所等に日本語専門家等を以下ア～ウのとおり派遣し、当該国・地域の状況に応じた日本語普及を支援するアドバイザー業務や、必要に応じ日本語の直接教授を担当した。

ア．主として基金海外事務所／各国（州）教育省におけるアドバイザー業務・ＪＦ日本語講座の指導や中等教育導入地域の教員養成大学における現地教師養成、日本語専攻学科立ち上げ期の高等教育機関における支援、マラヤ大学予備教育課程の運営にあたる「日本語上級専門家」を 26 か国、38 ポストに派遣。

イ．主として日本語専攻学科が確立された高等教育機関における現地教師への支援や日本語の直接教授、中等教育導入地域の日本語教育機関への巡回指導、基金海外事務所や日本語専攻学科立ち上げ期の高等教育機関における「日本語上級専門家」の業務の補佐、ＪＦ日本語講座の運営、マラヤ大学予備教育課程での授業担当にあたる「日本語専門家」を 30 か国、64 ポストへ派遣。

ウ．「日本語上級専門家」「日本語専門家」の指導の下、基金海外事務所におけるＪＦ日本語講座の授業担当や日本語普及に関する補佐業務、高等・中等教育機関における日本語の直接教授を担当する「日本語指導助手」を 14 か国、21 ポストに派遣。

平成 24 年度における派遣先機関へのアンケート結果において、専門家の任地における活動の意義については、100%が「とても有意義である」「まあ有意義である」と回答し、日本語専門家の当該国・地域の課題への対応状況については、98％が「大いに対応している」、「概ね対応している」と回答した。また日本語教育の将来の定着・安定、現地化・自立化への貢献度については 99％が「非常に貢献している」、「貢献している」と回答している。

（2）海外日本語教育実習生（インターン）派遣

日本語教師養成課程を有する日本国内の大学との連携により、日本国内 48 大学 358 名の学部生／大学院生を海外 26 か国 1 地域の日本語教育実施機関（大学等 107 機関）に派遣。将来、海外日本語教育の現場での活躍が見込まれる若手人材に海外の大学等での日本語教育実習（インターン）の機会を提供する一方で、日本語母語話者とのふれあいを通じて、海外日本語学習者の学習意欲向上を図ることにより、各国・地域の日本語教育機関を支援した。

なお、平成 24 年度のインターン受入先機関に対し、学習者の意欲の向上へのインターンの貢献について、アンケートを実施したところ、「とても貢献した」「概ね貢献した」との回答が 99％、また

日本語コースの充実・質の向上への貢献については「とても貢献した」「概ね貢献した」との回答が 99%であった。

（３）米国若手日本語教員（Ｊ－ＬＥＡＰ）派遣

平成 24 年度に新規に 10 名の若手の日本語教員を派遣し、平成 23 年度からの継続派遣者と合わせ、計 23 名の派遣者が、米国各地の日本語講座を有する初中等教育機関でティーチングアシスタントとして日本語の授業を行うと共に現地コミュニティにおいて日本文化・社会理解促進のための活動に協力した。

指標３：各国・地域の日本語学習者に対する研修事業の実施

以下の通り、特定の職業上あるいは専門分野における研究等の活動上必要な日本語能力と日本文化に対する理解を習得、向上する機会を提供するための訪日研修、並びに、高校生・大学生等の日本語学習者が日本語能力の向上と日本文化への理解を深め、学習動機を維持、拡大するための訪日研修を、各国・地域の日本語学習者を対象に実施した。

１．外交官・公務員日本語研修

外交官・公務員日本語研修（8 か月）については、日本語学習に加え、各種機関（日本の官庁、公的機関、大学等教育機関、民間企業等）を訪問するとともに、関係者との意見交換を行った。平成 24 年度は、日本社会理解のため実施している外部機関訪問に関し、従来からの訪問先に加え、三菱重工業株式会社訪問、日本赤十字社訪問（東日本大震災対応）を実施し、訪問協力機関の増大・多様化を行った。

また、外交官・公務員日本語研修参加者を対象として、平成 16 年度より開始した大阪大学大学院国際公共政策研究科との連携講座を継続実施した（外交官：平成 23 年度継続　28 か国 29 名、平成 24 年度新規　32 か国 32 名。公務員：平成 23 年度継続　8 か国 9 名、平成 24 年度新規　6 か国 7 名）。アンケートの結果、研修を「有意義」と回答した研修参加者は 100%であった。

外交官・公務員研修では、現在研修中の平成 24 年度研修参加者 39 名を含め、これまで 814 名（うち、外交官 689 名、公務員 125 名）に対する研修を行い、217 名（うち外交官 215 名、公務員 2 名）の在日公館勤務経験者、9 名の駐日大使を輩出している（2013 年 4 月現在）。

また、2013 年 4 月現在、35 名が在日公館で勤務中であり（うち、大使 2 名（トンガ、モルディブ）、臨時代理大使 2 名（イエメン、トーゴ））、対日外交に携わる人材育成や、諸外国との外交関係・交流の発展に、本研修が貢献した。

２．文化・学術専門家日本語研修

文化・学術専門家日本語研修（2 か月、6 か月）では、一般的な日本語学習にとどまらず、文化・学術専門家としての活動に必要なインタビュースキルなども取り上げた。平成 23 年度より開始した堺市協力事業（伝統産業視察体験ほか）を継続したほか、平成 24 年度は和歌山大学と新たに締結した連携協定を活用し、和歌山大学が実施する授業（「ＪＡＰＡＮ ＳＴＵＤＹ」）へ研修生が参加。さらに和歌山大学学生との交流会等により日本留学への関心を高めた（21 か国 67 名）。アンケートの

結果、研修を「有意義」と回答した研修参加者は100%であった。

また、文化・学術専門家（平成20年度以前は「研究者・大学院生」）研修の修了生の多くは、帰国後も研究を継続し、日本に関する論文や書籍を執筆・出版したり、国際会議に参加し研究発表を行うなど業績をあげている。平成24年度に入手した修了生による著作物は20点であり、修了生が著作・翻訳・出版した出版物等は、確認できたものだけでも、累計100点を超えた。

３．経済連携協定（ＥＰＡ）に基づく看護師・介護福祉士候補者の訪日前研修

日尼、日比両国政府間の経済連携協定（ＥＰＡ）に基づき、来日予定のインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者を対象に、来日後実施される6か月国内研修で最大限の効果をあげるための準備段階として、来日前の現地日本語研修をインドネシア、及びフィリピンで実施した。現地日本語研修は、外務・経済産業・厚生労働の各省、国際厚生事業団（斡旋機関）、受入病院・施設の要望などを踏まえた研修内容とし、(社)日本語教育学会の「看護と介護の日本語教育研究会」の専門家にカリキュラムへのアドバイスを受けつつ実施した（事業詳細は小項目Ｎｏ．４に記載）。

４．日本語学習者奨励（高校、大学生等）研修

世界各地の高校生、大学生等の日本語学習者を対象に訪日学習者奨励研修を実施。また単一国研修（「李秀賢氏記念韓国青少年訪日研修」、「米国ＪＥＴ記念高校生訪日研修」）においても、基金の持つネットワークを活かし、韓国または米国全土から最優秀学生を選抜、訪日後も地方自治体や公共機関の積極的な協力を得て事業を実施した。平成24年度は、日本社会理解のため実施している外部機関訪問に関し、立命館大学、神戸大学、関西学院大学、早稲田大学、広島大学など複数の大学や国立民族学博物館、神戸新聞社などの協力を仰ぎ、訪問協力機関の増大・多様化を行った。米国ＪＥＴ記念高校生訪日事業においては、平成24年度は地元の全面的な支援を受けて被災地訪問を行ったほか、李秀賢氏記念韓国青少年訪日研修では平成24年度から、李秀賢氏が当時在籍していた赤門会日本語学校の全面的な協力を得て同校訪問を開始した（大学生：23か国83名、成績優秀者：64か国66名、ＪＦ日本語講座優秀者：20か国35名、高校生：11か国31名、李秀賢：韓国30名、米国ＪＥＴ：米国32名、国内大学連携大学生： 25か国・地域120名）。

アンケートの結果、研修を有意義と回答した研修参加者は100%、研修によって「対日理解が深まった」と回答した研修参加者は99%であった。

５．受益者負担について

平成23年度より関西国際センターで実施する、上記１．２．４．に係る研修について、参加者の食費、配布教材、図書費、通信費、交通費などを削減し、受益者負担とした。先進国からの外交官・公務員日本語研修および文化･学術専門家日本語研修参加者については航空賃自己負担を原則としている。

６．留学生30万人計画への対応

高校生、大学生対象の研修については、研修参加者の日本留学への関心を喚起するため、日本国内の複数の大学と連携し、日本の大学事情を紹介し、留学情報を提供するための取組みを行った。

平成24年度は和歌山大学、大阪大学大学院言語文化研究科・大阪大学外国語学部・大阪大学日本

語日本文化教育センターと連携協定を締結し、文化・学術専門家日本語研修における和歌山大学の開講する全学対象教養科目「ＪＡＰＡＮ ＳＴＵＤＹ」への参加や、国内大学連携大学生訪日研修における継続的な大阪大学訪問（大学および留学紹介、大学生・大学院生との交流）が可能になった。また、立命館大学国際関係学部、広島大学訪問に際しても、留学情報の提供を強化した。国内大学連携大学生訪日研修（春季）でアンケートを行ったところ、96%が「日本留学をイメージするのに役立った」と回答しており、参加者の日本留学への関心を総合的に高めることができたといえる。

指標４：多様化する日本語学習者のニーズへの対応や、各国・地域の教育政策や学習環境を考慮した日本語教材・教授法等の開発・普及

以下を通じ、日本語学習への関心が拡大してきた若年層、初学層に対する教材・教授法等を充実させるとともに、各国・地域の学習環境に応じた教材・教授法等の開発、普及に協力、支援した。

１．ＩＴや映像・アニメを活用した教材による学習者の裾野拡大

映像やアニメを駆使し、日本の若者文化を核にして日本語を楽しく学習できるサイトであるＷＥＢ版「エリンが挑戦！にほんごできます。」について、従来の英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語版に加え、中等教育レベルでの学習者数の急増が見られるインドネシア、およびフランス語圏での日本語学習者に対応するため、インドネシア語版、フランス語版を追加制作し、公開した。また、DVD 教材『エリンが挑戦！にほんごできます。』の販売を継続し、平成 24 年度は 1,124 部を販売した。

さらに、平成 24 年度は、「みんなの教材サイト」掲載の写真・イラストに関する各国出版教材への転載申請 10 件に対して許諾を行った。

２．「ＪＦにほんごネットワーク」の中核メンバーを通じた各国・地域での日本語教育普及・拡大

「ＪＦにほんごネットワーク」の中核メンバーによる日本語教育普及・拡大に資する日本語教師研修、ネットワーク会議、日本語教材制作、広域の日本語学習者奨励事業、その他の自由企画事業等（「さくら中核事業」）の実施のため、21 か国 21 の基金海外事務所において実施する事業スキーム計 147 件を運用し、主催・共催事業として 548 件を実施するとともに、294 件の助成事業と 157 件の事業協力を行った。これらの事業を通じて述べ 77,939 名の参加者を得た。また、基金海外事務所以外の 28 の国・地域の中核メンバーに対する助成事業として 69 件を採用した（実際の助成案件は辞退を除く 66 件）。【指標１再掲】

こうした事業の中には、中等教育段階の学習者増に対応して教員の養成が急務であるタイにおける「地方在住高校教師を育てるプロジェクト」や、ケニアの中核メンバーであるケニアッタ大学へ派遣している日本語専門家が、カイロ日本文化センターに派遣している日本語専門家等と協力して企画、実施した、国際ネットワーク会議「ケニア日本語教育会議」等が含まれる。「ケニア日本語教育会議」は、単独では日本語教育の環境の整わない東アフリカ諸国（ウガンダ、エチオピア、マダガスカル）の教師の参加を可能にして、授業のコースデザインから評価までを研修する機会を提供した、同地域

で初の国際ネットワーク会議となった。

３．日本語学習・日本語教育に関する環境・基盤が必ずしも十分に整っていない国・地域の日本語教育機関に対する活動支援

基金海外事務所からの直接支援が届きにくい国・地域においては、日本語教育機関・団体が実施する日本語学習者奨励活動、日本語講座新設・増設のための講師謝金、教材購入、セミナー・ワークショップ等会議、教材制作その他自由企画による事業等の日本語普及活動に係る経費の一部を助成するため、179 の案件を受理し、そのうち 60 か国・地域の 175 件を採用した。

これらの機関に対するアンケートにおいて、回答を得た機関のうち 100%が事業を「有意義」と回答した。【指標 1 再掲】

こうした事業の中には、モンゴル、ミャンマー、スリランカ、マーシャル諸島、エルサルバドル、トルコ等の日本語教材の入手が困難な国の機関に対する必要な教材の入手の支援が含まれているが、これにより、教師の教授能力の向上、新しい情報・知識による教育機会の増加等で授業を充実させることができた。また、ネパール、モンゴル等においては、日本語学習の基本となる辞書その他の教材、あるいは、当該国の関心領域に焦点を当てた教材（環境用語辞典、ビジネス語表現集等）の作成を支援した。

外部専門家による評価

１．評価結果

本項目に関する外部専門家 2 名による評価結果は以下の通り。

ロ	ロ

２．外部専門家の評定理由（イ評価及びニ評価以下について）

該当なし。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	指標１：各国・地域の日本語教育拠点ネットワークの整備・活用を通じた効果的な日本語普及 指標２：現地日本語教師に対する訪日研修、各国・地域への日本語専門家等の派遣による各国・地域の日本語教育基盤強化 指標３：各国・地域の日本語学習者に対する研修事業の実施 指標４：多様化する日本語学習者のニーズへの対応や、各国・地域の教育政策や学習環境を考慮した日本語教材・教授法等の開発・普及
評価	評定 ロ	（評定の決定理由及び指摘事項等） 「ＪＦにほんごネットワーク」の中核メンバーは平成 24 年度末において、44 か国・2 地域の 123 機関に達している。「さくら中核事業」の実施のため、21 か国 21 の基金海外事務所において実施する事業スキーム計 147 件を運用し、主催・共催事業として 548 件を実施するとともに、294 件の助成事業と 157 件の事業協力を行っている。これらの事業を通じて述べ 77,939 名の参加者を得ており、参加者及び助成機関へのアンケートにおいて、ほぼ 100%が支援に「満足」と回答したことは評価できる。

		従来 JICA が実施してきた日系人「継承日本語教育研修」全 5 コースのうち 2 コース相当分を「日本語重点コース」に再編成し、外国語としての日本語教育に特化した海外日本語教師日系人教師研修として新規に開始している。平成 24 年度は、基金がもつ海外日本語教師研修のノウハウ・知見を活用して実施した結果、2 か月間の研修に 5 か国から 12 名が参加し、研修参加者全員が研修を「有意義」と評価した。 日本語ネットワーク中核メンバー、日本語専門家派遣、日本語学習者訪日研修、日本語教師訪日研修、基金直営日本語講座実施地域・受講者数なども着実に増加し、新規に日系人教師研修を開始するなど、「攻め」の姿勢が具体的な成果につながっている。 以上より、計画を上回って順調であり，優れた実績を挙げていると評価する。

Ⅰ-3 実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要・運用方針	事業例・活動内容
海外日本語教育企画事業	海外の日本語教育の現状をできるだけ正確に把握するために、各国の基金事務所、在外公館、その他関連機関の協力を得て、海外日本語教育機関調査を実施するほか、国別情報収集、シラバス翻訳等、海外日本語教育振興に資する事業を実施する。 「2012年海外日本語教育機関調査」は3年に1度実施する調査であり、基金の日本語事業方針を策定する上で重要な情報となっている。なお、2012年調査からウェブ調査システムを構築し、次回調査以降の業務の効率化を図った。併せて国別情報収集、シラバス翻訳等、海外日本語教育振興に資する事業を実施した。	1. 海外日本語教育機関調査 2. 東南アジア日本語教育シンポジウム（2012年8月17～20日） 3. ヤング日本語人フォーラム（2012年10月12～21日） 4. 国・地域別動向調査 5. 米国（AATJ）出版企画 6. シラバス翻訳 7. 「日本語教育国・地域別情報」サイトの更新
日本語教材・教授法等開発・普及	海外の日本語教育を支えるための基盤整備として、「JF日本語教育スタンダード」（以下、「スタンダード」）の普及を進める。また、商業ベースには乗りにくい印刷教材、映像教材、日本語教師支援サイト・日本語学習者支援サイト等を自主開発し、日本国内外において配布、市販、放映、公開・改良を行う。 長年にわたって海外で日本語普及事業を行ってきた経験とノウハウをいかして、新規性のある、あるいは波及効果の高い教材開発を行っており、かつ、基金が持つ海外日本語教育のネットワークを活用してそれらの教材を普及できる点が、基金の教材開発・普及の特徴である。 中でも、基金自らが開発した「スタンダード」に基づく日本語教育の普及は基金の日本語事業の柱となっており、「スタンダード」に準拠した教材『まるごと』及び自習用ウェブサイト「まるごと＋」の開発とそれらの基金海外日本語講座での活用、「スタンダード」そのものの考え方の紹介事業などに重点を置いている。	1. JF日本語教育スタンダード普及 2. 「みんなのCan-doサイト」 3. JFスタンダード準拠教材の開発（『まるごと　日本のことばと文化』） 4. JF日本語教育スタンダード普及助成 5. ｅラーニング事業 ・ウェブ版「エリンが挑戦！にほんごできます。」 ・みんなの教材サイト ・日本語でケアナビ ・アニメ・マンガの日本語 ・日本語ポータルサイト ・まるごと＋（A1 入門） 6. 日本語教育通信 7. 日本語教育紀要
日本語能力試験	海外における各実施機関の協力を得て日本語能力試験を行うとともに、試験問題作成・分析評価・統計処理等を行う。 日本語能力試験（Japanese Language Proficiency Test）は、世界最大の日本語の試験であり、基金は、公益財団法人日本国際教育支援協会と共催で本試験の作題・採点と、海外での試験の実施を担当している。在外公館の協力を得るとともに、基金の海外事務所のネットワークを活かし、海外200か所以上で試験を実施している。	1. 試験の実施と受験者数 （1）2012年第1回（ 7月）試験：2012年7月1日（日） 海外受験者数：　202,943人（212,177人） （2）2012年第2回（12月）試験：2012年12月2日（日） 海外受験者数：　246,123人（275,610人） 海外受験者数　年間合計：449,066人（487,787人） 2. 試験実施地 （1） 2012年第1回（7月）試験：22か国・地域、103都市 （2011年第1回は20か国・地域、96都市で実施） （2）2012年第2回（12月）試験：61か国・地域、201都市 （2011年第2回は60か国・地域、196都市で実施）

Ⅰ-3 実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要・運用方針	事業例・活動内容
地域交流研修（海外日本語教師研修）	全国各自治体の国際交流活動に対する協力の観点から、JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）参加者等に対して、日本語教授法の研修を行う。 JET参加者の多くが日本語教育に関心があり、また、帰国後にJET経験者が日本語教師になるケースや日本語国際センターの日本語教師研修の研修参加者にJET経験者がいることから、JET参加者で「日本語教師になりたい者、日本語を教えた経験があり今後を教えたいと考えている者」を対象に、日本語教授法の研修を平成16年度より行なっている。JET参加者に対しては、（財）自治体国際化協会（CLAIR）で、日本語教育に必要な基礎的な知識や応用言語額的な基礎を取得するための「言語・教育コース」の研修を実施しているが、本研修では、自国で行なわれている日本語教育の情報を収集し分析する能力、JETでの経験を通して学んだ日本語の文化事情を取り入れた日本語を教える方法、生教材を教室で教える方法など実践的な研修を行なっている。	・全国JET日本語教授法研修（7日間、10か国、22名）
地域交流研修（海外日本語学習者支援）	地域貢献の一環として、地方自治体等の機関が実施する事業のうち、主に日本語学習研修について、協力・共同実施する 関西国際センターの実践的な訪日研修のノウハウを活かし、大阪府下の自治体が招致する新規ALT（外国語指導助手）のための来日時日本語研修や、大阪府の友好交流提携都市である豪クィーンズランド州の日本語教師訪日研修（日本語研修部分）を実施することにより、地域社会の国際化に貢献すると共に、大阪府都市魅力創造局国際課をはじめ関係機関との連携強化に努めた。豪クィーンズランド州の日本語教師訪日研修は、平成24年度、同州の政権交代・政策転換に伴い、予算編成が遅れたため研修中止となったが、平成25年度以降は継続して実施の予定である。	・大阪府JET青年来日時日本語研修（3日間、4か国、15名）
JF講座運営	海外における日本語普及活動の強化を図るため、基金の海外事務所及び日本人材開発センターにおいて、「JF日本語教育スタンダード」（以下、「スタンダード」）に基づいた日本語講座（以下、JF講座）を設置・運営する。 JF講座では、「スタンダード」に基づいた日本語講座の運営を目指している。「スタンダード」に基づいた授業は、従来の文法積み上げ法の授業と比べ受講者のコミュニケーション能力向上に大いに役立っており、各国の日本語教師会や民間語学学校、高校、大学等からの問い合わせや出講依頼も多く、関心の高さがうかがえる。「スタンダード」に準拠した教材『まるごと』を使用しない講座においても、スタンダードの最も重要な要素であるCan-do（日本語で何がどれだけできるか）を取り入れた学習目標や評価を用いるなど、着実にスタンダードの導入が進んでいる。 またJF講座では、日本語学習の動機として依然として高い日本及び日本文化（特にポップカルチャー）に対する関心に対応し、さらなるニーズを発掘するため日本文化紹介をからめた各種「文化日本語講座」を開発、実施している。こうした「文化日本語講座」は、「スタンダード」の理念においても重要とされている言語教育は言語運用能力のみならず、理文化理解・相互理解を促進するといった理念にも沿ったものである。	1. JF講座運営（26か国29か所） （1）海外事務所21か国22拠点で23か所 （2）日本センター5か国5センターで6か所 2. .「まるごと」使用講座は24か所 ●事業実施例： ケルン日本文化会館の日本語講座は、通常のコースは夏コースと冬コースの年2期（各3か月）に分かれており、A1（入門）から B2/C1（上級）までの一貫したコースを実施している。またA1コースでは『まるごと』を導入した。また通常のコース以外に、ニーズ発掘のために毎週土曜日に「入門体験コース」（1回、1.5時間）を実施している他、文化とからめた「文化体験講座」も各種実施しており、年間のべ受講者数は1,399人である。

Ⅰ-3 実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要・運用方針	事業例・活動内容
日本語専門家等派遣	●各国・地域の日本語教育基盤強化、充実に向けた協力支援のため、海外各国・地域で拠点となる日本語教育機関、基金海外拠点等に日本語専門家を派遣し、当該国・地域の状況に応じた日本語普及を支援するアドバイザー業務や、必要に応じ日本語の直接教授を担当する。また、JF講座運営・指導を担当する場合もある。日本語専門家は実績・経験により、「日本語上級専門家」、「日本語専門家」、「日本語指導助手」の3種。なお、従前、非公募により実施していた「日本語シニア専門家」については、派遣制度の簡素化・合理化の観点から「日本語専門家」に制度を統合した。 （業務内容） 「日本語上級専門家」：主として基金海外事務所／各国（州）教育省におけるアドバイザー業務・JF講座の指導や中等教育導入地域の教員養成大学における現地教師養成、日本語専攻学科立上期の高等教育機関における支援、マラヤ大学予備教育課程の運営。 「日本語専門家」：主として日本語専攻学科が確立された高等教育機関における現地教師への支援や日本語の直接教授、中等教育導入地域の日本語教育機関への巡回指導、海外拠点や日本語専攻学科立上期の高等教育機関における「日本語上級専門家」の業務の補佐、JF講座の運営、マラヤ大学予備教育課程での授業担当。 「日本語指導助手」：「日本語上級専門家」や「日本語専門家」の指導の下、基金海外拠点におけるJF講座の授業担当や日本語普及に関する補佐業務、高等教育機関、中等教育機関における日本語の直接教授を担当。 ●米国若手日本語教員は、日米間の文化・人材交流と米国における日本語教育への支援を目的に、若手の日本語教員を派遣し、米国各地の日本語講座を有する初中等教育機関で現地日本語教師の指導のもとにティーチングアシスタントとして日本語の授業を行う。また、現地コミュニティーにおいて日本文化・社会理解促進のための活動に協力する。	1. 日本語上級専門家（26か国、38ポスト） 2. 日本語専門家（30か国、64ポスト） 3. 日本指導助手（14か国、21ポスト） 4. 米国若手日本語教員〔J-LEAP〕（23ポスト） 事業実施事例： ●ベトナム：2003年より「日本語教育を中学・高校に導入するための試行プロジェクト」を開始したベトナムにおいて、これまで、ハノイ、フエ、ダナン、ホーチミンの4都市での導入であったが、新たに南部地域のクイニョン市でも導入されることになった。これに伴いハノイ派遣の日本語上級専門家、日本語専門家、日本語指導助手は現地教師に対する研修会、教科書の執筆、日本語導入校での教授活動等の業務を実施した。 ●ハンガリー／スロバキア：中東欧14か国の広域アドバイザー業務を担当する、ブダペスト日本文化センター派遣中の日本語上級専門家の指導のもと、平成23年度よりスロバキア・コメニウス大学に派遣した日本語指導助手が2013年5月に実施予定のスロバキア初の日本語弁論大会実施に向け、尽力した。
さくら中核事業	各国・地域の日本語教育拠点ネットワークの整備・活用を目的とし、JFにほんごネットワーク（通称：さくらネットワーク）を構築。さくらネットワークは、各国・地域において広く波及効果をもたらす事業を実施し、日本語教育の定着と発展に寄与することが期待される、基金海外、大学、日本語教師会等の日本語教育拠点を中核メンバーとしている。 さくら中核事業では、中核メンバーが実施する、当該国・地域の日本語教育全体の普及に寄与する波及効果の高い事業（教師研修、教材開発、セミナー、シンポジウムなど）を支援する。中核メンバーによる日本語教育普及・拡大に資する、例えば教師研修、ネットワーク会議、教材制作、広域の学習者奨励事業等を実施するもので、基金海外事務所において実施する主催事業と基金海外事務所以外の中核メンバーに対する助成事業に大別される。 また、基金海外事務所においては、所在国内の日本語教育機関・団体が実施する日本語普及活動に対し、経費助成等を行う。なお、日本語教育拠点における事業をより効果的かつ効率的に実施するため、25年度において「さくら中核事業」と「JF講座運営」を一本化し、「JFにほんご拠点事業」とする予定。	●「さくら中核メンバーによる地方在住の高校日本語教師を育てるプロジェクト」（海外拠点主催）：バンコク日本文化センターにおいて、タイ国内の他のさくらネットワーク中核メンバー4団体（コンケン大学、タイ日本語日本文化教師会、タマサート大学、チュラロンコーン大学）と協力し、国内の地方都市（クラビ、ピサヌローク、ウボンラーチャタニー）等において、現地高校教師向けの研修を計10回実施、372名の参加を得た。「2009年海外日本語教育機関調査」において、中等教育レベルで42,400人もの学習者（世界第7位）を擁するタイにあって、日本語環境が乏しい地方のノンネイティブ教師の日本語能力維持・向上という課題に対応した事業であった。 ●「第一回ケニア日本語教育会儀」（海外拠点以外への助成）：ケニア日本語教師会が主催する同会議に対する助成。ケニアのみならず、サハラ以南の東アフリカ諸国（ウガンダ、エチオピア、マダガスカル）の日本語教育関係者を集めた初の国際ネットワーク会儀。「コースデザインから評価まで」のテーマのもと、日本からの招へい講師による基調講演や研究・実践報告、教授法ワークショップ、東アフリカの日本語教育についての座談会を実施。実施に際しては、ケニアッタ大学に派遣中の日本語専門家が東アフリカ地域の事前調査により所要の情報収集を行った他、カイロ日本文化センター派遣の日本語上級専門家がワークショップ講師として協力した。

Ⅰ-3 実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要・運用方針	事業例・活動内容
日本語普及活動助成	基金海外事務所が所在せず、直接支援が届きにくい国・地域において、現地のニーズに応じた様々な活動を支援を支援するプログラム。日本語教育機関・団体が実施する、学習者奨励活動、日本語講座新増設のための講師謝金支払、教材購入、セミナー・ワークショップ等会議、教材制作、その他の自由企画事業の日本語普及活動に係る経費の一部を助成。 また、教材購入助成については、23年度より、助成対象機関の教材調達の利便性を考慮し、機関側が日本国内の出版社等により教材を購入する場合、機関側の要望により、助成金の受取を出版社等に委任し、基金より出版社等に購入経費を直接払う委任払い方式を可能としている。	●学習者奨励活動助成：スピーチコンテスト開催を支援し、学習者が日本語を勉強した成果を父兄や友人、周囲の人々に披露し、学習意欲を向上させる貴重な機会となった。また、他校の教師、学生との交流の機会ともなった（ニュージーランド、アイスランド、ペルー、ウクライナ、ポーランド、モロッコ等）。 ●教材購入助成：日本語教材が入手困難な国において、必要な教材を調達出来、教師の教える能力が向上する等して授業を充実させることが出来た(モンゴル、ミャンマー、スリランカ、マーシャル諸島、エルサルバドル、ウズベキスタン、カザフスタン、トルコ等) ●教材制作助成：ネパールの学習者の会話力向上を目指し、250頁に及ぶ教材「分野別日本語-ネパール語-英語単語帳」を出版することが出来た。
国内連携による日本語普及支援（派遣・助成）	日本語教師養成課程を有する国内大学との連携により、学部生／大学院生の海外日本語教育実習を実施するプログラム。将来、海外日本語教育の現場での活躍が見込まれる若手人材に海外の大学等でのインターンの機会を提供する一方で、日本語母語話者とのふれあいを通じた海外学習者の学習意欲向上を図ることにより、各国・地域の日本語教育機関を支援する。	・国内大学連携数　48大学 ・海外派遣先　26か国・1地域の延べ107機関 ・派遣数　358名
国内連携による日本語普及支援（招へい）	上記「国内連携に日本語普及支援（派遣・助成）」との組み合わせで実施する6週間の短期招へい研修。日本語教育実習生（インターン）を受け入れている、海外の大学の学部学生を対象に実施する。 多国籍・多大学からの参加者をひとつにまとめ、参加者の日本への留学への関心を総合的かつ効率的に高めることができるのは、豊富な海外・国内ネットワークを有する基金のみが可能であり、また留学生30万人計画をオール・ジャパンで遂行していく上でも重要である。平成24年度からは、より効率的・重点的に日本への留学を促進するため、大阪大学と連携協定を締結し、大阪大学にて日本への留学説明会、キャンパス・ツアー、大学教授による模擬授業、学生交流会等の総合的・包括的な大学紹介を開始した。また、広島大学、立命館大学等での交流プログラムにおいても、留学情報の提供を強化。継続学習意欲に加え、留学意欲を高めた。	国内大学連携大学生訪日研修　（総計　25か国・地域、120名） 1. 春季　（45日間、14か国・地域、29名）（23年度末より継続） 2. 夏季　（45日間、13か国・地域、35名） 3. 秋季　（45日間、11か国・地域、26名） 4. 冬季　（45日間、13か国・地域、30名）

Ⅰ-3 実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要・運用方針	事業例・活動内容
指導的日本語教師の養成	各国の日本語教育において指導的立場に立つ人材を養成することを目的に、現職日本語教師又は日本語教授経験者を対象に、訪日研修を行なう。 ●修士課程プログラムは、日本文化を含めた文化政策についての研究教育機能を持つ政策研究大学院大学と、外国人日本語教師に対する日本語教授法を中心とした研修に豊富な実績を有する日本語国際センターが、それぞれの機関の専門性を生かし、両機関が連携し質の高いプログラムを運営している。また、将来日本語教育の分野で指導的役割を果たすことが期待される現職の日本語教師・行政官を対象にし、通常2年分の教育内容を集中的な教育課程編成により、1年間で修士の学位を授与する。 ●上級研修では、参加者の日本語教育実践上の研究課題（教材制作、カリキュラムの開発等）を自立的に取り組み解決するのを支援する。指導者として必要な専門性・実践能力を育成し、指導者としての意識を向上させるため、2か月間の研修では、参加者の研究課題に関連する授業や研修参加者間での議論、講師による個人（チーム）指導の下、各自の研究計画に準じて、研究活動を行う。本研修の成果については、帰国後1年以内にレポートとして提出するが、最終的には、研究論文、シラバス、教材等として公表、出版することが期待される。	指導的日本語教師の養成（総計　12か国21名） 1. 日本語教育指導者養成プログラム〔博士・修士課程〕（8か国、11名） (1)継続：5か国、7名 (2)新規：4か国、4名 2. 海外日本語教師上級研修　（2か月、8か国、10名）
海外日本語教師研修	海外の日本語教育機関で教える非母語話者日本語教師を日本に招へいし、教師の日本語の知識の拡充と日本語能力の向上、日本語教授能力の向上・拡充、日本文化理解の深化を図るため、日本語関連科目、日本語教授法、日本事情の研修を行なう。 2009年実施の日本語教育機関調査における日本語教育上の問題点の項目では、日本語教育上の問題点として、21.6%の機関が教師の教授法不足、19%が日本語能力不足と回答しており、本教師研修に関する必要性は高い。 日本語・日本語教授法等の授業以外にも、茶道・生け花などの「日本文化体験プログラム」、歴史的な遺産や地方文化等視察のための「研修旅行」などを実施しているほか、埼玉県、さいたま市、さいたま市国際交流協会などの機関と連携して、埼玉県内のホームステイ、教育機関（小学校・高校訪問）の訪問、さいたま市民との交流会等地元住民との交流を深める事業を実施している。 さまざまな国の教師が参加する多国籍研修（長期研修、短期研修等）では、研修参加者間の教育観の多様性も含めた異文化交流による相互学習を促している。また、国別研修においては、現地事情や現地のニーズに応じた日本語教育の支援をする目的で、韓国、中国など日本語教育の盛んな国を対象に、現地事情や現地のニーズに応じたカリキュラム編成し実施している。なお、マレーシア、フィリピンの国別研修は、両国の中等教育段階における日本語教育を促進するために、両国の教育省が実施している中等教育の教師を対象にしたコンバート研修の一環として、両国の教育省との共催で訪日研修を実施しているものである。	海外日本語教師研修（総計　54か国・地域、427名） 1. 海外日本語教師長期研修（6か月、32か国、57名） 2. 海外日本語教師短期研修（2か月、36か国・地域、123名） （1）春期13か国・地域、31名 （2）夏期25か国・地域、54名 （3）冬期20か国・地域、38名 3. 大韓民国中等教育日本語教師研修（1か月、50名） 4. 中国（大学・中等学校）日本語教師研修（2か月、大学39名、中等学校19名） 5. タイ日本語教師会研修 （1）2週間、32名（日本語国際センターで実施） （2）2週間、29名（関西国際センターで実施） 6. マレーシア中等教育日本語教師研修（2か月、14名） 7. フィリピン中等教育日本語教師研修（1週間、22名） 8. 海外講座日本語研修（2週間、17か国、25名） 9. 日系人コース（2か月、5か国、12名） 10. 日本ハンガリー協力フォーラム特別事業日本語教師訪日研修（42日間、5名）

Ⅰ-3 実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要・運用方針	事業例・活動内容
専門日本語研修	特定の職業上あるいは専門分野の研究活動上、日本語能力を必要とする海外の専門家を日本に招へいし、職業別・専門別に日本語研修を実施する。 ●外交官公務員研修(8か月)においては外務省の外交ネットワークによる参加者募集選考、訪日手続きを行ったほか、滞日中の各種機関訪問等(日本の官庁、公的機関、大学等教育機関における講義、民間企業等)も公的機関である基金のステータス、外務省の外交ネットワークがあってのみ実現可能である。平成24年度は、日本社会理解のため実施している外部機関訪問に関し、従来からの訪問先に加え、三菱重工訪問、日本赤十字社訪問(東日本大震災対応)を実施し、訪問協力機関の増大・多様化を行った。 ●文化学術専門家研修(2か月、6か月)では、平成23年度より開始した堺市協力事業を継続したほか、平成24年度は和歌山大学と連携協定を締結し、同大学が実施する授業(「ジャパン・スタディ」)へ研修生が参加したほか、同大学学生との交流会等により日本留学への関心を高めた。 ●EPA(経済連携協定)に基づき、来日予定のインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者を対象に日尼、日比両国政府間合意に基づき、現地日本語予備教育を行った。来日後実施される6か月国内研修で最大限の効果をあげるための準備段階として、来日前の現地日本語研修をインドネシアでは6か月、フィリピンでは3か月実施、以下の3つを目標とした。 ・ 基礎的な日本語の会話力と読み書き能力の習得 ・予習・復習、学習の振り返りなどによる基本的な自律学習能力の養成 ・ 日本での生活・研修をスムーズに始めるための基礎知識の習得	専門日本語研修(総計　71か国・地域、444名) 1. 専門日本語研修(外交官・継続)　(8か月、28か国、29名) 2. 専門日本語研修(外交官・新規)　(8か月、32か国、32名) 3. 専門日本語研修(公務員・継続)　(8か月、8か国、9名) 4. 専門日本語研修(公務員・新規)　(8か月、6か国、7名) 5. 専門日本語研修〔文化・芸術専門家〕(総計　21か国、67名) (1)6か月コース (6か月、16か国、26名) (2)2か月コース (2か月、13か国、41名) 6. 看護師・介護福祉士候補者日本語予備教育 インドネシア候補者人数　全200名　(6か月) (A)看護師候補者:　52名 (B)介護福祉士候補者:　148名 フィリピン候補者人数　全100名(終了時99名*)　(3か月) (A)看護師候補者:　28名 (B)介護福祉士候補者:　71名
日本語学習者訪日研修	海外で日本語を学ぶ人々を日本に招へいし、講義・研修旅行等を通じて、日本語及び日本文化・社会への理解を深める機会を提供する。海外における日本語学習を奨励し、また日本留学への関心を高めるため実施しており、6週間(大学生)と2週間(各国成績優秀者、高校生)の短期訪日研修がある。 基金海外拠点のみならず、各国所在の日本大使館の全面的な協力を得て参加者を選考し、各国における日本語学習奨励事業と組み合わせて実施することにより、各国のニーズにそった効果的な事業展開が可能となっている。多国籍・多大学からの参加者をひとつにまとめ、参加者の日本への留学への関心を総合的かつ効率的に高めることができるのは、豊富な海外・国内ネットワークを有する基金のみでこそ可能である。 単一国研修(「李秀賢氏記念韓国青少年訪日研修」、「米国JET記念高校生訪日研修」)においても、基金の持つネットワークを生かし、韓国または米国全土から最優秀学生を選抜し、地方自治体や公共機関の積極的な協力を得て、事業を実施している。米国JET記念高校生招へい事業においては、平成24年度は地元の全面的な支援を受けて被災地訪問を行ったほか、李秀賢氏記念韓国青少年訪日研修では本年度から赤門会日本語学校の全面的な協力を得て同校訪問を開始した。	日本語学習者訪日研修(総計　75か国、277名) 1. 大学生　(総計　23か国、83名) (1)春季　(44日間、9か国、27名) (2)秋季　(45日間、16か国、31名) (3)冬季　(45日間、8か国、25名) 2. 各国成績優秀者 (1)各国成績優秀者　(15日間、64か国、66名) (2)JF講座優秀受講生訪日研修　(15日間、20か国、35名) 3. 高校生　(15日間、11か国、31名) 4. 李秀賢氏記念韓国青少年訪日研修　(12日間、1か国、30名) 5. 米国JET記念高校生招へい事業　(15日間、1か国、32名)

Ⅰ-3 実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要・運用方針	事業例・活動内容
受託研修	国内外の機関からの要請に基づき、日本語教授法・日本語の受託研修を行う。 日本語国際センター・関西国際センターで日本語教師・学習者に対して実施している教師研修事業・学習者研修を通じて蓄積された訪日研修にかかるノウハウを外部に還元し、関係機関との連携を更に深めながら、収益の確保に努めるとともに世界各国の日本語教育の発展と質的向上に資することを目的としている。	受託研修（総計　16か国、237名） 1. 日露青少年交流センター青年日本語教師派遣前研修 （12日間、1か国、21名） 2. 日露青少年交流センターロシア初中等教育日本語教師招へい研修 （14日間、1か国、11名） 3. 東アジア若手日本語教師特別招へい研修（8週間、11か国、49名） 4. 香港中文大学大学生訪日研修（10日間、1か国、10名） 5. 豪ヴィクトリア州高校生訪日研修（14日間、1か国、22名） 6. インドネシア人大学生日本語研修（45日間、1か国、2名） 7. キヤノンベトナム訪日研修（15日間、1か国、2名） 8. 韓国慶尚南道日本語教師訪日研修（20日間、1か国、20名） 9. 香港仁濟医院第二中学校日本語コース訪日研修（7日間、1か国、7名） 10. ニュージーランド日本語教師訪日研修（14日間、1か国、5名） 11. カナダ・マニトバ州高校生訪日研修（14日間、1か国、8名） 12. 東アジア日本語移動講座〔カレッジ・イン・ジャパン〕（28日間、8か国、39名） 13. 東アジア日本語履修大学生〔夏季〕（43日間、10か国、36名）

プログラム単位の実績数値

プログラム	事業費	事業実施状況				アンケート結果		報道件数 〔前年度〕
	基金負担額 〔前年度〕 ※暫定値	実施事業件数 〔前年度〕	実施国数 〔前年度〕	実施都市数 〔前年度〕	参加者数・アクセス数等 〔前年度〕	参加者満足度 〔前年度〕	受入機関・実施機関満足度 〔前年度〕	
海外日本語教育企画事業	25,064千円 〔28,434千円〕	4件 〔4件〕	全世界対象 〔全世界対象〕	全世界対象 〔全世界対象〕	・アクセス数 「日本語教育国・地域別情報」サイト 166,373件 〔167,235件〕			8件 〔0件〕
日本語教材・教授法等開発・普及	159,904千円 〔137,906千円〕	14件 〔13件〕	全世界対象 〔全世界対象〕	全世界対象 〔全世界対象〕	・アクセス数 「みんなの教材サイト」 3,374,913件〔3,983,086件〕 「みんなのCan-doサイト」・「JF日本語教育スタンダード」サイト 420,303件〔330,516件〕 「日本語教育通信」 214,964件〔208,280件〕 「エリンが挑戦！日本語できます。」 5,449,730件〔4,801,460件〕 「日本語でケアナビ」 753,754件〔673,911件〕 「アニメ・マンガの日本語」 2,851,604件〔2,395,435件〕 「NIHONGOeな」 1,114,388件〔1,018,768件〕 「まるごと＋(A1)」 86,575件〔23年度実績なし〕	「エリンが挑戦！にほんごできます。」 95.9% (1,085人/1,131人) 〔95.3%(1,675人/1,692人)〕 「みんなの教材サイト」 91.0% (1,107人/1,217人) 〔92.5%(905人/978人)〕		1件: 「エリンが挑戦！にほんごできます。」インドネシア語版公開についての記事掲載 〔前年度:0件〕
日本語能力試験	618,711千円 〔613,914千円〕	年2回 〔年2回〕	第一回試験 海外22か国・地域 〔20か国・地域〕 第二回試験 海外61か国・地域 〔60か国・地域〕	第一回試験 海外103都市 〔96都市〕 第二回試験 海外201都市 〔196都市〕	第一回試験: 海外応募者数:234,899人〔249,956人〕 海外受験者数:202,943人〔212,177人〕 第二回試験: 海外応募者数:283,795人〔317,461人〕 海外受験者数:246,123人〔275,610人〕 年間合計 海外応募者数:518,694人〔567,417人〕 海外受験者数:449,066人〔487,787人〕		100%(97機関/97機関) 〔100%(121機関/121機関)〕	82件 〔82件〕
地域交流研修 (海外日本語教師研修)	0円 〔149,076円〕	1件 〔2件〕	10か国 〔9か国〕		22人 〔26人〕	100%(22人/22人) 〔100%(21人/21人)〕		0件 〔0件〕
地域交流研修 (海外日本語学習者支援)	159,655円 〔123,415円〕	1件 〔1件〕	4か国 〔4か国〕		15人 〔17人〕	100%(15人/15人) 〔88.2%(15人/17人)〕		0件 〔2件〕
JF講座運営	371,154千円 〔279,507千円〕	29か所 〔23か所〕	26か国 〔22か国〕	29都市 〔24都市〕	受講者数 12,533人 〔7,000人〕	講座受講生 95%(2,614人/2,751人) 〔95%(1,259人/1,317人)〕	日本センター5か所分 100%(5か所/5か所) 〔前年度データなし〕	0件 〔0件〕

プログラム単位の実績数値

プログラム	事業費	事業実施状況				アンケート結果		報道件数〔前年度〕
	基金負担額〔前年度〕※暫定値	実施事業件数〔前年度〕	実施国数〔前年度〕	実施都市数〔前年度〕	参加者数・アクセス数等〔前年度〕	参加者満足度〔前年度〕	受入機関・実施機関満足度〔前年度〕	
日本語専門家等派遣	1,006,274千円〔855,702千円〕	146件〔117件〕	40か国〔38か国〕				●日本語上級専門家、日本語専門家、指導助手100%（100件/100件）〔98%（94件/96件）〕 ●米国若手日本語教員100%（10か所/10か所）〔100%（10か所/10か所）〕	0件〔0件〕
さくら中核事業	253,539千円〔328,649千円〕	213件〔203件〕	33か国・2地域〔29か国・2地域〕			●海外拠点主催事業参加者満足度97%（13,975人/14,397人）〔97%（12,799人/13,142人〕	●海外拠点以外への助成についての支援対象機関満足度98%（43件/44件）〔100%（51件/51件〕	0件〔0件〕
日本語普及活動助成	24,580千円〔31,754千円〕	158件〔161件〕	58か国〔63か国〕				100%（102件/102件）〔99%（109件/110件）〕	0件〔0件〕
国内連携による日本語普及支援（派遣・助成）	87,536千円〔104,298千円〕	358件〔383件〕	27か国・地域〔29か国・地域〕			100%（215人/215人）前年度データなし	100%（34件/34件）〔100%（30件/30件）〕	0件〔0件〕
国内連携による日本語普及支援（招へい）	38,887千円〔39,267千円〕	4件〔4件〕	25か国・地域〔27か国・地域〕		120人〔103人〕	100%（120人/120人）〔98.6%（70人/71人）〕	100%（120人/120人）〔98.6%（70人/71人）〕	12件〔11件〕
指導的日本語教師の養成	21,071千円〔29,153千円〕	継続4件、新規2件〔継続6件、新規2件〕	継続5か国新規11か国〔継続9か国新規7か国〕		継続7人、新規14人〔継続11人、新規15人〕	100%（21人/21人）〔100%（26人/26人）〕		0件〔0件〕
海外日本語教師研修	190,734千円〔176,835千円〕	14件〔9件〕	54か国・地域〔51か国・地域〕		427人〔334人〕	99.8%（426人/427人）〔87.7%（293人/334人）〕		1件〔0件〕
専門日本語研修	451,022千円〔100,420千円〕	8件〔6件〕	71か国〔69か国〕		444人〔131人〕	100%（105人/105人）〔100%（88人/88人）〕		63件〔24件〕
日本語学習者訪日研修	98,716千円〔80,374千円〕	8件〔7件〕	75か国〔69か国〕		277人〔226人〕	99.6%（276人/277人）※1人無回答〔96.4%（218人/226人）〕		53件〔34件〕

プログラム単位の実績数値

プログラム	事業費	事業実施状況				アンケート結果		報道件数 〔前年度〕
	基金負担額 〔前年度〕 ※暫定値	実施事業件数 〔前年度〕	実施国数 〔前年度〕	実施都市数 〔前年度〕	参加者数・アクセス数等 〔前年度〕	参加者満足度 〔前年度〕	受入機関・実施機関満足度 〔前年度〕	
受託研修	0千円 〔0千円〕	13件 〔12件〕	16か国 〔27か国・地域〕		237人 〔261人〕	●日本語国際センター実施分 100%（60人/60人） 〔100%（93人/93人）〕 ●関西国際センター実施分 99.3%（138人/139人） ※1人無回答 〔99.6%（145人/146人）〕	100%（5件/5件） 〔100%（2件/2件）〕	10件 〔18件〕

小項目 No. 6　海外の日本研究の促進

大項目	**Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**
中項目	２．分野別事業方針等による事業の実施 （３）海外日本研究・知的交流の促進
小項目	No.6　海外の日本研究の促進
中期計画	海外の日本研究支援事業については、外交上の必要性を踏まえるとともに、各国・地域の日本研究の状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、適切に実施する。 ただし、外交上のニーズ及び日本研究事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。 （ア）諸施策 a　機関支援 海外の日本研究拠点機関等に対し、中長期的支援の観点に基づき、教師派遣や、研究・会議への助成等複数の手段を組合せ、包括的な助成方式の支援を実施する。 b　研究者支援 日本研究振興のための有識者等の人物交流事業を行い、将来有益な人材育成を図る観点からの人選に基づいてフェローシップを供与する。 c　ネットワーク支援 海外諸国・地域の日本研究者間のネットワークの形成を促進するため、日本研究者の学会等の活動を支援する。
年度計画	海外の日本研究支援事業については、外交上の必要性を踏まえるとともに、各国・地域の日本研究の状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、適切に実施する。 ただし、外交上のニーズ及び日本研究事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。平成 24 年度においては、各施策について以下のように事業を行う。 ［諸施策］ a　機関支援 海外各地の日本研究の拠点機関等に対して、中長期的支援の観点から、教師派遣や研究･会議への助成等複数の手段を組み合わせた包括的な助成方式の支援を実施する。機関支援は、各国・地域における日本研究・対日理解の中核となる機関や将来そのような役割が期待される機関を対象とする。また、国・地域によって日本語専攻課程を有する大学等が日本研究の拠点となる場合も、支援対象とする。

	なお、米国においては、機関支援や学生訪日研修への助成を通じ、米国各地の大学での日本研究コースの維持・発展のため支援を強化拡充する。 中国においては北京日本学研究センターの第7次三か年計画を開始する。 日本研究機関支援対象の機関の70%以上から有意義であったとの評価を得る。 b　研究者支援 海外の日本研究者の人材育成のため、各国の研究者に長期及び短期の日本研究フェローシップの供与を行う。フェローシップ対象者人選においては、各国ごと事情を踏まえつつ、博士論文執筆予定者等を含めて、若い研究者人材の採用に配慮する。 フェローシップ受給者の70%以上から有意義であったとの評価を得る。 また、日本研究者や他の有識者の参加する会議や交流を実施または支援し、日本研究振興を図る。 c　ネットワーク支援 海外諸国・地域の日本研究者間のネットワークの形成を促進するため、平成24年度中のイスラエルの日本研究協会設立の支援を含め、日本研究者の学会や元日本留学生組織の活動を支援する。また、東アジア（日中韓）の日本研究者のネットワーク構築のための会合等を開催する。

【業務実績】

要旨

世界各地の日本研究を実施する大学、研究所等に対し、機関のニーズに応じた支援（助成、図書寄贈、専門家の派遣等）として、34か国・地域の80機関に対して支援を実施した。重点国とする米国、中国に対しては、米国の機関は23機関米国の大学が日本国内で展開している研究・育成機関2機関、中国の機関は11機関（北京日本学研究センターの支援先2機関を含む）へ支援を行い、重点的な配分を行った。支援先機関へのアンケートでは、支援に対し満足と回答した機関が100%であった。

フェローシップは、新規に154名の研究者を採用し、平成23年度からの継続分を合わせて、平成24年度中に54か国・地域の293名にフェローシップを供与した。アンケートでは、平成24年度中に帰国したフェロー、及びフェロー受入教員ともに、100%が満足と回答した。また、これらのフェローが日本での研究中に、研究会等で発表を行った数は約460回と報告されている。

なお、若手研究者からのニーズが高い博士論文執筆フェローでは、採用者56名のうち41名を申請時35歳以下の若手が占めた。フェローシップ以外のプログラムでも、次代の日本研究の担い手の育成のため、大学院生への指導の支援（ネットワーク強化支援）や客員教授派遣（機関支援）を実施した。

また、日本研究者間の相互のネットワーク形成促進を目的に、海外8か国及び日本国内で8件の主催事業、24か国で26件の助成事業を実施し、日本から研究者を派遣したセミナーやワークショップ、日本研究に関する調査等を行った。セミナー等には約2,500人の参加者があり、助成先団体へのアンケートでは、助成に対し満足と回答した団体が100%であった。

このほか、海外事務所のイニシアチブにより、帰国後のフェローを含む現地の日本研究者による講演会や講座等、日本研究の促進に資する事業が61件実施された。

本項目の各プログラムの実施状況については、Ｎｏ．６別添１～２を参照。

指標１：海外の日本研究拠点機関等に対する中長期の視点からの包括的な助成

各国の日本研究を実施する大学、研究所等に対し、各機関のニーズに応じた支援（助成、図書寄贈、専門家の派遣等）を実施した（「日本研究機関支援」プログラム、「北京日本学研究センター」プログラムが対応）。各国の日本研究機関は、研究者の研究拠点であり研究リソースが蓄積される場であるとともに、次代の研究者の育成、学生への指導を行う教育の現場でもあって、その整備が海外の日本研究振興の成否を左右する。

現在の海外日本研究機関への支援事業は、支援すべき各国・地域の拠点的機関を中長期的視点から選ぶとともに、その機関は自らの状況とニーズに合わせて複数の支援形態の選択肢（たとえば、客員教授派遣、教員拡充助成、研究会議助成、図書寄贈、出版支援等）を組み合わせて支援を申請できる方式を取っている。これによって、対象機関の様々な事情に柔軟に合わせ得ることで事業効果向上を図っている。

１．　事業実施概況

平成 24 年度は、34 か国・地域の 80 機関に対して支援を実施した。

地域別では、アジア・大洋州地域ではチュラロンコン大学（タイ）等 12 か国・地域の 30 機関、米州地域ではイリノイ大学（米国）等 3 か国の 25 機関、欧州・中東・アフリカ地域ではバルセロナ自治大学（スペイン）等 19 か国の 23 機関に対して支援を実施したほか、米国の大学が日本国内で展開している研究・育成機関 2 機関（アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター、京都アメリカ大学コンソーシアム）に対しても助成を実施した。このほかに、北京日本学研究センター事業として、北京外国語大学における修士・博士課程、北京大学における現代日本研究講座の運営を行った。

重点国とする米国、中国に対しては、米国 25 機関（日本国内 2 機関含む）、中国 11 機関（北京日本学研究センター2 機関を含む）への支援を行い、重点的に配分を行った。支援先機関へのアンケートでは、支援に対し満足と回答した機関が 100%であった。

平成 24 年度事業計画時に外務省から必要性の高い案件として、「日本研究機関支援」プログラムに要請が寄せられた 41 件に関しては、39 件を採用し（採用率 95%）、積極的に対応した。

支援により訪日研修を実施した大学からは、訪日研修は大変有意義で、実施により日本語の学習や日本研究をする学生の増加が期待される旨の報告があった。また、「財政的な面のみならず、国際交流基金から支援を受けていることにより、著名な作家の招へいが可能となったり、大学当局が日本研究に対して意識するようになったりし、大変有意義である」とする報告もあった。

客員教授派遣・支援等による講義を受講した学生は全世界あわせて約 2,200 名、セミナー等に参加した者は約 6,100 名にのぼり、図書寄贈点数も約 2,800 点となる。

なお、米国については、質･量の両面で同国の日本研究が海外の日本研究全体を牽引する存在であることから、従前より設けている「米国日本研究諮問委員会」（米国の日本研究者で構成する委員会）の協力を得つつ常に最重要視してきている。米国で平成 23 年度に日本研究機関支援プログラムへ申請する大学数の減少傾向が見られたことから、本諮問委員会と対応を検討した結果、平成 24 年度より、助成対象とする範囲を広げるため、これまでの日本研究機関支援のサブカテゴリーとして「小規模グラント」を開始した。

この小規模グラントについては、2012 年 7 月に米国内で最初の申請募集を行った結果、11 大学から申請があり、審査の結果 8 大学を採用した。支援規模が小さいかわりに申請要件を緩めたことで、これまで基金の支援プログラムの対象になっていない地方大学、中小規模の大学も少なからず含まれており、門戸を広げたいとする小規模グラントの意図にかなう結果となった。

●支援例

・チュラロンコン大学（タイ）

修士課程学生向けに講義をする客員教授の派遣（助成）と修士課程学生 4 名の訪日研修（2 週間）の経費支援を実施。派遣した客員教授は、同大学（バンコク市）のみならずチェンマイ大学（チェンマイ市）でも講演を実施し、北部タイ日本語日本研究大学コンソーシアムに参加する他大学からも多く聴講に訪れるなど、タイ国内で積極的に活動を行った。

・イリノイ大学（米国）

中西部日本研究セミナー開催のため研究会議支援を実施。中西部地域の大学に所属する様々な分野の教員を対象とした日本研究セミナーを年 5 回実施。各地の大学から 65 名の研究者が参加した。

・バルセロナ自治大学（スペイン）

学部学生、修士課程学生に向けた日本文学、日本のポップカルチャー、日本語等の講義を担当する若手研究者（教員）の雇用経費を、平成 22 年度、23 年度に引き続いて助成した。バルセロナ自治大学は、スペインでは日本研究の博士課程を有する唯一の機関であり、同国の中心的な研究・教育機関である。

２．特筆すべき成果

ア．　貿易大学（ベトナム）

平成 21 年度から継続して客員教授派遣を実施。集中講義を行うことが計画の第一であったが、並行して教員に対する指導やアドバイス、教材作成指導も行われ、書籍の出版、日越共同での教材作成や大学間提携にも発展した。継続的な支援により、当初の計画を超えて、大学間のネットワーク構築にも寄与した。

イ．　ウェスタン・ミシガン大学（アメリカ）

教員ポスト（中世日本文化担当）の拡充と地域アウトリーチプログラム・コーディネーター（日本文化担当）の拡充、関連セミナー・ワークショップ実施に対して支援を行った。平成 24 年度は 3 か年事業の第 1 年目にあたる。

学部教員のポスト拡充により、これまで副専攻のみであった日本文化（語学以外）が専攻コースとなった。また、地域アウトリーチプログラム・コーディネーターは、セミナー・映画上映会等文化事業の企画のみならず、日本文化のアウトリーチ活動を行う地域の図書館・美術館・学校や、総領事館・日米協会等広く一般とのネットワーク構築を目指して活動し、地域アウトリーチには、すでに約 2,500 名が参加している。支援終了後は両ポストとも大学側自主財源で維持される見込みである。

ウ．　アインシャムス大学（エジプト）

2000 年設立の外国語学部日本語学科に対しては、設立当初より中長期的視点で支援を行っており、現在は客員教授派遣、論文指導プロジェクトについて支援を実施している。2012 年後期から

は、同学科で初めて修士号を取得した学生が講師として採用された。

同大学外国語学部は、エジプト屈指の文系の名門・難関学部であり、将来のアラブ圏の日本研究（言語・文化）の中核になり得る拠点と期待される。

エ．　北京日本学研究センター

中国側との協定に基づき、1985 年より中国における日本語・日本研究、日本との交流に携わる人材の養成を目的として実施している事業。現在は、北京外国語大学における日本専攻の大学院修士・博士課程、北京大学においては社会科学系諸専攻の博士課程大学院生対象の現代日本研究講座を運営している。

平成 24 年度には、修士・博士課程に対し、学生の指導等のために 11 名（11 ポスト）の研究者を派遣したほか、修士課程学生 20 名を訪日研究のために日本にグループにて招へい、また博士課程学生 2 名に対してフェローシップを供与した。そのほか、教員の研究プロジェクト等に対し支援を行った。現代日本研究センター（北京大学）に対しては、のべ 11 名（10 ポスト）の研究者を派遣したほか、受講者 20 名の訪日研修を実施した。

本事業は中国教育部との共同事業であり、中国において日本研究者や知日家を育てる 1 つの拠点となっている。2012 年夏以降、日中間の情勢が変化したものの、計画した事業は着実に実施された。また、北京日本学研究センターがホストし、ネットワーク形成推進事業として基金が共催した「第 3 回東アジア日本研究フォーラム」（日中韓 3 か国から研究者が参加）も 11 月に北京で開催される等、事業効果を充分に発揮できた。

●中長期的支援の観点

機関への支援採否を審査するにあたっては、一過性の支援で終わらないように、申請機関自身の計画や、基金海外事務所（または在外公館）からの意見等を検討し、今後の運営計画や発展・展開の見通し等も合わせて判断している。それにより、教員拡充助成（謝金助成）や一部の研究プロジェクトの支援等、複数年（3 か年度が目安）継続して実施し、成果の発現・定着等を期待するものもある。一例として、エォトヴェシュ・ロラーンド大学（ハンガリー）に対しては、日本関連講義担当の教員の雇用経費に対して助成を平成 22 年度から 24 年度まで（3 か年度）実施した結果、大学側からは助成期間終了後には予算確保の上、恒久的なポストとすることが確約された。

このように継続して日本研究支援の各事業を着実に実施し、日本研究者、日本研究機関を支え、研究者同士の交流を深めるための方策を取ることが、効果の発現には時間を要するが、諸外国における日本研究を維持し、各国における日本研究の現在の状況を作り出している。ロシアの日本研究者、アレクサンドル・メシェリャコフ教授（ロシア国立人文大学東洋文化古代文明研究所）は、現地メディアによる 2013 年 3 月のインタビューにおいて、「特に、ロシアの状況が非常に悪く、給料も全く払われなかった 90 年代に国際交流基金が果たした役割は際立っていた。自国研究を支援しなかったアジア諸国は、自国に関する専門家を失った。日本研究が死ななかったのは国際交流基金が日本研究者を支援したからであり、その点について我々から、ロシア流に深々と地に伏してお辞儀したい。」と発言している。

指標２：日本研究振興及び将来有益な人材を得るための育成を目的とするフェローシップ事業の実施

海外の日本研究者（海外の機関に所属する日本人研究者を含む）に対し、日本で研究・調査を行う機

会を提供するフェローシップ供与を実施した　（「日本研究フェローシップ」プログラムが対応）。

１．事業実施概況

平成 24 年度には、154 名の研究者を新規にフェローとして採用した。地域別では、アジア大洋州地域 61 名、欧州・中東・アフリカ地域 50 名、米州地域 43 名を採用した。平成 24 年度事業計画時に外務省から必要性の高い案件として寄せられた候補者 26 名に関しては､21 名を採用し(採用率 81%)、積極的に対応した。

これに、平成 23 年度に採用となり、24 年度までフェローシップを受給した者をあわせると、平成 24 年度中にフェローシップを供与したのは 54 か国・地域の 293 名にのぼる（アジア大洋州地域：17 か国・地域 124 名、欧州・中東・アフリカ地域：30 か国 90 名、米州地域：7 か国 79 名）。

平成 24 年度中に帰国したフェローに対してアンケートをとったところ、97%（145 名/149 名）から満足、3%（4 名/149 名）からまあ満足との回答を得た。フェローからの報告書には、「日本滞在によって自らの論文執筆に必要な学術的資料等を入手することができ研究を進めることができたばかりでなく、研究者や学生との交流の中で自身の研究の目的や目標を考えることができた」、「フェローシップによって何の心配もなく研究を進めることができた。他の研究者にも日本研究を勧めたい」とするものがあった。また、指導教員からは、「フェローにとって、この機会は日本でのネットワークの形成に非常に役立ち、今後の研究資料へのアクセスにも役に立つものである」等のコメントがあり、フェローシップが現在の研究、今後の研究活動に役に立つものであったことが伺える。

また、これらのフェローが日本での研究中に研究会等で発表した数は約 460 回と報告されている。

２．事業実施に際して留意する点（若手の育成への配慮）

24 年度に採用したフェロー154 名のうち、若手（申請時点で 35 歳以下と定義）の採用数は 55 名であった。若手とそうでない者の採用率を比較すると、若手の採用率が 32%であるのに対しそうでない者の採用率は 36%（全体の採用率は 35%）であり、全体としては若手の採用率はやや低いが、若手の申請数が最も多く、ニーズが高い博士論文執筆フェローのカテゴリーでは、全体で 56 名の採用のうち、若手は 41 名、そうでない者は 15 名となっている。

なお、フェローシップ以外でも、機関支援（指標１に記載）における客員教授派遣（学生への講義実施）や、学会等への支援（指標３に記載）における論文指導のためのワークショップ等、学生・研究者の育成に向けた事業に対し支援を行っている。

●フェローシップ採用数・採用率

	35 歳以下	36 歳以上	総計
申請者（人）	172	273	445
採用者（人）	55	99	154
不採用（人）	117	174	291
採用率	32%	36%	35%

指標３：学会等の活動支援を通じた各国・地域の日本研究者間のネットワーク形成促進

ひとつひとつの機関への支援だけではなく、国単位や国を越えた地域単位の日本研究者の学会やネットワーク形成・強化に対して支援を行った。また、日本から研究者を派遣したセミナーの実施、日本研究に関わる調査を実施した（「日本研究ネットワーク強化」プログラム、「日本研究ネットワーク支援助成」プログラムが対応）。

１．事業実施概況

平成 24 年度は、調査を含む主催事業を 8 件実施した。また、助成事業として、学会等に対する支援 11 件、セミナー等実施の支援 6 件、元日本留学生同窓会活動に対する支援 9 件を実施した。「日本研究ネットワーク支援助成」プログラムに応募があったもののうち、平成 24 年度事業計画時に外務省から必要性の高い案件とされた 13 件に関しては、全てを採用し（採用率 100%）、積極的に対応した。

セミナー等には主催事業・助成事業合わせて約 2,500 人の参加者があり、事業対象国は 30 か国となった。助成先団体へのアンケートでは、助成に対し満足と回答した団体が 100%であった。

●事業例

・ベトナムにおける日本研究巡回セミナー（ベトナム：ハノイ、ホーチミン）

日本から学者 2 名を派遣し、「日本の外交関係－日米中と東南アジアの関係を中心に」と題し、講演、ディスカッションを含むセミナーを実施した。セミナーでは、ベトナムの聴衆の関心の高い中国についても内容に含ませ、ベトナムの研究者や大学関係者の興味を引く工夫をしたところ、2 回のセミナーに計 854 名にのぼる多くの聴衆を集めた（前年度に実施したセミナーでは、内容が高度すぎて学生の理解が難しかったとのアンケートでの意見を反映して、広く学生の関心もひくように留意した結果）。

・北米日本研究調査

2007 年に実施した北米日本研究調査の情報をアップデートすべく、調査を実施。調査結果の一部として、研究者ディレクトリをウェブにて公開した。

・ヨーロッパ日本研究者協会（ＥＡＪＳ）に対する支援

欧州における日本研究者協会に対し、協会運営のための事務局経費、博士課程学生に対するワークショップの開催経費を支援した。日本研究者が点在する東欧地域も含め、ネットワークの拡大・強化に努める一方で、博士課程に在籍する学生・若手研究者のためのワークショップを開催し、所属機関だけではなく欧州の日本研究者全体で次代の研究者を育成する活動に対し支援を行った。

２．特筆すべき成果

ア．　オーストラリア日本研究大学院生夏季研究発表会（オーストラリア、オーストラリア国立大学ジャパンインスティテュート）に対する支援

アジア太平洋地域における次代の日本研究者の育成と、若手研究者のネットワーク化事業。2005 年の立ち上げから 8 年を経て、オーストラリアと日本の 2 か国から始まった参加者も、欧米からの応募者があるまでに拡大している。

イ．　チューリッヒ大学ドイツ語圏日本研究学会（スイス）に対する支援

ドイツ語圏の日本研究者による研究学会開催に対し支援を行った。今回で 15 回目を数える学会であるが、セミナーには約 300 名が参加する大規模な学会になっている。学会のレポートはウェブ掲載の予定であり、内外に広く研究成果を知らせるための配慮もされている。

ウ．イスラエルにおける日本研究振興への支援

イスラエルで実施された日本研究国際シンポジウム「イスラエルと日本：地域的、二国間、文化的展望」を支援。ヘブライ大学、テルアビブ大学、ハイファ大学などのイスラエル国内各大学の日本研究者のほか、日本、米国等の研究者も参加し、イスラエル国内外の研究者の交流の場ともなった。3 日にわたるシンポジウムの一部として、イスラエル日本研究学会の設立式が行われ、中東地域ではトルコに次ぐ二番目の日本研究学会が発足した。国内外の研究者のネットワークを強化する場として、今後の活動が期待される。

外部専門家による評価

１．評価結果

本項目に関する外部専門家 2 名による評価結果は以下の通り。

ロ	ハ

２．外部専門家の評定理由（イ評価及びニ評価以下について）

該当なし。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標１：海外の日本研究拠点機関等に対する中長期の視点からの包括的な助成
指標２：日本研究振興及び将来有益な人材を得るための育成を目的とするフェローシップ事業の実施
指標３：学会等の活動支援を通じた各国・地域の日本研究者間のネットワーク形成促進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
世界各地の日本研究を実施する大学、研究所等に対し、機関のニーズに応じた支援（助成、図書寄贈、専門家の派遣等）として、34 か国・地域の 80 機関に対して支援を実施している。重点国とする米国及び中国へは重点的な配分を実施している（米国 25 機関、中国 11 機関）。支援先機関の満足度は 100％と高く、中長期視点からの包括的助成は、基金支援を契機としたポストの恒久化、日本研究の継続などの効果を見せている。
研究者支援については、154 名の研究者を新規にフェローとして採用し、帰国したフェローは、97%が「満足」、3%が「まあ満足」と回答している。本事業については、今後更なるネットワーク拡大に向けた努力が望まれる。
日本研究拠点支援、日本研究者育成、学会活動の支援という３つの枠組みに基づいた戦略的な事業展開によって、来場者・参加者や助成機関の満足度が 100％に達するなど、着実な成果に結びついている点は評価でき、以上より、計画通り順調であると評価する。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要および運用方針	事業例
日本研究機関支援	中核的な役割を担う機関、ないしは中核的機関としての発展が見込まれる機関に対し、日本研究の基盤強化に必要な支援を行う。 支援の対象事業は、「客員教授派遣」、「研究・会議助成」、「図書拡充」、「教員拡充助成」、「出版助成」、「訪日研究・研修」、その他対象機関に必要と考えられる支援。 海外の日本研究促進のためには、日本研究基盤の整備を行うことが必要である。基金は、研究者の研究の基盤や拠点となる機関、大学院生や学生等の次代の研究者を育む教育の拠点としての機関を整備・充実させることで、日本研究の促進を目指している。 平成19年度より現在のプログラムの形となり、複数の支援要素を、申請機関のニーズに合わせた計画・企画に対して包括的に支援をすることが可能となっている。	・チュラロンコン大学（タイ） 　客員教授派遣（助成）、修士課程学生の訪日研究支援 ・イリノイ大学（米国） 　中西部日本研究セミナー開催のための研究会議支援 ・バルセロナ自治大学（スペイン） 　教員雇用経費助成
北京日本学研究センター	中国において、中国教育部と共同で北京日本学研究センターを運営する。 北京日本学研究センター事業は、中国における日本語・日本研究、日本との交流に携わる人材の養成を目的として1985年に開始され、中国において日本研究者や、知日家を育てる一つの拠点となっている。 現在は北京日本学研究センター大学院修士・博士課程（北京外国語大学）、現代日本研究センター大学院博士課程（北京大学）を運営。 双方の課程で、人文･社会科学分野の教授等を日本から派遣するとともに、訪日研究、フェローシップの供与、図書資料購送、研究プロジェクト支援等を実施している。	・北京外国語大学実施分 修士課程、博士課程学生のための研究者の派遣、訪日研究・フェローシップの実施、中国側教員の研究プロジェクト支援等 ・北京大学実施分 現代日本研究講座への研究者の派遣、受講生に対する訪日研修の実施等
日本研究フェローシップ	海外の日本研究促進のために、研究者個人の研究の発展や、日本での研究ネットワークの開拓、拡大等を支援するためのプログラム。 諸外国の優れた日本研究者に、最長14か月間、日本で研究・調査等の活動を行う機会を提供する。人文･社会科学分野を対象とし、自然科学・医学・工学分野の専門家は対象外。 研究者を対象とした長期プログラム、資料収集・調査の実施のための短期の訪日を必要とする研究者を対象とした短期プログラム、博士号学位審査を受ける論文を作成するために来日する者を対象とした博士論文執筆者向けのプログラムの三つに分かれる。博士論文執筆者向けのフェローシップは、完成された研究者ばかりでなく、次代を担う研究者の予備軍を対象にしており、比較的若い大学院生等にも手の届くプログラムである。	24年度には、293名にフェローシップを供与（新規154名、前年度からの継続139名） ●学者長期：日本に関わる研究を行う研究者等が対象。2か月～12か月 ●学者短期：日本で資料収集、調査実施のために短期間の訪日が必要な研究者等が対象。21日～59日 ●博士論文執筆：大学院生等で、博士論文提出の資格を有している者で、学位審査論文作成のために来日する必要がある者が対象。4か月～14か月
日本研究ネットワーク強化（主催）	学問分野、組織、所在国等の枠を超え、日本研究に関わる研究者や知日層及び関連機関を横断的に結びつけ、ネットワーク化を図る事業。 横断的な会合や研究会等の実施により、日本研究の基盤をより強固なものにすることを目指す。 国、地域別の日本研究調査の実施や、日本研究に関するセミナーを、基金本部が企画して実施する。	・ベトナムにおける日本研究巡回セミナーの実施 「日本の外交関係」をテーマに講演、ディスカッションを含むセミナーを実施。日本から専門家を2名派遣。 ・北米における日本研究調査 　北米における日本研究の実態（研究者、機関）の調査を実施。前回（2007年）に実施した情報をアップデート。
日本研究ネットワーク強化（助成）	学問分野、組織、所在国等の枠を超え、日本研究に関わる研究者や知日層及び関連機関を横断的に結びつけ、ネットワーク化を図る事業。 横断的な会合や研究会等を助成することにより、日本研究の基盤をより強固なものにすることを目指す。 海外に日本研究関連学会等の年次大会や学会事務局活動（ウェブサイトの作成や紀要の発行等）を支援する。	・オーストラリア日本研究大学院生夏季研究発表会への支援 　アジア大洋州地域の大学院生を対象とする集中研修事業を支援。 ・ヨーロッパ日本研究者協会（EAJS）への支援 　欧州最大の日本研究者協会の運営、博士課程在籍者ワークショップの実施を支援。

プログラム単位の実績数値

プログラム	地域	事業費関係	事業実施状況			アンケート結果		報道件数〔前年度〕
		基金負担額〔前年度〕※暫定値	実施事業件数〔前年度〕	実施国数〔前年度〕	来場者数・参加者数等〔前年度〕	参加者満足度〔前年度〕	受入機関・助成対象機関等満足度〔前年度〕	
日本研究機関支援	アジア・大洋州地域	97,676千円〔102,702千円〕	30機関〔29機関〕	12か国・地域〔12か国・地域〕	セミナー等参加者：517人、講義受講者数：796人 図書寄贈点数（概数）：2,095点（利用者見込68,089人） 成果物：1点		100%（10機関/10機関）〔100%（19機関/19機関）〕	3件〔9件〕
	米州地域	131,936千円〔58,468千円〕	27機関〔15機関〕	3か国〔3か国〕	セミナー等参加者：4,826人、講義受講者数：672人 図書寄贈点数（概数）：388点 （利用者見込400人※報告分のみ） 成果物：1点、研究発表数：18件		100%（17機関/17機関）〔100%（14機関/14機関）〕	4件〔5件〕
	欧州・中東・アフリカ地域	41,440千円〔38,996千円〕	23機関〔23機関〕	19か国〔16か国〕	セミナー等参加者：800人、講義受講者数：732人 図書寄贈点数：358点（利用者見込み13,297人） 成果物：6点（1,300部）、研究発表：6件		100%（17機関/17機関）〔100%（14/14機関）〕	0件（1件）
	プログラム計	271,052千円〔200,166千円〕	80機関〔67機関〕	34か国・地域〔31か国・地域〕	セミナー等参加者：6,143人、講義受講者数：2,200人 図書寄贈点数：2,841点（利用者見込み81,786人） 成果物：8点、研究発表：24件		100%（44機関/44機関）〔100%（47機関/47機関）〕	7件〔15件〕
北京日本学研究センター	（中国）	86,538千円〔107,801千円〕	2機関〔2機関〕		●大学院修士・博士課程（北京外大） 専門家派遣11ポスト（11人）、修士課程訪日研究20人、博士課程フェロー2人 〔専門家派遣12ポスト（13人）、修士課程訪日研究20人、博士課程フェロー2人〕 ●現代日本研究講座（北京大） 専門家派遣11ポスト（10人）、博士課程訪日研修20人 〔専門家派遣13ポスト（12人）、博士課程訪日研修19人〕	●大学院修士・博士課程（北京外大） 100%（19人/19人） ●現代日本研究講座（北京大） 100%（19人/19人）	100%（2機関/2機関）〔100%（2機関/2機関）〕	1件
日本研究フェローシップ	アジア・大洋州地域	273,746千円〔342,731千円〕	新規：61人〔102人〕 継続：63人〔40人〕	17か国・地域	フェローの発表件数：203件	100%（回答73人） 満足69人、まあ満足4人	受入教員：100%（回答25人） 満足23人、まあ満足2人	データなし
	米州地域	141,158千円〔176,641千円〕	新規：43人〔57人〕 継続：36人〔33人〕	7か国	フェローの発表件数：92件	100%（回答35人） 満足35人	受入教員：100%（回答16人） 満足13人、まあ満足3人	データなし
	欧州・中東・アフリカ地域	169,937千円〔216,802千円〕	新規：50人〔68人〕 継続：40人〔26人〕	30か国	フェローの発表件数：169件	100%（回答41人） 満足41人	受入教員：100%（回答11人） 満足10人、まあ満足1人	データなし
	プログラム計	584,841千円〔736,174千円〕	新規：154人〔227人〕 継続：139人〔 99人〕	54か国・地域〔56カ国・地域〕	フェローの発表件数：464件 〔フェローの発表件数：221件〕	100%（149人/149人）〔100%（145人/145人）〕	受入教員：100%（52人） 満足46人、まあ満足6人 〔97%（29人/30人）〕	データなし

プログラム単位の実績数値

プログラム	地域	事業費関係	事業実施状況			アンケート結果		報道件数〔前年度〕
		基金負担額〔前年度〕※暫定値	実施事業件数〔前年度〕	実施国数〔前年度〕	来場者数・参加者数等〔前年度〕	参加者満足度〔前年度〕	受入機関助成対象機関等満足度〔前年度〕	
日本研究ネットワーク強化（主催）	アジア・大洋州地域	9,147千円〔12,579千円〕	5件〔6件〕	5か国〔6か国〕	セミナー参加者：854人、派遣者：4人	データなし		2件〔25件〕
	米州地域	11,891千円〔7,713千円〕	2件〔1件〕	2か国（北米調査）国内シンポ1件〔1か国〕	北米日本研究調査結果をウェブ公開 国内シンポジウム：来場者468人、成果物：2点、登壇者9人	92%（201人/218人）		10件〔0件〕
	欧州・中東・アフリカ地域	554千円〔73千円〕	1件〔1件〕	1か国〔1か国〕	セミナー参加者：190人 派遣者：1人	96%（114人/118人）		6件〔0件〕
	プログラム計	21,592千円〔20,365千円〕	8件〔8件〕	8か国・国内1件〔8か国〕	セミナー参加者：1,512人、派遣者：5人	94%（2件の平均）〔99%〕		18件〔25件〕
日本研究ネットワーク強化（助成）	アジア・大洋州地域	26,596千円〔28,155千円〕	15件〔15件〕	10か国〔5か国〕	データなし		100%（2機関/2機関）※データ回収分のみ	データなし
	米州地域	3,243千円〔8,884千円〕	1件〔3件〕	1か国〔2か国〕	参加者150人 助成事業パネリスト等：31人		100%（1機関/1機関）	データなし
	欧州・中東・アフリカ地域	22,184千円〔45,133千円〕	10件〔7件〕	13か国〔7か国〕	参加者797人（EAJS会員は1,189人）〔819人・EAJS会員1,262人〕		100%（8機関/8機関）※データ回収分のみ	3件
	プログラム計	52,023千円〔82,171千円〕	26件〔25件〕	24か国〔14か国〕	参加者：947人、パネリスト等：31人		100%（11機関の平均）〔100%（12機関の平均）〕	3件〔0件〕

※来場者数等は、概数（約〇〇人）の報告分も含む

プログラム単位の実績数値

プログラム	地域	事業費関係	事業実施状況			アンケート結果	外部連携	報道件数
		基金負担額 ※暫定値	実施事業件数	実施国数	来場者数	参加者満足度	外部連携（共催・協賛・寄附等）事業件数	
海外事務所における事業	アジア・大洋州地域	2,116千円	16件	8か国	来場者数：7,410人	99%（調査11件の	連携数：20団体（共催：14/協力・協賛：6） 〔内訳〕 ※ 延べ数 運営協力6件　会場提供6件　現物提供10件 広報協力7件　資金分担2件　その他1件	118件
	米州地域	107,608千円	20件	4か国	来場者数：1,407人	98%（調査6件の平	連携数：20団体（共催：9/協力・協賛：11） 〔内訳〕 ※ 延べ数 運営協力10件　会場提供11件　現物提供6件 広報協力9件　資金分担3件　その他4件	39件
	欧州・中東・アフリカ地域	8,471千円	25件	17か国	来場者数：4,804人	96%（調査20件の	連携数：54団体（共催：49/協力・協賛：5） 〔内訳〕 ※ 延べ数 運営協力12件　会場提供8件　現物提供6件 広報協力14件　資金分担4件　その他0件	47件
	プログラム計	118,195千円	61件	29か国	来場者数：13,621人	97%（37件の平均	連携数：94団体（共催：72/協力・協賛：22） 〔内訳〕 ※ 延べ数 運営協力28件　会場提供25件　現物提供22件 広報協力30件　資金分担9件　その他5件	204件

小項目 No. 7　知的交流の促進

大項目	**Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**
中項目	２．分野別事業方針等による事業の実施 （３）海外日本研究・知的交流の促進
小項目	No.7　知的交流の促進
中期計画	日本と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題についての対話や共同作業、人的交流を実施・支援することによって、我が国の対外発信を強化するとともに、そのための人材育成に資する支援等を行う。事業の実施に当たっては、外交上の必要性及び相手国の事情を踏まえ、また、他団体との協力・連携、ネットワーク形成並びに対日理解を有するオピニオンリーダーの育成といった観点等に配慮する。 （ア）諸施策 a 対話・共同研究 日本と諸外国との間の共通課題（地球的課題、地域の重要課題を含む）や、相互関係の強化、相互理解の深化等に資するテーマについての国際会議・シンポジウム等の対話や共同研究を実施又は支援する。 b 人材育成 日本と諸外国との共同研究や知的対話、更には地域・草の根交流などを行うために必要となる有為の人材を育成するために、各種共同事業の実施・支援やフェローシップの供与等を行う。
年度計画	日本と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題についての対話や共同作業、人的交流を実施・支援することによって、我が国の対外発信を強化するとともに、そのための人材育成に資する支援等を行う。事業の実施に当たっては、外交上の必要性及び相手国の事情を踏まえ、また、他団体との協力・連携、ネットワーク形成並びに対日理解を有するオピニオンリーダーの育成といった観点等に配慮する。平成 24 年度においては、各施策について以下のように事業を行う。 ［諸施策］ a 対話・共同研究 日本と諸外国との間の共通課題（地球的課題、地域の重要課題等を含む）や、相互関係の強化、相互理解の深化等に資するテーマについての国際会議・シンポジウム等の対話や共同研究を実施、または支援する。 過去の招へい者･事業参加者やフェローなどの有識者を交えて基金設立 40 周年の機会を捉えシンポジウムを実施するほか、東アジアの次世代を担う人材間の知的交流事業、日中国交回復 40 周年にちなむシンポジウム等の支援、アラブ諸国等現在改革に取組みつつある国との知的交流事業等を行う。日米センター事業においては、日米間の

	多様な共同研究事業・知的対話事業などを実施・支援する。 　これら事業実施においては内外の他機関・団体等との連携により事業効果と効率を高める。また、助成事業では、支援対象となった機関の 70%以上から有意義であったとの評価を得る。 b 人材育成 　日本と諸外国との共同研究や知的交流、更には地域・草の根交流などを行うための人材を育成するために、各種共同事業の実施・支援やフェローシップの供与等を行う。 　各種の知的交流事業への支援や主催実施を通じて対外発信能力を持つ我が国の人材を養成していく他、人材育成グラント・プログラムでは学生や草の根・市民団体等の国際交流活動の支援により国際交流を担う人材の育成を図る。 　これら助成事業では、支援対象となった機関の 70%以上から有意義であったとの評価を得る。 　また、米国との間では、今後の日米間の知的対話を促進する上でも重要となる研究者育成に資する安倍フェローシップ・プログラムを実施し、フェローシップを供与したフェローの 70 パーセント以上から「有意義だった」との評価を得ることを目標とする。また、米国との地域・草の根交流については市民レベルの相互理解を促進するため、日米草の根コーディネーター派遣プログラムにより、米国の中西部・南部地域に日本人コーディネーターを派遣する。更に、米国における次世代知日層の育成を図る目的で、米国の日本専門家・研究者などのネットワーク構築事業などを実施・支援する。

【業務実績】

要旨

日本と諸外国との間の共通課題や国際的重要課題、相互関係の強化、相互理解の深化等に資する対話・共同研究として、平成 24 年度は、31 か国を対象に主催事業を 23 件実施し、事業参加者の 96%から満足との回答を得た。主催事業では、事業への来場者合計は約 24,100 名にのぼり、事業参加者は約 190 名、205 件の報道があった。27 か国 112 件に対して行った助成に関しては、支援先団体すべてが満足と回答し、助成事業の参加者に対するアンケートでは、94%が満足と回答した。また、支援先団体の 96%が事業によって参加者の相互理解やネットワークが促進されたと回答した。このほか、海外事務所のイニシアティブにより、防災や気候変動等のテーマを扱ったディスカッションやセミナー等、知的交流の促進に資する事業が 58 件実施された。

人材育成の観点からは、日本に関する研究が他の地域に比べ活発でない東欧地域、中東地域、アフリカ地域を対象とする知的交流フェローシップを実施し、平成 24 年度は 10 名に供与した。また、日米を対象とする安倍フェローシップでは、29 名の研究者やジャーナリストに対してフェローシップを供与し、日米の専門家間の新しい協働関係とネットワーク形成を支援した。フェローに対するアンケートでは、全員から満足との回答を得たほか、刊行論文等研究成果の発表を行った回数が全体で 117 回であったことがわかった。また、次世代の担い手育成や学生や草の根・市民団体等の国際交流活動を支援するべく、79 件のプロジェクトに対して助成を実施した。助成事業の来場者・事業主要参加者を合わせると約 4,700 名にのぼり、支援先団体は 100%、事業に参加した者は 98%が満足と回答し、支援先団体の 80%が事業に

よって参加者の相互理解やネットワークが促進されたと回答した。

米国に対しては、米国国際関係専攻大学院生招へい事業（13 名招へい）、米国に日本文化紹介の一般市民を派遣する日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム（新規派遣 3 名）を実施し、アンケートについては、招へい者・派遣者及びその受入機関の 100%が事業に対して満足と回答した。フェローシップ・プログラムについては、フェロー経験者が、その経験や知識、ネットワークを生かして自国と日本との国際会議を企画・運営するといった、プログラム間のよい連鎖が生まれた事例も確認され、事業が一過性のもので終わるのではなく、「知的交流を促進する」という目的に向かって、様々なアクターが育ち、事業が発展するという成果が見られた。

平成 24 年度事業計画策定時に外務省から指定された「事業実施の必要性が高い案件（外交上の重要性が高い事業）」については、審査において優先的に考慮し、その 8 割を採用した。また、東日本大震災に関し、復興状況の対外発信、防災協力を国際的共通課題ととらえて交流事業等に政策的重点を置き、海外各地で多数の事業を実施または助成する等、最新の課題にダイナミックに対応し、社会のニーズに応えるように知的交流事業の運営を行った。

なお、主催事業においては、外部機関との連携・共催により、円滑かつ効率的な実施を図るとともに、外部団体の専門性を活かした事業展開や、外部専門家の視点・見解も取り入れた客観性の確保に努めている。また、助成対象機関の多くが、実施地や参加者の関係団体等と連携して事業を実施しており、事業をさらに効果的にするような協力を得ている。

本項目の各プログラムの実施状況については、Ｎｏ．７別添１～４（別添３～４は日米センター事業）を参照のこと。

指標１：日本と諸外国との間の共通の関心テーマや国際的重要課題についての対話・共同研究の実施・支援を通じた我が国の対外発信の強化

１．事業実施概況

平成 24 年度においては、主催（共催）によるシンポジウム、対話事業を 23 件（アジア大洋州地域：9 件、米州地域：4 件、欧州・中東・アフリカ地域：10 件）実施し、112 件（アジア大洋州地域：37 件、米州地域：48 件、欧州・中東・アフリカ地域：27 件）の事業に対して助成を行った。助成事業のうち一部は、企画の段階から内容について協議して実施する「企画参画型」により助成を行った。なお、平成 24 年度事業計画策定時に外務省から「必要性が高い」と要請が寄せられた 37 件に関しては、32 件を採用し（採用率 86%）、積極的に対応した。

主催事業では、参加者の 95%から満足との回答を得た。助成事業に関しては、回答のあった支援先団体のすべてが満足と回答し、96%が事業によって参加者の相互理解やネットワークが促進されたと回答した。また、助成事業への参加者に対するアンケートからは、94%が満足であったと回答した。

主催事業では、事業への来場者合計は約 24,100 名にのぼり、事業参加者は約 190 名、205 件の報道があった。

●事業例

ア．　アジア･リーダーシップ･フェロー･プログラム（ＡＬＦＰ）・シンポジウム

日本を含むアジア諸国において社会的影響力の大きい知識人をフェローとして 2 か月間招へいし、

ネットワーク形成を図ることにより、地域が直面する様々な課題に対する共通の問題意識の醸成、課題解決に取り組むための知的基盤づくりの促進を目指す事業。平成 24 年度にはこれまでのフェローの中から 12 名を日本に招き、「アジアの市民社会－今、これから」をテーマに、「アジアの市民社会と新しい政治」、「3.11 後の日本を通じて考えるアジア・世界・人々」、「ＡＬＦＰの可能性と課題：アジアの市民社会は次の 10 年で何ができるのか？」の 3 つのパネルを設けて開催した。シンポジウムのほかにも大学院生との対話の機会等を設け、日本の若い世代との交流事業を実施した。

同プログラムには、これまでに朴元淳氏（韓国。平成 12 年度フェローで現ソウル市長。マグサイサイ賞受賞）、パラグミ・サイナート氏（インド。平成 15 年度フェローでマグサイサイ賞受賞）、キンレイ・ドルジ氏（ブータン。平成 16 年度フェローで平成 21 年にブータン情報省次官に就任）等、各国で指導的立場に立つ人物が参加している。

イ．　中東グループ招へい

バーレーン、クウェートから青年リーダーを各 5 名 10 日間招へいし、レクチャー、視察、意見交換等を実施した。招へいしたのは、20 代後半～30 代の求心力・発信力を持った次世代のリーダー候補達（メディア関係者、NGO/NPO 関係者、アーティスト、政府関係者、若手研究者等）で、東京のほか、福島県郡山市、宮城県石巻市を訪問した。アラブの湾岸諸国では近年急速に都市化が進み、強い伝統的コミュニティや大家族とのつながりと、伝統から開放されたコスモポリタンな若者の個人主義的な生活とが並存し、そのバランスを社会の中で如何にとっていくかが喫緊の課題となっている。そのためにどうすれば強い「つながり」を持った社会が実現するのか。また個人の権利や自由が妨げられることなく、社会的な「きずな」を強めるにはどうすれば良いのか、について日本とアラブの青年リーダーが考えを深めた。日本とアラブに共通する社会的なテーマを設定したことで、両地域の相互理解を促進し、自らの社会をより良く変える方法について学ぶ機会となった。

ウ．「日中両国関係の展望」日中国交正常化 40 周年記念シンポジウム

日中国交正常化 40 周年記念行事の一環として、社会科学院（北京）にて開催された国際シンポジウムを支援した。夏以降の日中情勢の変化に伴い、中国側からの延期・中止の意向が示され、事業が中止となるケースが発生する中、本シンポジウムは計画通りに実施された。来場者は 150 名、アンケートの結果では、支援機関及び来場者ともに、100%が事業に対して満足と回答した。日中国交正常化 40 周年を迎えた日中関係のあるべき方向性や重要性について、両国の当局や国民に伝える機会となったとの報告があった。

エ．シンポジウム「変わる世界　つながる人々－国際文化交流の新潮流－」（国際交流基金設立 40 周年記念）

基金の設立40周年を迎えた機会に、文化交流事業のこれからのあり方を考えるシンポジウムを2012年 11 月に東京で開催した。日本国内及び海外 4 か国からパネリストを招へいし、これまでの文化交流のあり方を振り返るとともに、今後の世界において文化交流の果たす役割を議論。海外における日本文化の紹介や外国文化の日本での紹介といった従来の「文化交流」の枠組みを超えて、過去 40 年の間に文化交流の範囲や内容が拡大・多様化してきたことや、国際交流のチャンネルが広がり、参加するアクターも多様化する中で、政府機関の行う外交や国益に資する国際文化交流の今後の意義や可能性について、活発に意見が交わされた。基調講演には塩野七生氏（作家）、パネルディスカッションの参加者には、平田オリザ氏（劇作家）、渡辺靖氏（慶応大学教授）、アンドルー・ゴードン氏（ハーバード大学教授/米国）、ヤン・メリッセン氏（オランダ国際関係研究所外交研究部長）、パク・ジ

ョンスク氏（キャスター・女優/韓国）、藤本壮介氏（建築家）、プラープダー・ユン氏（作家/タイ）、村田早耶香氏（社会起業家）と、各分野の第一線で活躍するスピーカーを迎えた。

同シンポジウムは、約 470 人の参加者を得て、アンケートにおいても満足との回答が 92%となる等、高い評価を得た。また、朝日新聞社との共催により開催したことにより、開催後には紙面やウェブで特設記事も組まれる等、広報効果も大きかった。

オ．米国アジア研究専門家招へい事業

米国におけるアジア観・日本観の形成に大きな影響を及ぼしうる米国在住の日本以外を専門とするアジア専門家をグループで招へいし、日本国内のアジア政策関係者・研究者やジャーナリスト、NPO 関係者、企業関係者等との対話・交流や関係機関への訪問を通じて日本への関心を高め、また日本のアジア研究者との間にネットワークを形成し、相互理解の醸成を目指した事業。2010 年 11 月の日米首脳会談の際に発表された「日米同盟深化のための日米交流強化」イニシアティブで提唱された一連の事業の一環として、平成 23 年度に続き 2 回目の実施。

滞在期間中に、国会議員、外務省、防衛省、経済産業省の局長クラス、原子力委員会委員、大学・シンクタンクの研究者、新聞各社論説委員等、16 件計 50 名との面談・視察を行った。最終日の日本側研究者との非公開の意見交換会では、最近のアジア国際情勢をめぐって活発な意見交換が行われ、日本側研究者からも「日本で実施される国際会議は、今回の会議のように中身の濃い会議が少ないように思います。…今回実施されたような会議が、より多く日本で実施されれば、国際社会における日本のプレゼンスも高まるのではないかと強く感じました」等、高い評価を得た。招へい者 4 名全員からも「満足」の評価を得、「プログラムは非常に効果的に構成されていた。意見交換や視察から多くのことを学び、私の今後の研究や教育活動にも重要なインパクトがあるだろう」、「非常に学ぶところの多い経験だった・・・日本について直接知る貴重な機会であり、また今後、学生のその知識を伝えていくことができる」等のコメントが寄せられた。

カ．米国有力シンクタンク支援

米国・ワシントンＤＣの著名な政策シンクタンクである「ブルッキングス研究所」や「カーネギー国際平和財団」等の 4 機関に対し複数年にわたる支援を実施。この結果、ブルッキングス研究所やカーネギー国際平和財団には日本関連の政策研究ポストが新たに設けられ、日本専門家のミレヤ・ソリス氏、ジム・ショフ氏がそれぞれのポストに就任した。近年、米国の政策コミュニティにおける対日関心の相対的低下が指摘されるなか、主要シンクタンクに日本を専門とする研究ポストが増えることで、日本関連の政策研究が厚みを増すこと、各シンクタンクの情報発信力・影響力を通じて、ワシントンＤＣにおける対日理解・対日関心が深化することが期待される。ブルッキングス研究所への支援は 5 年計画事業、カーネギー国際平和財団は 3 年計画事業であり、両機関では日本関連プログラムが強化され、ニューヨーク・タイムズ、ワシントン・ポスト等の米国主要メディアでの発言・寄稿等も増えていることを確認している。

なお、本支援も 2010 年 11 月の日米首脳会談の際に発表された「日米同盟深化のための日米交流強化」イニシアティブで提唱された一連の事業の一環である。

２．特筆すべき事例・成果

（１）東日本大震災からの復興に資する事業

平成 24 年度は、知的交流分野において、復興状況の対外発信や防災協力をテーマに含む事業を複数

実施した。以下にいくつかの事例を紹介する。

ア．3.11 復興祈念の集い「復興への道のり」

震災 2 年後の 2013 年 3 月 11 日にベルリンにて開催された催しに復興庁参事官を派遣する事業を実施した。参事官は被災地の復興状況や今後の計画についてドイツの聴衆に語り、参加した 170 名からは、今後も同じテーマで実施してほしいというリクエストや、被災地や復興の現状をもっと知りたい、との声が寄せられた。

イ．日系アメリカ人リーダーシップ・シンポジウム

日系アメリカ人の経験を日本人に紹介するとともに、共通の課題についての対話の機会を提供する事業として、平成 24 年度は福島大学うつくしまふくしま未来支援センター（ＦＵＲＥ）と米日カウンシルの共催を得て、福島市で開催した。第 2 次大戦中の日系アメリカ人の強制収容の経験と、避難を余儀なくされた被災者の仮設住宅での生活における類似点等について触れながら、住民の中にある多様な声をいかにコミュニティの再生につなげていくかをテーマとして意見交換を行った。来場者の 96％が満足と回答する等、高い評価を得た。

なお、福島市でのシンポジウム開催にあたっては、地元の福島大学の共催を得ることで東京では知りえない地域の情報やネットワークをもとに事業の企画運営を行うことができた。また、ちょうど同時期に、ＮＨＫの主催により、日系アメリカ人が強制収容所で制作した工芸品の国内巡回展「尊厳の芸術展」が福島市で開催されていたことから、ＮＨＫからも後援を得て同展に関する紹介映像を上映する等、事業効果を拡大するための関係機関との連携を図った。その他、福島県副知事より来賓挨拶をいただいたほか、同市内の NPO と広報協力を行う等、幅広い関係者からの協力を得た。

ウ．地震ＩＴＳUMO

阪神大震災の経験や教訓を元に、日本で蓄積された防災や減災に対するノウハウの一つである「地震ＩＴＳUMO」プロジェクトを紹介する事業をタイにて実施。防災の啓発や活動にクリエイティビティを取り入れるもので、展覧会やセミナー、ワークショップによって紹介を行った。実施後、タイのみならず東南アジア諸国でも同じような防災活動の実施に向けた模索が始まっている。

（２）「インター・カルチュラル・シティ」関連事業の中長期的な成果

ヨーロッパにおいて、欧州評議会が、「インター・カルチュラル・シティ」として推進している多文化共生への取り組みについて、基金は、日本で多文化共生を進める関係者と欧州の関係者を結び付けるため、専門家や日本自治体関係者の派遣や帰国報告会、欧州の関係者の日本への招へいや報告会等の事業を平成 21 年度及び平成 22 年度に実施した。さらに平成 23 年度には、ソウル及び東京において国際シンポジウム・セミナーを実施するとともに、自治体・省庁等の関係者向けワークショップ等も実施した。

これらの数多くの取り組みから、日本国内で積極的に関わる自治体も増加し、平成 24 年度には、浜松市と共催で「日韓欧多文化共生都市サミット 2012」が開催されるに至った。新宿区、大田区、東大阪市、海外からは韓国、デンマーク、オランダ、アイルランドの自治体首長や研究者が会議に参加することで、日欧、さらにはアジアの関係者間のネットワークが形成された。継続して実施してきたことで相互理解が深まり、浜松市の「多文化共生都市ビジョン」には、今後もインター・カルチュラル・シティ・プログラムの動きを注視しながら、関係機関と連携を進めること等が明記された。

指標２：日本と諸外国との共同研究や知的対話、地域・草の根交流等を行う上で必要な人材を育成するための共同事業の実施・支援やフェローシップ事業の実施

１．事業実施概況

平成 24 年度においては、2 つのフェローシップ・プログラムを通じて、39 名の研究者やジャーナリストに対してフェローシップを供与するとともに、人材育成を目的としたプロジェクト 79 件（うち、日米センター事業として実施した次世代の担い手育成や米国における地域・草の根交流の促進を目的としたプロジェクト 49 件）に対して助成を実施した。フェローシップは、東欧地域、中東地域、アフリカ地域が対象とする知的交流フェローシップ、及び日米を対象とする安倍フェローシップがある。また、米国に対しては、日米センター事業として、米国国際関係専攻大学院生招へい事業（13 名招へい）、米国に日本文化紹介の一般市民を派遣する日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム（新規派遣 3 名）も実施した。

フェロー、フェロー受入教官及び招へい者に対するアンケートでは、全員から満足との回答を得たほか、フェローの刊行論文等研究成果の発表を行った回数は、全体で 117 回あったとの報告がある。

人材育成を目的とした助成事業に関しては、来場者・事業主要参加者を合わせると約 4,700 名にのぼり、支援先団体は 100%、事業に参加した者は 98%が満足と回答し、80%が事業によって参加者の相互理解やネットワークが促進されたと回答した。

●事業例

ア．知的交流フェローシップ

東欧、中東、アフリカ地域の人文・社会科学系分野の学者・研究者、実務家、ジャーナリスト、NGO 職員、政策立案・実施に携わる者等に、日本に関する課題、日本と当該地域との共通課題等に関する訪日調査、研究の機会を提供するフェローシップを供与する事業。平成 24 年度は 9 か国 10 名に 2 か月間のフェローシップを供与し、各人の研究テーマに沿った研究、人的ネットワークの形成を行った。なお、本プログラムについて、外務省から「必要性が高い」と指定された 3 名のうち、1 名を採用した。フェロー、及びフェローを受入教官に対するアンケートでは、100%から満足との回答を得た。

- Yael Harel 氏（イスラエル）は、村上春樹の文学作品を心理学の面から読み解くことをテーマに研究し、多くの日本研究者と交流を深めたほか、新聞社からのインタビューにも対応する等、積極的に活動した。
- Zahra Golaij 氏（イラン）は、社会起業や企業ＣＳＲをテーマに研究を進め、帰国後は広くアジアにおける女性の起業を支援するためのウェブサイトを立ち上げ、日本における事例を紹介している。今後は、日本で築いた人的ネットワークをさらに広げ、女性の社会進出を支援していく予定である。

イ．日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム（ＪＯＩ：Japan Outreach Initiative）

平成 24 年度に新規に派遣された 3 名（第 11 期生）に加え、継続派遣中の第 9 期、10 期生の 9 名、合計 12 名が米国の大学や日米協会を拠点に学校や地域で日本紹介活動を行った。平成 24 年度の 1 年間での延べアウトリーチ数（イベントや催し参加者数）は前年や年間平均を大きく上回る 98,921 人に達した（前年度 33,670 人）。これは、継続派遣中の第 10 期コーディネーターらが、日米センターの助成事業も活用しつつ、プロ野球チームやアマチュア相撲力士を迎えたイベント、派遣先の大

学・現地日本企業・管轄総領事館等が実施するイベント等の機会をとらえ、より幅広く、効率的にアウトリーチ活動を実施した結果である。コーディネーターの活動に対しては、現地学生の対日関心の向上や受入機関のプレゼンス向上に繋がっているとして称賛の声が聞かれ、アンケートに対しては全ての受入機関が満足と回答している。

ウ.「日本とボスニア・ヘルツェゴビナの教員研修における授業研究ラウンドテーブル」

授業研究交流事業実行委員会がボスニア・ヘルツェゴビナにて実施する、教員研修における授業研究をテーマとするラウンドテーブルにおいて、日本で盛んに行われている授業研究の方法を伝達し検討しあうプログラムに対し助成した。ラウンドテーブルには219名が来場した。このプロジェクトを企画したのは、平成23年度に知的交流フェローとして来日した研究者であり、フェローシップ期間中に日本の研究者とのネットワークを築いて計画を策定したほか、事務局の中心ともなって事業を実施に導いた。フェロー期間中に築いたネットワークと、研究を進める熱意が新しい交流・対話事業として実を結んだ好例である。

２．特筆すべき事例・成果

ア.「安倍フェローシップ」の中長期的な成果

安倍フェローシップが設立20周年を記念するシンポジウムとレセプションを開催した。「Possible Future for Japan」と題する本シンポジウムでは、東日本大震災後の日本が、グローバルな政策課題（環境、エネルギー、少子高齢化等）においてどのような貢献ができるかを議論した。パネリストの半数以上が現在あるいは以前の安倍フェローシップの受給者であり、幅広い分野の第一線で安倍フェローが活躍していることの一つの証左となった。

そのほか、前述の「米国有力シンクタンク支援」にてブルッキングス研究所の日本関連の政策研究ポストに任命されたミレヤ・ソリス氏も元安倍フェローであるほか、濱田宏一氏は安倍新政権の内閣官房参与として経済政策の有力なアドバイザーとなっている。

ハーバード大学では、アンドルー・ゴードン教授、スーザン・ファー教授、テオドル・ベスター教授等、いずれも元安倍フェローが中心となって、東日本大震災についてインターネット上に公開された膨大な電子情報を、それらが失われる前にアーカイブ化するという「東日本大震災デジタルアーカイブ事業」を立ち上げる等、安倍フェローシップが20年間にわたって積み上げてきた340名を越えるフェローのネットワークが、各方面で日本に関する情報発信や、政策への影響等で成果をあげてきている。

イ.「人材育成グラント」における他機関との連携

人材育成を目的としたプロジェクト30件のうち、21件において他機関との連携が行われ、事業効果を高めている。例えば、「第16回日本インド学生会議」では訪問先の4都市でそれぞれ運営協力団体を確保し、現地の NGO、政府機関、企業、大学等とも対話や訪問等を実施した。また、「日韓ホームレス支援担い手育成プログラム」では、ビッグイシューコリアをカウンターパートとしプログラムを実施した結果、共同で課題解決にあたるスタンスが強化されて、今後更なる共同事業を計画中であるとの報告がある。

外部専門家による評価

１．評価結果

本項目に関する外部専門家４名による評価結果は以下の通り。

知的交流の促進 （日本研究・知的交流部実施分）	ロ	ロ
日米センター事業	ロ	ハ

２．外部専門家の評定理由（イ評価及びニ評価以下について）

該当なし。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標１：日本と諸外国との間の共通の関心テーマや国際的重要課題についての対話・共同研究の実施・支援を通じた我が国の対外発信の強化
指標２：日本と諸外国との共同研究や知的対話、地域・草の根交流等を行う上で必要な人材を育成するための共同事業の実施・支援やフェローシップ事業の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
対話・共同研究については、主催（共催）によるシンポジウム、対話事業を 23 件実施し、112 件の事業に対して助成を行った。主催事業では、参加者の 95%が「満足」、助成事業では回答のあった支援先団体のすべてが「満足」と回答している。また、助成事業への参加者の 94%が「満足」であったと回答している。米国アジア研究専門家招へい事業における懇談において、中国系の学者と日中関係について、日中相互の狭い国益を超えた有益な意見交換ができたことは大きな成果である。
人材育成については、「知的交流フェローシップ」、「安倍フェローシップ」を通じて、39 名の研究者やジャーナリストに対してフェローシップを供与するとともに、人材育成を目的としたプロジェクト 79 件に対して助成を実施している。人材育成を目的とした助成事業については、来場者・事業主要参加者を合わせると約 4,700 名にのぼり、支援先団体は 100%、事業参加者は 98%が「満足」と回答し、80%が事業によって参加者の相互理解やネットワークが促進されたと回答している。
以上から、国際的な知的交流の促進等の実績については、優れた実績を上げていると評価でき、特に、主催事業の満足度の高さ、日米草の根交流プログラムへのアウトリーチの高さ、米国シンクタンクへの支援、安倍フェローシップの成果を高く評価する。
以上より、計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げていると評価する。
知的交流の促進は、日本の対外発信の強化、各国・地域の社会的影響力のある知日派増強の観点から、トップレベル、草の根レベル双方共に重要な施策であり、今後も基金の果たす役割に期待したい。</td></tr>
<tr><td>ロ</td></tr>
</table>

Ⅰ-3 実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要および運用方針	事業例
知的交流強化（主催）	諸外国の機関・知識人との協力の下に、国際会議、セミナー、ワークショップ、派遣や招へい事業等を実施する。 知的交流の促進のため、日本と諸外国の相互理解を進め、各国とのより緊密な関係の構築、地域に共通する課題や世界的規模の課題の検討や解決に資する対話や情報の提供を行う必要がある。本事業では、各国の機関や知識人と協力し、国際会議等を実施することで、日本と諸外国の知的交流の強化につなげる。 （なお、米国を対象とした主催事業については日米センターとして実施するため、本プログラムは対象外）	・「日中知的交流強化事業（個人招へい」 8名の研究者、知識人をそれぞれ1～2か月招へいし、日本での研究活動、専門家との意見交換等を実施。 ・「日本とドイツにおける近年の社会変化」（シンポジウム） 若手研究者、実務家、政治化がディスカッションを実施。 ・「日韓欧多文化共生都市サミット2012」 多文化共生をテーマとし、日本、韓国、デンマーク、オランダ等の自治体首長、実務者による国際会議を実施。
知的交流会議（助成）	日本と諸外国との相互理解の促進とより緊密な関係の構築、さらには日本からの知的発信の強化に資するための日本と諸外国の知的交流の推進を目的として、国際会議、シンポジウム、セミナー、ワークショップ等の知的共同事業、将来にわたる知的交流の担い手育成に資する事業に対し、経費の一部を助成する。 平成24年度は、「防災と災害に強い社会」、「環境・エネルギーと文化」、「多様性の理解と共生」等のテーマを重点領域として公募を行った。 日本と各国の共通の関心テーマや、国際的重要課題に関して対話を行う良質な事業を支援することで、知的交流強化（主催）との相乗効果を図ることができ、また主催事業のみでは網羅しがたい国・地域での事業やアクターを厳選して支援することで、幅広い知的ネットワークの拡大・発展を図ることができる。 重点領域は定めているが、日本と諸外国との共通の課題、関心事項を扱うテーマであれば広く助成対象となり得る。 助成金は全額前払いで、かつ国際交流事業を実施するために必要不可欠である主要な経費が助成対象項目となっており、助成対象機関が資金計画を含む事業実施計画を立てやすいように配慮している。	・「アジア未来会議」 日本留学経験のある若手研究者が中心となって参加・運営する国際フォーラムを実施。 ・「中日国交正常化四十周年記念および両国関係の回顧と展望　国際シンポジウム」 40周年記念行事の一つとして、日中両国関係、国交正常化への道程についての討議を実施。 ・「東ティモール独立10周年記念シンポジウム」 東ティモール、インドネシア、日本の3か国の研究者、実務者が独立後10年間で直面した課題等について議論するシンポジウムを実施。 ・「日本とヨーロッパの都市の競争戦略における創造性と文化」 東京、大阪、バルセロナでワークショップを実施し、創造性、イノベーション、文化といった要素がいかに都市文化の構築において重要な役割を果たすのかの議論を実施。
人材育成グラント	非営利団体、市民団体、大学生などが主体となって課題を設定し、議論する対話型の事業に対して助成する。公募事業であり、年に二回、締め切りを設けている。 本プログラムでは、知識人等によらず、非営利団体や市民団体、大学生などが企画する事業を支援することで、国際的な知的交流・対話の担い手となる人材を育成することを目的とし、知的交流の強化・促進を目指す。	・「日中相互訪問プロジェクト2012」 日本人、中国人学生がそれぞれの国で1週間ずつ滞在し、討論会や共同プロジェクトを実施。 ・「第6回日本ベトナム学生会議」 日本の大学生がベトナムを訪問し、ベトナムの学生とともに発表、討論、ホームステイ等の活動を実施。 ・「日本とボスニア・ヘルツェゴビナの教員研修における授業研究ラウンドテーブル」 平成23年度の知的交流フェローが中心となり、日本の授業研究の方法等について両国の教員での討議を実施。
知的交流フェローシップ	東欧、中東及びアフリカ地域の、人文・社会科学系分野の学者・研究者、実務家、ジャーナリスト、NGO職員、政策立案・実施に携わる者等に、日本に関する課題、日本と当該地域との共通課題等に関する訪日調査、研究の機械を提供するため、30日間～60日間のフェローシップを提供する。 本プログラムは、知的対話、草の根交流を行う人材を育成することを目的としたプログラムで、日本に関する研究が他の地域に比べて活発でない地域の研究者、ジャーナリスト等、日本との共通課題等に対し問題意識を持つ者に対し、その関心の中に積極的に日本を取り込むよう働きかけ、出身国・地域で日本との対話の架け橋の一つとして活動してもらうことで、交流を強化する。	イラン、トルコ、キルギスタン、ハンガリー等から10名（9か国）の研究者等にフェローシップを提供。フェローの研究テーマ例は次のとおり。 「社会起業精神による専門家エンパワー：社会起業の新しい形」 「京都議定書－地球気候プロセス進展のための日本の現代的アプローチ」 「文学と心理分析におけるPotential space」 「日本の国内政治の動向：保守・改革の視点より」 「文化的保護要因と困難に立ち向かうカー自然災害後、如何にして平時へと戻っていくかの心理学的分析」

プログラム	地域	事業費関係	事業実施状況			アンケート結果		報道件数〔前年度〕
		基金負担額〔前年度〕※暫定値	実施事業件数〔前年度〕	実施国数〔前年度〕	来場者数・参加者数等〔前年度〕	参加者満足度〔前年度〕	共催・受入機関助成対象機関等満足度〔前年度〕	
知的交流強化（主催）	アジア・大洋州地域	43,552千円 [58,536千円]	9件 [16件]	11か国	来場者数：22,144人 パネリスト等参加者数：152人 成果物等：4点	99%（調査5件の平均）		163件
	米州地域	1,638千円 [4,711千円]	1件 [2件]	国内実施	派遣者：1人 成果物等：1点	データなし		1件
	欧州・中東・アフリカ地域	29,126千円 〔41,979千円〕	10件 [9件]	19か国	来場者数：1,494人 パネリスト等参加者：32人 成果物等：6点	93%（調査7件の平均）		25件
	プログラム計	74,316千円 [78,786千円]	20件 [26件]	30か国	来場者数：23,638人 パネリスト等参加者・派遣者：185人 成果物等：11点	96%（12件の平均）		189件
知的交流会議（助成）	アジア・大洋州地域	73,810千円 [162,169千円]	37件 [100件]	助成対象団体（国内除く） 11か国	来場者数：4,702人 事業参加者数：1,115人 成果物等：24点	93%(10件の平均）	100%（26団体/26団体）	107件
	米州地域	34,354千円 [26,179千円]	18件 [16件]	助成対象団体（国内除く） 4か国	来場者数：3,851人 事業参加者数：267人 成果物等：8点	92%（8件の平均）	100%（14団体/14団体）	127件
	欧州・中東・アフリカ地域	37,479千円 [75,824千円]	27件 [50件]	助成対象団体（国内除く） 12か国	来場者数：1,665人 事業参加者：592人 成果物等：11点	97%（7件の平均）	100%（19団体/19団体）	20件
	プログラム計	145,644千円 [264,172千円]	82件 [166件]	助成対象団体（国内除く） 27か国	来場者数：10,218人 事業参加者数：1,974人 成果物等：43点	94%（25件の平均）	100%（59団体/59団体）	254件
人材育成グラント	アジア・大洋州地域	7,740千円 [14,268千円]	13件 [18件]	10か国	事業参加者数：644人 成果物等：5点	100%（7件の平均）	100%（13団体/13団体）	14件
	米州地域	4,564千円 [3,883千円]	6件 〔5件〕	17か国	来場者数：3,031人 事業参加者数：201人 成果物等：4点	98%（4件の平均）	100%（6団体/6団体） 〔100%〕	41件
	欧州・中東・アフリカ地域	9,213千円 [9,303千円]	11件 [9件]	11か国	来場者数：533人 事業参加者数：300人 成果物等：7点	94%（3件の平均）	100%（10団体/10団体）	22件
	プログラム計	21,517千円 [27,454千円]	30件 [32件]	38か国	来場者数：3,564人 事業参加者数：1,145人 成果物等：16点	98%（14件の平均）	100%（29団体/29団体）	77件
知的交流フェローシップ	欧中ア	9,981千円 [31,504千円]	10人 [47名]	9か国 [25か国]	フェロー10人	100%（7人/7人）	受入教員：100%（6人）	データなし

※来場者数等は、概数（約〇〇名）の報告分も含む

プログラム	地域	事業費関係	事業実施状況				アンケート結果	報道件数〔前年度〕
		基金負担額 ※暫定値	実施事業件数	実施国数	来場者数	外部連携(共催・協賛・寄附等)件数	参加者満足度 「有意義」以上	
海外事務所における事業	アジア・大洋州地域	8,070千円	26件	7か国	来場者数:3,202人	連携数:41団体(共催:17/協力・協賛:24) 〔内訳〕※ 延べ数 運営協力13件　会場提供10件　現物提供13件 広報協力16件　資金分担7件	96%(調査20件の平均)	74件
	米州地域	2,924千円	6件	2か国	来場者数:467人	連携数:12団体(共催:6/協力・協賛:6) 〔内訳〕※ 延べ数 運営協力6件　会場提供5件　現物提供3件 広報協力4件　資金分担6件　その他4件	97%(調査5件の平均)	10件
	欧州・中東・アフリカ地域	12,249千円	34件	7か国	来場者数:3,225人	連携数:82団体(共催:48/協力・協賛:34) 〔内訳〕※ 延べ数 運営協力3件　会場提供2件　現物提供3件 広報協力3件　資金分担2件	96%(調査26件の平均)	6件
	プログラム計	23,243千円	66件	16か国	来場者数:6,894人	連携数:135団体(共催:71/協力・協賛:64) 〔内訳〕※ 延べ数 運営協力22件　会場提供17件　現物提供19件 広報協力23件　資金分担15件　その他4件	96%(51件の平均)	90件

実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要および運用方針	事業例
安倍フェローシップ	地球規模での取り組みが必要とされる課題に関する、学際的、国際的な調査研究の増進と、社会科学とその関連学問領域における高度な研究を促進し、日米の研究者間の新しい協働関係とネットワークを形成することを目的として、フェローシップを供与する。 また、日米間の重要な課題に関する報道に従事するジャーナリストの取材・調査を支援するため、平成20年度よりジャーナリストを対象としたカテゴリを新設。 日米センターは、故安倍晋太郎外務大臣の提唱により、日米の地球的視野に立った協力関係の発展を目指して1991年に設立されたが、本プログラムは、安倍氏の名を冠して設けられた日米センターの旗艦事業となっている。 幅広い学問領域において、日米の次世代の研究者の育成や日米間の協働関係の推進を目的とした、高度に専門的な非営利の事業であるが、同時に学術研究の支援を行ううえで、政府からの一定の独立性も求められる。そのため、日米両国に拠点を持って大学やシンクタンクとのネットワークを持ち、かつ独自のファンドの運用により政府から一定の独立性を持って事業を行う日米センター以外で事業を行うことは困難。	これまでに345名のフェローを輩出。過去の主なフェローは以下のとおり。 阿川尚之（慶応大学常任理事）、濱田宏一（イェール大学名誉教授）、久保文明（東京大学教授）、添谷芳秀（慶応大学教授）、高原明生（東京大学教授）、船橋洋一（元朝日新聞主筆）、ケント・カルダー（ジョン・ホプキンズ大学SAISライシャワーセンター教授）、リチャード・サミュエルズ（マサチューセッツ工科大学教授）、シーラ・スミス（外交問題評議会シニアフェロー）、ミレヤ・ソリス（ブルッキングス研究所シニアフェロー）、スーザン・ファー（ハーバード大学教授）、ほか。
日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム（JOI）	日本との交流の機会が比較的少ない米国の南部・中西部地域に、ボランティアとして草の根交流コーディネーター（毎年約3～5名）を2年間派遣する。 日米センターでは、「相互理解に基づく揺るぎない協力関係を実現するため、日米両国の各界各層における対話と交流を実施すること」を目的の一つとしており、その一環として本プログラムを実施している。本プログラムでは、対日関心を喚起し相互理解を促進するために、派遣対象を米国において日本との接点が（東海岸、西海岸より）比較的少ない南部・中西部地域が特に必要性が高いと判断し、同地域にあらかじめターゲットを絞って派遣先機関の応募を募り、コーディネーターを配置している。 帰国したコーディネーターを主な対象に行った事業評価の結果に基づいて、平成24年度にはコーディネーターの待遇を改善した。	平成24年度の新規派遣先（第11期） ・カンザス大学ローレン校東アジア研究センター ・イリノイ大学東アジア・太平洋研究センター ・バージニア大学のアジア・インスティトュートの3か所。 平成14年の開始以来、第1期～第11期に合計40名を派遣。幼稚園から高校までの学校教育の現場やコミュニティーにおいて、日本の文化、社会、生活、日本語教育等に関する知識や情報を提供するとともに、日本文化を紹介するデモンストレーション等を実施し、日米交流を深めるための様々な活動を行った。
日米交流支援（助成）	日米両国における有識者層のグローバル・パートナーシップ強化による、米国の日本に対する信頼感の醸成、および日米各界の相互理解促進を目的とした助成プログラム。 日米間の連携や相互理解の促進は、安全保障から国際経済、環境問題等のグローバルな政策指向の課題から、市民レベル、NPOレベルの交流、専門家・研究者や次世代を担う若手に至るまで、ありとあらゆる多様な分野・テーマ、階層において推進していくことが重要である。これら全てを日米センター単独の主催事業として実施することは不可能であること、また担い手の裾野を広げる目的から、外部の団体が実施するこれらに資するプロジェクトを助成金という形式で支援を行なっている。 様々なニーズや方針に合わせて、助成プログラムに3タイプの種別を設けている。 〔1〕一般公募による助成プログラム（政策指向型の日米共同プロジェクトまたは米国における日本理解とネットワーク形成型助成）、 〔2〕日米センターの事業方針やその時々の社会状況や課題の緊急性に応じて事業を積極的に開発するために企画・運営に関与する企画参画助成（非公募）、 〔3〕海外拠点であるニューヨーク日米センターが現地のニーズに対応しながら実施する比較的小規模な助成事業（知的交流、地域・草の根、教育分野の日本理解促進、米国の日米協会に対する支援の4分野）	（1）有力シンクタンク支援： 米国首都ワシントンDCの主要シンクタンクに日本関連の政策研究ポストの設置を行う事業。助成対象機関：ブルッキングス研究所、カーネギー国際平和財団、東西センター等。 （2）次世代の知日派育成事業： マンスフィールド財団（事業名：日米次世代パブリック・インテレクチュアルネットワーク、若手日本専門家のネットワーク構築） （3）東日本大震災関連事業： 助成対象機関： JCIE－USA(事業名：東日本大震災復興支援のための日米協力：シビル・ソサエティの協力促進） （4）知的対話・政策指向型共同研究事業： 沖縄平和協力センター（事業名：日米同盟マネージメント：在日米軍との自然災害対処協力） （5）米国における地域・草の根、日本理解促進事業： スタンフォード大学国際異文化教育プログラム（事業名：ライシャワー奨学プログラム、高校生対象のオンライン日本研究コース）等。

実施したプログラムの概要

プログラム名	事業概要および運用方針	事業例
日米交流支援（主催）	日米両国の有識者・専門家等の人物交流、セミナー・シンポジウム、共同研究等を企画・実施する。また日米関係の担い手や米国における次世代の育成に資する交流、対話、およびネットワーク形成を行なう。平成24年度は以下4件の事業を実施。	
（1）米国アジア研究専門家招へい事業	米国の主に社会科学の分野で活躍するアジア研究の専門家をグループで約1週間日本に招へいし、日本の政・官・学・財・市民社会のリーダーならびにアジア政策関係者・研究者との対話・意見交換を行うことを通じて、日-米-アジアにおけるネットワークの構築と相互理解の促進を目指す。 米国の政策関係者の間で対日関心が希薄になる傾向があると指摘される中、日本に対する関心の喚起とアジアの文脈における日本の重要性についての発信強化を目指した事業。2010年11月に行われた日米首脳会談の際に公表された「日米同盟深化のための日米交流強化」イニシアチブの一環として企画された。	平成23年度および24年度の2回実施。 ＜招へい者＞ ・Minxin Pei氏（クレアモント・マッケナ大学教授／ケック国際戦略研究所所長） ・Stephan Haggard氏（カリフォルニア大学サンディエゴ校教授／韓国・太平洋学プログラム所長） ・Yunxiang Yan氏（カリフォルニア大学ロサンゼルス校人類学部教授） ・Alice Ba氏（デラウェア大学政治・国際関係学部准教授） ＜過去2回の主な訪問先＞ 外務省、経済産業省、防衛省、防衛研究所、平和・安全保障研究所、東京財団、民主党、自民党、原子力委員会、日本経団連、NPO法人もやい、NPO法人ETIC等
（2）米国国際関係論専攻大学院生招へいプログラム	米国の国際関係専門大学院にて国際関係を専攻する優秀な米国人大学院生を15名程度、日本に10日間程招へいし、日本の学者・研究者、NPO等との交流を図るとともに文化や社会体験も組み入れ、日本に関する認識、関心を高めてもらい、親日家・知日家になるきっかけを提供することで、より強固で多角的な日米関係の発展に寄与することを目指すプログラム。 地域研究の文脈で分類されることの多い日本研究ではなく、政治・経済といったディシプリンの側にある国際関係論を専攻する学生を対象としているところに事業の特長がある。そのため、参加学生は、事業参加前から日本について知見を有しているとは限らないが、地域研究とディシプリンの双方に親日家・知日家のネットワークを広げ、相互の交流を拡大していくことが期待できる。	平成24年度は4回目の実施。 13名の大学院生およびアカデミック・アドバイザー、キャリア・アドバイザーと共に東京で外務省や在米国大使館等を訪問し、日米関係等に関する特別講義を受けた後に東日本大震災の跡地の岩沼市を視察した。また、広島では平和記念資料館を見学し被爆者による体験談を聞き、広島市長等を表敬訪問した。京都では清水寺等名所を訪れ、茶道・旅館の文化体験をし、APSIA加盟校である立命館大学の国際関係専攻大学院生との交流会を行った。
（3）日系アメリカ人リーダーシップ・シンポジウム	外務省が主催する「日系アメリカ人リーダ招へい事業」により、米国の各界で活躍する日系アメリカ人10名が来日する機会に合わせ、一行の訪問先の地方都市において、シンポジウムを開催する。毎年異なるテーマで開催し、日系アメリカ人の経験を日本人に紹介するとともに、共通の課題についての対話の機会を提供する。平成24年度は福島市で開催した。 日本と日系米国人との間の交流促進・深化を目的として、主催者である外務省や米側実施団体の米日カウンシルと緊密に連絡を取りながら、事業を企画・運営している。 平成24年度は福島市において「地域に生きる力：みんなの『声』が紡ぐふくしまの未来」と題し、コミュニティの復興・再生について、日系アメリカ人の経験を紹介しながら、議論を行った。 日本側からは、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター、上智大学等の参加を得て、震災復興において日米交流が果たしうる役割などについての知見を得た。	主催：国際交流基金日米センター、米日カウンシル、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター 後援：外務省、福島県、米国大使館、福島県国際交流協会、NHK福島放送局
（4）国際交流基金設立40周年シンポジウム	国際交流基金設立40周年を記念するシンポジウム。 日本研究者や作家、芸術家、社会起業家など、幅広い分野でグローバルに活躍する人物をパネリストとして招き、これからの日本の国際文化交流の意義と可能性、方法論などについてディスカッションを行った。 設立40周年を記念して、これまでの文化交流のあり方を振り返ると共に、今後の世界において文化交流の果たす役割を、世界から招いたパネリストとともに議論した。 シンポジウムは基調講演と、2つのパネルディスカッションの3部構成。基調講演は作家の塩野七生氏。二つのパネルディスカッションは、国際交流の現場で活躍する若い世代による実践の報告と、主に研究者による理論的な考察と展望という内容となった。 朝日新聞社との共催により、同紙の紙面やウェブサイトでも大きく報じられた。	参加者： 塩野七生氏（作家）、平田オリザ氏（劇作家）、渡辺靖氏（慶応大学教授）、アンドルー・ゴードン氏（ハーバード大学教授）、ヤン・メリッセン氏（オランダ国際関係研究所外交研究部長）、パク・ジョンスク氏（キャスター・女優）、藤本壮介氏（建築家）、プラープダー・ユン氏（作家）、村田早耶香市（社会起業家）

プログラム単位の実績数値

プログラム	事業費関係	事業実施状況			アンケート結果		報道件数 〔前年度〕
	基金負担額 〔前年度〕 ※暫定値	実施事業件数 〔前年度〕	実施国数 〔前年度〕	来場者数・参加者数等 〔前年度〕	【主催事業】 参加者満足度 〔前年度〕	【助成事業】 助成対象機関 満足度 〔前年度〕	
安倍フェローシップ・プログラム	155,799千円 〔162,364千円〕	研究者25人〔32人〕 ジャーナリスト4人〔4人〕	米国		100%（11/11人） 〔100%（14/14人）〕		安倍フェローシッププログラム自体に関する報道はなし。 （ただし、右の成果物の中には、フェローによる雑誌・新聞記事等が含まれる）
日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム （JOI）	34,869千円 〔30,290千円〕	12人〔14人〕 新規：3人〔6人〕 継続：9人〔8人〕		延べアウトリーチ数 （活動・催しへの参加者数） 97,506人〔33,670人〕	＜派遣者満足度＞ 100%（12/12人） 〔100%（14/14人）〕 ＜受入機関満足度＞ 100%（12/12機関） 〔100%（14/14機関）〕		59件 〔35件〕
日米交流支援（助成） ・本部日米センター助成 ・ニューヨーク日米センター（CGPNY）助成	267,617千円 ＋CGPNY助成 $375,699 〔440,535千円 ＋CGPNY助成 $351,217〕	79件〔121件〕 （うちCGPNY助成 38件〔40件〕）				100%（63/63件） 〔96.4%（81/84件 ）〕	138件 〔165件〕
日米交流支援（主催） ＜全体（下記（1）～（4）の合計）＞	15,184千円 〔35,844千円〕	4件〔6件〕		下記参照			
（1）米国アジア研究専門家招へい	2,165千円 〔6,026千円〕			招へい者（研究者）4人 〔5人〕	100%（4/4人） 〔100%〕		0 〔0〕
（2）米国国際関係論専攻大学院生招へい	7,031千円 〔6,780千円〕			招へい者（大学院生）13人 〔14人〕	100%（13/13人） 〔100%（13/13人）〕		1件 〔1件〕
（3）日系アメリカ人リーダーシップ・シンポジウム	2,794千円 〔1,913千円〕			参加者 約70人 〔80人〕	96.8%（30/31人） 〔97.2%（35/36人）〕		6件 〔0〕
（4）国際交流基金設立40周年シンポジウム	6,735千円 （うちCGP負担：3,194千円） 〔昨年度実施ナシ〕			参加者468人	92.2%（201/218人） 〔昨年度実施ナシ〕		10件

小項目 No.８　震災後に高まった日本に対する関心・理解を深める事業、震災の経験と教訓を国際社会と共有する事業の実施

大項目	**Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**
中項目	２．分野別事業方針等による事業の実施 （４）東日本大震災からの復興に資する事業の実施
小項目	No.８　震災後に高まった日本に対する関心・理解を深める事業、震災の経験と教訓を国際社会と共有する事業の実施
中期計画	東日本大震災後に高まった日本に対する国際関心・連帯意識をより深い日本理解につなげるとともに、防災や災害復興面での国際貢献に資する対話交流事業等により、震災の経験と教訓を国際社会と共有する。また、復興に向かう日本の魅力を伝え、もって日本ブランドの強化を図る。なお、福島の復興及び再生のための特別の措置に関する政府の方針に適切に対応しつつ事業を行う。
年度計画	東日本大震災後に高まった日本に対する国際関心・連帯意識をより深い日本理解につなげるとともに、防災や災害復興面での国際貢献に資する対話交流事業等により、震災の経験と教訓を国際社会と共有する。また、復興に向かう日本の魅力を伝え、もって日本ブランドの強化を図る。 平成 24 年度においては、以下のような事業を行う。 ・ 芸術家や文化人等が東日本大震災にどのように立ち向かっているかを海外に紹介する事業、共同制作事業等を通じて、海外の人々の被災地への関心を長期的・継続的に深める。 ・ 大震災の経験を海外の人々と共有し、共に考える機会となる事業を行う。東日本大震災と復興、あるいは防災に関する会議・対話等を支援し、復興に向かう日本の姿を発信するとともに、防災等の経験と教訓について国際社会との共有を図る。 ・ 東北の生活に息づく民俗芸能や 自然の美しさ、民芸運動にも影響を与えた手仕事など東北の魅力を海外に紹介する事業により、東北の文化、歴史、社会への理解を深める。 なお、福島の復興及び再生のための特別の措置に関する政府の方針に適切に対応しつつ事業を行う。

【業務実績】

要旨

平成 24 年度は、東日本大震災後に高まった日本に対する関心・理解を深める事業、震災の経験と教訓を国際社会と共有する事業として、69 件の主催・助成事業を実施し、650,500 人以上の来場者、3,000 人以上の参加者があった。これら事業に関する報道件数は、総計 1,130 件である。

基金のネットワークを活用して、復興に向かう姿のみならず、被災地を含めた日本の魅力を海外に紹介する事業、及び被災地に対する持続的・長期的な深い関心と理解を促進する共同制作事業等としては、

主催事業は 32 件、助成事業は 11 件を行い、事業への来場者合計は 474,000 人以上、事業参加者は 2,800 人以上となった。アンケートの結果、来場者・参加者の 96%、共催・受入・助成対象機関等の 100%が事業に対して満足と回答している。報道件数は 780 件にのぼった。

特に、平成 23 年度に続いて政策的要請（平成 24 年度東日本大震災復興特別会計予算）により、文化芸術分野における、①被災地の芸術家や専門家による公演・実演 4 件、②被災地で活動する復興の担い手たちによる講演・対話事業 10 件、③被災地での文芸活動支援とその成果による交流事業 4 件を実施し、被災地に対する国際的な連帯意識の長期的な継続と深化を目指した。同予算を活用した事業は海外 14 か国を対象に実施され、被災地から海外に派遣、あるいは海外から被災地に招聘した芸術家や専門家、青少年等の事業参加者は総計 311 人、また集計できた限りで総計 71,248 人の観客・来場者を得ており、231 件の報道があった。

また、東日本大震災と復興、あるいは防災に関する会議・対話等を支援する事業、防災等の経験と教訓について国際社会との共有・継承を図る事業等を実施した。主催事業は 6 件、助成事業は 20 件を行い、事業への来場者合計は約 176,500 人、事業参加者は 242 人となり、アンケートの結果、来場者・参加者の 98%、助成対象機関のすべてが事業に対して満足と回答している。報道件数は 350 件にのぼった。

このほか、海外事務所のイニシアティブにより、災害対策や復興政策をテーマに含む日本研究関連事業や、震災・復興関連のＤＶＤ上映、写真展開催等、復興に資する事業（主催、助成含む）が 178 件実施された。

なお、2012 年 11 月に行われた行政刷新会議による「新仕分け」の結果、「平成 24 年度東日本大震災復興特別会計予算」により国際交流基金が行った事業について、「事業の内容を十分精査した上で、一般会計で実施することとし、復興特別会計事業としては廃止する。」とされたことを受け、平成 25 年度は一般会計の運営費交付金の予算枠内で、効果的・効率的な事業を行うこととしている。

指標１：震災後に高まった日本に対する関心・理解を深める事業の実施

基金のネットワークを活用して、復興に向かう姿のみならず、被災地を含めた日本の魅力を海外に紹介する事業、及び被災地に対する持続的・長期的な深い関心と理解を促進する共同制作事業等を実施した。主催事業は 32 件、助成事業は 11 件を行い、事業への来場者合計は 474,000 人以上、事業参加者は 2,800 人以上となり、アンケートの結果、来場者・参加者の 96%、共催・受入・助成対象機関等の 100%が事業に対して満足と回答している。報道件数は 780 件にのぼった。

特に、平成 23 年度に続いて、政策的要請（平成 24 年度東日本大震災復興特別会計予算）により、文化芸術分野における、①被災地の芸術家や専門家による公演・実演 4 件、②被災地で活動する復興の担い手たちによる講演・対話事業 10 件、③被災地での文芸活動支援とその成果による交流事業 4 件を実施し、日本・被災地に対する深い理解を促すと同時に、震災体験の国際的共有と継承、更には被災地に対する国際的な連帯意識の長期的継続と深化とを図った。同予算を活用した事業は海外 14 か国を対象に実施され、被災地から海外に派遣、あるいは海外から被災地に招聘した芸術家や専門家、青少年等の事業参加者は総計 311 人、また集計できた限りで総計 71,248 人の観客・来場者を得ており、231 件の報道があった。

これら事業に対して、被災地からは、「海の向こうで自分たちの活動が評価され、私たちの今の姿を外国の人が理解してくれることがどんなに大きな自信になるか、東京の人には想像がつかないと思う」、「このような形で自分たちの取組みを知ってもらえることは涙が出るほどありがたいこと」、「被災地の

人間にとって、地域に対する愛着や誇りこそが心の支えになっている。なかなか先に進んでいると感じられない状況の中で、世界の皆さんから目を向けていただいたことは大きな励みで誇り」といった声が寄せられた。

主な事業例については以下の通り（以下の事業を含め、事業の詳細は小項目Ｎｏ．２～７に記述あり）。

１．仙台フィルハーモニー管弦楽団ロシア公演

被災地唯一のプロフェッショナル・オーケストラである仙台フィルハーモニーの楽団員、合唱団員、スタッフ等総計 122 名をモスクワとサンクトペテルブルクのロシア 2 都市に派遣し、計 3 公演を実施して復興に向けて歩み出している日本の姿を発信した事業。観客数総計は 4,050 人を超え、演奏後は総立ちで拍手と声援に包まれた優れた音楽公演となった。演奏会場フォワイエには、被災地を紹介する写真パネルや映像、仙台の誇る伝統文化の七夕飾り等を展示し、被災地の現在の姿や本来の魅力を様々に伝えたところ、多くの来場者がメモを取ったり写真を撮影したりしながらそれらに熱心に見入った。また、全公演が終了した翌日、オーケストラのメンバーたちは、震災後被災者のために生徒が千羽鶴を折ってくれたモスクワ郊外の小中高校を訪問し、生徒たちと一緒に、日露様々な楽曲を取り上げての合奏や合唱を楽しみ、音楽を通じた交流の機会とした（事業詳細は小項目Ｎｏ．２に記載）。

なお、仙台フィルハーモニーは、帰国後同じ演目による凱旋公演を仙台で行うことで、仙台市民にロシア公演で受けた感動を還元している。また、本件は公演前から合わせて 85 件以上もの報道がなされて大きな話題を呼んだが、特に仙台の地元紙「河北新報」は記者 1 名を全行程オーケストラに同行させて随行取材に充て、ロシア公演の模様を数日に亘って詳しく報道し、仙台フィルが被災地代表として行った演奏や活動がロシア市民の深い感動と連帯意識を呼び起こしたことを被災地に向けて伝えている。

２．復興への歩みや東北の魅力を紹介する巡回用展覧会、講演・対話事業

平成 23 年度事業の一環として制作した、復興への歩みや東北本来の魅力を紹介するための巡回用のコンパクトな展覧会 3 種類（復興建築展「3.11－東日本大震災の直後、建築家はどう対応したか」、東北写真展「東北－風土・人・くらし」、東北工芸展「美しい東北の手仕事」）を、平成 24 年度も引き続き世界各地で活用した。平成 24 年度は計 13 か国 24 都市で展覧会が開催され、182,188 人がこれを観賞、来場者のうち 93%が満足と回答している。来場者からは、現地の震災報道からだけではわからなかった、被災地が復興に向かう姿や東北地方本来の魅力を知ることができたという声が寄せられた。

平成 24 年度はこれら巡回展覧会開催にあわせ、被災地で復興を担っている専門家たちによる講演会等を実施し、観衆のより深い理解を促した。たとえば、「3.11－東日本大震災の直後、建築家はどう対応したか」展の開催にあたっては、同展企画監修者である建築評論家、五十嵐太郎氏や出品建築家らを現地（ソウル、釜山、北京、香港、ローマ、ヴェネツィア、ケルン、モスクワ、エレヴァン（アルメニア））に派遣し講演会を実施したところ、総計 892 人が来場し、展覧会と合わせて多くの共感を呼んだ。展覧会と同時に実施にすることにより、復興への道筋を模索している被災地の人々の姿、各地で展開されている多様な復旧活動のあり様をよりわかりやすく幅広く世界へ伝え、復興における建築のあり方を共に考える機会とした。聴講した各地の建築家や建築を専攻する学生たちの中には、事業後も派遣された日本人建築家と独自に連絡を取り続け、その後の復興の様子を照会する人も少なくない（公演・対話事業は小項目Ｎｏ．３にも記載）。また、「東北－風土・人・くらし」展でも、マニラ展開催にあわせ、同展を企画監修した写真評論家の飯沢耕太郎氏と出展写真家のひとり津田直氏を派

遣して講演会を実施し、被災した地域は本来どのような地域か、どのような風土の中で人々はどのように暮らしてきたのかを、よりわかりやく海外の人々に紹介した。94 名が講演会に参加し、参加者の 98%が満足と回答した。

３．対米キズナ強化プロジェクト

日本再生に関する理解を深めること、原発事故等をめぐる風評被害に対して効果的な情報発信を行うことを目的に、外務省が進める日本とアジア・大洋州地域及び北米地域との青少年交流事業「キズナ強化プロジェクト」のうち、米国との事業について、外務省からの拠出先である日米教育委員会（フルブライト・ジャパン）から委託を受けて日米センターが実施した。日米青少年交流を通じ、日本再生に関する米国市民の理解増進や対外発信強化に貢献するとともに、被災地復興を担う次世代の人材、日米交流の担い手育成を図るべく、以下の事業を実施した。

「キズナ強化プロジェクト」は、ニューヨーク・タイムズ、 ＮＨＫをはじめ、 各種主要新聞社・通信社等、数多くの日米メディアで報道され、広範にプロジェクトの意義や、被災地の復興状況等を浸透させることができた。報道件数は総計 94 件にのぼる。

（１）米国高校生の短期招へい

2012 年 6 月～8 月及び 2013 年 3 月に米国の高校生 1,194 名を日本へ 14 日間招へいし、被災地を含む日本国内視察及び青少年交流のプログラムを実施した。高校生のグループは岩手県、宮城県、福島県、茨城県を訪れ、地元の漁業・農業関係者や高校生との交流、風評被害についての勉強、被災した企業が復興に向かう様子の視察等を行うとともに、海岸清掃や花壇整備等のボランティア活動にも参加し、震災当日の状況と、その後の支援・復興の様子についての理解を深めた。

アンケートに対しては、高校生の 97%が被災地の被害や復興状況について理解が深まったと回答し、98%がキズナ強化プロジェクトに参加して満足したと回答した。「被災地を訪れる機会を与えられて、私も彼らの復興の役に立ちたいと思うようになりました」、「被災地の一人一人のことを忘れないことと、変な噂や衝突を避けるために被災地との開かれた関係を維持することが大切であると感じました」という声があったように、帰国後、参加者による、地元コミュニティ等でのキズナプロジェクト参加報告、東日本大震災の風評被害に対する正確な事実のアウトリーチや被災地支援活動が積極的に行われた。例えば、「Kizuna Awareness Art Show」と題したキズナの経験をテーマにした展覧会、全世界にインターネット中継したアイダホ州の「Educational Network 会議」におけるキズナ訪日報告、地元フェスティバルにおけるキズナブースの設置、学校関係者・市職員・教育委員会等向けの報告会等である。

また、「一番心に残ったのは日本人の困難に立ち向かう強さでした」、「アメリカに帰っても今回出会った人とのつながりを保って、いつかまた東北に戻りたいです」という声も聞かれ、実際にプロジェクト帰国後に、日本の大学への留学を希望し、日本の交流先高校の教員にメンターを依頼するといった積極的な事例も確認された。

（２）日本高校生の米国短期派遣

2012 年 10 月、11 月、及び 2013 年 1 月、3 月に被災地の高校生 996 名を米国へ 15 日間派遣し、米国内視察及び青少年交流のプログラムを実施した。高校生らはワシントンＤＣ、ニューヨーク、及び全米各地の視察、高校訪問やホームステイを経験し、上院・下院議員や、各都市における州知事、政

府関係者等のハイベレベルな層から、地域の同年代の学生、教会等のコミュニティレベルまで、数多くの米国人に、東日本大震災及び被災地の復興状況についての経験や正確な事実を発信した。300 人近い聴衆を前に、約 1 時間のプレゼンテーションを行う経験をした高校生自身から「現地の人がニュースから得る情報はほとんど津波や原発のことだけで、被災地の様子はほとんど知られていませんでした」、「現地の人たちの東日本大震災に関しての過度な被害の情報認識を取り払ってもらって、東北の正しい状況を改めて理解してもらうことができた」との実感が寄せられたように米国での理解を増進するための効果的な活動が行われた。

また、米国人の震災に対する大きな関心や真摯な思いを直に知ることにより、震災の国際的な意味をより深く理解するとともに、米国人の思いを踏まえてより積極的に地域の復興活動に取り組む動機が芽生えたとする高校生が多く現れた。

アンケートに対しては、高校生の 98%が震災・復興の「発信」のために有意義なプログラムであったと回答し、98%が今後地域等の復興に取り組む際、今回の参加経験は有意義なものとなると思うと回答した。さらに、参加生徒が通っている数多くの日本の高校が、米国の交流高校と姉妹校提携を検討したり、参加生徒のうち半数以上が、キズナ強化プロジェクトを通じて米国留学を希望する高校も出たり、と日米交流の担い手育成にも繋がった。

（３）日本大学生等の米国長期派遣

2013 年 3 月に被災地等の大学生・大学院生 55 名を米国へ 6 か月間派遣し、被災地復興の現状等についての発信、被災地復興を担う国際的な視野を持った次世代の人材、日米交流の担い手を育成することを目的に、英語・ビジネス慣習研修、企業・団体等でのインターンシップ、及び米国内視察等のプログラムを実施している（派遣期間は 2013 年 9 月まで）。

なお、就職等の事情により、長期派遣ができない大学生・大学院生 7 名を本枠内で 2013 年 2～3 月の約 1 か月間派遣したが、帰国後に「震災・復興の発信のために有意義なプログラムであったか」というアンケートを行ったところ、うち 4 名は大変有意義、2 名は有意義、1 名は普通と回答した。「震災の記憶を風化させないよう、引き続き復興の様子への知識を深め、たくさんの方に地震の体験を含め発信していきたい」、「私のプレゼンテーションをきっかけに、災害についてもう一度考える時間を持つと仰って下さった方もたくさんおられましたので、プレゼンをやってよかった」、「これから日本社会に出て、一社会人として働きますが、震災で経験したことを世界に発信するということをいつも心に留めて、今回だけでなく、発信することをずっと継続的に続けていきたい」といった、震災からの復興の様子を発信する意義を改めて感じたという参加者の声も聞かれた。

４．招へい事業・訪日研修での被災地訪問等

ＪＥＴプログラムにより来日し、不幸にも東日本大震災により命を落とした故テイラー・アンダーソン氏（宮城県石巻市）と故モンゴメリ・ディクソン氏（岩手県陸前高田市）の遺志をつぎ、将来、日米の架け橋となる米国人日本語学習者（高校生）32 名を日本に招へいし、日本語・日本文化への理解を深める「米国ＪＥＴ記念高校生招へい事業」を平成 23 年度に引き続き実施した。平成 24 年度は地元の全面的な支援を受けて被災地を訪問し、「日米高校生サミット in 陸前高田」等の交流事業を行った。「日米高校生サミット in 陸前高田」には、岩手県気仙地域の高校生 26 人が参加し、「将来のために一緒にやれることは何だろう～国境を越えた絆の価値～」をテーマに意見交換した。さらに大阪でも在阪米国総領事館等で日米交流イベントを実施した。アンケートでは、参加者すべてが事業に満足

し、また対日理解が深まったと回答している。なお、アンダーソン氏の出身校であるバージニア州ランドルフ・メーコン・カレッジにおける日本理解促進を図る事業、及びディクソン氏の出身校であるアラスカ州立大学アンカレジ校及びその周辺地域における日本語教育・日本理解の促進、強化を図る助成事業（5 年計画）もそれぞれ進行している。

また、東日本大震災以前から実施していた「米国国際関係論専攻大学院生招へいプログラム」（招へい者 13 名）や「中国高校生の招へい事業」（事業詳細は小項目Ｎｏ．３に記載）の中間研修（第七期生、32 名）において被災地訪問を行い、震災からの復興の様子を紹介する機会を設けた。

指標２：震災の経験と教訓を国際社会と共有する事業の実施

東日本大震災と復興、あるいは防災に関する会議・対話等を支援する事業、防災等の経験と教訓について国際社会との共有・継承を図る事業等を実施した。主催事業は 6 件、助成事業は 20 件を行い、事業への来場者合計は約 176,500 人、事業参加者は 242 人となり、アンケートの結果、来場者・参加者の 98%、助成対象機関のすべてが事業に対して満足と回答している。報道件数は 350 件にのぼった。

主な事業例については以下のとおり（下記事業を含め、多くの該当事業の詳細は小項目Ｎｏ．２～７に記載されている）。

１．ヴェネツィア・ビエンナーレ（第 13 回国際建築展）

ヴェネツィア・ビエンナーレの日本館展示は毎年基金が運営を担当しているが、2012 年の第 13 回国際建築展の日本館展示では震災復興を主題に取り上げ、金獅子賞（グランプリ）を受賞した。これは世界中で極めて大きな話題を呼び、3 か月の会期の間に 154,740 人が来場、国内外での報道は 192 件に及び、建築を通じまさに世界と共に災害からの復興を考える契機を提供した（事業詳細は小項目Ｎｏ．３に記載）。

２．震災からの復興、あるいは防災をテーマとするシンポジウム等

阪神大震災の経験や教訓を元に、日本で蓄積された防災や減災に対するノウハウの一つである「地震ＩＴＳＵＭＯ」プロジェクトを紹介する事業をタイにて実施した。防災の啓発や活動にクリエイティビティを取り入れるもので、展覧会やセミナー、ワークショップによって紹介を行い、約 20,000 人が来場した。アンケートの結果、来場者の 100%が満足と回答し、報道件数は 140 件にのぼった。実施後、タイのみならず東南アジア諸国でも同じような防災活動の実施に向けた模索が始まっている。

その他、東日本大震災の災害対策等について国際的なレベルで共有し、政治、経済、社会、文化、環境問題等の様々な面で議論を行う会議やシンポジウムがインド、香港、米国や被災地を含む日本等で開催され、基金は経費の一部を助成した。神戸で開催された第 4 回ひょうご子どもサミット（国際防災ミーティング）では、韓国・台湾・タイ・インドネシアから子どもが参加、東北地方の子どもも招待され、国際的な視野での防災意識を共有しながらそれぞれの地域の減災社会作りに協力・協働した。参加者 49 名に加えて、引率等 16 名、ボランティア 24 名の総計 89 名が集まり、97%が事業に満足したと回答している。

３．日系アメリカ人リーダーシップ・シンポジウム

外務省が主催する「日系アメリカ人リーダー招へい事業」により、日系アメリカ人が 10 名来日する機会に合わせて、日本人に日系アメリカ人の経験を紹介するとともに、共通の課題についての対話の

機会を提供する目的で、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター（ＦＵＲＥ）、米日カウンシルとの共催により、福島市でシンポジウムを開催した。第 2 次大戦中の日系アメリカ人の強制収容の経験と、避難を余儀なくされた被災者の仮設住宅での生活における類似点等について触れながら、住民の中にある多様な声をいかにコミュニティの再生につなげていくかをテーマとして意見交換を行った。来場者の 96%が満足と回答する等、高い評価を得た（事業詳細は小項目Ｎｏ．７に記載）。

事前にＦＵＲＥとコンセプトなどについて協議を重ね、より深い理解を参加者に得てもらうため、来日前にロセンゼルスにて行われるオリエンテーションにＦＵＲＥの関係者を派遣し、福島の現状に関する説明を行った。また同時に、ロサンゼルス日本文化センターでも一般への講演会を開催して、福島の復興に関する情報発信を行った。講演会には約 45 名が来場し、講演後の質疑も活発に行われた。アンケートの結果、100%が満足したと回答している。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標１：震災後に高まった日本に対する関心・理解を深める事業の実施
指標２：震災の経験と教訓を国際社会と共有する事業の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
被災地への関心を深める事業については、基金のネットワークを活用して、復興に向かう姿のみならず、被災地を含めた日本の魅力を海外に紹介する事業、及び被災地に対する持続的・長期的な深い関心と理解を促進する共同制作事業等を実施している。主催事業 32 件、助成事業 11 件を行い、事業への来場者合計は 474,000 人以上、事業参加者は 2,800 人以上となり、アンケートの結果、来場者・参加者の 96%、共催・受入・助成対象機関等の 100%が事業に対して「満足」と回答している（報道件数は 780 件）。特に、対米キズナ強化プロジェクトでは、日米青少年交流を通じて、将来の人材育成に寄与する結果を得ている。
震災の経験と教訓を国際社会と共有する事業については、東日本大震災と復興、あるいは防災に関する会議・対話等を支援する事業、防災等の経験について国際社会との共有・継承を図る事業等を実施している。主催事業 6 件、助成事業 20 件を行い、事業への来場者合計は約 176,500 人、事業参加者は 242 人となり、アンケートの結果、来場者・参加者の 98%、助成対象期間のすべてが事業に対して「満足」と回答している（報道件数は 350 件）。
基金ならではの事業の実施が、被災地の自信の回復、復興へ向けた日本の姿の発信につながっており、以上より、計画を上回って順調であり，優れた実績を挙げていると評価する。
被災地においては美談だけではなく様々な現場の苦労があり、試行錯誤しつつ実施されている様々な取組を広く発信したり、世界各地で新たに発生している自然災害について日本の若い世代が関心を深めるような事業を実施するなど、今後、内容についてより一層工夫を加えつつ事業を進めるよう強く期待したい。</td></tr>
<tr><td>ロ</td></tr>
</table>

小項目 No. 9　国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

大項目	**Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**
中項目	２．分野別事業方針等による事業の実施 （５）国際文化交流への理解及び参画の促進と支援
小項目	No.9　効果的な情報の提供や顕彰の実施による、基金事業を含めた国際文化交流への内外の理解の促進
中期計画	ア　内外の国際交流関係者に対して、顕彰や情報提供等の支援を行うことにより、国際文化交流への理解を促す。 イ　国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、国際文化交流活動の理解者を得るとともに、担い手としての民間セクターの参画を促進すべく、基金本部及び海外事務所の図書館ネットワーク、ウェブサイトや SNS、印刷物等の各種媒体を通じて、基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。 　基金本部に設置されている図書館については、経費の増大を招かない形で、レファランス対応の強化等により、利用者数の増加、効果的な運営及び利用者の利便性向上に引き続き取り組む。 　国際交流基金ウェブサイトについては年間アクセス件数が第 2 期中期目標期間の平均値を超えることを目標として内容を充実させる。
年度計画	国内外各層の国際文化交流への理解及び参画の促進と支援のため、平成 24 年度においては以下のように事業を行う。 ア　国内のさまざまな国際交流関連団体及び人物とのネットワークの形成と強化を図るため、国際文化交流全般及び基金事業に関する情報を提供し、国際文化交流及び基金事業に対する理解を求める。 イ　基金本部に設置されている図書館については、図書館のリソースを活用した展示その他のイベントを実施し、効果的かつ効率的に情報提供を行い、基金事業への理解と関心を高めるとともに、利用者数の増加を図る。 ウ　国際文化交流に貢献のあった国内外の個人・団体に対する顕彰を行い、これを効果的に広報することにより国際文化交流及び基金への理解と関心を得るように努める。また、国内の地域に根ざした優れた国際交流を行っている団体を顕彰し、効果的な広報を行う。 エ　インターネットを通じた広報を更に強化する。基金ウェブサイトについては、コンテンツやインターフェースの見直しを行う。若い世代を中心としたネットユーザーに対しては、Twitter や Facebook 等のソーシャルメディアへの取り組みを強化する。また、インターネットを通じた英語による発信の強化を図る。 　基金ウェブサイトの訪問者数については、年間アクセス件数が第 2 期中期目標期間の平

	均値を超えることを目標とする。また、ウェブマガジン「をちこちMagazine」については、年間の訪問者数の目標値を6.5万件とする。 オ　基金設立40周年の機会に、基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と基金の事業に対する一般の理解を促進する活動を行う。

【業務実績】

要旨

国内外の国際文化交流に貢献のあった個人・団体を顕彰する、国際交流基金賞及び地球市民賞については、計画に即し順調に実施した。国際交流基金賞は、例年に比べ、多く報道された（約200件）。

広報については、基金の活動と事業の成果を発信し、国際文化交流の意義と基金の事業に対する一般の理解を促進するため、インターネット、マスメディア等を通じた情報提供を行った。ウェブサイトのアクセス件数（約202万5千件）は中期計画の目標値である、第２期中期目標期間の平均値（約199万件）を上回った。また、ソーシャルネットワークサービスを中心に多くの情報発信を行い、その結果、情報の定期的な受信者が増加している。「をちこちＭａｇａｚｉｎｅ」についても、年間アクセス件数の目標値（6万5千件）を上回るアクセス件数（約9万5千件）を記録した。基金事業等の報道は、テレビにおいて106件、新聞において444件となった。

基金設立40周年の機会を捉えて基金及び基金事業に関する広報を強化するため、デザインコンテストを行ってロゴマークを決定し、記念事業として選定した12件の事業の広報を中心に、基金及び基金事業の広報に活用した。また、記念懸賞論文コンテストの実施、広報用パンフレットやスライドショーパネルの制作等により、国内認知度向上に取り組んだ。

本部図書館では、日本文化等について外国語（主に英語）で紹介する資料・書籍、国際文化交流に関する資料、基金の発行書籍・報告書等を収集し、広く一般に提供するとともに、展示や資料デジタル化を通じ、所蔵資料の紹介に努めた。図書館入館者数の増加には至らなかったが、図書館の利用登録者数、図書貸出数やレファレンス対応件数は増加した。

指標１：効果的な顕彰事業の実施

１．国際交流基金賞

学術・芸術その他の文化活動を通じて、国際相互理解の増進や国際友好親善の促進に長年にわたり特に顕著な貢献があり、引き続き活動が期待される個人または団体を顕彰している。

平成24年度の授賞式においては、基金設立40周年を記念して、皇太子殿下の臨席を仰ぎ、過去の受賞者であると同時にメディア等国内の注目度が高いドナルド・キーン氏（コロンビア大学名誉教授）からも祝辞を得た。レセプションでは玄葉外務大臣（当時）が挨拶し、国会議員やルース米国大使をはじめとする、各国大使を含め、約400名が出席。国内外の社会的影響力が高い方々に国際文化交流の意義を再認識してもらう機会となった。

（１）　平成24年度の受賞者・団体（敬称略）

・フランス国立東洋言語文化大学　日本語／日本文化学部・大学院（フランス）

・村上春樹（日本）

・アイリーン・ヒラノ・イノウエ（米国）

（２）報道ぶり

報道においては、村上春樹氏を中心に例年より多く取り上げられ、海外のウェブサイトにも掲載され、フランス国立東洋言語文化大学日本語／日本文化学部・大学院の代表として来日したフランソワ・マセ教授のインタビューも地方紙を中心に掲載された。アイリーン・ヒラノ・イノウエ氏のインタビューはＮｉｐｐｏｎ．ｃｏｍで日・英 2 か国語で発信された。

●報道件数（平成 23 年度：計 29 件）

新聞報道	54 件
報道機関ウェブサイト等への掲載	127 件(国内)、10 件（海外）
書籍・雑誌	2 件
テレビ放映	1 件

（３）記念講演会

受賞者（代表者）の記念講演会については、それぞれ次の通り開催した。

●フランソワ・マセ教授（フランス国立東洋言語文化大学　日本語／日本文化学部・大学院）

「古事記―忘れ去られたアエネイス？～フランスからの提言～」

日時：2012 年 10 月 11 日

会場：日仏会館

主催：国際交流基金、日仏会館フランス事務所、公益財団法人日仏会館

日時：2012 年 10 月 13 日

会場：京都大学百周年時計台記念館

主催：国際交流基金関西国際センター

共催：アンスティチュ・フランセ関西

●アイリーン・ヒラノ・イノウエ氏

「人と人が末永くつながるということ～日米関係の礎～」

日時：2012 年 10 月 11 日

会場：公益財団法人 国際文化会館 岩崎小彌太記念ホール

主催：国際交流基金

共催：公益財団法人国際文化会館

２．地球市民賞

日本国内の地域を拠点に、国際文化交流活動を通じて、海外と日本の市民同士の結びつきや連携を深め、相互の社会が抱える共通の課題の解決を目指し、互いの知恵やアイディア、情報を交換し、共に考える団体を顕彰している。

（１）平成 24 年度の受賞団体は次の通り。

・特定非営利活動法人　難民支援協会（東京都）

・特定非営利活動法人　テラ・ルネッサンス（京都府）
・国立大分工業高等専門学校　足踏みミシンボランティア部（大分県）

（２）報道ぶり

報道においては、受賞団体所在地において、新聞報道がなされ、各団体の活動内容についても紹介された。

●報道件数（平成 23 年度：計 36 件）

新聞報道	12 件
報道機関ウェブサイト等への掲載	11 件
ラジオ放送	1 件

指標２：基金事業に関する情報の内外への効果的かつ効率的な提供

以下により、基金の活動と事業の成果を発信し、国際文化交流の意義と基金の事業に対する一般の理解促進に努めた。

１．インターネットを通じた情報提供

以下の通り、インターネットを通じた広報の強化に努めた。

ア．基金ウェブサイトについては、英語での情報発信の増加に努めた。アクセス件数は約 202 万 5 千件となり、中期計画の目標値である、第２期中期目標期間の平均値約 199 万件を超えた。メールマガジンには、2013 年 3 月末時点で、和･英それぞれ 10,592 件、7,758 件の登録があり、年間を通じて情報提供を行った。なお、ウェブサイトのコンテンツやインターフェースの見直しを含む、再構築の検討に着手したが、併せて JIS 規格の改正に伴う、ウェブ・アクセシビリティの確保・向上を図ることとした。

イ．ソーシャルネットワークサービスについては、フェイスブック及びツイッターの公式アカウントを運用し、投稿数または「ツイート数」はそれぞれ 84 件、2,239 件であった。また、2013 年 3 月末時点において、フェイスブック「いいね！」5,803 人、ツイッター「フォロワー」8,730 人となった。

ウ．ブログについては、ソーシャルネットワークサービスの運用に優先度を置いたため、投稿数が 26 回となり、アクセス数は 28,571 件となった。

エ．ウェブマガジン「をちこちＭａｇａｚｉｎｅ」については、英語版も含め、幅広い読者層に訴求するべく努めた。年間のアクセス件数が約 9 万 5 千件となり、目標値であった 6 万 5 千件を超えた。

平成 24 年度「をちこちＭａｇａｚｉｎｅ」特集テーマ

4 月号	JFICで日本の今を知る×日本の今を伝える
5 月号	今、僕たちもインドで考えてみた
6 月号	あなたにとっての「中東」をもっと身近に
7 月号	自然、環境、そしてアート
8 月号	日本語で「窓」を開けよう

9 月号	人が歩む日中交流
10 月号	ここに、建築は、可能か～ヴェネチア・ビエンナーレ国際建築展 2012
11 月号	地域も時代をも超える文化の力を信じて～ 第４０回国際交流基金賞
12 月・1 月合併号	美術を通して日本社会を見る
2 月号	ロボット、アンドロイド、ボーカロイド！
3 月号	日本の未来を透かす多彩なプリズム

２．マスメディアを通じた情報提供

基金事業等に関する情報の、効果的かつ効率的なマスメディアへの提供に努めた。年間を通じ、プレスリリースを 157 件送付し、メディアへのフォローアップを行ったほか、記者懇談会を 6 回開催した。基金事業等の報道は、テレビにおいて 106 件、新聞において 444 件であった。

３．その他

基金の活動を分かりやすくまとめて提供するため、年報を作成し、公表・配布したほか、年報の記載を元に、広報用の簡潔なスライドショーを作成した。

指標３：基金事業への国民からの積極的な参画・支援を促す国内認知度の向上

平成 24 年度に設立 40 周年を迎えたことから、基金の国際文化交流における実績と存在意義をアピールし、未来に向けた国内外の理解者・支援者づくりを一層強化するべく、基金及び基金事業に関する広報に努めた。40 周年記念ロゴを作成し、多くの人が参加できる事業を中心に、記念事業を選定した。また、「国際交流基金　40 年のあゆみ」の印刷物及びスライドショーを作成し、配布・上映を行った。関連事業は以下の通り。

１．設立 40 周年記念事業

事業数 12 件（国内 5、海外 7）

国内報道件数（主要新聞・テレビ）268 件

分野	事業名	実施国	報道件数 (国内のみ)
展示	「ダブル・ヴィジョンー日本現代美術展」	イスラエル	0
	第 13 回ヴェネチア･ビエンナーレ日本館展示 「ここに、建築は、可能か」	イタリア	132
	「笑いの日本美術史　縄文から 19 世紀まで」展	フランス	2
展示・映画	「TOKYO 1955-1970:新しい前衛」展	米国	7
	「アートシアターギルドと日本のアンダーグラウンド映画―1960-1984 年」		
公演	「トロイアの女たち」	イスラエル	25
	仙台フィルハーモニー管弦楽団公演	ロシア	14

ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ	「変わる世界・つながる人々―国際文化交流の新潮流」	日本	12
日本研究支援	国際交流の夕べ「能と狂言の会」	日本	1
日本語教育	第 53 回外国人による日本語弁論大会	日本	8
国際交流顕彰	2012 年度国際交流基金賞授賞式･受賞記念講演会	日本	55
	2012 年度国際交流基金地球市民賞授賞式	日本	12

２．設立 40 周年記念ロゴマークデザインコンテスト

「国際交流基金設立 40 周年記念ロゴマーク」のデザインコンテストを開催し、国内外の高校生以上の学生を対象に公募した。国内は新聞広告（7 地方紙）、コンテスト告知専門サイト（2 サイト）に掲載し、基金本部ウェブサイト上での広報のほか、日本全国の主たる美術大学・デザイン専門学校（139 校）に対して電子メール・郵便・電話等にて広報し、海外は基金海外事務所のウェブサイト等で広報した。

コンテストには総数 70 点（日本 37 点、海外 33 点）の応募があり、最優秀賞 1 点、優秀賞 1 点、入賞 5 点の計 7 点（国内 3 点、海外 4 点）の受賞作品を決定した。最優秀賞のデザインは「国際交流基金設立 40 周年記念ロゴマーク」として採用され、国際交流基金 40 周年を記念する主催・共催事業、基金の出版物・発行物、ウェブサイトや広報物に使用した。

●国際交流基金設立 40 周年記念ロゴマーク（最優秀賞）

３．設立 40 周年記念懸賞論文コンテスト

「国際交流基金設立 40 周年懸賞論文コンテスト」を実施し、国内の高校生以上を対象に、高校生の部と大学生・一般の部の 2 部門に分けて公募した。懸賞論文のテーマは、大学生・一般の部が「これからの国際文化交流と国際交流基金の役割」、高校生の部が「わたしたちが行う国際文化交流とは」であった。

国内は新聞広告（9 地方紙）、コンテスト専門サイト（2 サイト）に掲載し、国際交流基金 Web 上での広報のほか、ＪＩＣＡ懸賞論文受賞経験校および国際交流に取り組んでいる高等学校（202 校）、国際交流の学科を有する大学・専門学校（136 校）および地方自治体を含む全国の国際交流協会（67 団体）に対して電子メール、郵便、電話等にて広報した。

応募総数は 49 件（大学生・一般：45 件、高校生：4 件）となり、大学生・一般の部で最優秀賞１、優秀賞 1、入選 5 の 7 つの論文、高校生の部で最優秀賞１、優秀賞 1、入選 1 の 3 つの論文、合計で

10 の論文が受賞した。

受賞した論文は、基金本部ウェブサイトに公開し広く閲覧できるようにするとともに、受賞した論文の冊子を作成し、国際交流基金賞授賞式をはじめとするいくつかの催しにて配布した。国際交流に関する講演会や授業の教材として、これら論文を使用したいとの要望が寄せられた。

４．設立 40 周年記念パンフレット（和文）

組織の動きと主要事業を、各時代を象徴する事業の写真とともに紹介した簡易な「年史」を作成し、国際交流基金賞授賞式来賓、民間有識者、40 周年事業の参加者らに配布した。配付数は約 3,100 部（国内約 2,730 部、海外約 370 部）であった。

設立以来 40 年間にわたって、国内外の情勢や社会の変化など時代の変遷とともに活動を発展・拡大させてきた基金の活動に、国内での理解を拡大する手段になった。

５．設立 40 周年記念「国際交流基金 40 年のあゆみ」スライドショー・パネル

上記４．のパンフレットの概要を幅 4 メートルの大パネルと、パンフレットに用いた画像および写真キャプションをスライドショーに仕立てた 20 分間の映像資料を作成した。基金の 40 年間にわたる活動の発展を、視覚的に鮮明にアピールすることで、パンフレットとあいまって、基金に対する国内での理解を拡大する広報資料として活用することができた。

国際交流基金賞授賞式会場では、このパネルを展示するとともにスライドショーを上映し、出席者の設立 40 周年に関する認知と設立以来 40 年間にわたる基金の活動への理解を深めた。その後、パネル及びスライドショーはＪＦＩＣのオープンスペースにて展示･上映を行い、40 周年記念事業、40 周年特別展示をはじめとする各種事業の参加者､その他来訪者の鑑賞に供した｡鑑賞者数は国内で約 11,200 人にのぼる。

なお、パンフレットの素材をそのまま活用したため、パネルの所要経費は材料費と制作実費のみであり、またスライドショーについては部内で作成したため大きな経費は発生しなかった。

指標４：本部に設置されている図書館の効果的な運営と利用者数の増加

本部図書館「ＪＦＩＣライブラリー」の運営にあたっては、広く一般の利用に便宜を図るとともに、所蔵資料の紹介に努めた。貴重本や、ヴェネチア・ビエンナーレ等時宜にかなった所蔵資料の展示を継続的に行ったほか、基金設立 40 周年を記念した特別展示「出版物でふり返る国際交流基金の 40 年」を開催した。また、基金の前身である国際文化振興会（ＫＢＳ）の資料をデジタル化し、館内での閲覧を可能とした。さらに、利用者の要望に基づき、閉館時用の図書返却ボックスを設置した。

リファレンスサービスについては、米国オハイオ州知事からの照会も含め、800 件に対応した。また、利用登録者数は 327 名、図書貸出数は 3,284 件となり、特に図書貸出数は前年度の 2,803 件を大幅に上回った（17%増）。入館者数は 20,769 人であり、スペース内での催し数の減少等により前年度の 21,704 人を若干下回った。

国内の日本語国際センター、関西国際センターの図書館との定期的な会議の実施、資料の相互利用・論文データベースの共同利用等の調整を行ったほか、基金の海外事務所の図書館に助言を行う等、基金の各図書館との連携を行った。ライブラリーの見学を希望する海外の大学図書館のスタッフ等へのオリエンテーションも随時実施した。

外部専門家による評価

１．評価結果

本項目に関する外部専門家２名による評価結果は以下の通り。

ロ	ハ

２．外部専門家の評定理由（イ評価及びニ評価以下について）

該当なし。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標１：効果的な顕彰事業の実施
指標２：基金事業に関する情報の内外への効果的かつ効率的な提供
指標３：基金事業への国民からの積極的な参画・支援を促す国内認知度の向上
指標４：本部に設置されている図書館の効果的な運営と利用者数の増加</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
基金ホームページのアクセス数が約 202.5 万件で目標値(約 199 万件)に達したことは、過去からの努力の成果であり評価できる。メールマガジンには、2013 年 3 月末時点で、和・英それぞれ 10,592 件、7,758 件の登録がある。ウェブマガジン「をちこち Magazine」については、英語版も含め、幅広い読者層に訴求するべく努め、年間アクセス件数が約 9 万 5 千件となり、目標値 6 万 5 千件を超えた。
関連事業として、設立 40 周年記念事業（シンポジウム 12 件等)、設立 40 周年記念ロゴマークデザインコンテスト（総数 70 点の応募)、設立 40 周年記念懸賞論文コンテスト（応募総数 49 件)、設立 40 周年記念パンフレット（配布数約 3,100 部）等を実施し、国内認知度の向上に資した。
本部図書館の運営については、入館者数で若干の減少があったものの、レファレンス対応件数、図書貸出数で前年を上回っており、全体としては順調である。
以上より、計画通り順調であると評価するが、国内での理解と知名度の向上は重要であり、一貫した計画に基づくより一層の取組を期待したい。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

プログラム名	事業概要及び運用方針	事業例
国際交流顕彰事業（基金賞）	日本と諸外国との交流に多大な功績を挙げた国内外の個人または団体を顕彰することによって、受賞者の活動の更なる発展を奨励すると共に、その功績を内外に広く紹介することで国際文化交流への関心を高めることを目的としている。幅広い分野の国際交流について、世界各国の個人または団体を顕彰する賞として、基金が実施する必要性が高い事業である。 授賞式出席のため、海外の受賞者は約1週間招聘し、記念講演会等を実施する。受賞者への負担を軽減するため、平成25年度より推薦募集開始時期を早め、選考プロセスを約1か月前倒しとした。	国際交流基金賞
国際交流顕彰事業（地球市民賞）	全国各地で国際文化交流事業を通じて、国内外の市民同士の結びつきや連携を深め、互いに知恵・情報・ノウハウを分かち合い、豊かで活力のある社会を目指す団体を顕彰することにより、地域レベルで行われている国際文化交流事業を奨励することを目的としている。日本国内各地の国際文化交流事業を幅広く顕彰する賞として、基金が実施する必要性が高い事業である。	国際交流基金地球市民賞
JFIC事業	国際文化交流、基金の活動、日本文化等についての情報を収集し、広く提供することにより、一般の人々の国際交流についての理解を促し、国内外の国際交流の担い手を支援することを目的としている。 諸外国の国際交流団体や、在京各国大使館等と共同で、国際文化交流に関する理解を促し、またこれまで直接の接点がない層に基金の活動を紹介する機会を提供している。	・2012/4/18 ブリティシュ・カウンシル ・ 国際交流基金 共同フォーラム 「音楽のチカラを伝え、コミュニティをつなげる」 ・2012/5/16 をちこちMagazine関連イベント インドの子どもたちにアートの力を伝える～Wall Art Festival ・2012/6/15 JFICイベント 駐日エジプト・アラブ共和国大使館 ・ 国際交流基金共同特別講演会「古代エジプトのミステリアスな女性たち」 ・2013/3/2 オープン・フォーラム「日本におけるアーツカウンシルの役割を考える」
ウェブサイト・メールマガジン等	ウェブサイトを通じて、国際交流基金とその事業を紹介するとともに、国際交流に資する各種情報提供を行う。また、国内各地で行われているアーティスト・イン・レジデンスをまとめたウェブサイト「AIR J」（アーティスト・イン・レジデンス・ジャパン　和文・英文）を公開し、内外の最新情報を更新することにより、国内外の国際交流活動の担い手を支援する。このほか、和文・英文のメールマガジン、ブログやソーシャルメディアを通じて情報提供を行う。	http://www.jpf.go.jp/ http://air-j.info/ メールマガジン（日英） ブログ「地球を開けよう」 Twitter Facebook
年次報告	「国際交流基金年報」（和文）、「The Japan Foundation Annual Report」（英文）、「国際交流基金事業実績」（和文・CD-Rom）等を発行し、公開する。	「国際交流基金年報」（和文） 「The Japan Foundation Annual Report」（英文） 「国際交流基金事業実績」
広報	基金の活動や国際文化交流に関する情報を、印刷物やインターネットなどのメディアやセミナー等の開催により提供することによって、一般の人々の国際交流についての理解を促し、内外の国際交流の担い手を支援する。 報道機関向けのプレスリリースの発行、記者懇談会・記者会見等の実施によりメディア・リレーションを強化したほか、ウェブサイト、メールマガジン、SNS等複数のメディアを組み合わせて一般向けの広報を行なった。 また、国際文化交流の魅力を伝えるべく、事後広報にも注力し、年報等ではその年度の代表的な事業をわかりやすく紹介した。	をちこちMagagine 各種報道資料（プレスリリース） 組織広報パンフレット
外部連携強化	国内の様々な国際交流に関わる団体との連携を促進するため、情報センターが連絡窓口となって情報提供を行い、国際交流基金内各部署の事業が円滑に行われるよう、支援する。 従来、国際文化交流事業と接点のなかった企業・団体等と連携し、共同で事業を実施することは、実施ノウハウを持つ国際交流基金ならではの事業であり、企業等が継続的に事業を実施できるよう、経費分担も含め、協議を行っている。	日韓パッケージデザインコンテスト

プログラム単位の実績数値

プログラム	事業費 予算投入額 〔前年度〕	実施状況 来場者・アクセス・発行部数 〔前年度〕	アンケート結果 参加者満足度 〔前年度〕	報道件数 〔前年度〕
国際交流顕彰事業（基金賞）	26,711千円 〔26,201千円〕	3件 〔3件〕		197件以上 〔29件〕
国際交流基金賞受賞記念講演会・公演会 （上段は関西センター主催事業を含む）	2,329千円 1,371千円 〔4,173千円〕	366人 226人 〔637人〕	95.3% 96.6% 〔95.9%〕	
国際交流顕彰事業（地球市民賞）	14,898千円 〔16,992千円〕	3件 〔6件〕		24件 〔36件〕
JFIC事業				
JFICライブラリー	24,688千円 〔28,653千円〕	来館者　20,769人 〔21,704人〕 貸出冊　3,284件 〔2,803件〕 レファレンス　800件 〔775件〕	99% 〔99%〕	
JFICイベント	1,064千円 〔4,119千円〕	460人／4件 〔564人／10件〕	92% 〔96%〕	
さくらホール利用率		64% 〔72%〕		
広報・情報提供				
ウェブサイト	15,505千円 〔20,464千円〕	アクセス 2,024,982件 〔1,933,204件〕	89.7% 〔93%〕	
うち　をちこちマガジン	9,242千円 〔14,191千円〕	訪問者　94,696件 〔70,038件〕		
メールマガジン	1,995千0円 〔2,016千円〕	配信　18,350件 〔18,182件〕	86.2% 〔84.6%〕	
ブログ	252千円 〔416千円〕	アクセス28,571件 （26配信） 〔35,906件（60配信）〕		
SNSサイト	1,385千円 〔630千円〕	ﾂｨｯﾀｰ・ﾌｫﾛｱｰ 8,730人〔4,453人〕 ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸ・ﾌｫﾛｱｰ 5,803人〔H24開始〕		
メディア報道	1,257千円 〔206千円〕	プレスリリース 157件 〔129件〕 記者懇談会 6件 〔4件〕		国内主要報道件数 新聞　444件 〔329件〕 テレビ　106件

プログラム単位の実績数値

プログラム	事業費 予算投入額 〔前年度〕	実施状況 来場者・アクセス・発行部数 〔前年度〕	アンケート結果 参加者満足度 〔前年度〕	報道件数 〔前年度〕
年次報告	6,313千円 〔6,229千円〕 340千円	印刷物配布　4,500部 〔4,000部〕 ｽﾗｲﾄﾞｼｮｰ配布　100部 〔H24開始〕		
設立40周年記念資料	1,513千円	印刷物配布　3,100部 ｽﾗｲﾄﾞｼｮｰ・ﾊﾟﾈﾙ鑑賞者　11,200人 〔平成24年度のみ〕		
外部連携強化 日韓パッケージデザイン交流	16,930千円 〔6,159千円〕	ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ等参加者 519人 コンテスト応募数 457作品 作品展鑑賞者 2,017人 〔2年ごとに開催〕		国内新聞3紙 韓国雑誌3誌、新聞多数

小項目 No.10　内外の国際文化交流の動向の変化を把握するために必要な調査・研究の実施

大項目	Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	２．分野別事業方針等による事業の実施 （５）国際文化交流への理解及び参画の促進と支援
小項目	No.10　内外の国際文化交流の動向の変化を把握するために必要な調査・研究の実施
中期計画	我が国を巡る国際環境の変化に伴う、内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査･研究を行う。
年度計画	我が国を巡る国際環境の変化に伴う、内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査･研究を行う。

【業務実績】

要旨

内外の国際文化交流の動向を把握し、効果の高い事業を効率的に行うため、国内外の国際文化交流活動に関する情報収集、海外日本語教育機関調査、北米地域の日本研究の状況を把握するための調査を行った。海外日本語教育機関調査については、結果の分析を平成 25 年度に行い概要を公表する。調査結果は、平成 25 年度以降の事業企画・運営に反映していく。

指標：内外の国際文化交流の動向把握のための調査・研究の実施

1. 国内外の国際文化交流活動に関する情報収集･整理

（１）国内の国際文化交流関係機関についての情報整理、分析

「事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するため、関係する機関それぞれの役割を明確にする」との中期計画に則り、国際交流活動を企画実施あるいは支援している国内の非営利法人（独立行政法人、公益法人）の数・活動領域・活動規模の現状を確認するため、主として公開情報を活用して、国際文化交流関係機関の情報収集・整理、その分析を行った。作業の過程で、国際交流基金事業と近接する領域で一定規模以上の活動を行っている機関・団体との間では、適切な情報共有が行われ、事業の重複排除を含め効果的・効率的に事業が実施されていることも併せて確認することができた。

（２）海外主要国の文化交流施策等に関する調査

業務運営の中長期的な方向性を検討する際の参考とするため、海外主要国（文化交流施策において先進的な取組みを行っている国、国際交流基金が定める重要国等 10 か国）の国際文化交流にかかる政策及び政策立案と実施を担う機関等に関する情報収集に着手した。

2. 事業を展開する各分野における海外情報の収集

上記１のほか、現地事情・ニーズを踏まえた効果的・効率的な事業の企画・実施のため、次の調査を行った。海外日本語教育機関調査については、平成 25 年度に調査結果分析を含む概要を公表することを予定している。（各調査については、評価項目Ｎｏ．４「日本語の国際化の更なる推進の

ための基盤・環境の整備」、Ｎｏ．６「海外の日本研究の促進」に記載）

・ 海外日本語教育機関調査･･･全世界対象

・ 北米日本研究調査･･･米国、カナダ対象

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標：内外の国際文化交流の動向把握のための調査・研究の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
国内の国際文化交流関係機関についての情報整理・分析、事業を展開する各分野における海外情報の収集等が順調に行われている。
以上より、計画通り順調であると評価する。今後、結果の速やかな分析と評価を期待したい。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

小項目 No.11　海外事務所、京都支部の運営

大項目	**Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**
中項目	２．分野別事業方針等による事業の実施
小項目	No.11　海外事務所、京都支部の運営
中期計画	ア　海外事務所の運営 基金の海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、在外公館の広報文化センターとの役割分担に関しては、平成24年6月の「広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会」の提言内容を十分考慮して、事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。また、日本語教育講座の拡大など基金事業の積極的展開に当たり、必要な課題の整理、解決に努める。 海外事務所に設置されている図書館は、経費の増大を招かない形で、広報の強化や日本語講座受講者の利用を促進するなどして、平均利用者数の増加及び利用者の利便性向上に取り組む。 イ　京都支部の運営 京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関西において関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。 なお、大阪府や奈良県に滞在しているフェローに対する支援等については、当該フェローの利便性に配慮しつつ、関西国際センターと連携して実施する。
年度計画	ア　海外事務所の運営 基金の海外事務所は、中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、在外公館の広報文化センターとの役割分担に関しては、平成24年6月の「広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会」の提言内容を十分考慮して、事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。また、日本語教育講座の拡大など基金事業の積極的展開に当たり、必要な課題の整理、解決に努める。 海外事務所に設置されている図書館は、経費の増大を招かない形で、ウェブサイト等を通じた広報の強化や日本語講座受講者の利用を促進するなどして、平均利用者数の増加及び利用者の利便性向上に取り組む。

	イ　京都支部の運営 　京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関西において関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。 　なお、大阪府や奈良県に滞在しているフェローに対する支援等については、当該フェローの受入機関所在地や居住地からの利便性に配慮しつつ、関西国際センターと連携して実施する。

【業務実績】

要旨

事務所の移転による運営経費の効率化（ロサンゼルス日本文化センター事務所借料を約 35%削減）を実現した。また、日本語講座事業の積極的展開のために 2 か所（マニラ、ロサンゼルス）の海外事務所で施設を整備し、当該事務所における日本語講座時間数及び受講者数を拡大した。

海外事務所の催し施設を活用して 328 件の事業を実施し、209,075 名の来場者を得た。施設の稼働率は前年度より高い水準（77%）となり、また、これら事業の来場者の満足度は 97%と高い数値を示しており、事務所の施設を有効に活用して効果的に事業を展開している。海外事務所の図書館については、来館者数、レファレンス数、貸出点数ともに、前年度と同等の水準を維持した。

海外事務所と在外公館の連携・協力については、事業計画策定時の協議や定期連絡会の開催を実施しているほか、個別の連絡を頻繁に行って、連携・協力の強化に努めた。

所在国の関係団体との連携・協力については、海外事務所が関与した事業件数の約 70%に相当する 787 件の事業を、2,760 の現地関係団体との共催、会場提供等の協力により実施しているほか、現地団体が実施する文化交流活動に対して、助成、文化備品貸し出し、後援名義付与等の協力を行った。

京都支部については、地域の国際交流団体等との連携により事業を展開し、来場者数、来場者の満足度について前年度と同等の水準を維持した。また関西地域の関係団体に対し、国際交流に関するノウハウの提供、事業の広報協力、支部長の関係団体委員への就任等の協力を行なうことにより、連携・協力を積極的に行なった。関西国際センターとは事業実施に際して連携を図った。

指標１：運営経費の効率化と日本語教育講座拡大等の事業の積極的展開に必要な取組みの状況

1. 海外事務所運営経費の効率化の状況

海外事務所運営経費の合理化、効率化のため、2012 年 5 月末で事務所賃貸契約が満了したロサンゼルス日本文化センターについては、事務所借料の面積当たりの単価が安価な物件に移ったことにより、ほぼ同等の面積を維持しつつ事務所借料を前年度比で約 35%削減した。

2. 積極的な事業展開のための取組み

日本語講座事業の拡充のために、平成 23 年度末に行ったマニラ日本文化センターの移転及び 2012 年 5 月に行ったロサンゼルス日本文化センターの移転に際して両センターの日本語教室を増設し、平成 24 年度から教室の運用を開始した。これにより両文化センターにおける講座授業時間及び受講者数は大幅に増加した（マニラ日本文化センター：平成 23 年度は 84 時間、75 名、平成 24 年度は 289 時間（244%増）、320 名（326%増）。ロサンゼルス日本文化センター：平成 23 年度は 48 時間、59 名、平成 24 年度は 303 時間（531%増）、358 名（507%増））。また、22 の海外事務所のうち唯一日本語講

座を開設していなかったサンパウロ日本文化センターにおいて、事務所の改装により新たに日本語教室を 1 室設置するなどして日本語講座を開始した（授業時間 170 時間、受講者数 53 名）。これにより、22 の海外事務所の全てが日本語講座を運営することとなった。

指標２：海外事務所施設の効果的・効率的な活用（図書館の運営状況を含む）

1. 事務所施設を利用した事業の実施状況

（1）催し施設の稼働率

22 の海外事務所のうち 12 の海外事務所が催し施設を有している。これら 12 の海外事務所における催し施設の稼働率（使用日数/使用可能日数）の平均は 77%で、平成 23 年度に比し、4 ポイントの増加となった（平成 23 年度：73%）。

（2）催し施設を利用した事業の実施件数

海外事務所の催し施設を利用した事業は 12 の海外事務所で 328 件であった（件数は、プロジェクト毎に１件とし、シリーズ企画は１件と計上した）。

なお、事業分野別では、文化・芸術交流事業が 270 件（全事業に占める割合は 82%）、日本研究・知的交流事業が 58 件(同 18%)であった。

（3）来場者・参加者数

海外事務所の催し施設を利用した事業に 209,075 名が来場・参加した。

なお、来場者・参加者の事業分野別内訳では、文化・芸術交流事業が 203,580 名（全催しに占める割合は 97%）、日本研究・知的交流事業が 5,495 名（同 3%）であった。

（4）来場者・参加者アンケートでの「満足度」回答率

海外事務所の催し施設を利用した事業の来場者・参加者に対して、満足度を聞くアンケート調査を実施した。その結果、満足度の4段階のうち、上位2段階（「とても満足」「まあ満足」）で回答した回答者の割合は97%と高い水準であった。

（5）日本語講座の運営

22 の全ての海外事務所で日本語講座を運営し、授業時間数は計 15,840 時間、受講者数は計 10,564 人であった。これは平成 23 年度に比し、それぞれ 42%、51%の増加となり（平成 23 年度：11,116 時間、7,014 名）、海外事務所による日本語講座の大幅な拡大を達成した。

特に、日本語教室を増設したマニラ日本文化センター（平成 23 年度：84 時間、75 名、平成 24 年度：289 時間、320 名）、ロサンゼルス日本文化センター（平成 23 年度：48 時間、59 名、平成 24 年度：303 時間、358 名）において顕著な増加があった。

（6）ウェブサイトのアクセス数等、情報発信への取組み

ア．メール・マガジン配信数

17 の事務所においてメール・マガジンを配信した。このうち 3 事務所は平成 24 年度から新たにメール･マガジンの配信を開始した。配信数(宛先×回数)は 2,190,049 件で、平成 23 年度(1,700,630 件)に比較して、約 29%の増加となった。

イ．ホームページアクセス件数

全事務所がホームページを運営し、年間のアクセス件数（訪問者数）は 3,979,827 件であった。平成 23 年度のアクセス件数（訪問者数）（平成 23 年度：3,600,729 件）に比較して、約 11%の増加となった。ホームページとフェイスブックとの連動を高めた結果、ホームページアクセス数が大幅に増加したベトナム日本文化交流センターを含め、平成 23 年度と比べてホームページのアクセス件数が増加している事務所は、22 事務所中、15 事務所となっている。

ソーシャルメディアといった新たな媒体の発達により、インターネットから情報を得る方法に変化が現れているため、海外事務所ではソーシャルメディアの活用にも取り組んでいる。平成 24 年度は 12 事務所（平成 23 年度：10 事務所）でツイッターを活用した広報を行ったほか、20 事務所（平成 23 年度：14 事務所）でフェイスブックを通じた広報を行った。

2. 図書館の運営状況

ニューヨーク日本文化センターを除く 21 の海外事務所で図書館を運営している。平成 24 年度は 237,250 名が来館し（平成 23 年度：237,636 名）、前年度と同等の水準を維持した。レファレンス数は 16,080 件、貸出件数は 169,902 点であった。

ロサンゼルス日本文化センターでは、日本語講座受講者やセンター内で開催した催しの参加者の図書館利用を促進することにより、図書館来館者が大幅に増加した（平成 23 年度：426 名、平成 24 年度：2,926 名（587%増）。

指標３：海外事務所所在国における関係者・関係団体及び在外公館等とのネットワーク構築・協力・連携

1. 在外公館との連携･協力

在外公館との連携・協力に関しては、国際交流基金海外事務所は次年度事業計画策定時に在外公館と協議した上で海外事務所計画の策定及び本部事業計画への反映を行っているほか、個別の業務上の諸連絡以外にも、月 1 回程度の頻度で連絡会議を行っている。平成 24 年度事業計画策定時には、従来以上に、他法人との連携も視野に、相乗効果発揮に向けた協力に留意し、情報共有、調整を行った。

2. 関係団体との連携･協力

全海外事務所において、787 件の事業を現地関係団体との連携・協力により実施した。これは海外事務所が関与した事業件数全体の約 70%に相当する。このうち、現地関係団体との共催による事業実施は 588 件、海外事務所の単独主催事業に関係団体から事業運営・会場提供・広報等の協力を得て実施された事業は 199 件であった。連携・協力した現地団体数は 2,760 団体であった。

また、同じく全海外事務所において、現地機関が実施する文化交流活動に対して、助成（296 件）、文化備品貸出・後援名義付与等の協力（399 件）を行って、効率的な文化交流の促進を図った。

３. 在外公館･関係団体との協力･連携の事例

事務所所在国の団体が主催する日本文化を総合的に紹介するための催しに際しては、オールジャパンとして在外公館や他の日本関係団体と協力･連携し、日本の多様な側面を紹介することで事業の効果を高めた。

その事例としては、中国の湖北省で開催された「湖北・日本文化週間」における在中国日本大使館、国際協力機構（ＪＩＣＡ)、日本貿易振興機構との連携、アメリカで最も規模が大きいアニメ関連イベントである「ニューヨーク・コミコン」に際しての在ニューヨーク日本総領事館、国際観光振興機構との連携、ベトナムのホイアン市で開催された「ホイアン日本祭り」における在ベトナム日本大使館、ＪＩＣＡとの連携等がある。

指標４：京都支部における関西国際センターとの連携や関西地域での関係者とのネットワーク構築・協力・連携

１. 支部が関与した共催･助成･協力事業件数

京都支部では、主催・共催事業 17 件（平成 23 年度：16 件)、協力事業 8 件（同 9 件）の計 25 件（同 25 件）の事業を実施した。

主催･共催事業のうち、京都支部単独主催事業は 4 件であった。これら事業には 4 団体から事業の運営に協力を得た。13 件の共催事業は、関西地域の大学や地方自治体の国際交流団体等、計 31 団体との連携により実施した。

また協力事業としては、関西地域の団体が実施した 8 件の事業に対し、後援名義の付与、国際文化交流事業に関するノウハウの提供、関係団体への仲介、広報協力等を行った。

２. 来場者･参加者数、来場者アンケートでの「満足度」回答率

京都支部で実施した主催・共催事業には、計 1,590 名が参加した（平成 23 年度：1,804 名)。

事業形態別では、単独主催事業に 39 名（2%)、共催事業には 1,551 名（98%）が参加し、共催により集客力の高い事業が実現した。

また、主催・共催事業における来場者・参加者の満足度については、98%（平成 23 年度：98%）が好評価を示した。

３. 関西地域の関係者との連携･協力

上記１．の事業実施面での連携・協力のほか、京都支部長が、関西地域の地方自治体（京都府、京都市、大阪府、大阪市等)、大学（京都大学、立命館大学等)、美術館、市民団体等からの要請を受け、これら団体が実施する国際交流事業に関する評議委員・審査委員等に就任（計 22 件）し、国際文化交流事業に関するノウハウの提供、講演会の実施等を行なった。

４. 関西国際センターとの連携状況（事例）

2012 年 10 月に、「関西国際センター設立 15 周年記念講演会」（フランソワ・マセ　フランス国立東洋言語文化大学教授）を京都で実施した際、京都支部は会場確保（京都大学時計台記念館ホール)、

関西地域の文化・芸術、学術関係者への広報を行った。また、地元メディアへの働きかけを行い、地元主要メディア 3 社から無料の告知記事掲載の協力を得た。このように事業の広報や集客のために連携した。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標１：運営経費の効率化と日本語教育講座拡大等の事業の積極的展開に必要な取組みの状況
指標２：海外事務所施設の効果的・効率的な活用（図書館の運営状況を含む）
指標３：海外事務所所在国における関係者・関係団体及び在外公館等とのネットワーク構築・協力・連携
指標４：京都支部における関西国際センターとの連携や関西地域での関係者とのネットワーク構築・協力・連携</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
海外事務所運営経費の効率化等については、確実に実施されており評価できる。事務所施設を利用した事業については、328 件の事業を実施し、施設の稼働率（使用日数／使用可能日数）は 77%と前年度(73%)を上回った。22 の全ての海外事務所で日本語講座を運営し、授業時間数は計 15,840 時間、受講者数は計 10,564 人であり、平成 23 年度に比し、それぞれ 42%、51%の増加となり、海外事務所による日本語講座の大幅な拡大を達成した。海外図書館の来館者数は、昨年並みであるが、対前年比で来館者が減少している事務所については、今後、地域への周知等一層の努力が必要である。
京都支部については、関西国際センターや地域の国際交流団体等との連携により事業を展開し、来場者・参加者の 98%が高評価を示した。
以上より、計画通り順調であると評価する。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

平成24年度 海外事務所の運営状況（海外事務所施設の効果的・効率的な活用／関係団体との連携実績）

種類	事務所名	催し施設の稼働率（%）		催し施設を利用した事業に関する実績			日本語講座運営状況				情報発信への取組み				図書館利用実績						関係団体との連携実績	
				実施件数（件）	来場者数（人）	来場者評価	授業時間数（時間）		受講者数（人）		ﾒｰﾙﾏｶﾞｼﾞﾝ配信数（延べ件数）		ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱｸｾｽ件数（訪問者数：件）		延べ来館者数（人）		ﾚﾌｧﾚﾝｽ数（件）		貸出点数（点）		連携件数（件）	共催・協力団体数（団体）
		23年度	24年度	24年度	24年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	24年度	24年度
文化会館	ローマ	60	59	27	9,574	97	1,607	1,922	357	437	44,960	29,586	113,963	146,332	4,067	4,214	669	669	2,390	2,470	20	59
	ケルン	75	61	23	26,226	96	1,164	1,266	1,487	1,399	66,669	40,104	308,438	381,791	5,084	3,883	461	362	6,496	11,016	31	94
	パリ	77	71	83	101,880	95	244	533	126	398	109,256	88,280	232,575	281,973	13,666	15,674	2,727	2,397	1,899	1,539	65	128
文化センター	ソウル						952	1,674	549	535	277,208	300,992	296,841	281,640	18,162	18,296	1,237	1,250	20,690	21,943	41	135
	北京	66	76	13	3,701	97	49	115	287	422			188,418	133,875	13,576	11,323	27	11	10,008	8,176	32	101
	ジャカルタ	70	89	39	5,362	95	180	186	253	293	449,856	320,606	215,356	121,072 (*)	12,549	11,654	94	62	10,185	8,108	66	298
	バンコク						1,003	1,155	784	801			38,886	43,343	71,938	71,651	77	90	14,212	14,003	26	71
	マニラ						84	289	75	320			37,018	38,464	3,448	4,156	3,093	1,799	1,782	2,994	36	221
	クアラルンプール						954	1,146	313	578	138,736	292,240	65,788	85,852	7,232	5,007		631	15,279	10,562	38	139
	ニューデリー	71	78	24	5,880	95	309	416	97	143	7,668	55,080	23,076	29,145	6,585	7,334	801	885	2,601	2,401	55	179
	シドニー	83	72	12	10,341	99	388	827	512	587	89,900	88,656	398,084	462,641	17,070	17,270	128	120	10,590	10,933	30	194
	トロント	96	97	36	22,479	99	37	87	266	556	337,500	379,855	54,808	63,546	29,511	29,395	1,836	2,859	30,162	30,198	53	188
	ニューヨーク						30	216	18	199	57,920	65,867	68,150	80,195							20	38
	ロサンゼルス		81	12	2,352	98	48	303	59	358	16,536	51,557	74,185	120,984	426	2,926	183	31	1,325	1,566	20	121
	メキシコ						40	178	10	148		16,864	251,562	86,919	1,663	3,689	834	765	7,312	6,595	27	69
	サンパウロ							170		53		229,432	309,706	396,947	13,050	10,896	146	113	24,998	23,194	31	217
	ロンドン	64	64	30	2,750	95	90	88	223	376	54,861	68,831	178,863	199,067	1,224	893	698	580	1,250	1,345	34	62
	マドリード						482	788	140	788	44,000	71,530	140,316	211,429	1,065	1,252	218	177	681	1,118	36	96
	ブダペスト						737	1,310	242	375		80,685	33,002	28,669	5,157	4,220	133	316	3,824	4,625	10	21
	モスクワ	76	84	17	4,316	96	608	1,224	296	626			164,202	128,258	2,855	2,690	1,831	2,912	3,895	3,239	61	157
	カイロ						1,900	1,323	670	445	5,560	9,884	85,936	79,124	2,753	2,030	53	48	1,099	1,102	31	97
ベトナム日本文化交流センター		62	87	12	14,214	96	211	626	250	727			321,556	578,561	6,555	8,797	16	3	2,362	2,775	24	75
全海外事務所合計		73	77	328	209,075	97	11,116	15,840	7,014	10,564	1,700,630	2,190,049	3,600,729	3,979,827	237,636	237,250	15,262	16,080	173,040	169,902	787	2,760

（＊）ジャカルタ日本文化センターのホームページアクセス件数については、24年11月から25年3月にかけて、インターネットサーバ会社の機器不具合により、正確な件数を集計できなかったため、同期間分を除いた件数を年間件数とした。

小項目 No.12　国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業

大項目	Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	２．分野別事業方針等による事業の実施 （６）その他
小項目	No.12　国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業
中期計画	国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助、並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う事業等については、特定事業を支援する目的でなされる寄附金を受け入れ、これを原資として当該特定事業に助成を行うことを通じ、民間資金の有効な活用を図り、日本及び海外で計画される国際文化交流活動を推進する。なお、寄附金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。
年度計画	国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助、並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う事業等については、特定事業を支援する目的でなされる寄附金を受け入れ、これを原資として当該特定事業に助成を行うことを通じ、民間資金の有効な活用を図り、日本及び海外で計画される国際文化交流活動を推進する。なお、寄附金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。

【業務実績】

要旨

平成 24 年度においては、寄附者が特定する国際文化交流事業を支援する目的で、のべ 517 の個人、法人より総額 225,762 千円の寄附金を受入れ、前年度残金と合わせて、19 件の事業に対し助成金を交付した（一部残金は平成 25 年度に交付予定）。平成 24 年度中に実施が完了した事業 12 件に関しては、計画通り、もしくは、計画以上に順調に事業が実施されたことを事業報告書等により確認した。

外部有識者 7 名からなる特定寄附金審査委員会を 3 回開催し、同委員会の意見を踏まえて、特定寄附金の受入れを決定した。

指標１：特定寄附金受入れ及び特定助成金交付の状況

平成 24 年度においては、寄附者が特定する国際文化交流事業を支援する目的で、のべ 517 の個人、法人より総額 225,762 千円の寄附金を受入れた〔23 年度：858 の個人・法人、258,693 千円〕。同寄附金と平成 23 年度末に預り寄附金として受入れた 32,740 千円との合計 258,502 千円のうち、232,046 千円を原資として、19 件の事業に対し助成金を交付した。なお、残額 26,456 千円の寄附金は、平成 25 年度に助成金として交付する予定である。

助成対象事業ごとの寄附金受入れ・交付状況は以下の通り。

・ 日本への留学を希望する米国人大学生に対する奨学金支給等の人物交流事業 2 件について、61 の個人、法人より総額 8,781 千円の寄附金を受入れ、このうち 3,775 千円を原資として助成金を交

付した。残額の 5,006 千円は平成 25 年度に交付する予定である。

- 日米間の相互理解促進のための研究機関運営等の日本研究支援事業 4 件について、60 の個人、法人より総額 46,722 千円の寄附金を受入れ、これを原資として助成金を交付した。
- 主に北米の大学生・大学院生等を対象とした中・上級日本語研修施設運営のための基金の積み増し等の日本語普及事業 4 件について、120 の個人、法人より総額 31,529 千円の寄附金を受入れ、これを原資として助成金を交付した。
- 日中両国を代表とするジャーナリストによる交流会議開催等の催し事業 7 件について、274 の個人、法人より総額 130,730 千円の寄附金を受入れた。これと平成 23 年度末に預り寄附金として受入れた 25,740 千円との合計 156,470 千円のうち、135,020 千円を原資として 7 件の事業に対し助成金を交付した。残額の 21,450 千円は平成 25 年度に交付する予定である。
- 中国で若者向け日本音楽紹介番組を制作、放送する文化紹介事業 1 件について、1 の法人より 7,000 千円の寄附金を受入れ、これを原資として助成金を交付した。
- アジアの女性リーダー育成を目的としてバングラデシュに大学を設置する施設整備事業 1 件について、1 の個人より 1,000 千円の寄附金を受入れ、これと平成 23 年度末に預り寄附金として受入れた 7,000 千円との合計 8,000 千円を原資として助成金を交付した。

また、平成 24 年度中に実施が完了した事業 12 件（23 年度以前に助成金を交付した事業も含む）に関しては、当該報告書等から計画通りに、もしくは、計画以上に順調に実施されたことが確認された。

指標２：外部有識者による審査実施の状況

外交、会計監査、租税、言論等の分野の有識者 7 名からなる特定寄附金審査委員会を 3 回開催した。平成 24 年度に申込のあった案件 14 件を対象として、寄附申込者、特定助成対象事業等についての審査が行われ、13 件について特定寄附金としての受入れが適当、1 件について一定条件を付した上での受入れが適当との意見が示されたため、この結果を踏まえて、特定寄附金の受入れを決定した。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標１：特定寄附金受入れ及び特定助成金交付の状況
指標２：外部有識者による審査実施の状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
平成 24 年度は、民間から受け入れた特定寄附金 225,762 千円と前年度残金を合わせて、19 件の特定事業（人物交流、日本研究支援、日本語普及、催しの実施、文化紹介、施設整備等）への助成金として交付した。
特定寄附金の受入れについては、３回開催した特定寄附金審査委員会に諮問のうえ、適正な審査を実施していることが確認された。
特定寄附金の受け入れは連続して減少傾向にあるが、特定事業助成交付は着実に実施され、民間資金の有効な活用により、国際文化交流事業は適切に推進された。以上より、計画通り順調であると評価し、今後のより一層の努力を期待したい。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

小項目 No.13　一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比 1.35%以上の削減

大項目	Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	１．経費の効率化
小項目	No.13　一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比 1.35%以上の削減
中期計画	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）等を踏まえ、基金事業の規模及び質が低下しないよう十分配慮しつつ、業務の効率化を堅持することにより、中期目標の期間中、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の合計について、対前年度比 1.35%以上の削減を行う（ただし、新規に追加される業務、拡充業務等は対象外）。また、人件費については次項（小項目 No.14「給与水準の適正化等」）に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。
年度計画	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）等を踏まえ、以下のような方法により、基金事業の規模及び質が低下しないよう十分配慮しつつ、業務の効率化を堅持することにより、中期目標の期間中、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の合計について、対前年度比 1.35%以上の削減を行う（ただし、新規に追加される業務、拡充業務等は対象外）。また、人件費については次項（小項目 No.14「給与水準の適正化等」）に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。 ・ 本部事務所や宿舎の賃借料・修繕費等の縮減を図る。 ・ 契約の競争性を高めることにより経費の削減を図るとともに、市場化テストの取り組みを継続し、新規案件の導入を行うことで、更なる業務合理化、経費効率化を図る。 ・ 事業参加者による適切な負担確保、共催機関との経費分担などにより基金負担経費の削減に努める。

【業務実績】

要旨

平成 24 年度の一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費については、本部事務所借料の見直し、区分所有宿舎処分による修繕費･管理費等の縮減、市場化テストによる附属機関の経費効率化等を行った結果、実績額において一般管理費は 23 年度比▲2.10%、業務経費は▲4.61%、合計で▲4.43%となり、対前年度比 1.35%以上の削減を実現した。

指標：一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比 1.35%以上の削減

1．一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の削減状況

平成 24 年度計画（当初予算）において、一般管理費は 23 年度比▲1.82%、運営費交付金を充当する業務経費は 23 年度比▲2.97%として、合計で▲2.89%の効率化を図った。結果として実績では、一般管理費は▲2.10%、業務経費は▲4.61%、合計で▲4.43%であった。（ただし、運営費交付金を充当する業務経費において、平成 24 年度の計画額と実績額の差額 166,390 千円のうち 137,609 千円は、事業の延期等により平成 25 年度に繰越を行うものである。）

（単位：千円）

	23 年度 （基準額）	24 年度 計画額	24 年度 実績額
一般管理費（※１）	765,432	751,492	749,386
対 23 年度増減額	－	▲13,940	▲16,046
対 23 年度増減率	－	▲1.82%	▲2.10%
運営費交付金を充当する業務経費（※２）	10,168,043	9,865,818	9,699,428
対 23 年度増減額	－	▲302,225	▲468,615
対 23 年度増減率	－	▲2.97%	▲4.61%
合計	10,933,475	10,617,310	10,448,814
対 23 年度増減額	－	▲316,165	▲484,661
対 23 年度増減率	－	▲2.89%	▲4.43%

（※１）第 3 期中期目標期間において効率化の対象外とされた国内人件費を除く。

（※２）第 3 期中期目標期間において効率化の対象外とされた在外人件費、及び平成 24 年度限りの政策増経費である東日本大震災復旧・復興文化交流事業費を除く。

2. 効率化のための措置

以下のような措置により経費削減を行った。

（１） 本部事務所や宿舎の賃借料・修繕費等の縮減

ア. 賃貸借契約の更新にあたり本部事務所借料の見直しを行った結果、平成24年度において、▲55,325千円（対前年比削減率▲10.2%）の経費削減を達成した。

イ. 区分所有宿舎 4 戸を処分したことにより修繕費・管理費等を縮減した。

（２） 価格競争の促進、市場化テストの導入等による業務合理化・経費効率化

ア. 関西国際センターの施設管理・運営業務等について市場化テストによる民間競争入札を導入した結果、平成24年度からの経費は1年当たり▲29,076千円の削減となった。

イ. 日本語国際センターにおいては、引き続き施設管理・運営業務等について市場化テストによる民間競争入札を導入した結果、導入前と比較して、平成24年度からの経費は1年当たり▲22,317千円の削減となった。

さらに、平成24年度分の海外日本語教師研修接遇業務について市場化テストによる民間競争入札を導入した結果、導入前と比較して、▲約2,400千円の削減となった。

（３）外部団体との連携促進による経費削減と受益者負担の適正化の例

ア. 文化芸術交流分野の舞台公演、国際展、企画展他各プログラムにおいて、会場提供等現物供与も含めた協賛を獲得した。

イ. 日韓の民間企業からマッチングファンド（15,590千円）を得て、日韓学生パッケージデザイン交

流事業を実施した。

ウ．東南アジア各国を担う若い世代の人材育成に日本語教育が貢献するために、東南アジアの高校生と日本語教師、日本の高校生と高校教師がともに参加する研修プログラムの準備事業を、日本の民間財団の資金協力（3,190 千円）を得て共同実施した。

エ．北京日本学研究センター事業については、民間企業等から資金提供・現物支給を受けて、修士課程・博士課程の訪日研究を実施した（訪日研究を行った計 45 名のうち、23 名について外部資金を充当）。

オ．日本語国際センター及び関西国際センターで実施している日本語教師研修、専門日本語研修、日本語学習者研修については、平成 23 年度より、研修生の食費、配布教材、図書費、通信費、交通費などを一部削減し、受益者負担としている。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標：一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比 1.35%以上の削減</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費は、目標の対前年度比 1.35%の削減目標を上回る 4.43%の削減を達成しており、計画通り順調であると評価する。
ただし、経費削減を進める際には、本来なら拡大、強化すべき取組や事業に支障が出る事態は避けるべく、経費削減そのものが目的化することのないように十分留意することが必要である。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

小項目 No.14　給与水準の適正化等

大項目	Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	２．給与水準の適正化等
小項目	No.14　給与水準の適正化等
中期計画	（１）給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 職員の在勤手当については、平成 26 年度までに適切な見直しを行うとともに、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当についても、併せて見直しを行う。 （２）また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、第二期中期目標期間中の、特に後半において日本語教育事業分野で経済連携協定（ＥＰＡ）に関わる日本語研修等の新規の事業実施を求められてきた例のように、今後の基金に対する政策的要請に基づく新規事業･拡充事業の実施や在外における体制の強化に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。なお、当該経費についても効率化の対象とする。
年度計画	（１）給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 職員の在勤手当については、適切な見直しに向けて作業を進めるとともに、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当についても、同様に見直しの作業を進める。 （２）総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、経済連携協定（ＥＰＡ）に関わる日本語研修等、今後の基金に対する政策的要請に基づく新規事業・拡充事業の実施や在外における体制の強化に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。なお、当該経費についても効率化の対象とする。

【業務実績】

要旨

給与水準については、管理職賞与の支給率の抑制等の努力を継続してきているが、平成24年度においては、2年間の給与減額支給措置を開始した。平成24年度のラスパイレス指数は前年度に比べて上昇したが、これは、給与減額支給措置の開始時期が国家公務員とは異なったこと等に起因するもので、この影響については平成25年度には解消される見込みである。なお、総人件費については、給与減額支給措置の実施や中高年層の自己都合退職の発生等により、対前年比で減少した。平成24年度の役職員の給与水準及び総人件費については、総務省、人事院から示されるガイドライン等に即して、2013年6月30日を目途に、ホームページ等を通じて情報を公表する予定である。

職員の在勤手当の見直しについては、現行の水準が民間水準と比較して決して高いものではないという調査結果を踏まえ、国家公務員の水準を参照しつつ、平成 26 年度までに適切な見直しを実施することができるよう準備を進めた。海外運営専門員・日本語専門家等の在勤手当の見直しについては、職員と同時期に実施する予定である。

指標１：役職員の給与水準の適正化

１．　給与水準適正化への取組み

給与水準については、平成18年度に導入した新給与制度を適切に運用しつつ、平成18年度以降、昇給幅の抑制、管理職の賞与を国家公務員より0.03か月分低い支給率とする等の抑制努力を行ってきた。平成22年度は管理職の賞与支給率を更に削減（対国公▲0.05か月）し、平成23年度以降も同様の措置を継続した。

また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う国の措置に準拠すべく、労使交渉を行い、2012年6月から2年間の給与減額支給措置を実施中である。

平成24年度には、国家公務員給与水準（指定職を除く）と比較したラスパイレス指数の値は以下の表の通り121.5（地域・学歴換算補正後102.1）となり前年度に比べて2ポイント（地域・学歴換算補正後では2.9ポイント）上昇した。昨年度に比して上昇しているのは、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う国の措置に準拠する給与減額支給措置が、労使交渉の結果、国に2か月遅れて2012年6月から実施されたこと等の状況による。この給与支給措置の実施期間の違いによる指数の引き上げ要因は、1.1ポイント分（試算）である。（なお、基金では本減額支給措置については、2014年5月まで実施する予定であり、2年間の減額支給措置期間は国と同じである。）

対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況

		ラスパイレス指数	地域・学歴を換算補正した指数
前中期計画期間	19 年度	124.2	106.5
	20 年度	122.8	104.6
	21 年度	122.0	101.7
	22 年度	120.5	100.2
	23 年度	119.5	99.2
24 年度		121.5	102.1

２．　国と比べて給与水準が高くなっている理由

在職地域・学歴構成による影響が挙げられる。特別都市手当（給与に地域毎の賃金水準を反映させるための手当。国家公務員の地域手当に相当）が高く給与水準の高い東京特別区内に所在する本部の勤務者数が、国内在勤者に占める比率（当法人：90.0%）が国家公務員より高い。同じく給与水準の高い大学・大学院卒業者の比率が国家公務員より高い。これらの影響を勘案し補正した指数は平成24年度では102.1である。

地域･学歴補正後も100より高い理由としては、採用制度・人事ローテーションの影響（地方採用がなく、地方支部（浦和、関西）勤務者のほとんどが特別都市手当の最も高い東京からの異動となり、国の

制度を準用した異動補償の対象となっていること）が要因として挙げられる。

上記理由に加え、平成24年度に特有の状況として、１．で述べたとおり給与減額支給措置の開始時期が国家公務員と異なっていることがある。なお、給与減額支給措置は平成25年度には基金も通年の措置となることから、当該事情による対国家公務員指数への影響は解消される見込みである。

指標２：給与水準に関する情報の公表

１．　「独立行政法人の役職員の給与水準の公表」について

例年、総務省、人事院から示されるガイドライン等に即して情報を公表している。平成 24 年度の状況については、期限として定められている 2013 年 6 月 30 日を目途に、関係省庁の確認を経た上でホームページ等を通じた情報の公表を行う予定である。

２．　総人件費について

総人件費の状況についても給与水準と併せて公表するものであるが、概況は以下の通りである。総額が対前年比で減少しているのは、主として国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う国の措置に準拠した給与減額支給措置の実施や、中高年層の自己都合退職の発生等によるものである。

総人件費の推移　　（単位：百万円）

	24 年度	23 年度	中期目標期間開始時(平成24年度)からの増△減
給与・報酬等支給総額	1,809	1,907	－

注：「給与・報酬等支給総額」は、「独立行政法人の役職員の給与水準の公表」様式に沿った集計で、非常勤役員手当及び法定福利費を含まない。

指標３：職員、海外運営専門員・日本語専門家等の在勤手当の見直し

職員の在勤手当の見直しについては、現行の水準が民間水準と比較して決して高いものではないという調査結果を踏まえ、国家公務員の水準を参照しつつ、平成 26 年度までに適切な見直しを実施することができるよう準備を進めた。

海外運営専門員・日本語専門家等の在勤手当の見直しについては、職員と同時期に実施する予定である。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	指標１：役職員の給与水準の適正化 指標２：給与水準に関する情報の公表 指標３：職員、海外運営専門員・日本語専門家等の在勤手当の見直し
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）

	ハ	給与水準については、ラスパイレス指数が 102.1（地域・学歴補正後）と国家公務員の水準を上回っているが、その理由については、国家公務員に準拠した給与減額支給措置の開始時期の遅れ、組織の採用制度・人事ローテーションの影響及び組織が比較的小さいために生じる個別人事要因に基づく上昇と明確に整理されている。このことから、おおむね妥当な水準を維持しており、問題ないと考える。なお、事業の国際性、専門性、海外比率の高さから、国家公務員全般との比較のみでの給与水準の削減処理は適切と思われず、職員の士気・満足度を適切に維持するよう留意する必要がある。 給与水準に関する情報の公表については、総務省及び人事院のガイドライン等に即して適切に対応していることが確認された。 職員、海外運営専門員・日本語専門家等の在勤手当の見直しについては、検討が進んでいることが認められるが、適切な実施に向けた進展が待たれる。 以上より、計画通り順調であると評価する。

小項目 No.15　効率的・効果的業務運営のための組織再編及び人員配置の適正化

大項目	Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	３．柔軟かつ機動的な業務運営
小項目	No.15　効率的・効果的業務運営のための組織再編及び人員配置の適正化
中期計画	法人の自律性及び法人の長の裁量等を活かし、柔軟かつ機動的な業務運営を行う。業務効率化努力を継続し、総人件費削減（上記の政策的要請に基づく新規事業・拡充事業への対応を除く）に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図る。なお、政策的要請に基づく業務運営についても、同様に効率的な組織・体制となるよう適正化を図る。 その際、前二項で示した取組を行いながら、文化芸術交流事業部門における地域別編成の導入、日本語事業分野等の政策的要請に基づく重点分野への優先的な人員配置や在外における体制の強化に対応した人員配置など、その時々の事業環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえた組織の再編及び最適かつ合理的な人員配置を行う。 ＜中略＞ また、海外事務所が存在しない国・地域については、外交上の必要性に応じた事業展開に必要な海外事務所の設置や基金の役割強化の在り方について検討する。
年度計画	法人の自律性及び法人の長の裁量等を活かし、柔軟かつ機動的な業務運営を行う。業務効率化努力を継続し、総人件費削減（上記の政策的要請に基づく新規事業・拡充事業への対応を除く）に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図る。なお、政策的要請に基づく業務運営についても、同様に効率的な組織・体制となるよう適正化を図る。 組織の再編については、文化芸術交流事業の国・地域別方針に即した事業展開に向け、文化事業部のチーム再編を行う。また、管理部門の組織を簡素化するとともに、社会連携業務を一元化することで、業務の合理化と国内広報機能の強化を図る。 最適かつ合理的な人員配置については、日本語事業分野等の政策的要請に基づく重点分野への優先的な人員配置や在外における体制の強化に対応した人員配置など、その時々の事業環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえて適切かつ柔軟な対応を行う。 ＜中略＞ また、海外事務所が存在しない国・地域については、外交上の必要性に応じた事業展開に必要な海外事務所の設置や基金の役割強化の在り方について検討する。

【業務実績】

要旨

地域・国別方針に即した事業展開を推進するため、平成21年度に導入した「チーム制」の機動性・柔軟性を活かし、平成24年度当初より文化事業部のチーム編成を分野別から地域を主軸とする形に改めた。また、平成23年度末に、事業開発戦略室と調査室が担っていた機能を他の部門に移管することで両室を廃止し、平成24年度から管理部門の簡素化、業務効率化を実現した。

上述の文化事業部における地域別チーム編成実現のほか、政策的要請に基づき基金に実施が求められている各種事業に積極的・効果的に対応するために、日本語教育事業部門の人員増及びＥＰＡ事業実施

のためのマニラ日本文化センターへの人員追加等の人員配置を行った。また、震災復興関連事業として、キズナ強化プロジェクトへの対応のため、各事業部門の職員に対して業務命令（兼任）を行い、機動的な事業実施を行った。

海外事務所非所在国における基金の役割強化に関しては、海外事務所非所在国もカバーする地域・国別事業方針を外務省と協議の上作成し、分野別事業計画策定に際しても、外務省（在外公館を含む）の要望を聴取し、同省と協議を行った上で計画策定を行い、海外事務所非所在国において基金事業が適切に実施されるよう留意している。また、主に海外事務所非所在国が対象となっている日本文化専門家派遣プログラムの実施や、一部の海外事務所において近隣国の在外公館をサポートする「地域担当国」制によって、海外事務所非所在国に対する配慮を行っている。

指標：効果的・効率的な業務運営のための組織の再編や人員配置の適正化（海外事務所非所在国での機能強化含む）

１. 業務合理化を目的とした組織再編の実施状況

地域・国別方針に即した事業展開を推進するため、事業部門で平成21年度から導入し、すでに制度として定着している「チーム制」の機動性・柔軟性という利点を活かし、平成24年度当初より文化事業部のチーム編成を分野別から地域を主軸とする編成に改めた。それに伴い、事業プログラム編成とその外部への発信方法を大幅に改訂した。また、平成23年度末に事業開発戦略室と調査室を廃止し、平成24年度から管理部門の簡素化、業務効率化を実現した。具体的には、廃止部署が担っていた調査等の機能を整理の上、各部門で担う体制とし、従来業務との連動による効率化と機能強化を図った。また一部連携事業については、日本研究・知的交流部等の既存プログラムでの平準的な対応に切り替え、業務及び経費効率化を実現した。

２. 政策的要請に基づく事業を効果的に実施するための人員配置の見直し状況

（１）日本語教育支援部

平成23年度末及び2012年4月に各１名（計2名）の増員。

（２）マニラ日本文化センター（ＥＰＡ研修担当）

2012年10月に1名増員。

（３）キズナ強化プロジェクト担当

平成24年度を通じて、5名に対して業務命令（兼任）を発令し、同プロジェクト実施にあたらせた。

３． 海外事務所非所在国における基金の役割強化に関する検討状況

海外事務所非所在国における基金の役割強化に関する取組みは以下の通り。

（１）地域・国別事業方針策定と外務省との連携

第２期中期目標期間中は、海外事務所所在国を対象として国別事業方針を作成していたが、第

３期中期目標期間の各年度においては、外務省（在外公館を含む）とも調整し、海外事務所非所在国もカバーする地域別方針を加えた地域・国別事業方針を作成している。

また分野別の事業計画策定に際しては、海外事務所に加え全在外公館を対象に事業実施の要望を聴取している。その際、併せて外務省から各公館に対して「外交上の必要性」に基づく要望案件の重要度を聴取しており、要望の内容と「外交上の必要性」に基づく重要度に関する各公館コメントをふまえ、基金と外務省が協議を行い個別の事業計画を策定することにより、海外事務所非所在国において、当該国における文化関連事業の全体状況等も勘案した上で基金事業が適切に実施されるよう留意している。

（２） 日本文化専門家第三国間派遣プログラムの実施

特に在外公館から要望の多い文化芸術交流事業については、基金のネットワークを活用して、より多くの要望に応えるべく、海外在住の日本文化専門家を活用した「在外日本文化専門家第三国間派遣プログラム」を運用している。これは基金海外事務所所在国に居住する日本文化専門家を主として海外事務所非所在国に派遣するものであり、日本からの派遣と比べて低予算で実施できるというメリットがある。各公館からの要望をもとに実施しているが、要望の採否については外務省とも協議のうえ、原則として本部事業の派遣計画の無い国を優先的に採用しており、海外事務所非所在国向け事業の重要なツールの一つとなっている。これまで、中南米、アジア・大洋州、中東・北アフリカ地域で実施してきたが、平成24年度からは、サハラ以南の仏語圏アフリカ向けにも年1件程度の試行を開始した。（平成24年度はブルキナファソでのワガドゥグ国際工芸見本市に併せて、和太鼓奏者を派遣。）

（３） 海外事務所の「地域担当国」

一部の海外事務所（下表参照）については、近隣諸国を「地域担当国」と定め、①地域担当国の在外公館からの基金事業に関する一般的な照会に係る対応、②地域担当国の在外公館が基金事業について稟請する際の助言、③必要に応じ、可能な範囲での国際文化交流事業の実施、を行うこととしている。

海外事務所	地域担当国
ローマ日本文化会館	サンマリノ、バチカン、マルタ、アルバニア
ケルン日本文化会館	スイス、リヒテンシュタイン
パリ日本文化会館	アンドラ、モナコ
ジャカルタ日本文化センター	東チモール
バンコク日本文化センター	ミャンマー、ラオス、カンボジア
クアラルンプール日本文化センター	シンガポール、ブルネイ
ニューデリー日本文化センター	ブータン
メキシコ日本文化センター	中米地域
ロンドン日本文化センター	アイルランド
ブダペスト日本文化センター	オーストリア、クロアチア、コソボ、ス

	ロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、モンテネグロ、ルーマニア
カイロ日本文化センター	中東地域、北アフリカ地域

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 指標：効果的・効率的な業務運営のための組織の再編や人員配置の適正化（海外事務所非所在国での機能強化含む）	
評価	評定 ハ	（評定の決定理由及び指摘事項等） 平成 21 年度より事業部門に導入したチーム制の利点である機動性・柔軟性を活かした、合理的な組織再編が実施された。また平成 24 年度より管理部門の簡素化、業務効率化を実現している。 人員配置の適正化については、日本語教育事業部門の２名増員及びＥＰＡ事業実施のためのマニラ日本文化センターへの１名増員、キズナ強化プロジェクト担当５名兼任発令等、政策的要請に対応するための人員配置を行っている。 以上より、計画通り、順調であると評価する。今後も、柔軟な組織再編及び人員配置により、さらなる適正化を期待したい。

小項目 No.16　関係機関の海外事務所との機能的統合の在り方等についての検討

大項目	Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	３．柔軟かつ機動的な業務運営
小項目	No.16　関係機関の海外事務所との機能的統合の在り方等についての検討
中期計画	海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、関係機関の海外事務所と事務所を共用化し、相互に連携した業務を実施できるように関係機関との間の連絡会を海外において設置する等の仕組みを構築の上、海外事務所の機能的統合の在り方等について検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。
年度計画	海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、関係機関の海外事務所と事務所を共用化し、相互に連携した業務を実施できるように関係機関との間の連絡会を海外において設置する等の仕組みを構築の上、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）に従い、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所との機能的統合の在り方等について検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得て、その実施に向けた作業を行う。

【業務実績】

要旨

国際業務型法人の海外事務所の機能的統合の在り方等については、関係する 3 省庁（外務省、経産省、国土交通省）4 法人による協議の結果,「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について最終とりまとめ」が発表され、海外事務所の共用化･近接化や、ワンストップサービスに係る業務連携の強化については取組みを進めた。

指標：「独立行政法人の制度及び組織の見直し」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）に基づく国際業務型の他法人の海外事務所との機能的統合の検討状況と具体的取組み

国際業務型法人の海外事務所の機能的統合に関しては、平成24年度において以下の取組みを行った。

（１） 国際業務型法人が3法人以上存在する世界16都市（いずれも基金海外事務所所在地。以下、「16都市」）における事務所共用化、近接化の具体的な対応の検討を行った。とりわけジャカルタ日本文化センターに関しては、事務所の一部（約100㎡）を24年度末をもって家主に返還し、当該部分に国際観光振興機構が平成25年度に事務所を開設すべく、基金側で必要な手続きを了した。

（２） 上記 16 都市においてワンストップサービスに係る業務連携の強化のための合意書締結を行った。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
		指標：「独立行政法人の制度及び組織の見直し」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）に基づく国際業務型の他法人の海外事務所との機能的統合の検討状況と具体的取組み

<table>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
関係機関の海外事務所との機能的統合等については、政府方針等に基づいて、海外事務所の共用化・近接化やワンストップサービスに係る業務連携の強化のための合意書締結といった具体的な取組がなされており評価できる。以上より、計画通り順調であると評価する。
なお、政府の行政改革推進会議のもと、現在独立行政法人改革に関する議論が有識者会議等によって進められており、今後もこれらの動向も踏まえつつ、改革に向けた具体的な取組みが求められる。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

小項目 No.17　随意契約の見直しの徹底と一者応札・応募の改善を通じた業務運営の効率化

大項目	Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	４．契約の適正化の推進
小項目	No.17　随意契約の見直しの徹底と一者応札・応募の改善を通じた業務運営の効率化
中期計画	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を推進することにより、引き続き、随意契約の見直しの徹底と一者応札・応募の改善を通じた業務運営の一層の効率化を図る。
年度計画	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21 年11 月17 日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を推進することにより、引き続き、随意契約の見直しの徹底と一者応札・応募の改善を通じた業務運営の一層の効率化を図る。 平成 24 年度においても、随意契約等見直し計画を踏まえつつ、引き続き、事前事後における自己点検に着実な実施、契約監視委員会による点検、一者応札・応募案件におけるアンケートの実施、調達にかかる手続きの標準化や実務指導を行う体制の整備等の諸方策を通じ、随意契約を真にやむを得ないものに限定するとともに、一者応札・応募の縮減を図ることで、業務運営の一層の効率化を図る。

【業務実績】

要旨

契約関連については、自主点検及び契約監視委員会による点検を行うことで、「随意契約等見直し計画」の着実な実行を進め、競争入札等による契約件数、金額の割合を高めた。

（競争入札等による契約件数比率　　平成 24 年度：61.3%　←　平成 23 年度：60.4%）

契約監視委員会は平成 24 年度中に 3 回開催し、少額随意契約を除くすべての契約の点検、一者応札・応募案件の点検、再委託案件の点検を行った。随意契約については、「真に随意契約によらざるを得ないもの」を今以上に明確に区分するため、基金事業の特性に基づく再分類を検討し、これに基づき平成 24 年度の契約の統計を行うとともに、平成 25 年度以降の契約監視委員会点検時の契約類型に用いることとして委員会の了承を得た。

また、一者応札・応募に関しては、発生件数は前年度と同じであったが、契約監視委員会の点検を経て、改善に向けた取り組みを実行した。

指標１：「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく随意契約の見直し

１．「随意契約等見直し計画」の進捗

（１）平成24年度の契約実績及び「見直し計画」との対比

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(2010年12月7日閣議決定）において「着実に実施する」こととされている「随意契約等見直し計画」では、随意契約については「真にやむを得ないもの」のみに限り、それ以外については一般競争入札等へ移行することで、全契約件数に占める競争入札等による契約件数の比率を77.9%に引き上げることとしている。

平成24年度における契約実績は、351件、4,238,615千円であった。このうち、競争性のある契約は215件、2,467,895千円で、それぞれ全体に占める比率は、61.3%(件数)、58.2%(金額)であった（すなわち、競争性のない随意契約の比率は、件数で38.7%、金額で41.8%)。

「随意契約等見直し計画」における「競争性のある契約」件数比率の目標値77.9%と比較すると、平成24年度の同比率は61.3%と依然として改善の余地が存在するものの、契約監視委員会による点検を受けつつ、契約の適正性確保を進めた結果、随意契約は、放映権や公演等の知的所有権に係るもの、共催契約によるもの等、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(2009年12月25日閣議決定）の指摘に基づく、基金事業の実施に不可欠な「真に合理的な理由がある」随意契約によるものが主であった。

（平成24年度実績と見直し計画との対比表）

		平成24年度実績		見直し計画	
		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約		(61.3%) 215	(58.2%) 2,467,895	(77.9%) 247	(68.1%) 2,075,200
	競争入札	(51.3%) 180	(50.3%) 2,133,116	(65.6%) 208	(57.2%) 1,745,008
	企画競争、公募等	(10.0%) 35	(7.9%) 334,779	(12.3%) 39	(10.8%) 330,191
競争性のない随意契約		(38.7%) 136	(41.8%) 1,770,720	(22.1%) 70	(31.9%) 973,344
	25年度以降に競争性のある契約に移行	(2.3%) 8	(0.6%) 26,998	— —	— —
	基金の事業の特性から、真に随意契約によらざるを得ないもの	(22.5%) 79	(21.9%) 927,289	— —	— —
	その他、真に随意契約によらざるを得ないもの	(14.0%) 49	(19.3%) 816,433	— —	— —
合　　計		(100.0%) 351	(100.0%) 4,238,615	(100.0%) 317	(100.0%) 3,048,544

（注1）計数は、四捨五入しているため、一致しない場合がある。
（注2）「平成24年度実績」においては、「見直し計画」策定基準と同様に、「入札不調」による随意契約4件（25,835千円）について、便宜的に「企画競争、公募等」として計上することで、比較を行っている。

（2）真に随意契約によらざるを得ない契約の状況

平成23年度業績評価において外務省評価委員会から、「「随意契約等見直し計画」に掲げられている

目標に達していない状況にあるため、随意契約の見直しに向けた更なる努力が必要である。一方で、映像・公演事業や他団体との共催事業等の「真に随意契約によらざるを得ないもの」を今以上に明確に区分し、その上で契約全体に占める競争入札等の目標比率を見直すことも必要である」と指摘を受けたことを踏まえ、平成24年度より、随意契約に関しては、基金の事業の特性により生じる随意契約と、それ以外の理由による随意契約とをこれまで以上に明確に区別して整理している。

具体的には、平成24年度に締結した競争性のない随意契約136件から、平成25年度以降に競争性のある契約に移行するとした8件を除く128件（契約監視委員会の点検を経て「真に随意契約によらざるを得ない」とされた案件）について、契約監視委員会における審議を経て基金事業の特性に基づく再分類を行った結果、以下の通りとなった。

基金の事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型

ア．著作権保持者からの映画・テレビ番組の素材、上映権・放映権の購入： 15 件 （4.3%）
イ．展示事業企画制作・美術品の購入 ： 2 件 （0.6%）
ウ．海外に派遣する公演団との派遣契約 ： 15 件 （4.3%）
エ．共同で事業を実施する共催契約 ： 31 件 （8.8%）
オ．基金拠点がない海外での契約 ： 16 件 （4.6%）
小計１ 79 件（22.5%）

それ以外の「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型

カ．不動産関係賃借契約 ： 6 件 （1.7%）
キ．公共料金 ： 11 件 （3.1%）
ク．その他（ＩＴ関連契約等） ： 32 件 （9.1%）
小計２ 49 件（14.0%）

平成 24 年度実績値において、基金事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型（79 件）を集計から除いた場合の数値は、以下の通りとなり、見直し計画の目標値を上回る。

（基金の特性による随意契約を除外した対比表）

		平成 24 年度実績		見直し計画	
		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約		(79.0%) 215	(74.5%) 2,467,895	(77.9%) 247	(68.1%) 2,075,200
競争性のない随意契約		(21.0%) 57	(25.5%) 843,431	(22.1%) 70	(31.9%) 973,344
	25 年度以降に競争性のある契約に移行	(2.9%) 8	(0.8%) 26,998	－ －	－ －
	その他、真に随意契約によらざるを得ないもの	(18.0%) 49	(24.7%) 816,433	－ －	－ －

合　　計	(100.0%) 272	(100.0%) 3,311,326	(100.0%) 317	(100.0%) 3,048,544

また、平成23年度に評価委員会から意見のあった「随意契約の見直しは、基金にとって重要課題であるが、業務の性格上、一定程度の随意契約が残らざるを得ない事情は理解できるものであり、個々の契約の類型ごとに適正な対価での契約がより良く保証される方法について検討するなど、次期中期計画に向けて、評価指標のあり方を検討する必要があると思料する」という点については、平成 24 年度においては、著作権保持者からの映画・テレビ番組の素材、上映権・放映権の購入（上記ア.）の類型について、TV ドラマの海外版を作成・提供する契約において、制作費を基金が負担する代わりに、海外放映に際して基金が著作権保持者に支払う放映権料を割引くことで、基金が投資した制作費を回収できるような方式を導入し、経費の節減につなげた。平成 25 年度以降も、引き続き、予定価格の作成にあたり、市場価格や過去の類似契約を参考に適正な価格を保証すべく心がけるとともに、さらに随意契約の上記類型毎に、適正な対価での契約がより良く保証される方法について分析・検討の上、導入を図りたい。

随意契約の見直しは基金にとり、最重要課題の一つであると認識しており、このような改善を図りつつ、今後も、随意契約の締結は、基金事業の特性を考慮した上で、「真に随意契約によらざるを得ないもの」に限るよう、契約監視委員会による点検を受けつつ、引き続き努力を継続していく。

２．契約実績の経年推移

平成24年度における全契約件数に占める競争入札等による契約件数の比率は、対平成23年度比で、0.9%増加し（同随意契約件数比率は、対 23 年度で 0.9%減）、件数自体は 29 件減少している（対 23 年度 11.9%減）。

〔競争入札等による契約件数比率：60.4% →61.3%に拡大
随意契約件数比率：39.6% → 38.7%に低下〕

また、金額ベースにおいては、平成24年度における全契約金額に占める競争入札等による契約金額の比率は、対23年度比で2.4%増加し、金額も357百万円増加している（対23年度16.9%増）。

〔競争入札等による契約金額比率：55.8% →58.2%に拡大
随意契約金額比率：44.2% → 41.8%に低下〕

近年の経年推移は以下の表の通りである。

（件数ベース）

契約形態等		24年度		23年度		22年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
競争入札等		215	61.3%	244	60.4%	222	62.4%
	競争入札	180	51.3%	193	47.8%	186	52.2%
	企画競争	31	8.8%	41	10.1%	26	7.3%

	入札不調	4	1.1%	10	2.5%	10	2.8%
随意契約		136	38.7%	160	39.6%	134	37.6%
合計		351	100.0%	404	100.0%	356	100.0%

（注1）平成 23 年度から単価契約についても件数に含めることとし、51 件（23 年度）、65 件（24 年度）を計上。

（注2）計数は、四捨五入しているため、一致しない場合がある。

（金額ベース）　　（百万円）

契約形態等		24年度		23年度		22年度	
		金額	割合	金額	割合	金額	割合
競争入札等		2,468	58.2%	2,111	55.8%	1,593	52.5%
	競争入札	2,133	50.3%	1,621	42.9%	1,368	45.1%
	企画競争	309	7.3%	427	11.3%	173	5.7%
	入札不調	26	0.6%	62	1.7%	52	1.7%
随意契約		1,771	41.8%	1,671	44.2%	1,443	47.5%
合計		4,239	100.0%	3,782	100.0%	3,036	100.0%

（注1）平成23年度から単価契約についても金額に含めることとし、725百万円（23年度）、690百万円（24年度）を計上。

（注2）計数は、四捨五入しているため、一致しない場合がある。

指標２：契約監視委員会の活動状況と点検の結果

１．平成 24 年度契約監視委員会の活動状況

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（2009 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき平成 21 年度に設置した「契約監視委員会」による点検を平成 24 年度においても実施し、委員会を 3 回開催した。委員会による審議結果は、委員長より理事長に報告され、理事長がこれを主務大臣に報告・外部公表することを規定で定めており、平成 24 年度の 3 回の委員会議事概要についても主務省における確認を経てホームページ上で公開した。委員会における主な点検内容は以下の通り。

（１）契約内容の個別点検

少額随意契約を除く全ての契約を点検対象として、委員会が抽出した契約 18 件及び基金が点検を依頼した契約 4 件の計 22 件を抽出し個別審議を行った。

審議にあたっては、点検の観点を明確にして改善措置を同種契約にも反映しやすくするため、全契約を 5 つの類型（ア．前回競争性のない随意契約であった契約、イ．前回一者応札・応募であった契約、ウ．随意契約、エ．一般競争・指名競争入札、オ．企画競争・公募）に分類（※一部、重複カウントあり）、特に随意契約については、更に 4 つの類型（ア．著作権保持者からの映画・テレビ番組の素材、上映権・放映権の購入、イ．海外に派遣する公演団との派遣契約、ウ．共同で事業を実施する共催契約、エ．その他）に分類した中から委員会及び基金が類型ごとに案件を抽出し、一般競争・指名競争入札については参加資格の設定及び指名の理由、並びに入札の経緯等について、

また随意契約については随意契約理由の妥当性、並びに契約価格の適正性等について審議を行った。

なお、随意契約に関しては、平成23年度業績評価に関する外務省評価委員会からの指摘事項に「「随意契約等見直し計画」に掲げられている目標に達していない状況にあるため、随意契約の見直しに向けた更なる努力が必要である。一方で、映像・公演事業や他団体との共催事業等の「真に随意契約によらざるを得ないもの」を今以上に明確に区分し、その上で契約全体に占める競争入札等の目標比率を見直すことも必要である」との見解が示されたことを踏まえ、基金事業の特性に基づく再分類を検討し、これに基づき平成 24 年度の契約の統計を行うとともに、平成 25 年度以降の契約監視委員会点検時の契約類型に用いることとして委員会の了承を得た。具体的な変更内容は以下のとおり。

従来の分類	新たな分類
ア．著作権保持者からの映画・テレビ素材購入、上映権・放映権購入	ア．変更なし
イ．美術品・工芸品等の購入	イ．展示事業企画制作・美術品の購入
ウ．海外に派遣する公演団との派遣契約	ウ．変更なし
エ．共同で事業を実施する共催契約	エ．変更なし
オ．事務所の賃借契約（付随契約含む）	オ．基金拠点がない海外での契約
カ．その他（システム開発関連）	カ．その他（事務所の賃貸借契約関連）

（２）一者応札・応募案件の点検

平成 24 年度に新たに発生した一者応札・応募案件 19 件について点検を行った。

特に、「「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」（2012 年 9 月 7 日付総務省行政管理局長発事務連絡）に基づき、19 件の中で、前回入札から連続して一者応札・応募となった 6 件について重点的に点検することとし、前述事務連絡において指示のあった「一者応札・応募事案フォローアップ票」を作成、前回一者応札・応募となった結果講ずることとした改善取組内容と再度一者応札・応募となった結果を踏まえての基金としての事後点検内容について 1 件ずつ契約監視委員会に報告した。これに対する契約監視委員会からのコメントを踏まえて下記２．（１）及び（２）の措置を取ることとし、フォローアップ票 6 件分についてホームページ上で公開した。

（３）再委託案件の点検

10 件の再委託案件について点検を行った。

当該 10 件のうち、再委託率が 50%以上の高率となっている 4 件については特に再委託を行う業務範囲と必要性について点検を行った結果、いずれも業務上の必要性が認められた。

再委託案件 10 件に公益法人との契約はなく、基金と契約相手方並びに再委託先との間に人的交流、資本出資等の長期継続的関係は存在せず、再委託の承認手続き等、契約事務の執行手続きも遵守された旨契約監視委員会に報告した。

２．平成24年度に締結した契約の点検結果

平成24年度に締結した契約351件（内訳は指標１「１．（１）」の通り）については、契約監視委員会による点検を受けるとともに、個別に自主点検を行い、25年度以降に必要な改善を実施することとした。

（１）351件中「ア．前回競争性のない随意契約であった契約」は59件（契約監視委員会による点検を受けた契約44件及び公共料金・郵便料金等15件の合計）、うち「24年度に一般競争に移行したもの」は4件である。点検の結果、「25年度以降に一般競争契約に移行することとしたもの」が3件、事務所賃借や共催に係る契約等「引き続き随意契約によらざるを得ないもの」が52件であり、後者の場合にも、価格について不断の見直しを行うこととした。

（２）351件中「イ．前回一者応札・応募であった契約」は25件である。これらのうち平成24年度中に応札者・応募者数が改善された契約は6件であり、24年度も一者応札・応募となった契約は6件であった。後者に関する見直し策として、2件について仕様書の変更を、1件について公告期間の見直しを、4件については公告周知方法の改善を行うこととした（一部案件については、複数の見直し策を実施。改善内容の詳細については下記指標３の「２．」に記載）。そのほか、契約期間が複数年にわたる等の理由で24年度の入札実施は無かった契約は10件、さらに24年度は随意契約化した契約が3件であった。

（３）351 件中、上記（１）及び（２）以外の 270 件（一部案件については重複あり）のうち、「ウ．随意契約」は 82 件であり、これらは「真に随意契約によらざるを得ないもの」として価格の不断の見直しを行うこととした。また、「エ．一般競争・指名競争入札」による契約は 161 件、「オ．企画競争・公募」による契約は 27 件であり、これらは一層の競争性の確保を図るべく、競争参加者の拡大等に引き続き努めていくこととした。また、「ウ．随意契約」によって契約したもののうち 5 件、及び「オ．企画競争・公募」によって契約したもののうち 1 件については、25 年度以降に一般競争契約に移行することとした。

３．契約監視委員会の主たる指摘事項への対応

契約監視委員会の意見を踏まえ、競争入札等における更なる競争性を高めるため、従来から実施している「適正な公告期間の確保」、「仕様の更なる明確化とこれに基づくより現実的な予定価格の作成」等の措置の一層、着実な実施に加え、以下の改善措置を実施した。

（１）調達予定案件概要の前広な周知

入札参加者数のより一層の拡大及び一者応札・応募の防止を目的として、入札参加者が準備期間不足のため参加できないといった事態を回避するため、調達予定案件一覧をホームページに公開するとともに、特に前回入札時に一者応札・応募であった案件や入札参加者数の確保が困難な見通しの案件については、事業者間の公平性について十分配慮した上で、参加の見込みのある事業者にメール等で案件の広報を行うこととした。

（２）入札書類不備による入札参加者減少の防止

入札書類の不備・不足により入札参加者が失格となった結果、一者応札・応募となった事例が生じていることを踏まえ、他法人の例等参照し、入札書、委任状について、記入事項・記入方法がわかりやすいように注記を加えるなどの改正を行った。

また、入札参加者が入札前に必要書類について自己点検できるように「入札事前チェックリスト」を新たに作成し、入札説明書の添付書類として参加者に配布することとした。

なお、契約監視委員会の点検結果を実際の契約実務の執行に反映し、より適正な調達・契約手続きを遂行する方策として、職員向けの「会計実務マニュアル」の年次改訂及び実務年数の少ない職員を主な対象とした会計実務研修プログラムの充実に取り組んだ。

４．連続一者応札・応募案件の改善状況

前回入札から連続して一者応札・応募となった 6 件について契約監視委員会において重点的に点検を行い、更に、前述総務省行政管理局長発事務連絡において「翌年度に競争入札等を行う場合には、法人による改善策が講じられたかどうか、原則として事前に契約監視委員会の点検を受けること」とされていることを踏まえ、平成 25 年度の契約を平成 24 年度内に入札することとなっていた 6 件中 5 件については事前点検の主旨も兼ねた点検として改善措置を着実に実行したところ、5 件全てについて複数の入札参加者を得て、一者応札・応募が改善された。

指標３：一者応札・応募の状況と改善の取組み

１．一者応札・応募の状況

（１）平成 24 年度発生件数

平成 24 年度の競争入札等 215 件のうち一者応札・応募となった案件は 29 件であった。このうち、当年度に新規に発生したものが 19 件（うち当年度の契約で初めて一者応札・応募となったのは 13 件、前回契約においても一者応札・応募であったのは 6 件）、複数年契約等により前年度から継続しているものが 10 件であった。

対 23 年度との件数比率では、23 年度は一者応札・応募案件 29 件（うち新規発生 15 件（うち初 11 件、前回 4 件）、前年度からの継続 14 件）であったところ、24 年度の全一者応札・応募案件数に占める新規発生案件の件数比率は対 23 年度で、13.8%増であった。

〔全発生件数に占める新規に発生した件数：15 件 → 19 件
新規に発生した件数比率：51.7% → 65.5%〕

23 年度に比べて 24 年度の新規発生率が増加した理由としては、23 年度が第 2 期中期計画の最終年度にあたり、それまで契約期間を更新していた契約を一旦終了し、新たに調達を行った結果、これまで継続となっていたものが新規としてカウントされるケースがあったことによるものであり、内容的に新規の一者応札が増えているということでは必ずしもない。

（２）一者応札・応募の要因

当該 29 件について、その要因を概略区分すると、①業務の特殊性から市場規模が小さく履行可能な者が限られたと考えられるもの（13 件、うち 24 年度新規発生 7 件）、②限られた期間の中で業務を行うための人員などの確保が困難であったため履行可能な者が限られたと考えられるもの(10 件、うち 24 年度新規発生 7 件)、③性質の異なる業務が一体として行われることにより成果が得られる業務であるため履行可能な者が限られたと考えられるもの（2 件、うち 24 年度新規発生 1 件)、④要求された仕様が高度であるため履行可能な者が限られたと考えられるもの（4 件、うち 24 年度新規発生 4 件)、⑤その他の理由によるもの（0 件）であった。

２．一者応札・応募案件の改善に向けた取り組み

上記指標２の「２．（２)」に記載のとおり、一者応札・応募案件に関する契約監視委員会の点検結果を踏まえ、以下の改善措置を行った。

（１）調達予定案件概要の前広な周知

調達予定案件一覧をホームページに公開するとともに、特に前回入札時に一者応札・応募であった案件や入札参加者数の確保が困難な見通しの案件については、事業者間の公平性について十分配慮した上で、参加の見込みのある事業者にメール等で案件の広報を行うこととした。

（２）入札書式（入札書、委任状）の改正

入札書、委任状について、記入事項・記入方法がわかりやすいように注記を加えるなどの改正を行った。

（３）入札参加者向け「入札事前チェックリスト」の導入

入札参加者が入札前に必要書類について自己点検できるように「入札事前チェックリスト」を新たに作成し、入札説明書の添付書類として参加者に配布することとした。

３．連続一者応札・応募案件の改善状況

上記指標２の「４.」に記載のとおり、前回入札から連続して一者応札・応募となった 6 件について契約監視委員会において重点的に点検を行い、更に、平成 25 年度の契約を平成 24 年度内に入札することとなっていた6件中5件については事前点検の主旨も兼ねることとし改善措置を着実に実行したところ、5 件全てについて複数の入札参加者を得て、一者応札・応募が改善された。

平成 25 年度以降も、特に連続で一者応札・応募となった案件について契約監視委員会による点検を経て改善を図るとともに、競争入札等全般に関し、引き続き「適正な公告期間を確保」するとともに、可能な範囲で「仕様の汎用性拡大」や「分割調達の検討」、「競争参加資格の拡大」を実施する。また、契約監視委員会による指摘を基に改善を行った「企画競争等による入札実施時における評価基準の可視化」、についても継続し、複数入札参加者を確保し、競争性をより高めるための努力を継続する。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標１：「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく随意契約の見直し
指標２：契約監視委員会の活動状況と点検の結果
指標３：一者応札・応募の状況と改善の取組み</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
随意契約の見直しについては、着実に進められているものと考える。但し随意契約は、前年度（23 年度）と比較して、契約全体との比率においては件数、金額ともに減少しているものの、金額ベースでは増加している（件数ベースで、平成 22 年度 134 件、平成 23 年度 160 件、平成 24 年度 136 件。金額ベースで、平成 22 年度 1,443 百万円、平成 23 年度 1,671 百万円、平成 24 年度 1,771 百万円。以上の数値は、入札不調随契を含んでいない。）。また、平成 23 年度においては東日本大震災復興関連事業で随意契約によらざるを得なかった案件があったという事情を考慮すると、平成 24 年度に改善されたものとは一概には言えない。
基金においては、「事業の特性から真に随意契約によらざるを得ないもの」が多いことを理由の 1 つとしており、評価委員会からの指摘も踏まえてこの類型を明確化することで競争性のない随意契約に関する説明を強化した点は評価できる。引き続き、類型の明確化、具体化を図ることにより、事務の簡素化、契約の適正化の可視化がより図れると思われるが、他方において、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）における随意契約の定義が明確である以上、当該随意契約率が高いことも事実である。今後も、契約監視委員会において「真に随意契約によらざるを得ないもの」も含めて価格の妥当性や見直しの可能性を検討するなど、随意契約の削減に向けた努力を継続する必要がある。
契約監視委員会の活動状況と点検の結果については、平成 24 年度は、契約監視委員会を年間３回開催しており、点検結果への対応等については特に問題はない。
一者応札・応募の状況（競争入札等 215 件の内、29 件が 1 者応札・応募）と改善の取組みについては特に問題はない。
以上より、計画通り順調であると評価する。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

小項目 No.18　事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化

大項目	Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	５．関係機関との連携確保等
小項目	No.18　事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化
中期計画	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）で定められた方針を着実に実施しつつ、事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するため、関係する機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整・連携の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関の協力のもと、外務省及び基金が中心となり、連絡会を設置する等により、関係する機関全体として協力・連携を確保・強化するための仕組みを構築する。また、環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえつつ、廃止や他機関への移管も含め、事業の不断の見直しを行う。特に、国際観光振興機構との統合あるいは連携強化の在り方について、検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。
年度計画	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に定められた方針を着実に実施すべく、関係省庁・機関が設置する共同会議体に参加し、関係法人の連携･協力の仕組みの構築に着手する。また、国際観光振興機構との統合あるいは連携強化の在り方の検討については、平成23年度末に示される方向性に従い、平成24年夏までに結論を得るべく、必要な作業を行う。 また、事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化を図り、国際的な交流促進の観点から効果的かつ効率的に事業を実施するため、国際広報連絡会議等の場を活用するとともに、外務省が設置した「広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会」の提言を活かし、日本全体としての戦略性と実施体制の向上に向けて、在外公館との間で協力・連携を強化するための仕組みを構築する。更に、環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえつつ、廃止や他機関への移管も含め、事業の不断の見直しを行う。

【業務実績】

要旨

国際業務型法人との間で、3法人以上が海外事務所を有する海外都市におけるワンストップサービスのための合意書締結を行ったり、在外公館とも連携しつつ観光庁の訪日旅行促進事業に連携参画したりするなど、オールジャパンの取組みの効率的な展開に努めてきた。また、国際協力機構との間では特に日本語事業に関し、日系人を対象とした日本語教師向け研修の移管や同機構研修員に対する宿泊施設（関西国際センター）の提供を行った。その他、内閣府が事務局を努めるオールジャパンの取組みへの参画、文化庁との事業の重複を避けるための協議及び情報交換、公益法人･地方自治体との連携･協力、海外の文化交流機関との連携を継続して行った。

また、国際観光振興機構との間で従来から取組んでいる、両法人の事業の相乗効果を高め、効率化・合理化を図るための協力・連携に関しては、在外公館がオールジャパンで取り組む日本紹介事業における連携を行っているほか、同機構が観光庁より実施を受託している「通訳案内士試験」の会場として基金日本語国際センター・関西国際センターの施設を提供して同試験の経費効率向上に貢献した。

指標１：国際的な交流促進の観点からの関係省庁・機関との情報共有及び調整・連携の仕組みの構築

1. 国際業務型独立行政法人との情報共有及び連携協力

従来から国際業務型法人とは、連携・協力とオールジャパンの取組みの効率的な展開に努めてきたが、これに関しては平成24年度中において以下の取組みを行った。

（１） 国際業務型法人が3法人以上存在する世界16都市（いずれも基金海外事務所所在地）において、同都市所在の法人連名によるワンストップサービス実現のための連携合意書を締結し、定期的な会合による情報共有と連携可能性の検討を行う枠組みを形成するとともに、オールジャパン連携事業への参画、広報の相互協力、施設の提供等の協議と調整を行った。

（２） 事業面での交流促進に関しては、平成24年度から開始された観光庁「訪日旅行促進海外現地オールジャパン連携事業（在外公館等連携事業）」に関し、在外公館及び他の国際業務型法人と連携協力して参画することにより、基金本来の役割である文化交流分野の主要な役割を担い、総合的な日本紹介と観光振興の相乗効果を得ることをめざした。具体的には、

①韓国における「日韓交流おまつり」
②フィリピン観光博「20ｔｈ Ｔｒａｖｅｌ Ｔｏｕｒ Ｅｘｐｏ 2013」
③モントリオール国際旅行博2012
④パリにおけるＪＡＰＡＮ ＥＸＰＯ
⑤マドリード国際観光見本市「ＦＩＴＵＲ2013」

等への参画・協力を行った（詳細については下記指標2に記載）。

（３） また、観光庁との共同事業以外にも、在外公館と緊密に連携し、「ジャカルタ日本祭り」等の総合文化紹介事業や各国における日本語弁論大会、ジャパン・ウィーク等に専門家派遣や備品・資料提供等の形で協力した。

・ジャカルタ日本祭り

毎年9月に開催されるインドネシア最大級のイベントで、来場者は１週間で35,000人超。4回目となる今回は「深まる絆、広がる交流、インドネシア・日本」がテーマで、昨年の「ありがとう、インドネシア」（東日本大震災に対するインドネシアからの友情と支援への感謝を込めたもの※）で培われた両国の友情をさらに深めた。基金は日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）とともに実行委員会に参加、情報やノウハウを提供するとともに、青少年防災・減災ワークショップ、陶芸展、日本食ワークショップ、折り紙ワークショップ、日本に滞在したインドネシア人建築家による日本の風景の水彩画展等を実施。

※ 震災直後に日本語を学ぶインドネシアの学生たちによって作られた歌「桜よ」は、2013年1月の安倍首相東南アジア歴訪でされる予定だった演説等でも折りに触れて紹介され、現在も日本において深い感動を呼んでいる。
http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2013/20130118speech.html

こうしたオールジャパンの文化紹介の取組みに際しては、総合調整に加えて要人対応、広報、プレス対応、資料作成といった横断的取組みを在外公館が担うことにより、それら業務の一元化と効率化が図られるとともに、他団体や日系企業等、より多くのアクターの参画が得られ、費用対効果が高まることとなった。同時に基金が文化交流の専門性を生かした質の高い展覧会や公演、知的交流事業等を担当することで、内容が充実することに加えて、法人ごと異なるネットワークやノウハウが生かされ、相乗効果をさらに高めることができた。

なお、国際協力機構（ＪＩＣＡ）との間では、主として日本語事業分野に関して、以下の連携・協力を行っている。

- 外務省、ＪＩＣＡと調整を行った結果、平成24年度より、従来ＪＩＣＡが実施してきた日系人対象の「継承日本語教育研修」コースのうち、日本語教育に特化した部分を基金に移管することとなり、日本語国際センターで「海外日本語教師日系人教師研修」が開始された。（「日系人継承教育（日系人としてのアイデンティティー向上）」部分はＪＩＣＡが継続実施）
- 2007年に関西国際センター副所長とＪＩＣＡ契約担当理事との間で調印した「政府ベース技術協力による研修員等の研修機関附属施設利用に関する覚書」に基づき、平成24年度はＪＩＣＡ研修員14名に対し宿泊施設を提供した。
- ＪＩＣＡプロジェクト実施中ないしはプロジェクトが終了した日本人材開発センター及び日本センター（8か国9か所）の内、ウクライナ、カザフスタン、ウズベキスタン、モンゴル、ラオスにおいて、日本語講座の運営及び相互理解事業の実施に協力した。
- 青年海外協力隊日本語教育隊員の派遣前研修に関し、日本語国際センターへの訪問受け入れ、及び同センターの日本語教育専門家の出講によって協力した。
- 「ＪＩＣＡナレッジマネジメント支援委員会（日本語教育分野）」に基金職員が委員として参加した。
- 海外での日本語教師セミナー、アドバイザー出張指導等で、基金派遣日本語専門家がＪＩＣＡボランティア活動に協力した。

2. その他の省庁・独立行政法人との情報共有及び連携・協力

（１） 内閣府

他省庁や民間企業も参加するオール・ジャパンの取り組みにおいて、文化交流を通じて積極的に貢献するため、内閣府が事務局を務める次の連絡会議に出席した。

宮城県塩竈市の牡蠣生産者らによるレクチャー・デモンストレーションをフランス、ポーランド、ドイツにおいて実施するにあたり、あわせて塩竈の地酒を紹介するなど、日本産酒類の輸出促進に資する事業を行った。

① 「国際広報連絡会議」（2012年3月1日設置）（平成24年度は全8回参加）
② 「國酒等の輸出促進連絡会議」（2012年9月18日設置）（平成24年度は全1回参加）
③ 「日本産酒類の輸出促進連絡会議」（2013年3月12日設置）（平成24年度は全1回参加）

（２）文化庁

文化芸術交流分野においては、事業実施の重複を避け、効果的な連携・協力を進めるため、文

化庁との間で定期連絡会（年に1～2回）を開催し、継続的な情報共有と意見交換に努めるとともに、年度計画策定時および必要時に適宜、個別事業の摺り合わせを行った。また、文化庁が実施する文化交流使事業に関し、基金海外拠点がニーズ調査（依頼・データ集計・報告）や文化交流使の現地活動への協力を行うとともに、活動報告会技術審査委員会に委員を出して協力した。

日本語事業分野においては、文化庁文化部国語課が主催する「日本語教育推進会議」に参加し、より効果的な日本語教育推進に向けて関係機関（関係省庁、独立行政法人、財団・社団、大学等）との情報交換を行ったほか、文化庁が運営する日本語教育コンテンツの総合情報サイト「ＮＥＷＳ」（2013年4月1日公開）に対し、国際交流基金の日本語教育関連情報を提供した。個別事業に関しては、随時、情報共有を行った。

（３）その他

- 独立行政法人日本芸術文化振興会については、基金が海外から招へいしたアーティスト・専門家の国立劇場施設見学や舞台鑑賞等で協力を得ている。
- 独立行政法人日本万国博覧会記念機構及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構については、情報交換によって重複助成を避け、効果的な事業実施に努めた。
- 経済連携協定（ＥＰＡ）に基づく看護師・介護福祉士候補者に対する日本語予備教育に関しては、外務・経済産業・厚生労働の各省、国際厚生事業団（斡旋機関）、受入病院・施設の要望などを踏まえた研修内容とし、(社)日本語教育学会の「看護と介護の日本語教育研究会」の専門家にカリキュラムへのアドバイスを受けつつ日本語研修を実施した。

３. 公益法人・地方公共団体との連携・協力

（１）公益法人との連携・協力

平成24年度は、国内の公益法人等が行う国際交流事業の規模・内容等を調査して現状把握に努めつつ（調査の詳細については「No. 10　内外の国際文化交流の動向の変化を把握するために必要な調査・研究の実施」に記載）、一部の公益法人とは連携で事業を実施したほか、重複排除、連携・協力のために連絡・協議を行った。

連携・協議等の例は以下の通り。

- 公益財団法人交流協会及び公益財団法人日韓文化交流基金については、両法人が対象としている国・地域向け事業に関し、事業の重複実施を避けるために、連携協議や情報交換を行っている。
- 公益財団法人東京都歴史文化財団については、国際会議「文化の力・東京会議」及び非公開セミナー・オープンフォーラム「日本におけるアーツカウンシルの役割を考える」を共催実施した。
- 公益財団法人ユニジャパンについては、日本映画データベース「ＪＦＤＢ」を共同制作しているほか、映画関連イベントをベトナムにおいて共催した。
- 財団法人自治体国際化協会については、全国のＪＥＴプログラム参加者の中から日本語教育に関心をもつ参加者を対象に基礎的な日本語教授法研修を共催で実施し、ＪＥＴ参加者に対する研修参加の募集の広報につき協力を得た。

（２）地方自治体との連携・協力

日本語国際センターは、埼玉県やさいたま市が行う国際交流イベントを共催したり、施設提供で協力したりした。

関西国際センターにおいては、海外における日本語普及を促進すると同時に、同センターの研修ノウハウの蓄積を還元することで地域に貢献するため、大阪府と共催で、大阪府に着任して間もないＪＥＴプログラム参加者を対象に、日常生活や所属先において必要な日本語会話の練習、話し言葉や方言の学習などの研修（大阪府ＪＥＴ青年来日時日本語研修）を実施した。

また、両センターの日本語教育専門員が、周辺自治体等が実施する日本語教育関連の講座等に出講して協力した。

4. 海外の公的機関との連携

スペインのカーサ･アシア、ドイツのベルリン日独センター、インド文化関係評議会、トルコのユヌス･エムレ･インスティテュートと協力協定を継続した。また、基金と類似の性格の各国文化交流機関（ゲーテ･インスティテュート、ブリティッシュ･カウンシル、アンスティチュ･フランセ、韓国国際交流財団等）との相互連絡や連携を平成24年度も引き続き行った。

主な実績は次の通り。

- カーサ･アシアとは、平成24年度も引き続き、バルセロナにおいて日本語講座を共同で実施した。
- アンスティチュ･フランセ関西と共同で、国際交流基金賞授賞式のために来日したフランス国立東洋言語文化大学のフランソワ･マセ教授の講演会（題目：古事記−忘れ去られたアエネイス？～フランスからの提言～）を、関西国際センター設立15周年記念事業として実施した。
- ベルリン日独センターとの人事交流を継続して実施した。
- 韓国国際交流財団を韓国のカウンターパートとして毎年共同実施してきた「日中韓次世代リーダーフォーラム」については、中国との外交関係の悪化の影響を受けて平成24年度の事業が中止となった。

指標２：国際観光振興機構との統合あるいは連携強化の在り方に関する方針の策定と具体的な取組み

1. 国際観光振興機構（JNTO）との統合あるいは連携強化の在り方に関する方針の策定

国際観光振興機構（ＪＮＴＯ）との統合あるいは連携強化の在り方については、2012年9月7日付最終報告書において、

> *組織の在り方に関する結論：*
>
> *両法人の現在の政策実施機能を一層向上させ、現下の要請に応えていく観点から、「連携強化」のために必要な取組の一層の強化を図っていくこととする。その際、統合も視野に置き、海外事務所及び職員の法的地位の喪失、相手国提供の土地や建物の貸与・使用の停止、両法人の文化交流機関又は政府観光局としての国際的なステータスの喪失等を招かないような法人の在り方及び事業運営上の工夫について、適切な措置を講じつつ、必要な検討を行う。*

と結論づけ、両法人の事務所の共用化及び事業連携強化により、その実現を図っていくこととした。

2. 連携の具体的な取組み

従来から取組んでいる、両法人の事業の相乗効果を高め、効率化・合理化を図るための協力・連携に関しては、在外公館がオールジャパンで取組む日本紹介事業における連携を行ってきた。とりわけ平成24年度から開始された、観光庁「訪日旅行促進海外現地オールジャパン連携事業（在外公館等連携事業)」に関し、在外公館とＪＮＴＯの共催事業に参画することにより、基金本来の役割である文化交流分野の主要な役割を担い、総合的な日本紹介と観光振興の相乗効果を得るべく、以下のような事業への参画・協力を行った。

・日韓交流おまつり

「元気な日本と韓国」のテーマを掲げたこの催しは1日で約45,000人の市民が参加し、両国の各種メディアにおいて好意的に取り上げられた。岩手県宮古水産高校の太鼓演奏や福島県いわき市のフラガール公演等で日本の復興をアピールする機会ともなった。基金は当初より運営委員会に参画、上妻宏光の三味線と韓国国立管弦楽団の共演によるオープニングコンサート、御鳴ラ商会公演（ちんどん屋)、アニメーション上映を主催するとともに沖縄伝統芸能、秋田竿灯まつり、ファッションショーに助成し、総合的な文化紹介を実施した。

・フィリピン観光博「20ｔｈ Ｔｒａｖｅｌ Ｔｏｕｒ Ｅｘｐｏ 2013」

3日間でのべ76,607人の来場者があった同博覧会において、日本政府はオールジャパン体制でＶｉｓｉｔ Ｊａｐａｎ（ＶＪ）パビリオンを形成し、観光PRと日本紹介を実施。J-POP、邦楽演奏、書道、空手、折り紙、食文化等のイベントを切れ目なく実施し、ＶＪパビリオンは「ベスト・マーケティング・エフォート」（国際）部門で大賞を受賞。基金は同パビリオン内で書道実演を毎日実施するとともに、展示品の貸し出し等を行い、日本文化への親近感の醸成を図った。

・モントリオール国際旅行博2012

のべ4万人の来場者があったカナダ最大の観光展において、日本政府がオールジャパン体制（在外公館とＪＮＴＯ共催）で出展した日本ブース来場者は、3日間で約6,500人にのぼった。ブースでは折り紙、書道等の文化紹介とともに、震災復興関連DVD上映や「東北文化の魅力写真展」等により復興もアピール。旅行会社や旅行ジャーナリストへの情報提供等も行い、訪日促進を図った。基金はパビリオン脇の特設大ステージにおいて、トロントを中心に活動し、鮮やかな衣装とエネルギッシュな踊りで人気を博しているよさこいダンスグループ「ＹＯＳＡＫＯＩ桜舞」による公演を実施。急遽１公演を追加する高い人気を博した。

・その他

約21万人の若者を動員したパリのＪＡＰＡＮ ＥＸＰＯにおいて、基金はパリ日本文化会館ブースを出展、同時代の日本の映像作家による映像表現を中心とした都市文化をショーケース的に紹介した（東京都写真美術館協力)。また、大使館が同スペースを利用し、癒しロボット「パロ」（アザラシ型のロボット）のデモンストレーションを実施した。

約21万人を動員した欧州三大観光見本市のひとつ、マドリード観光見本市（開会式にはフェリペ皇太子同妃両殿下も参列）において、基金はスペインで人気の高い日本のアニメを題材にした「キャラクター弁当」の実演や日本語学習ブースの提供を行い、日本のポップカルチャーと食文化を融

合させた新しい文化紹介であると好評を博した。

その他、国内における連携事例として、観光庁による国家試験「通訳案内士試験」（ＪＮＴＯが実施を受託）の面接試験会場として、ＪＮＴＯに対し、日本語国際センター（さいたま）と関西国際センター（大阪）の教室を提供し、同試験の経費効率向上に貢献した。

また、ＪＮＴＯとの海外事務所の共用化に関しては、すでに北京、バンコクにおいては実現ずみであるが、ジャカルタにおいてもジャカルタ日本文化センターの事務所の一部（約 100 ㎡）を、平成 24 年度末をもって家主に返還し、当該部分にＪＮＴＯが平成 25 年度に事務所を開設すべく、基金側必要手続きを了した。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標１：国際的な交流促進の観点からの関係省庁・機関との情報共有及び調整・連携の仕組みの構築
指標２：国際観光振興機構との統合あるいは連携強化の在り方に関する方針の策定と具体的な取組み</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化については、政府方針等に基づいて、国際観光振興機構との連携等の具体的な取組みがなされており評価できる。なお、政府の行政改革推進会議のもと、現在独立行政法人改革に関する議論が有識者会議等によって進められており、今後もこれらの動向も踏まえつつ、改革に向けた具体的な取組が求められる。
また、関係省庁・機関との情報共有、連携強化、オールジャパンの取組による効果的効率的な事業実施のための基盤を構築しており、重要事業（文化・日本語）については、文化庁との情報共有個別事業会議により重複を避け、協力により事業を効果的に展開している。
以上より、計画通り順調であると評価する。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

小項目 No.19　内部統制の充実・強化、適切な事業評価の実施等

大項目	Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	６．内部統制の充実・強化等
小項目	No.19　内部統制の充実・強化、適切な事業評価の実施等
中期計画	（１）法令等を遵守するとともに、業務の特性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、内部統制の充実・強化を図る。また、リスク・マネジメント手法を中心とした内部監査の実施により、内部統制機能の有効性のモニタリングを行う。 （２）外部有識者も含めた事業評価の在り方について適宜、検討を行いつつ事業評価を実施し、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。 （３）管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。
年度計画	（１）法令等を遵守するとともに、業務の特性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、内部統制の充実・強化を図る。また、リスク・マネジメント手法を中心とした内部監査の実施により、内部統制機能の有効性のモニタリングを行う。更に、コンプライアンス推進委員会を実施する等により、コンプライアンスに係る取組みを推進する。 （２）外部有識者も含めた事業評価の在り方について適宜、検討を行いつつ事業評価を実施し、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。 （３）管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」を始めとする政府の情報セキュリティ戦略に沿った対策の作成、及び大規模震災等の災害に備えた事業継続計画（ＢＣＰ）の検討のための重要情報管理の指針策定に着手する。

【業務実績】

要旨

平成24年度においても「コンプライアンス推進委員会」を開催し、専門家による講演の実施を含め、基金内部における具体的なコンプライアンス上の取り組み事例に関する検討を行うなど、コンプライアンスの推進に取り組んだ。内部規程等の遵守及び運用状況に関しては、内部監査を行い、リスク・マネジメントの観点から業務上のリスクの発生可能性が比較的高く、かつ万一発生し問題となった場合の影響度が大きい職務に重点をおいて監査を実施している。日本語国際センター（埼玉県）、関西国際センター（大阪府）及び京都支部については原則として毎年交互に監査を実施しており、平成24年度は、日本語国際センターの内部監査を実施した。内部監査においては、一定額以上の支出を予定する案件等に関する決裁書を監査室が必ず書面審査することにより、問題の発生を未然に防ぐ取組みも行っている。海外事務所については、平成24 年度はトロント、ニューヨーク、ローマ、パリの4か所について実地監査（監事監査）を実施した。特に附属機関、海外拠点等での実地監査については、監査報告や報告書回覧等により、役職員との共有を図っている。平成24年度の会計監査人（監査法人）監査においては、本部、日本語国際センター、関西国際センター、 海外事務所2か所で実地検査が実施され、内部統制状況のチェック、アドバイスを受けた。監事監査実施の結果、大きな改善取組みを要する事項の指摘はなかった。

事業評価については、平成23年度業績評価についても外部専門家による評価を継続して実施したほか、第３期中期目標期間となった機会を捉え、ＰＤＣＡサイクル定着に向けた自己評価方法の見直し、事業実施による効果の測定のための検討を行った。政策評価・独立行政法人評価委員会、外務省評価委員会、

外部専門評価者から得た意見に関しては、順次対応し、業務運営、事業実施の改善に反映させた。また、平成24年度には、知的交流事業の中から、海外の関係者と共同で複数年度にわたって実施するセミナー・会議に関する事業評価の方法を確認するための調査を実施した。

情報セキュリティ対策に関しては、情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ対策マニュアルの見直しと改訂作業、セキュリティ対策に配慮した現行システムの改善・見直し等を行ったほか、基金ホームページ・システムの構成変更やミドルウェア更新等の改修などにより、サイバー攻撃の発生を念頭においた対策の充実・強化を図った。さらに、大規模災害等の際の事業継続性対策の一環として、執務用各システムのバックアップ拠点を関西地方に移動させるべく準備作業を行った。情報の漏洩等の情報セキュリティ上のトラブルは発生しなかった。

指標１：内部統制機能の有効性を確認するモニタリング等の内部監査の実施と監査の結果の活用

1. 内部統制機能の有効性を確認する内部監査の実施状況

内部統制の前提となる公正性及び透明性を確保し、合理的かつ効率的に業務を実施するため、従来、資金運用、契約監視、助成事業及び各種の事業審査事務において、諮問委員会を設置し、外部専門家の客観的視点を導入する仕組みを構築しているが、平成22年度に制定した「独立行政法人国際交流基金コンプライアンス規程」に基づき、平成23年度より外部専門家を委員に含めた「コンプライアンス推進委員会」を開催し、平成24年度には基金内部における具体的なコンプライアンス上の取り組み事例につき検討を行うなど、コンプライアンスに関する理解の強化を図った（特に、組織内での意思決定方法、コンプライアンス啓発の方法等）。また、同委員会において専門家による講演を、同委員会メンバー（理事長及び役員と部長級職員）を対象として実施し、コンプライアンスの具体的事例を通じて、特に注意を要する点につき認識を深めるよう努めた。

内部規程等の遵守及び運用状況に関しては、従来、内部監査が行われている。本部の内部監査においては、対象となる10部門（部・センター）の監査を効率的・効果的に実施するために、リスク・マネジメントの観点から業務上のリスクの発生可能性が比較的高く、かつ万一発生し問題となった場合の影響度が大きい職務に重点をおいて監査を実施している。

また、附属機関・支部の日本語国際センター、関西国際センター及び京都支部については、原則として毎年交互に監査を実施しており、平成24年度は、日本語国際センターの内部監査を実施した。

内部監査においては、規程類の遵守のみならず、問題の発生を未然に防ぐことも重点事項として取り組んでいる。例えば、一定額以上の支出を予定する案件等に関する決裁書は、必ず監査室が書面審査を行っており、内規に従った処理が行われているか等、決裁事項の妥当性の確認（随意契約の契約理由の明確性等）といった観点から審査を行い、不備・問題点がある場合には、担当部署に指摘を行って事前の対処を徹底している。

海外事務所に対する内部監査も引き続き実施した。平成24 年度は全22海外事務所の内、トロント、ニューヨーク、ローマ、パリの4か所について実地監査（監事監査）を実施した。いずれの事務所においても業務管理体制上の重大な問題点は見受けられなかった。海外事務所の監査にあたっては、リスクアプローチの手法を用いて、リスクの洗い出し、対応すべきリスクの検討、既に構築されている統制体制の有効性を検証することにより、業務運営管理の維持向上を図るよう努めた。特に附属機関、海外拠点等での実地監査は、役員を含めた定例会議での報告や、監査報告書の関係各部署への回覧等

により職員間での浸透・共有を図っている。

平成24年度の会計監査人（監査法人）監査においては、本部、日本語国際センター、関西国際センター、 海外事務所2か所（サンパウロ、メキシコ）で実地検査が実施され、会計業務を中心に内部統制状況のチェック、アドバイスを受けた。改善を要するとして、書き損じ小切手の取り扱い、物品の管理等につき指摘があったことから、取り扱いを徹底するよう周知を行った。今後も内部統制の強化に向け、指導・アドバイスを受けることとしたい。

2. 内部統制の在り方の検討と見直し状況

コンプライアンス推進委員会の開催を通じて、コンプライアンスに対する組織としての理解を深め、業務遂行におけるコンプライアンス推進を図っている。

監事監査実施の結果、大きな改善取組みを要する事項の指摘はなかった。

指標２：事業評価等における外部有識者意見の取込み

平成 23 年度事業の評価を、以下のプロセスで行った。

・事業実施担当部署は、事業プログラムごとに、そのプログラム中の個々の実施案件（プロジェクト）の評価用データを海外・国内の現場から収集。
・事業実施担当部署で、案件ごとに自己評価した後、それらを集計して、プログラム単位の自己評価を行う。
・その結果を業績評価担当部署（企画･評価課）に提出、評価担当部署は、評価（事後評価）の客観性を確保すると共に、評価において得られた意見をプログラム運営の改善に繋げるため、外部専門家に各プログラムの評価（イ～ホの評定及びその理由）を依頼。
・外部専門家の評価結果（評定・理由・その他コメント）については評価担当部署より事業実施担当部署にフィードバックするとともに、そのうち評定については業績報告書に付して外務省評価委員会に報告する。

平成 23 年度業績評価における外部専門評価の結果（対象 58 プログラムの外部専門評価 116 件）

評定	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	合計
件数	10	43	63	0	0	116
割合	9%	37%	54%	0%	0%	

平成 23 年度業績のプログラム自己評価においては、前年と同様、各プログラムがカバーする分野について知見を有する外部専門家 2 名に評価を依頼した。評価を依頼した外部専門家は、計 36 名であった。（同一の外部専門家へのプログラム評価依頼は連続 3 年までを上限としている。）

平成 24 年度において、外部専門評価者の評価結果及び意見を反映して改善を図った例は以下の通り。

・ 海外日本語教育機関調査に関し、平成 21 年度調査時に調査業務を落札した委託業者の業務遂行能力に問題があり、業務の進行に支障をきたしたことから、平成 22 年度の外部専門家による評価コメントを踏まえ、平成 24 年度調査の業者選定時にはインターネット調査業者へも入

札情報を積極的に提示し参加の打診を行ったり、入札参加用件の対象資格等級を前回より上位にまで広げることで実績の豊富な業者の参加を促した。また、入札を総合評価方式にすることで、より適切な業者選定を行った。（平成 22 年度事業の外部評価コメントに対応）

・ 広報に関し、平成 23 年度の外部専門家による評価コメントを踏まえ、ソーシャルメディアの運用定義・ガイドラインを定め、Facebook（平成 24 年度開始）、Twitter を活用した広報に努めた。（平成 23 年度事業の外部専門家による評価コメントに対応）

指標３：効果的・効率的な事業評価の実施とその結果の業務改善への反映

１．事業の評価の在り方に関する調査・研究の実施とその結果の活用状況

平成 24 年度は、知的交流事業の中から、「インター・カルチュラル・シティ（多文化共生都市）事業」(※)を対象に、海外の関係者と共同で複数年度にわたって実施するセミナー・会議に関する事業評価の方法を確認するための調査を実施した。

調査では、関係国・地域（日本・韓国・欧州）のそれぞれにおいて外部評価者を委嘱し、各国からの事業参加者へのインタビュー・アンケートをもとに、事業の背景となる各地の事情・経緯を踏まえた上で、事業実施による結果や発現した効果・成果を分析してもらった。

この方法により、関係国・地域における背景も含めて事業の意義を改めて確認することができたとともに、事業参加者からのフィードバックをもとに次年度事業改善のための課題を的確に把握することができた。今後同様の事業を評価する際に応用できると考えられる。

※「インター・カルチュラル・シティ」とは、欧州評議会が「多様性を脅威や解決すべき課題ととらえるのではなく、むしろ好機と考え、都市のダイナミズム・革新・創造・成長の源泉としていく」とのコンセプトに基づいて進めているプログラムで、国際交流基金は、日本で多文化共生を進める関係者と欧州の関係者を結び付けるための事業を平成 21 年度より毎年実施している。

２．事業評価に関する新たな取組みの状況

事業評価作業に関しては、第３期中期目標期間となった機会を捉え、以下の見直しを行った。

（１） 事業に関する自己評価方法の見直し

実施事業についての自己評価書の作成及び外部専門家による評価は今後も継続予定であるが、個別の実施プログラム（「海外公演」「海外展」等）ごとに作成していた自己評価書を、第３期中期計画で掲げた施策（小項目）の単位で作成するよう、見直しを行った。これにより、掲げた施策に対する各事業の効果・課題を確認しやすくなり、PDCA サイクル定着が進むこと、あわせて、作成する自己評価書数を絞ることで基金全体の評価にかかる業務量の軽減を目指す。

（２） 事業実施によって得られた効果の測定

事業実施にあたっては、事業参加者の対日関心・印象の変化、相互理解・信頼の増加の効果を測定し、把握することとした。事業のアウトプットだけでなく、事業実施によって生まれた変化（＝効果）を確認し、組織のミッション実現にどのように貢献したかを示すことを目指す。

３．評価結果の業務への反映状況

（１） 事業に関する自己評価の結果反映

事業に関する自己評価の結果を平成 24 年度の事業実施に反映させた例は以下の通り。

- 日本理解促進出版･翻訳助成プログラムに関し、海外の出版社のニーズを反映するにとどまらず、日本から海外に紹介したい図書を主体的、戦略的に打ち出すことができるよう、翻訳出版推奨図書紹介小冊子を作成し、海外の出版社や翻訳者、日本研究者等に広く配布した。（今後当該図書の優良翻訳案件についての申請があれば、優遇して助成を行う予定。平成 24 年度は「日本の青春」をテーマに 20 冊の図書を紹介。25 年度以降も各テーマを設定して 20 冊ずつ紹介する小冊子を第 5 号まで作成予定）
- 日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム（ＪＯＩ）に関し、派遣が終了して帰国したコーディネーターを対象に実施した外部専門家による事業評価調査の結果に基づき、平成 24 年度より、コーディネーターの待遇を改善（生活補助費等の支給額を増額）した。

（２） 外務省独立行政法人評価委員会の評価結果反映

外務省評価委員会「独立行政法人国際交流基金の平成 23 年度の業務実績に関する総合評価」（2012 年 8 月）における各種指摘については、例えば次のように、順次対応を行っている。

外務省評価委員会指摘事項	指摘事項反映状況
経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者への日本語研修事業や国際協力機構から移管される日本語研修事業の実施を含め，事業の企画・実施にあたっては，他団体との連携によって日本全体として事業が効果的・効率的に実施されるよう取組んでいくことが重要である。	経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人・フィリピン人看護師･介護福祉士候補者への日本語研修事業については、外務・経産・厚労の各省、国際厚生事業団（斡旋機関）、受入病院・施設の要望などを踏まえた研修内容とし、(社)日本語教育学会の「看護と介護の日本語教育研究会」の専門家からカリキュラムへのアドバイスを受けて実施している。また、国際協力機構（ＪＩＣＡ）から移管された日本語研修事業については、新規研修事業を開始するにあたり、ＪＩＣＡとの協議、ＪＩＣＡ研修事業の視察などを重ねた上で実施した。
国内における国際交流事業が大きく削減されている現状において，基金が海外で展開している有意義な事業や基金が蓄積している情報を如何に日本国内に伝達するかが課題である。	基金の活動と事業の成果を発信し､国際文化交流の意義と基金の事業に対する一般の理解を促進するために､以下の通り、インターネットを通じた広報を実施した。 (1)基金ウェブサイトによる情報発信（年間アクセス件数　約 202.5 万件） (2)ウェブマガジン「をちこちＭａｇａｚｉｎｅ」の発行（同上　約 9 万 5 千件） (3)Facebook、Twitter の公式アカウント運用による発信（Facebook「いいね！」5,803 人、Twitter「フォロワー」8,730 人）

平成 24 年 1 月 20 日付け閣議決定「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づく海外事務所の機能的統合については，引き続き適切に対応していく必要がある。	国際業務型法人の海外事務所の機能的統合に関しては、平成24年度には以下の取組みを行った。 (1)国際業務型法人が3法人以上存在する世界16都市（いずれも基金海外事務所所在地）における事務所共用化、近接化の具体的な対応の検討を行い、特にジャカルタ日本文化センターに関しては、事務所の一部を24年度末をもって家主に返還し、当該部分に国際観光振興機構が平成25年度に事務所を開設すべく、基金側で必要な手続きを了した。 (2)上記 16 都市においてワンストップサービスに係る業務連携の強化のための合意書締結を行った。
平成 23 年度の随意契約の圧縮に向けた取組みは，「随意契約等見直し計画」に掲げている目標に達していない状況にあるため，随意契約の見直しに向けた更なる努力が必要である。一方で，映像・公演事業や他団体との共催事業等の「真に随意契約によらざるを得ないもの」を今以上に明確に区分し，その上で契約全体に占める競争入札等の目標比率を見直すことも必要である。	随意契約に関しては、基金の事業の特性により生じる随意契約と、それ以外の理由による随意契約とをこれまで以上に明確に区別して整理し、平成 24 年度の契約の統計を行うとともに、25 年度以降の契約監視委員会点検時の契約類型に用いることとなった。（平成 24 年度からの第３期中期目標期間の業績評価においては評価項目が単独に設定(No.17)されているため、実績を評価委員会に詳細に報告することとなる）
グローバル化が進む世界において，文化芸術交流事業も，一方的な日本文化紹介・発信に留まらない「交流」と「協働」へ発展させていくことが必須である。	平成 25 年度においては、特にＡＳＥＡＮ地域を重点対象として、共同制作や協働事業を実施する予定である。（平成 24 年度からの第３期中期目標期間の業績評価においては評価項目が単独に設定(No.3)されているため、実績を評価委員会に詳細に報告することとなる）

（３） 政策評価・独立行政法人評価委員会の二次意見反映

政策評価・独立行政法人評価委員会の 23 年度業績評価に関する二次意見において個別に指摘のあった自己収入の拡大については、企業への働きかけや、基金ホームページ内にある寄附案内ページのリニューアル等の広報努力を行った結果、平成 24 年度の一般寄附金収入については、年度計画額には達しなかったものの、平成 22 年度、平成 23 年度の実績額を上回る収入を上げた。（詳細については小項目 No.20 に記載）

指標４：「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策の推進

1．情報セキュリティに関する方針の策定と実行状況

独立行政法人情報処理推進機構による情報セキュリティに関する指針等に基づき、平成 25 年度

当初より改訂すべく、情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ対策マニュアルの見直しと改訂作業を行った。

さらに、業務命令により2012年8月から翌年3月までの7か月間にわたって基金業務の電子化推進に関する調査検討チームを基金内部に設置、一次調査を行って報告書をとりまとめ、セキュリティ対策等に十分配慮した上での現行システムの改善・見直しに着手した。また、平成25年度当初より法人文書ファイル管理システムの電子化と一元的運用を実現させ、より確実かつ効率的な公文書情報管理を行うべく、これまで課･チームごと、かつ別個に管理していた文書ファイル管理簿と文書保存目録をイントラネット内のウェブシステムとして統合した新システムを構築した。

情報セキュリティ基盤の強化としては、公開系（基金ホームページ）システムの構成変更やミドルウェア更新等の改修を実施するなどして、サイバー攻撃の発生を念頭においた対策の充実・強化を図った。加えて、大規模災害等の災害に備えた事業継続性対策の一環として、基金本部を各種システムのバックアップ拠点と位置づけた上で、関西地方にて執務用各システムを平成25年中に本番移動させるべく、まずは関西データーセンターの選定作業までを終えた。

2. 情報セキュリティに関するトラブルの発生状況

上記の対策基準やマニュアルに沿った対処及び情報セキュリティ基盤の強化等の措置によって、情報の漏洩等のトラブルは発生しなかった。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標１：内部統制機能の有効性を確認するモニタリング等の内部監査の実施と監査の結果の活用
指標２：事業評価等における外部有識者意見の取込み
指標３：効果的・効率的な事業評価の実施とその結果の業務改善への反映
指標４：「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
内部統制について、内部監査については、従来内部規定等の遵守及び運用状況を監査要点として監査を実施している。平成24年度においても、この要点に沿って、本部、国内拠点及び海外事務所等の監査を実施しており、監査の結果、特に大きな指摘事項はなかった。また、監事監査でも特段の問題は指摘されていない。なお、基金では、内部規定等の遵守及び運用状況を確認するに当たって、リスクマネジメントの観点から監査を実施しており、引き続きこのような観点からの効率的、効果的な監査の実施が望まれる。
なお、基金では、「内部統制機能の有効性を確認する内部監査の実施状況」として、本部及び国内拠点の内部監査に加え、海外事務所においては監事監査を実施し、さらに会計監査人監査を実施したとしている。内部監査は、内部統制組織の重要な一部を構成するものである。一方、監事や会計監査人は、内部監査との情報共有や連携が必要ではあるが、性格的には内部監査とは異なる。よって、内部監査、監事監査及び会計監査人監査の関係については、再度整理する必要がある。
情報セキュリティ対策についても、独立行政法人情報処理推進機構による情報セキュリティに関する指針等に基づいた情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ対策マニュアルの見直しと改訂作業への着手やセキュリティ対策に配慮した現行システムの改善等、各種取組が進められており、対応状</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

		況について問題はない。 　以上により、計画通り順調であると評価する。今後も引き続き、常に緊張感を持って内部統制の充実・強化を実施継続することが重要である。

小項目 No.20　予算・収支計画・資金計画及び財務内容の改善

大項目	**Ⅲ．予算、収支計画及び資金計画**
中項目	１．予算 ２．収支計画 ３．資金計画 ４．財務内容の改善に関する事項 （１）安全性を最優先した運用資金の運用と欠損金の発生の抑制 （２）寄附金受入れの推進 （３）受益者負担の適正化と外部リソースの活用
小項目	No.20　予算・収支計画・資金計画及び財務内容の改善
中期計画	１　予算：　〔省略〕 ２　収支計画：　〔省略〕 ３　資金計画：　〔省略〕 ４　財務内容の改善に関する事項 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。また、一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。 （１）運用資金については、原則、安全性を最優先した上で有利な運用を行う。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、安全性を確保しつつ、外貨建債券による運用も行い、必要な事業収入の確保を図るとともに、資金運用諮問委員会及び外務省独立行政法人評価委員会における点検や検討の結果を踏まえ、欠損金の発生を抑制し、法人財政を健全化するために必要な措置を講ずるものとする。 （２）事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受け入れをより一層推進していく。また、財政的基礎（運用資金）に充てることを目的とした民間出えん金としての寄附金についても、受け入れを行う。 （３）経費の効率化を目的に、現地の事情等を勘案した上で、日本語能力試験受験料や各種催しにおける入場料等の受益者負担の適正化を、引き続き行う。加えて、他団体との共催、協賛、協力等を積極的に進め、外部リソースの活用を図る。 （４）業務の効率化を進める観点から、各事業年度において適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。また、基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。 （５）毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
年度計画	１　予算：　〔巻末【参考資料】平成 24 年度計画参照〕 ２　収支計画：　〔同上〕

	3　資金計画：　〔同上〕 4　財務内容の改善に関する事項 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。また、一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。 （1）運用資金については、原則、安全性を最優先した上で有利な運用を行う。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、安全性を確保しつつ、外貨建債券による運用も行い、必要な事業収入の確保を図るとともに、資金運用諮問委員会及び外務省独立行政法人評価委員会における点検や検討の結果を踏まえ、欠損金の発生を抑制し、法人財政を健全化するために必要な措置を講ずるものとする。 （2）事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受け入れをより一層推進していく。景気回復の遅れを反映し、企業・個人からの寄附金獲得が困難な状況が続くことが予想されるが、引き続きより多くの寄附金受入を行うよう努める。 （3）経費の効率化を目的に、現地の事情等を勘案した上で、日本語能力試験受験料や各種催しにおける入場料等の受益者負担の適正化を、引き続き行う。加えて、他団体との共催、協賛、協力等を積極的に進め、外部リソースの活用を図る。 （4）業務の効率化を進める観点から、各事業年度において適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。また、基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。日本語国際センターや関西国際センターの宿泊施設について、引き続き適切な利用を図る。また、保有宿舎についても、入居率の向上を図る。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。 （5）予算の執行状況を的確に把握した上で、業務を実施する。

【業務実績】

要旨

財務情報開示に関しては、基金の運営状況等についての情報開示の充実を図っている。

基金の資金運用は、外務省評価委員会、政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘等を踏まえ、中長期的収入の安定と各事業年度の必要収入の確保という両面に考慮した、安全性の高い中長期債券を基本とした運用を行なっている。平成 24 年度は償還された債券等の再投資として、額面 70 億円分の債券購入を行った。平成 24 年度運用収入実績額は 1,151 百万円であった。償還された債券を再投資する際の平均利回りが市場の動向で当初の計画より低くなったため、全体として利回りが低下し、平成 24 年度計画額 1,171 百万円を 20 百万円下回った。平成 24 年度の決算においては、為替レートの変動による、既保有の外貨建債権の評価益を主要因として、当期純利益 919 百万円を計上している。結果として繰越欠損金の額は減少した。

一般寄附金の平成 24 年度の受入額は企業への働きかけや、基金ホームページにおける寄附案内ページのリニューアルの結果、前年度を上回った。特定寄附金制度についての照会・相談などについては細やかに対応し、本制度を利用した寄附の申し込みから審査による受入決定につながるような指導、助言を行った結果、受入額は前年度を下回ったものの、寄附の受入決定数は前年度を上回った。

他団体からの受託による国際文化交流事業を実施するとともに受託の利益を事業財源として活用した他、協賛金の獲得や受益者負担の適正化にも努めるなど、外部リソースの活用を行った。

保有資産に関しては、平成 23 年度において区分所有職員宿舎 4 戸を不要資産として売却し、売却収入から手数料を控除した額を、2012 年 5 月に国庫納付した。職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（2012 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）に沿って職員宿舎の必要戸数等について検討してきたところであるが、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（2012 年 12 月 14 日、行政改革担当大臣）が示されたことを受け、今後政府方針に則った職員宿舎の処分を進めるべく、具体的な計画策定に着手しており、今後適切に処分を行っていく。その他の主な保有資産（日本語国際センター、関西国際センター、パリ日本文化会館）については、施設・設備の適切な運営・改修に努め、施設を有効に活用している。平成 23 年度末に計上した繰越欠損金のうち、運営費交付金等と欠損金の相殺状況を検討した結果、資金の必要性が将来にわたりないと判断する運営費交付金、第２期中期目標期間中に返戻を受けた政府出資見合い及び運営費交付金で差し入れた敷金等の返戻金については 2013 年 2 月に国庫納付した。

平成 24 年度末の運営費交付金債務残高は 246 百万円（内訳：平成 25 年度に収益化されるもの 62 百万円、翌年度への繰越分 138 百万円、平成 25 年度の事業財源とするもの 46 百万円）となっている。

指標１：決算情報・セグメント情報の公表の充実等

財務情報開示については、「独立行政法人の事業報告書における記載事項について」（2008 年 1 月 29 日付総務省行政管理局管理官発各府省担当課長宛事務連絡）に基づき、財務諸表の添付書類である事業報告書において簡潔に要約された財務諸表を開示するとともに、当期総損益等の主要な財務データ並びにセグメント別の事業損益及び総資産の状況等について経年比較・分析内容（増減理由等）を明らかにする、また、平成 23 年度からは運用収益についてもセグメント別に表示するなど、基金の運営状況等についての情報開示の充実を図っている。

また、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（2010 年 10 月 25 日改訂）を受けた不要財産の国庫納付及び資産除去債務に係る注記等も行っている。

なお、平成 23 年度からは、財務諸表の附属明細書「有価証券の明細」に有価証券の種類ごとの個別銘柄名を記載することとし、さらなる財務情報の開示を行っている。

今後も、引き続き適切な情報開示に努めるとともに、独立行政法人の運営状況等にかかる情報開示について今後更なる内容の整備が図られる場合には適切に対応する。

指標２：安全性を最優先とした運用資金の運用、欠損金の発生の抑制

1. 資金運用の状況

（1）基金の資金運用は、政府からの出資金と民間からの出えん金からなる独立行政法人国際交流基金法第15条第1項の規定により保有する運用資金を原資として、中長期的収入の安定と各事業年度の必要収入の確保という両面に考慮した、安全性の高い中長期債券を基本とした運用を行なっている。資金運用は、資金運用に関する理事長の諮問機関で外部の専門家からなる資金運用諮問委員会に諮ったうえで、毎年度の理事会において決定される「資金運用方針・計画」に則り、法令等により指定された債券のうち規定の取得基準を満たす格付の高いもののみ対象にしている。

外務省評価委員会におけるこれまでの資金運用に関する議論、政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」における「外貨建債券の運用・監理については、交流基金の資金運用諮問委員会及び外務省独立行政法人評価委員会における点検や検討の結果を踏まえ、欠損金の発生を抑制し、法人財政を健全化するために必要な措置を講ずるものとする」との指摘を踏まえ、平成24年度からの第３期中期目標・中期計画において、資金運用は「原則安全性を最優先とする」こととし、「平成24年度資金運用方針・計画」においては、「欠損金の増加要因となりうる米国債の新規購入については慎重に検討する」こととした。

また、有価証券及び定期預金の運用・管理に関し、取得・管理の基準・方法を再整理するとともに、取得済みの債券・預金が取得基準を満たさなくなった場合の危機管理について基準の設定を行い、「資金運用管理規程」として2012年4月1日から施行した。

（２）平成 24 年度は償還された債券等の再投資として、額面 70 億円分（うち 10 年債：58 億円、12 年債：9 億円、20 年債：3 億円）の債券購入を行った。米国債の償還・再投資、新規購入はなかった。なお、資金運用は国際交流基金自身が行っており、運用委託は行っていない。

（３）平成 24 年度運用収入実績額は 1,151 百万円であり、平成 24 年度計画額 1,171 百万円を 20 百万円下回った。これは、償還された債券について再投資する際の平均利回りが市場の動向により当初の計画より低くなったため、全体として利回りが低下したことによることが主な要因である。
また、平成 24 年度の運用対象資金の平均残高 639 億円に対する運用利回りは 1.80%であった。

２．当期損益等の状況

平成 24 年度の決算においては、当期純利益 919 百万円を計上している。

その主要因は、①平成 24 年度末において保有している米国債 8,440 万ドル（額面額）を、同年度末の為替レート（94.05 円、平成 23 年度末は 82.19 円）で評価したことにより発生した未実現の評価益 1,001 百万円、②平成 23 年度末に精算収益化した第２期中期目標期間中の運営費交付金の執行残等の国庫納付　△264 百万円である。

なお、前年度末までに外貨建債券の為替差損を要因とする繰越欠損金△2,180 百万円が計上されており、平成 24 年度に当期純利益 919 百万円を計上した結果、平成 24 年度末の繰越欠損金残高は△1,261 百万円となった。

指標３：民間からの寄附金受入れの推進（民間出えん金としての寄附金を含む）

寄附金受入拡大のための取組みと増減の状況

（１）一般寄附金収入については、計画額 32,823 千円（平成 20～22 年度の実績額の平均、計画策定時には平成 23 年度の実績額は確定していないため算入できない）に対し、受入額は 22,892 千円となった。計画額は下回ったものの、平成 22 年度、23 年度の実績額を上回る収入を上げた。

一般寄附金受入実績額　（単位：千円）

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
59,754	24,169	14,546	15,350	22,892

日韓パッケージデザインコンテスト、マレーシアにおける日本映画祭、ローマ日本文化会館 50 周年事業等について国内、海外の日本企業へ働きかけを行い、寄附金を獲得した。

個人など一般からの寄附金受入に関しては、平成 23 年度から民間運営の寄附サイトに登録し、基金の寄附案内ページから同サイトにリンクすることによって、ネット上でクレジットカードによる寄附を行える仕組みを構築しているが、利用実績がほとんどない状況であったため、寄附を募集する事業の追加や寄附申込みまでの流れをより分かりやすくするなどの寄附案内ページのリニューアルを 2013 年 3 月に行った。その結果、事業担当部署における広報努力もあり、3 月中に 2 件の寄附申込みがあり（入金は 4 月以降となったため実績としては 2013 年度）、4 月以降も複数の寄附が寄せられている。

（２）基金以外の公益団体等が実施する国際文化交流事業に団体や個人が支援を行う場合に、使途を特定して基金に寄附を行い、基金は受け入れた寄附金を原資に特定された事業実施団体に助成金を交付、寄附者は税制上の優遇措置を得ることができる特定寄附金制度を利用した特定寄附金収入については、計画額 518,214 千円（平成 20～22 年度の実績額の平均、計画策定時には平成 23 年度の実績額は確定していないため算入できない）に対し受入額 225,762 千円となった。

特定寄附金受入決定件数・受入実績額　（単位：千円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
受入決定件数	24 件	20 件	22 件	12 件	14 件
受入実績額	689,699	484,049	380,896	258,693	225,762

（注）各年度に受入を決定した案件の寄附金が当該年度に全て入ってくるものではなく、受入決定年度と寄附金の受入年度にはずれが生じる。

特定寄附金については、基金以外の公益団体等が実施する国際文化交流事業に対し、民間企業や個人が資金提供を行うものであり、寄附金の受入額は予定される事業の規模や日本の経済状況などにも左右されるため、基金自身の主体的な努力により増加させることは困難であるが、特定寄附金制度についての照会・相談などについては細やかに対応し、本制度を利用した寄附の申し込みから審査による受入決定につながるような指導、助言を行った。

受入実績額については日本経済の低迷や東日本大震災の影響等によると思われる減少傾向が続いているが、寄附の申込みがあり審査の上受入を決定した件数は平成 23 年度 12 件から平成 24 年度 14 件と増加した。

なお、平成 24 年度の受入決定案件の寄附予定額のうち、相当額は平成 25 年度以降に基金に対して払い込まれる予定となっている。

指標４：経費の効率化を目的とした受益者負担の適正化、他団体との共催・協賛・協力等による外部リソースの活用

受益者負担の適正化及び外部リソースの活用状況

（１）日本語能力試験について現地の物価水準、受験者層の構成、他の外国語試験の受験料等を考慮しつつ、現地実施機関と協議の上、平成 24 年度については中国、韓国の一部のレベルにおいて受験料の値上げを行ったほか、日本語国際センター・関西国際センターの研修において研修生にかかる経費の一部を削減し自己負担とする措置を平成 23 年度から継続するなど、引き続き受益者負担の適正化に努めた。

（２）基金の持つ国際文化交流事業に関する豊富な経験・ノウハウを活用し、ＪＥＮＥＳＹＳプログラム（21 世紀東アジア大交流計画）、キズナ強化プロジェクト（アジア大洋州地域及び北米地域との青少年交流事業）、地方自治体や文化交流団体の日本語研修事業などの受託事業を実施し、平成 24 年度は 1,285,430 千円を受託事業経費として支出した（平成 23 年度までに前受金として受領した委託金を財源とするものを含む）。

平成 24 年度の受託収入については、22,483 千円の計画に対し、35,104 千円の収入実績となり、12,621 千円の増となった（うち 6,696 千円については、平成 23 年度に実施済みの受託事業の委託金が未収となっていたものの受領分）。

また、受託事業を実施したことにより発生する平成 24 年度の管理費（マージン）64,526 千円は基金の業務経費の財源として活用した。

なお、受託収入計上は平成 25 年度となるが、政府（外務省）が推進する北米地域との青少年交流事業（ＫＡＫＥＨＡＳＨＩ　Ｐｒｏｊｅｃｔ）の受託者公募に応募し、米国との青少年交流事業（約 24 億円）を受託することが 24 年度中に決定した。

（３）事業の実施にあたっては、可能な限り企業、財団法人等からの協賛金・助成金等の獲得に努め、平成 24 年度は基金本部においてヴェネチア・ビエンナーレ建築展への参加に対する助成金等 6 件 13,260 千円、海外事務所（京都支部を含む）においてローマ日本文化会館 50 周年事業への協賛金等 40 件 12,098 千円の資金提供を獲得し、事業実施の財源とした。

（４）上記（３）の協賛金などを含む「その他収入」は日本語能力試験受験料等収入の増などにより、計画額 892,231 千円に対して実績額は 942,801 千円と、50,570 千円の増となった。なお、「その他収入」の内訳は、日本語能力試験受験料等収入 679,421 千円、過年度戻入（平成 23 年度以前に支出した事業経費・助成金等の精算残額等が平成 24 年度になって戻入されたもの）102,039 千円、海外事務所等雑収入（海外事務所における入場料収入・上記（３）の協賛金など）65,894 千円、海外日本語講座収入 60,338 千円、等である。

指標５：保有資産に関する情報の公表、保有の必要性についての不断の見直し、不要資産の国への返納（政府方針に則った職員宿舎の見直しを含む）

１．保有資産に関する公表情報の内容等

財務諸表の附属明細書において、「固定資産の取得、処分、減価償却費及び減損損失累計額の明細」及び「有価証券の明細」（有価証券の種類ごとの個別銘柄名）を記載している。

２．保有資産の利用状況と見直し・処分状況

（１）基金は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（2010 年 12 月 7 日閣議決定）において「職員宿舎の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舎を国庫納付する」ことが講ずべき措置とされたのを踏まえ、平成 23 年度において区分所有宿舎 35 戸中 4 戸を不要資産として認定の上、売却し、売却収入のうち売却に要した手数料を控除した 14,526,981 円を 2012 年 5 月 2 日に国庫納付した。

これに加え、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（2012 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）に沿って、職員宿舎の必要戸数等について検討してきたところであるが、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（2012 年 12 月 14 日、行政改革担当大臣）が示されたことを受け、今後政府方針に則った職員宿舎の処分を進めるべく、具体的な計画策定に着手しており、今後適切に処分を行っていく。

なお、保有職員宿舎 31 戸の平成 24 年度における利用率は 84.7%（利用月数 315 か月／総月数 372 か月）であり、昨年度における利用率 79.8%（利用月数 297 か月／総月数 372 か月）を上回っているが、処分対象とならない宿舎については、今後も最大限の活用を図っていく。

（２）その他の主な保有資産には、日本語国際センター、関西国際センター、パリ日本文化会館の建物があるが、日本語国際センター、関西国際センターについては、施設・設備の適切な運営・改修に努め、宿泊施設の稼働率については、それぞれ 63.9%（平成 23 年度 60.2%）、69.8%（平成 23 年度 65.1%）であった（日本語国際センター、関西国際センターの施設・設備の運営状況については小項目 No.25 に記載）。

パリ日本文化会館についても、民間支援組織との連携のもと、展示・公演事業を含む多彩な事業を実施し、施設を有効に活用するとともに、必要な設備改修、メンテナンスを実施した。パリ日本文化会館の多目的ホールの稼働率は 71%（平成 23 年度 77%）。

（３）ロサンゼルス日本文化センターについては、移転が決定したため減損を認識したが、同年度内に移転が終了し除却処理をしたため、年度末の減損額はゼロとなった。

３. 不要財産の国庫納付

（１）平成 23 年度末に計上した繰越欠損金（第２ 期中期目標期間中に発生した利益と損失の相殺により計上されたもの）について、総務省からの指針（独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点(2012 年 1 月 20 日行政管理局)及び平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について）を踏まえ、運営費交付金等と欠損金の相殺状況を検討した結果、資金の必要性が将来にわたりないと判断する運営費交付金について、独立行政法人通則法第 46 条の 2 第 1 項 に基づき「不要財産であって政府からの出資又は支出にかかるもの」として不要財産の認可を受け、263,709,370 円を 2013 年 2 月 1 日に国庫納付した。

（２）第２期中期目標期間中に返戻を受けた政府出資見合い及び運営費交付金で差し入れた敷金等の返戻金について、上記（１）と併せて独立行政法人通則法第 46 条の 2 第 1 項 に基づき「不要財産で

あって政府からの出資又は支出にかかるもの」として、不要財産の認可を受け、45,566,293 円を2013 年 2 月 1 日に国庫納付した。

（3）平成 23 年度に不要財産の認可を受け売却した保有宿舎 4 戸に関し、売却収入のうち売却に要した手数料を控除した 14,526,981 円を 2012 年 5 月 2 日に国庫納付した。

指標６：毎年の運営費交付金額の厳格な算定

運営費交付金債務の状況

（単位：百万円）

運営費交付金当期交付額	執行額	執行率	執行額のうち未収益化分（前払費用）	期末残高
12,655	12,471	98.5%	62	246

平成 24 年度末の運営費交付金債務残高は 246 百万円となっている。その内訳は、前払費用に計上されたため平成 25 年度に収益化されるもの 62 百万円、事業の遅延などによる翌年度への繰越分 138 百万円、平成 25 年度の事業財源として使用予定のもの 46 百万円である。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 指標１：決算情報・セグメント情報の公表の充実等 指標２：安全性を最優先とした運用資金の運用、欠損金の発生の抑制 指標３：民間からの寄附金受入れの推進（民間出えん金としての寄附金を含む） 指標４：経費の効率化を目的とした受益者負担の適正化、他団体との共催・協賛・協力等による外部リソースの活用 指標５：保有資産に関する情報の公表、保有の必要性についての不断の見直し、不要資産の国への返納（政府方針に則った職員宿舎の見直しを含む） 指標６：毎年の運営費交付金額の厳格な査定	
評価	評定 ハ	（評定の決定理由及び指摘事項等） 資金の運用については、安全性を最優先するとの方針のもと、米国債の新規購入は慎重に行う方針としている。なお、平成 24 年度は、米国債の償還、再投資、新規の購入は行っていない。また、「資金運用管理規程」が平成 24 年 4 月 1 日に施行されたことは評価できる。 高リスクの投資となりうる外債投資については、より具体的・中期的な内部指針を検討する余地もあるのではないか。 一般寄附金収入については、受入額 22,892 千円となり、計画額 32,823 千円を下回ったものの、平成 22 年度(14,546 千円)、23 年度(15,350 千円)の実績を大きく上回る実績が認められる。特定寄附金については、日本経済の低迷等の影響もあり、受入額は 225,762 千円と平成 23 年度の実績(258,693 千円)を下回ったが、受入件数については 14 件と平成 23 年度の実績(12 件)から増加している。民間からの寄附金受入れの推進については、受入れ拡大のための取組が行われたが、今後も継続した努力を期待したい。

		経費の効率化を目的として、中国、韓国の一部レベルにおいて日本語能力試験受験料の引上げを実施したこと等により、「その他収入」については、実績額 942,801 千円となり、計画額 892,231 千円を上回る結果となっている。 保有資産に関する情報の公表、保有の必要性についての不断の見直し、不要資産の国への返納については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づいて、宿舎の処分と国庫納付を実施すると共に「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成 24 年 4 月 3 日行政改革本部決定）に基づいて、職員宿舎の処分に向けて計画策定が行われており、計画に沿って進展している。宿舎の利用率、宿泊施設の稼働率も、一定以上の水準となっており、着実な運営が認められる。 平成 24 年度末の運営費交付金債務残高は 246 百万円（内訳：平成 25 年度に収益化されるもの 62 百万円、翌年度への繰越分 138 百万円、平成 25 年度の事業財源とするもの 46 百万円）となっており、特段の問題は認められなかった。 以上より、計画通り順調であると評価する。

小項目 No.21　短期借入金の限度額

大項目	Ⅳ．短期借入金の限度額
中項目	
小項目	No.21　短期借入金の限度額
中期計画	短期借入金の計画なし
年度計画	短期借入金の計画なし

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	・指標名
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）

小項目 No.22　重要な財産の処分

大項目	**Ⅴ．重要な財産の処分**
中項目	
小項目	No.22　重要な財産の処分
中期計画	なし
年度計画	なし

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・指標名	
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）

小項目 No.23　剰余金の使途

大項目	Ⅵ. 剰余金の使途
中項目	
小項目	No.23　剰余金の使途
中期計画	決算において剰余金が発生した時は、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外日本語教育、学習の推進及び支援、海外日本研究・知的交流の促進、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。
年度計画	決算において剰余金が発生した時は、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外日本語教育、学習の推進及び支援、海外日本研究・知的交流の促進、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。

【業務実績】

要旨

指標：決算において発生した剰余金の使途

決算において剰余金は発生しなかったため、対象外とする。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	指標：決算において発生した剰余金の使途
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）

小項目 No.24　中期目標達成に必要な人材の確保と職員の能力の向上

大項目	Ⅶ．その他省令で定める業務運営
中項目	１．人事に関する計画
小項目	No.24　中期目標達成に必要な人材の確保と職員の能力の向上
中期計画	上記目標の達成に向けて効果的かつ効率的な業務運営を行うための人材確保を着実に実施するとともに、職員の能力の更なる向上を図る。
年度計画	上記目標の達成に向けて効果的かつ効率的な業務運営を行うための人材確保を着実に実施するとともに、職員の能力の更なる向上を図る。

【業務実績】

要旨

職員採用を着実に実施して人材の確保に努めるとともに、中央省庁等との間の人事交流や、各種の職員研修を実施。また、人事評価制度の適切な運用等を通じて、職員の能力開発や士気向上を図っている。

指標１：効果的かつ効率的な業務運営に必要な人材の確保

１．　職員採用の状況と職員数

職員採用については、年度末に予定される定年退職者数、また年度途中に発生しうる自己都合退職者数について近年の傾向等を勘案しつつ、総人件費や職員の年齢構成にも配慮した定期採用を実施することで、業務運営に必要な人材の確保に努めている。

平成24年度においては、こうした考え方に基づきつつ、4月に4名の定期採用を行うのと同時に、平成25年度定期採用に向けた採用活動を実施して内定者を決定した。なお、平成25年度採用内定者のうち1名（既卒）については、年度途中の自己都合退職者の発生状況及び本人の意向も踏まえて、効率的人材確保の観点から平成24年度中に前倒して採用した。

職員数推移

	23 年度	24 年度	
	期末	期首	期末
職員数	219	222	219

２．　人事交流、外部人材の登用・活用状況

（１）人事交流

平成 24 年度には、中央省庁、地方自治体、国際交流団体等との間で計 19 件（前年度 18 件）の人事交流を行った。外部人材を受け入れることにより、広く専門性・知見を組織外から導入するともに、組織内において考え方に多様性を持たせ、組織の活性化を図っている。また、人事交流で職員を外部に派遣することにより、新たな経験、視野拡大及び人脈形成の機会を与え、長期的人材育成に役立てている。

（２）外部人材の登用

組織の専門性向上と活性化のために、一部の役職については外部から有識者・専門家を採用している。

平成 24 年度は、ケルン、パリの両日本文化会館の館長及び北京、ロサンゼルスの両日本文化センター所長のポストにつき、引き続き民間企業出身者（北京、ロサンゼルス）及び学識経験者（パリ、ケルン）に委嘱した。

また、関西国際センター所長や日中交流センター事務局長などのポストを民間出身者に委嘱した。

指標２：職員の能力の更なる向上

１．　職員研修の実施状況

平成 24 年度は 97 件（前年度 89 件）の研修を実施し、職員の能力開発を図った。

研修実施状況

内　訳	件数	備　考
海外研修（海外派遣）		
若手職員海外実務研修	3 件	3 名、各 3 週間
その他	1 件	1 名、3 週間（赴任前短期研修）
国内研修（グループ研修等）		
基金内で開催する研修・演習等	8 件	
外部のセミナー・講義等への職員の参加	31 件	
外国語研修（業務時間外）		
赴任前語学研修	7 名	
赴任後語学研修	5 名	
自主外国語研修	42 名	国内、海外含む

２．　職員の士気を高めるための施策の実施状況（適切な人事評価制度の運用を含む）

職員の士気を高めるため、かつ職員の能力開発、実務能力向上の観点から、以下のとおり各種研修等の施策を実施した。

（１）職員研修の実施

ア．若手職員向け研修として、採用時の全体研修（2 週間）のほか、採用 2 年目の職員に対し、海外拠点での実務経験研修（3 週間）を実施した。

イ．各部署における実務担当者が、最新情報を共有するために、内部で研修会を実施した（会計実務研修、事業評価研修、ＳＮＳ運用研修等）。

ウ．実務に必要な知識・ノウハウを効率的に得るため、外部セミナー・講義等への参加を職員に奨励した。

エ．業務上必要かつ有益な外国語の研修（業務外）については、前年度から自主外国語研修の補助額を拡大するとともに、特に人材育成の必要度の高い外国語を特定対象言語に指定し、加算額を設け、研修制度の活用及び自主的な外国語能力向上を奨励した。

（２）大学等への講師派遣

国内の各大学等の依頼に応じて、のべ 34 人の職員が国際文化交流等に関する講義を実施した。

大学生等の若年層に対して、自らの業務経験を分かりやすく講義することを通じて社会貢献を行い、国際交流分野における若手人材育成に寄与することができた。また、職員自身も自らの経験を客観的に見直し、業務能力の向上につなげることができた。

（３）インターンシップの受け入れ

国内においては、協定を締結している国内の 10 大学から、19 名のインターンを受け入れた。また海外では、ニューデリー日本文化センターにて 2 名の大学生をインターンとして受け入れた。インターンの指導を通じて若手職員の成長を促すとともに、国際交流分野の人材育成に貢献することができた。

（４）働きやすい環境づくり

産前産後休暇、育児休業、ならびに復帰後の短時間勤務などの各制度を活用し、男女を問わず育児をする職員が安心して働ける職場環境整備を進めた。また、育児や介護等に携わる職員がより働きやすくなるように、時差出勤制度の時間枠を拡大した。これらの施策により人材確保に努めた。

（５）人事評価制度の運用状況

現在の人事評価制度は能力評価及び実績（個人目標達成）評価からなり、平成18年度から本格運用している。 平成24年度第1四半期には、各職員の平成23年度分の能力評価と通年の実績評価（当初設定の個人別目標に照らした事後評価）を行い、昇給・昇格及び賞与に反映させるとともに、結果を上司から本人へフィードバックし、職員の指導・育成の手段とした。また、平成24年度当初には部署目標及び各職員の個人目標の設定を行い、2012年10月には全職員の上半期分の実績評価を実施し、結果を賞与に反映させた。（なお、平成24年度の能力評価及び通年の実績評価は年度終了後の平成25年度第1四半期に実施。）

以上のような人事評価制度は、目標管理・評価・フィードバックの過程を通じて職員が主体的に業務に取り組むための制度として定着してきており、安定運用の段階に入っている。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標１：効果的かつ効率的な業務運営に必要な人材の確保
指標２：職員の能力の更なる向上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
中央省庁、地方公共団体、国際交流団体等との人事交流、職員の能力向上を目的とした研修等、人事評価制度の運用等が適切に行われており、計画通り順調であると評価する。大学等における職員の講師としての登壇や国内外で受け入れているインターンの指導は、若手職員の成長促進の一助となっている。
給与の適正化の反面として、必要な人材の確保及び職員の士気の向上には、引き続き留意する必要がある。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

小項目 No.25　施設・設備の整備・運営

大項目	Ⅶ. その他省令で定める業務運営
中項目	２．施設・設備の整備・運営
小項目	No.25　施設・設備の整備・運営
中期計画	業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的かつ効率的な運営に努める。
年度計画	業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的かつ効率的な運営に努める。平成 24 年度においても、引き続き、防災等の研修や各種活動の充実を通じて、良好な研修環境や機能の確保を図る。

【業務実績】

要旨

施設･設備の整備の実施については、日本語国際センター（埼玉県）では、平成 24 年度に受変電設備等更新工事に着手するとともに、研修棟屋上漏水補修等の修繕を行った。平成 25 年度も引き続き受変電設備等更新工事を実施するとともに、宿泊棟・研修棟衛生配管の更新工事等を行う予定。関西国際センター（大阪府）では、平成 24 年度に外部塗装、屋上改修工事等を実施し、平成 25 年度以降は、温水ボイラー及び熱源機の更新、外部ドアの改修等を順次実施していくことを検討している。また、両センターでは、地震及びその後の火災または津波を想定した防災訓練を実施して、安全対策に努めた。

管理運営経費については、両センターともに、市場化テストによる民間競争入札の結果、施設管理・運営業務委託費等の経費削減を実現したことに加え、修繕が前年度と比較して少なかったこと等により、前年度を下回った。

両センターの宿泊施設稼働率については、「21 世紀東アジア青少年大交流計画」（ＪＥＮＥＳＹＳプログラム）の受託研修は終了したが、それぞれの主催研修事業の着実な実施に加え、その他の受託研修拡大努力を行う等の結果、第２期中期目標期間中の平均と比べて、日本語国際センターは微減、関西国際センターは平均を上回った。

指標：長期的視野に立った適切な施設・設備の整備と効果的・効率的運営

日本語国際センター及び関西国際センターの施設・設備の整備・運営については、事務所管理に関する内部規程に則り、日常の業務の円滑な遂行のために必要な環境の保全、秩序の維持及び安全確保に努めた。特に平成 24 年度は以下の取組みを行った。

1. 施設･設備の整備の実施状況

日常の施設・設備の点検を踏まえ、平成 24 年度には両センターにおいて、以下の修繕等を行った。

（１）日本語国際センター

① 受変電設備等更新工事に着手した。(2013 年 10 月末に終了予定)

② 研修棟屋上漏水補修、電気室や資料室の空調機交換、消防補助水槽の交換、高圧交流ガス開閉器（UGS）設置等、各種工事を実施した。

③　省エネ対策のため、ロビーのガラスの断熱シートの貼り付け、ロビー・外灯の電球のＬＥＤ型電球への交換等を行った。
④　防犯対策として、エレベーター内に防犯カメラを設置した。

（２）関西国際センター
①　外部塗装及び屋上等防水他改修工事を実施した。
②　宿泊棟廊下カーペット張替工事を実施した。
③　宿泊棟給湯室電気温水器・配管交換工事を実施した。
④　エレベーター機能維持工事を実施した。
⑤　ゴンドラ塗装を実施した。

2. 今期中期目標期間中の保守･改修等の予定

平成 24 年度には両センターにおいて建物診断を実施し、今後修繕等が必要となると思われる施設・設備の把握に努めた。その診断結果を踏まえ、平成 25 年度以降、日本語国際センターでは防災設備、非常放送設備、宿泊棟・研修棟衛生配管の更新工事等を、関西国際センターでは温水ボイラー及び熱源機の更新、外部ドアの改修等を順次実施していくことを検討している。

3. 防災訓練の実施

日本語国際センターにおいては、2012 年 10 月に地震ならびにその後の火災発生を想定した避難訓練を行い、スタッフ・研修参加者約 170 名が参加した。訓練を通して避難手順等を確認したほか、非常放送設備の経年劣化による不良を発見したため、同設備の更新工事に着手した。

関西国際センターにおいては、2012 年 11 月に地震ならびに津波を想定した避難訓練を行い、スタッフ・研修生約 160 名が参加した。訓練を通して避難経路・手順や防災設備の位置・使い方等を確認した。

4. 保有施設の運営の効率化の状況

（１）管理運営経費　　（単位：千円）

	23 年度	24 年度
日本語国際センター	339,208	215,267
関西国際センター	338,777	217,365

※両センターの減額は主に、市場化テストの結果、施設管理・運営経費を削減できたことに加え、前年度に比して修繕が少なかったこと等によるもの

（２）効率化の努力の内容

日本語国際センターにおいては、施設管理・運営業務等について、引き続き市場化テストによる民間競争入札を導入した結果、導入前と比較して、平成 24 年度からの経費は年間▲22,317 千円の経費削減を実現した。また、海外日本語教師研修接遇業務について市場化テストによる民間競争入札を導入した結果、導入前と比較して、▲約 2,400 千円の削減となった。

関西国際センターにおいても、施設管理・運営業務等について市場化テストによる民間競争入札を導入した結果、導入前と比較して、平成 24 年度からの経費は年間▲29,076 千円の経費削減を実現した。

5. 保有施設の活用の状況

（1）宿泊施設稼働率

両センターでは、2012 年 7 月を以って大型受託事業（ＪＥＮＥＳＹＳプログラム）が終了したが、それぞれの主催研修事業の着実な実施に加え、他の受託研修拡大努力を行う等の結果、日本語国際センターの宿泊施設稼働率は 63.9%となり、第２期中期目標期間中の平均値（64.4%＝工事による稼動不可室数を除いた場合）と比べて 0.5%減に止め、関西国際センターでは 69.8%となり、同中期目標期間中の平均値（67.1%＝同前）に比べて 2.7%増の稼働率となった。

両附属機関の宿泊施設稼働率

	24 年度	第２期平均	【参考】 23 年度
日本語国際センター	63.9% （－%）	63.1% （64.4%）	60.2% （64.3%）
関西国際センター	69.8% （－%）	66.7% （67.1%）	65.1% （－%）

※（　）内は、工事による稼動不可室数を除いた場合

（2）図書館利用者数

・日本語国際センター

日本語教育専門図書館として、図書資料 41,141 冊、視聴覚資料 7,008 点、雑誌・紀要 662 タイトル、ニューズレター120 タイトル、電子資料 901 点、マイクロ資料 427 点、グラフィック資料・キット 334 点を所蔵し、延べ 18,798 人（23 年度: 19,666 人）の来館利用者に貸出、レファレンス、文献複写サービスを行った。（24 年度の利用者数目標値：研修参加者数 30,416 人・日×1/2＝15,208 人）。

・関西国際センター

研修参加者支援のために、図書資料 49,158 冊、視聴覚資料 1,623 点、雑誌 275 タイトル、新聞・雑誌・百科事典等のオンラインデータベース 5 タイトル、マイクロ資料 1,378 点等を所蔵し、延べ 17,341 人（23 年度:16,320 人）の来館利用者に、貸出し、レファレンス、文献複写サービスを行った。（24 年度の利用者数目標値：研修参加者数 32,582 人・日×1/2＝16,291 人）

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
指標：長期的視野に立った適切な施設・設備の整備と効果的・効率的運営</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
日本語国際センター、関西国際センターとも宿泊施設の稼働率は一定の水準を達成している。また、両施設の建物管理についても、効率よく実施されている。
両機関の施設の管理運営業務について、市場化テスト（官民競争入札制度）を導入して経費の削減を実現したことは評価できる。
以上より、計画を上回って順調であり，優れた実績を挙げていると評価する。経費の効率化への継続した取組を期待したい。</td></tr>
<tr><td>ロ</td></tr>
</table>

【参考資料】

独立行政法人国際交流基金　平成24年度計画

独立行政法人国際交流基金（以下、「基金」とする。）の中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、平成24年度における業務運営に関する計画を、以下のとおり定める。

Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うに際し、地域別の重点施策及び政策的課題等、日本ブランドの対外発信を含む、国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえ、長期的及び広範な視野から相手国との外交関係及び相手国の事情に即し、地域・国別事業方針を各分野等の事業方針に反映の上、事業を行う。

1　地域・国別事業方針による事業の実施

当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応しつつ、基金が定める平成 24 年度地域・国別事業方針に基づき、適切に事業を実施する。海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延・中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じる等により情報収集し、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。なお、外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合は、可能な限り対応するとともに、やむを得ない事情により事業の実施・中止等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。（平成 24 年度地域・国別事業計画：別紙1）

2　分野別事業方針等による事業の実施

国際文化交流事業を総合的かつ効率的に実施していくため、以下の分野別事業方針等に基づいて事業を実施する。

（1）文化芸術交流事業の推進及び支援

対日関心の喚起と日本理解の促進に資するため、多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介する事業及び文化芸術分野における国際貢献事業を、日本と海外の双方向の事業や相手国の国民との共同作業を伴う事業、人物交流事業等も含め、効果的に実施する。平成24年度においては、各施策について以下のように事業を行う。

なお、日中交流センターでは、自己収入財源（政府出資金等の運用益収入等）によって、青少年を中心とする国民相互間の信頼構築を目的とする中国高校生長期招へい事業、中国各地に設置された「日中ふれあいの場」の運営等について、継続的かつ安定的な実施を図る。

［諸施策］

ア　多様な日本の文化及び芸術の海外への紹介

諸外国の国民の日本の文化・芸術に対する関心を促進し理解を深めるため、文化人・芸術家等の派遣・招へい、講演、セミナー、ワークショップ、展示、公演、映画・テレビ番組の上映・放映・制作、書籍の出版・翻訳等の事業の実施・支援や青少年交流、ウェブサイト等を通じた関連する情報の発信等を通じ、多種多様な日本文化の

諸相を海外に伝える。

事業の実施は、外交上の重要性及び地域・国別方針に基づき、地域・国の視点に立って行う。すなわち、以下の地域・国においては重点的に、様々な事業手法の組み合わせや他の事業分野との連携による複合的・総合的な事業実施を通じて、特により深い日本理解につなげる。その他の地域・国については、外部リソースの活用、フィルムライブラリーの有効活用のための工夫等も含め、より効率的に効果のあがる事業形態・方法を検討する。

・米国：日米同盟深化のための日米交流強化、日米桜寄贈100周年（2012年）
・中国：日中交流の深化、日中国交正常化40周年（2012年）
・ミャンマー：ミャンマー文化交流ミッションのフォローアップ、新たな国づくりにおける支援
・ASEAN 諸国：21 世紀東アジア青少年大交流計画プログラムのフォローアップ、日・ASEAN 交流 40 周年（2013 年）
・南アジア：日印国交樹立 60 周年、他の南西アジア国交樹立周年（2012 年）
・中東・北アフリカ：日本イスラエル外交関係樹立 60 周年（2012 年）
・ロシア：主要都市向け戦略的集中文化発信プロジェクト
・英国：ロンドン五輪

なお、主催事業については、事業対象者にアンケートを実施し、回答数の70％以上から有意義であったとの評価を得ることを目指す。

また、ウェブや出版物による情報発信や学芸員等専門家の交流を推進し、公演、展示、映像・出版等の事業企画につなげる。

イ　文化芸術分野における国際貢献

国際共同制作や人物交流等を含む、双方向型、共同作業型の事業を積極的に実施する。特に、相手国との間で一体感の醸成が求められる国・地域との間においては、中長期的な発展性を考慮する。

また、文化を通じた平和構築、災害復興・防災、環境等共通課題への取組、固有文化の保存・継承及び活用のための人材育成等を推進するため、専門家派遣・招へいやセミナー、ワークショップ等を実施する。

なお、文化遺産の保護の分野における国際貢献事業の実施に当たっては、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」（平成十八年法律第九十七号）の着実な施行に配慮する。

事業の実施は、外交上の重要性及び地域・国別方針に基づき、地域・国の視点に立って行う。

特にアジア・大洋州地域、中でも日中韓においては、共同事業等を通じた交流と文化を通じた共通課題への取組みを積極的に推進する。

主催事業については、事業対象者にアンケートを実施し、回答数の70％以上から有意義であったとの評価を得ることを目指す。

(2)海外日本語教育、学習の推進及び支援

日本語の更なる国際化を推進するための基盤整備を行うため、「JF日本語教育スタンダード」の活用を推進し、定着を図るとともに、同スタンダードに準拠した日本語教育講座を海外で拡大するほか、eラーニング教材を整備する。これにより、日本語学習の効果、効率の向上や若年層、初学者層の学習促進・支援を図る。また、日本語能力試験については、「JF日本語教育スタンダード」との関連を整理し、日本語能力を測定する唯一の大規模試験としての信頼性の維持・増進を図る。

また、各国・地域の政府・日本語教育拠点などの関係機関と連携を取りつつ、対象国・地域の教育環境、言語政策、日本との外交その他の関係、日本への関心の在り方、学習

者の目的、日本語普及上の課題などに対応して事業を行う。その際、将来的に、現地において日本語学習が定着し、自立的・継続的に日本語教育が行われることを視野に入れる。

政府の『新成長戦略』などの方針や重要な外交政策に基づいて生じる日本語普及に関する新たな要請やニーズに対しては、基金の特性を踏まえた効果的な日本語事業を行う。特に、政策的要請に基づく経済連携協定（EPA）に関わる日本語研修事業に適切に対応する。

これらの措置を通じて海外における日本語学習者が着実に増加するよう努める。それに併せて、日本語能力試験について、実施規模の拡大、収支の安定と自己収入の拡大を図る。また、事業の整備・拡充に当たり、効率化や自己収入拡大に可能な限り努めつつ、これを進める。

なお、事業実施にあたっては、定量的指標に基づき適切に事業成果を把握することに努め、主催事業については、支援対象機関や研修参加者等にアンケートを実施し、70％以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする。長期的な研修については、日本語能力の向上を一つの目標とし、研修の開始時と終了時に日本語能力を測定する。助成事業等、アンケート実施が困難な事業については、適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、「順調」以上の評価を得ることを目標とする。ウェブサイトを通じた日本語教育に関する情報提供については、年間アクセス件数が前期中期目標期間中の平均年間アクセス件数を上回ることを目標とする。日本語国際センター、関西国際センターに設置されている図書館の来館者数については、現地日本語教師等の研修参加者数等に基づき適切な目標値を設定して運営に当たる（平成24年度の目標値は、日本語国際センター：1万6千人超、関西国際センター：1万5千人超）。

また、平成24年度より独立行政法人国際協力機構から移管される日本語教師を対象とする研修事業の実施に当たっては、既存の日本語国際センターのスタッフ、講師等の人的資源（能力、経験・知見、ネットワーク）で実施体制を構築するとともに、既存の施設・設備の活用や他の研修参加者との合同授業等の実施を通して効率的な実施を図る。関西国際センターにおいては、施設の有効活用を目的として、必要に応じて国際協力機構兵庫国際センターとの連携に努める。

これらを踏まえ、平成24年度においては以下のように事業を行う。

［諸施策］

ア　日本語の国際化の更なる推進のための基盤・環境の整備に向けて、以下のa～fを実施する。

a　「JF日本語教育スタンダード」の活用推進、定着

「JF 日本語教育スタンダード」に関する教師研修会、セミナー、学会発表を各国・地域、国内において行うとともに、「JF 日本語教育スタンダード 2010」の他国語への翻訳、公開を行い、各地における理解を高める。

また、同スタンダードのウェブサイトにおいて公開されている「Can-do サイト」を利用促進のため平成 23 年度末に機能を改修しており、改修後の新「Can-do サイト」を用いてのセミナー開催を行う。

また、「JF 日本語教育スタンダード」に準拠した教材「まるごと　日本のことばと文化」の制作、利用促進をとおして、同スタンダードの理念の普及及び利用を促進する。

b　「JF日本語教育スタンダード」の考え方に基づく日本語普及事業の展開

中期計画を踏まえ、平成 24 年度においては、国際交流基金の海外拠点における直営講座（ベトナム・ホーチミン及び米国・ロサンゼルス等）を拡充するとともに、国際協力機構（JICA）が展開、協力している日本人材開発センターのうち、モンゴル、ウズベキスタン、ラオスの各センターにおける日本語講座を国際交流基金の連携講座として、その活動を拡充する。

国際交流基金日本語講座において、「JF 日本語教育スタンダード」準拠教材「まるごと　日本のことばと文化」を利用する他、同スタンダードの理念に沿った運営を行う。

また、「まるごと　日本のことばと文化」を各国・地域の日本語教師会等で紹介することにより、「JF 日本語教育スタンダード」の考え方に基づいた日本語教育の促進を図る。

更に、附属機関において「JF 日本語教育スタンダード」を取り入れた研修を行うとともに、北米、欧州、中国、韓国、豪州等の日本語教育学会、教師会が実施する中等教育・高等教育間の日本語教育のアーティキュレーション（接続性、統一性）改善等のプロジェクトを通して、同スタンダードの利用促進を図る。

c　日本語能力試験の安定的拡大

日本語学習者の日本語能力を測定し、認定するための試験事業の企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行う。

平成24年度は、7月の第1回試験を22か国・地域、103都市、12月の第2回試験を61か国・地域、202都市で実施する。なお、平成23年3月の東日本大震災発生以降、平成23年12月試験において対前年同月試験比で海外受験者数が10％程度落ち込むなど受験者の大幅な減少傾向が見られることを踏まえ、平成24年度は、受験者の減少を通年で前年比5％以内に抑え、受験者数を年間46万人程度以上とすることを目標とする。

また、JF日本語教育スタンダードとの関連を整理するとともに、実施地の増加や広報の充実を行い、応募者の安定的な確保に努める。あわせて、受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、現地収支剰余金の基金への還元の促進、現地の情勢も踏まえた適切な受験料の設定を行い、自己収入の拡大と収支の安定に努める。

d　ｅラーニング事業の整備、推進

ウェブ版「エリンが挑戦！にほんごできます。」の提供言語としてフランス語、インドネシア語を追加し、さらなる利用促進を図る。また「JF 日本語教育スタンダード」準拠教材「まるごと　日本のことばと文化」の自習用ウェブサイトを開発する。

これにより、対日理解拡大の効果が大きい若年層、初学者に対する日本語学習促進・支援を進め、対日理解のすそ野の拡大に努める。

e　日本語事業に関する調査、情報提供

平成24年度に全世界一斉の日本語教育機関調査を実施する。また、日本語教育に関する国別情報を本年度も見直し、基金の海外拠点、派遣専門家のネットワーク等の活用や在外公館の協力に基づき、海外の日本語教育についての最新の情報提供に努める。

f　経済連携協定（EPA）関連日本語教育の着実な実施・拡充

経済連携協定（EPA）にもとづく看護師・介護福祉士候補者への日本語教育をインドネシア、フィリピンにおいて継続実施する。新たに事業開始予定のベトナムにおいても関与を図る。

イ　中期計画を踏まえ、各国・地域の状況に応じ、以下のg～jを、その組合せや優先度を検討しつつ実施する。

g　各国・地域の日本語教育拠点ネットワークの整備・活用

平成24年度においては、JFにほんごネットワーク（通称：さくらネットワーク）の中核メンバーの活動を支援し、同メンバーを中心とする海外日本語教育の総合的ネットワークを構築・活性化することにより、効果的な日本語普及事業を実施する。

h　各国・地域の日本語教育基盤の強化、充実に向けた協力、支援

現地日本語教師を招へいし、「日本語」「日本語教授法」「日本事情」を中心とした短期・長期研修、また各国・各地域のニーズに合わせた国別研修を実施する。ま

た日本語教育の指導者となるべき人材の育成を目的とした日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）、上級研修を実施する。

他方において、海外各国・地域で拠点となる日本語教育機関、基金海外拠点等に日本語専門家等を派遣し、当該国・地域の状況に応じた日本語普及を支援する「アドバイザー型派遣」を引き続き実施するとともに、必要に応じ日本語の指導にあたる。

i 各国・地域の日本語学習者に対する支援

外交官公務員日本語研修、文化学術専門家研修、各種日本語学習者奨励研修を継続実施するほか、外交上の必要性の高い国への日本語学習者には特に配慮し、平成 23 年度に東日本大震災を契機として開始した「米国JET記念高校生招へい」事業を継続実施する。

j 日本語教材・教授法等の開発・普及等

各国・地域で行われる教材の開発を支援することにより、各国・地域の事情に応じた多様な学習者のニーズに応える。

(3) 海外日本研究・知的交流の促進

海外日本研究及び知的交流を効果的に促進するため、各国・地域の事情、必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、効果的に事業を実施する。

ア 海外の日本研究の促進

海外の日本研究支援事業については、外交上の必要性を踏まえるとともに、各国・地域の日本研究の状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、適切に実施する。

ただし、外交上のニーズ及び日本研究事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。平成 24 年度においては、各施策について以下のように事業を行う。

［諸施策］

a 機関支援

海外各地の日本研究の拠点機関等に対して、中長期的支援の観点から、教師派遣や研究・会議への助成等複数の手段を組み合わせた包括的な助成方式の支援を実施する。機関支援は、各国・地域における日本研究・対日理解の中核となる機関や将来そのような役割が期待される機関を対象とする。また、国・地域によって日本語専攻過程を有する大学等が日本研究の拠点となる場合も、支援対象とする。

なお、米国においては、機関支援や学生訪日研修への助成を通じ、米国各地の大学での日本研究コースの維持・発展のため支援を強化拡充する。

中国においては北京日本学研究センターの第7次三か年計画を開始する。

日本研究機関支援対象の機関の 70％以上から有意義であったとの評価を得る。

b 研究者支援

海外の日本研究者の人材育成のため、各国の研究者に長期及び短期の日本研究フェローシップの供与を行う。フェローシップ対象者人選においては、各国ごと事情を踏まえつつ、博士論文執筆予定者等を含めて、若い研究者人材の採用に配慮する。

フェローシップ受給者の70％以上から有意義であったとの評価を得る。

また、日本研究者や他の有識者の参加する会議や交流を実施または支援し、日本研究振興を図る。

c ネットワーク支援

海外諸国・地域の日本研究者間のネットワークの形成を促進するため、平成 24 年度中のイスラエルの日本研究協会設立の支援を含め、日本研究者の学会や元日本留学生組織の活動を支援する。また、東アジア（日中韓）の日本研究者のネットワーク構築のための会合等を開催する。

イ 知的交流の促進

日本と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題についての対話や共同作業、人的交流を実施・支援することによって、我が国の対外発信を強化するとともに、そのための人材育成に資する支援等を行う。事業の実施に当たっては、外交上の必要性及び相手国の事情を踏まえ、また、他団体との協力・連携、ネットワーク形成並びに対日理解を有するオピニオンリーダーの育成といった観点等に配慮する。平成 24 年度においては、各施策について以下のように事業を行う。

［諸施策］

a 対話・共同研究

日本と諸外国との間の共通課題（地球的課題、地域の重要課題等を含む）や、相互関係の強化、相互理解の深化等に資するテーマについての国際会議・シンポジウム等の対話や共同研究を実施、または支援する。

過去の招へい者・事業参加者やフェローなどの有識者を交えて基金設立 40 周年の機会を捉えシンポジウムを実施するほか、東アジアの次世代を担う人材間の知的交流事業、日中国交回復 40 周年にちなむシンポジウム等の支援、アラブ諸国等現在改革に取組みつつある国との知的交流事業等を行う。日米センター事業においては、日米間の多様な共同研究事業・知的対話事業などを実施・支援する。

これら事業実施においては内外の他機関・団体等との連携により事業効果と効率を高める。また、助成事業では、支援対象となった機関の 70％以上から有意義であったとの評価を得る。

b 人材育成

日本と諸外国との共同研究や知的交流、更には地域・草の根交流などを行うための人材を育成するために、各種共同事業の実施・支援やフェローシップの供与等を行う。

各種の知的交流事業への支援や主催実施を通じて対外発信能力を持つ我が国の人材を養成していく他、人材育成グラント・プログラムでは学生や草の根・市民団体等の国際交流活動の支援により国際交流を担う人材の育成を図る。

これら助成事業では、支援対象となった機関の 70％以上から有意義であったとの評価を得る。

また、米国との間では、今後の日米間の知的対話を促進する上でも重要となる研究者育成に資する安倍フェローシップ・プログラムを実施し、フェローシップを供与したフェローの 70 パーセント以上から「有意義だった」との評価を得ることを目標とする。また、米国との地域・草の根交流については市民レベルの相互理解を促進するため、日米草の根コーディネーター派遣プログラムにより、米国の中西部・南部地域に日本人コーディネーターを派遣する。更に、米国における次世代知日層の育成を図る目的で、米国の日本専門家・研究者などのネットワーク構築事業などを実施・支援する。

(4) 東日本大震災からの復興に資する事業の実施

東日本大震災後に高まった日本に対する国際関心・連帯意識をより深い日本理解につなげるとともに、防災や災害復興面での国際貢献に資する対話交流事業等により、震災の経験と教訓を国際社会と共有する。また、復興に向かう日本の魅力を伝え、もって日

本ブランドの強化を図る。

平成24年度においては、以下のような事業を行う。

・芸術家や文化人等が東日本大震災にどのように立ち向かっているかを海外に紹介する事業、共同制作事業等を通じて、海外の人々の被災地への関心を長期的・継続的に深める。

・大震災の経験を海外の人々と共有し、共に考える機会となる事業を行う。東日本大震災と復興、あるいは防災に関する会議・対話等を支援し、復興に向かう日本の姿を発信するとともに、防災等の経験と教訓について国際社会との共有を図る。

・東北の生活に息づく民俗芸能や 自然の美しさ、民芸運動にも影響を与えた手仕事など東北の魅力を海外に紹介する事業により、東北の文化、歴史、社会への理解を深める。

なお、福島の復興及び再生のための特別の措置に関する政府の方針に適切に対応しつつ事業を行う。

(5)国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

国内外各層の国際文化交流への理解及び参画の促進と支援のため、平成24年度においては以下のように事業を行う。

ア　国内のさまざまな国際交流関連団体及び人物とのネットワークの形成と強化を図るため、国際文化交流全般及び基金事業に関する情報を提供し、国際文化交流及び基金事業に対する理解を求める。

イ　基金本部に設置されている図書館については、図書館のリソースを活用した展示その他のイベントを実施し、効果的かつ効率的に情報提供を行い、基金事業への理解と関心を高めるとともに、利用者数の増加を図る。

ウ　国際文化交流に貢献のあった国内外の個人・団体に対する顕彰を行い、これを効果的に広報することにより国際文化交流及び基金への理解と関心を得るように努める。また、国内の地域に根ざした優れた国際交流を行っている団体を顕彰し、効果的な広報を行う。

エ　インターネットを通じた広報を更に強化する。基金ウェブサイトについては、コンテンツやインターフェースの見直しを行う。若い世代を中心としたネットユーザーに対しては、TwitterやFacebook等のソーシャルメディアへの取り組みを強化する。また、インターネットを通じた英語による発信の強化を図る。

基金ウェブサイトの訪問者数については、年間アクセス件数が第2期中期目標期間の平均値を超えることを目標とする。また、ウェブマガジン「をちこちMagazine」については、年間の訪問者数の目標値を6.5万件とする。

オ　基金設立40周年の機会に、基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と基金の事業に対する一般の理解を促進する活動を行う。

カ　我が国を巡る国際環境の変化に伴う、内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。

(6) その他

ア 海外事務所の運営

基金の海外事務所は、中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワ

ーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、在外公館の広報文化センターとの役割分担に関しては、平成24年6月の「広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会」の提言内容を十分考慮して、事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。また、日本語教育講座の拡大など基金事業の積極的展開に当たり、必要な課題の整理、解決に努める。

海外事務所に設置されている図書館は、経費の増大を招かない形で、ウェブサイト等を通じた広報の強化や日本語講座受講者の利用を促進するなどして、平均利用者数の増加及び利用者の利便性向上に取り組む。

イ 京都支部の運営

京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関西において関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

なお、大阪府や奈良県に滞在しているフェローに対する支援等については、当該フェローの受入機関所在地や居住地からの利便性に配慮しつつ、関西国際センターと連携して実施する。

ウ 国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業

国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助、並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う事業等については、特定事業を支援する目的でなされる寄附金を受け入れ、これを原資として当該特定事業に助成を行うことを通じ、民間資金の有効な活用を図り、日本及び海外で計画される国際文化交流活動を推進する。なお、寄附金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経費の効率化

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)等を踏まえ、以下のような方法により、基金事業の規模及び質が低下しないよう十分配慮しつつ、業務の効率化を堅持することにより、中期目標の期間中、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の合計について、対前年度比 1.35%以上の削減を行う(ただし、新規に追加される業務、拡充業務等は対象外)。また、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

・本部事務所や宿舎の賃借料・修繕費等の縮減を図る。
・契約の競争性を高めることにより経費の削減を図るとともに、市場化テストの取り組みを継続し、新規案件の導入を行うことで、更なる業務合理化、経費効率化を図る。
・事業参加者による適切な負担確保、共催機関との経費分担などにより基金負担経費の削減に努める。

2 給与水準の適正化等

(1)給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

職員の在勤手当については、適切な見直しに向けて作業を進めるとともに、海外運営専

門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当についても、同様に見直しの作業を進める。

(2)総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、経済連携協定(EPA)に関わる日本語研修等、今後の基金に対する政策的要請に基づく新規事業・拡充事業の実施や在外における体制の強化に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。なお、当該経費についても効率化の対象とする。

3 柔軟かつ機動的な業務運営

法人の自律性及び法人の長の裁量等を活かし、柔軟かつ機動的な業務運営を行う。業務効率化努力を継続し、総人件費削減(上記の政策的要請に基づく新規事業・拡充事業への対応を除く)に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図る。なお、政策的要請に基づく業務運営についても、同様に効率的な組織・体制となるよう適正化を図る。

組織の再編については、文化芸術交流事業の国・地域別方針に即した事業展開に向け、文化事業部のチーム再編を行う。また、管理部門の組織を簡素化するとともに、社会連携業務を一元化することで、業務の合理化と国内広報機能の強化を図る。

最適かつ合理的な人員配置については、日本語事業分野等の政策的要請に基づく重点分野への優先的な人員配置や在外における体制の強化に対応した人員配置など、その時々の事業環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえて適切かつ柔軟な対応を行う。

海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、関係機関の海外事務所と事務所を共用化し、相互に連携した業務を実施できるように関係機関との間の連絡会を海外において設置する等の仕組みを構築の上、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)に従い、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所との機能的統合の在り方等について検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得て、その実施に向けた作業を行う。

また、海外事務所が存在しない国・地域については、外交上の必要性に応じた事業展開に必要な海外事務所の設置や基金の役割強化の在り方について検討する。

4 契約の適正化の推進

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21 年11 月17 日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を推進することにより、引き続き、随意契約の見直しの徹底と一者応札・応募の改善を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

平成 24 年度においても、随意契約等見直し計画を踏まえつつ、引き続き、事前事後における自己点検に着実な実施、契約監視委員会による点検、一者応札・応募案件におけるアンケートの実施、調達にかかる手続きの標準化や実務指導を行う体制の整備等の諸方策を通じ、随意契約を真にやむを得ないものに限定するとともに、一者応札・応募の縮減を図ることで、業務運営の一層の効率化を図る。

5 関係機関との連携確保等

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に定められた方針を着実に実施すべく、関係省庁・機関が設置する共同会議体に参加し、関係法人の連携・協力の仕組みの構築に着手する。また、国際観光振興機構との統合あるいは連携強化の在り方の検討については、平成23年度末に示される方向性に従い、平成24年夏までに結論を得るべく、必要な作業を行う。

また、事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化を図り、国際的な交流促進の観点から効果的かつ効率的に事業を実施するため、国際広報連絡会議等の場を活用するとともに、外務省が設置した「広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会」の提言

を活かし、日本全体としての戦略性と実施体制の向上に向けて、在外公館との間で協力・連携を強化するための仕組みを構築する。更に、環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえつつ、廃止や他機関への移管も含め、事業の不断の見直しを行う。

6 内部統制の充実・強化等

(1)法令等を遵守するとともに、業務の特性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、内部統制の充実・強化を図る。また、リスク・マネジメント手法を中心とした内部監査の実施により、内部統制機能の有効性のモニタリングを行う。更に、コンプライアンス推進委員会を実施する等により、コンプライアンスに係る取組みを推進する。

(2)外部有識者も含めた事業評価の在り方について適宜、検討を行いつつ事業評価を実施し、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。

(3)管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」を始めとする政府の情報セキュリティ戦略に沿った対策の作成、及び大規模震災等の災害に備えた事業継続計画(BCP)の検討のための重要情報管理の指針策定に着手する。

Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別紙2のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙2のとおり

4 財務内容の改善に関する事項

自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。また、一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

(1)運用資金については、原則、安全性を最優先した上で有利な運用を行う。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、安全性を確保しつつ、外貨建債券による運用も行い、必要な事業収入の確保を図るとともに、資金運用諮問委員会及び外務省独立行政法人評価委員会における点検や検討の結果を踏まえ、欠損金の発生を抑制し、法人財政を健全化するために必要な措置を講ずるものとする。

(2)事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受け入れをより一層推進していく。景気回復の遅れを反映し、企業・個人からの寄附金獲得が困難な状況が続くことが予想されるが、引き続きより多くの寄附金受入を行うよう努める。

(3)経費の効率化を目的に、現地の事情等を勘案した上で、日本語能力試験受験料や各種催しにおける入場料等の受益者負担の適正化を、引き続き行う。加えて、他団体との共催、協賛、協力等を積極的に進め、外部リソースの活用を図る。

(4)業務の効率化を進める観点から、各事業年度において適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。また、基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性

の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。日本語国際センターや関西国際センターの宿泊施設について、引き続き適切な利用を図る。また、保有宿舎についても、入居率の向上を図る。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。

(5)予算の執行状況を的確に把握した上で、業務を実施する。

5 短期借入金の限度額

短期借入金の計画なし

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

7 前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外日本語教育、学習の推進及び支援、海外日本研究・知的交流の促進、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。

Ⅳ その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

上記目標の達成に向けて効果的かつ効率的な業務運営を行うための人材確保を着実に実施するとともに、職員の能力の更なる向上を図る。

2 施設・設備の整備・運営

業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的かつ効率的な運営に努める。平成 24 年度においても、引き続き、防災等の研修や各種活動の充実を通じて、良好な研修環境や機能の確保を図る。

3 基金法 14 条第 1 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する事項

前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち外務大臣の承認を受けた金額について、やむを得ない事情により前期中期目標期間中に完了しなかった業務及び寄附金収入、運用収入を充てるべき業務等の財源に充てることとする。

以 上

［別紙１］

平成 24 年度　地域・国別事業計画

1．アジア地域

(1) 地域別計画

ア．東アジア

重要な隣国である韓国、中国とは増大する経済面での相互依存関係や人的交流を背景に関係が一層緊密化している。東アジア地域の安定と繁栄のため、またグローバルな課題への効果的な取り組みのため、韓国及び中国との間で未来志向の安定的関係を構築・強化することが重要である。日中韓 3 国間の交流・対話事業、あるいは 3 国を含めたアジア地域大での交流・対話事業の企画・実施にも留意する。

イ．東南アジア

2015 年には「ASEAN 経済共同体」が誕生することになっており、地域の「連結性強化」が重要課題となっている。人的交流や知的対話の促進、マルチの枠組みでの交流事業の実施などで日本が触媒役となって貢献が可能と考えられる。平成 24 年の JENESYS プログラム（21 世紀東アジア青少年大交流計画）終了後も人材育成やネットワークの維持・発展を図ることが肝要である。また、近年、相対的に日本の文化的プレゼンスが低下している面もあり、一般的な日本文化への関心をより深く幅広い日本理解や日本語学習へとつなげるような戦略的な事業展開が重要である。2012 年日東ティモール国交樹立 10 周年記念平和年、2013 年日 ASEAN 交流 40 周年や、民主化が進展しつつあるミャンマーに向けた事業展開に留意する。

ウ．南アジア

日本は南アジア地域の諸国とは友好的な関係を有しており、南アジア地域協力連合（SAARC）にはオブザーバーとして参加している。インドを中心に高い経済成長率を維持しているが、一方で各国それぞれ社会問題や政治問題等の不安定要因も抱えている。JENESYS プログラム終了後の人材育成やネットワークの維持・発展に留意して事業を実施する。

(2) 国別計画

国際交流基金の拠点が所在する韓国、中国、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、インドについて、次のとおり事業を実施する。

ア.　韓国

（ア）未来志向的関係の構築・強化のためのパートナーシップ醸成に資する事業の展開

日韓両国が共通の課題の克服に向けて相互の経験を活かしあい協力していくような未来志向の関係を醸成・強化するために、日韓両国がかかえる社会的問題との関連の深い分野を中心に事業を展開する。

【事業例】知的対話事業の支援

（イ）安定的かつ長期的な信頼関係を構築するための若い世代及び地方への働きかけ

交流と対話を効果的・効率的に行うために、次代を担う「若い世代」、及び日本に関する情報量が相対的に少ない「地方」における市民レベルの交流・対話事業に力をいれていく。

【事業例】「3.11－東日本大震災の直後、建築家はどう対応したか」展の実施

（ウ）日本語教育関係者・日本研究者に対する支援

日韓間のより深い相互理解と、より強固なパートナーシップ構築の基盤を支える上で重要な役割を果たしている韓国の日本語教育関係者・日本研究者に対する支援を進める。

【事業例】日本語専門家の派遣、*さくら中核事業の実施、海外日本語教師研修の実施、日本研究フェローシップの実施

（エ）日中韓、及びアジア地域での交流

共同制作やその支援を始めとして、3 国間の交流・対話事業、あるいは 3 国を含めたアジア地域大での交流・対話事業を実施する。

【事業例】日中韓演劇共同制作事業の実施、「日中韓次世代リーダーフォーラム」の実施

イ.　中国

（ア）日中国交正常化 40 周年を契機にした未来志向の親近感の醸成

---

* さくら中核事業

国際交流基金海外拠点を含む、海外各国・地域における日本語教育推進に関して中核的役割を担う機関・団体のネットワークである「JF にほんごネットワーク（通称：さくらネットワーク）」の個々の構成機関・団体が企画・実施する教師研修、教材開発、セミナー・シンポジウム等の事業。当該国・地域の日本語教育関係者・関係機関が広く成果を共有できる事業であることを実施要件としている。国際交流基金の海外拠点においては、直接、事業を企画・実施するほか、拠点所在国の他の日本語教育機関への助成が可能。拠点以外の構成機関・団体が企画・実施する場合には、国際交流基金からの助成事業として実施される。

中国とのより安定的な未来志向の関係を構築するため、地方展開にも留意しつつ、若い世代を中心により広い市民レベルでの対日観の改善、親近感の醸成と対日理解の促進を図る。

【事業例】「日本美術の 40 年」展の実施、中国高校生長期招へい事業の実施、「ふれあいの場」事業の実施

（イ） 共通の課題解決に向けての協働による、より深い人的ネットワークの形成

共通の課題の解決に向けての協働、協力関係を育て、強めていくため、知的分野での交流事業の効果的実施を通じ知的ネットワークを構築・強化していくと同時に、助成事業等を通じて市民レベルでの協働に資する事業を支援する。

【事業例】「第 5 回アジア紙文化財保存修理シンポジウム」の実施、日中知的交流強化事業の実施

（ウ） 日本語教育の拡充による日本に対する関心・関係をもつ層の拡大

日本に対する関心・関係をもつ層の拡大という観点からも、日本語学習の量と質の更なる向上をめざす。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施、海外日本語教師研修の実施

（エ） 日本研究支援の拡充による日中相互理解の基盤の強化

日中相互理解の基盤を支える上で重要な役割を果たす日本研究の支援を効果的に実施していく。

【事業例】日本研究機関の支援、北京日本学研究センター事業の実施

（オ） 日中韓、及びアジア地域での交流

共同制作やその支援を始めとして、3 国間の交流・対話事業、あるいは3国を含めたアジア地域大での交流・対話事業を実施する。

【事業例】日中韓演劇共同制作事業の実施、「日中韓次世代リーダーフォーラム」の実施

ウ． インドネシア

（ア） 良好な対日観の維持・対日理解の促進

良好な対日観を維持するとともに、ポップカルチャー等によって若者層をさらに日本に惹きつけるための事業を推進する。対日理解の底上げのため、地方都市での日本文化紹介事業等の実施にも努める。

【事業例】アニメ・漫画レクチャー・デモンストレーションの実施、日本語学習サイト「エリンが挑戦！にほんごできます。」インドネシア語版ページ開設

（イ） 専門家ネットワークの形成と人材育成

専門家間のネットワークを形成することで将来の交流を担う人材育成を図る。また、若手

の芸術家や日本研究者など、将来的な日本紹介者・協力者の人材発掘・育成を進める。

【事業例】JENESYS プログラム「東アジアクリエーター招へいプログラム」の実施、インドネシア日本研究学会の支援、専門日本語研修（文化・学術専門家）の実施

（ウ） 日本語教育の強化

中等教育段階の日本語学習者急増に対応するため、日本語教師育成を強化する。また、経済連携協定（EPA）による看護師・介護福祉士候補者の受け入れに関し、平成 23 年度に引き続き候補者向け日本語研修を実施する。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施、海外日本語教師研修の実施、看護師・介護福祉士候補者訪日前日本語研修の実施

エ． タイ

（ア） 良好な対日観の維持・対日理解の促進

タイ側関係機関および在タイの外国文化・教育機関と積極的に連携し、波及効果の高い文化事業を実施する。さらに、特に若者層を対象に、日本ファンの裾野を拡大する。また、対日理解の底上げのため、地方都市での事業展開を一層推進する。

【事業例】デザインに関するレクチャー・デモンストレーションの実施、日本映画祭の実施

（イ） 専門家ネットワークの形成と人材育成

専門家間のネットワークを形成することで、将来の交流を担う人材育成を図る。また、若手の芸術家や日本研究者など、将来的な日本紹介者・協力者の人材発掘・育成を進める。

【事業例】JENESYS プログラム「東アジアクリエーター招へいプログラム」の実施、日本語教育世界大会への教師会関係者招へい、日本研究ネットワークの支援

（ウ） 日本語教育支援

特に中等教育レベルにおける日本語を推進するため、支援を行う。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施、海外日本語教師研修の実施

オ． フィリピン

（ア） 良好な対日観の維持・対日理解の促進

現代日本に関する良質の情報発信や参加型事業を通じ、若者層を中心とした日本への関心を有する層がより深い日本理解に進むことを目指す。また、地方への事業展開を通じて対日理解の底上げを図る。

【事業例】デザインに関するレクチャー・デモンストレーションの実施、「日本語フィエス

タ」の実施

（イ） 専門家ネットワークの形成と人材育成

専門家間のネットワークを形成することで将来の交流を担う人材育成を図る。また、若手の芸術家や日本研究者など、将来的な日本紹介者・協力者の人材発掘・育成を進める。

【事業例】JENESYS プログラム「東アジアクリエーター招へいプログラム」の実施、日本研究機関の支援

（ウ） 日本語教育支援

行政機関、教育機関などと連携しつつ、各分野の日本語教育を推進する。また、経済連携協定（EPA）による看護師・介護福祉士候補者の受け入れに関し、平成 23 年度に引き続き候補者向け日本語研修を実施する。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施、海外日本語教師研修の実施、看護師・介護福祉士候補者訪日前日本語研修の実施

カ． ベトナム

（ア） 良好な対日観の維持・日本理解の促進

特に若い世代の日本文化に対する関心やニーズに広く応えることで良好な対日観を維持するとともに、知的交流を含む各専門分野の一歩進んだ事業を展開することで、より広い層・分野において日本理解が深まることを目指す。

【事業例】「戦後日本の変容」展の実施

（イ） 専門家ネットワークの形成と人材育成

専門家間のネットワークを形成することでベトナム日本文化交流センターとの人的ネットワークを強化するとともに、将来の交流を担う人材育成を図る。また、日本研究機関への支援等により、若手、中堅の研究者を育成する。

【事業例】JENESYS プログラム「東アジアクリエーター招へいプログラム」の実施、日本語教育世界大会への教師会関係者招へい、日本研究機関の支援

（ウ） 日本語教育支援

ベトナム政府と協力しつつ、中等教育への日本語科目導入の促進を図る。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施、海外日本語教師研修の実施

キ． マレーシア

（ア） 良好な対日観の維持・日本理解の促進

特に若者層における日本理解促進・対日関心向上を図る。また、対日理解の底上げのため、地方都市での日本文化紹介事業等の実施にも努める。

【事業例】日本映画祭の実施、邦楽公演の実施

（イ） 専門家ネットワークの形成と人材育成

専門家間のネットワークを形成することで将来の交流を担う人材育成を図る。

【事業例】JENESYS プログラム「東アジアクリエーター招へいプログラム」の実施、日本語教育世界大会への教師会関係者招へい、日本研究機関の支援

（ウ） 日本語教育支援

マレーシア政府と協力しながら、中等教育における日本語教育支援を実施する。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施、海外日本語教師研修の実施

ク． インド

（ア） 良好な対日観の維持・日本理解の促進

特に新興する都市部中間層や、事業実施実績の少ない地域を対象とした事業展開を図り、日印国交樹立 60 周年の機会も利用した日印交流の裾野拡大と対日理解の底上げに努める。

【事業例】インド巡回日本映画祭の実施、邦楽公演の実施、日印対話事業の実施

（イ） 専門家ネットワークの形成と人材育成

専門家間のネットワークを形成することで将来の交流を担う人材育成を図る。

【事業例】日本研究機関の支援、専門日本語研修（文化・学術専門家）の実施

（ウ） 日本語教育支援

中等教育における日本語教育への支援を継続する。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施

2. 大洋州地域

(1) 地域別計画

ア． 大洋州地域

豪州、ニュージーランドについては、平成 24 年の JENESYS プログラム（21 世紀東アジア青少年大交流計画）終了後も人材育成やネットワークの維持・発展を図ることが肝要である。その他の国々では日本人・日本文化に触れる機会は少なく、基金事業が貴重な機会となっている。

(2) 国別計画

国際交流基金の拠点が所在するオーストラリアについては、次のとおり事業を実施する。

ア． オーストラリア

（ア） 良好な対日観の維持・対日理解の促進

ポップカルチャー等によって更なる対日関心を喚起する。また、在外公館等の他機関との情報共有・連携を通じ、効果的な事業展開をはかる。

【事業例】「キャラクター大国、ニッポン」展の実施、日本映画祭の実施

（イ） 専門家ネットワークの形成と人材育成

幅広く厚い交流の積み重ねがある良好な関係を長期的に維持・発展させるため、次世代を担う若手人材の育成・支援、ネットワーク形成を重視する。

【事業例】JENESYS プログラム「東アジアクリエーター招へいプログラム」の実施、ネットワークの核となる日本研究機関の支援、日本研究フェローシップの実施

（ウ） 日本語教育支援

豪州政府による 3 ヵ年のアジア言語文化特別振興プログラム（NALSSP）終了後の動向を見据えた日本語教育支援策を検討、実施する。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施

3. 米州地域

(1) 地域別計画

ア. 北米地域

米国、カナダは日本にとって重要なパートナーである。良好な対日観のもとで緊密な関係が継続されてきているが、近年、対日関心の相対的低下も見られる。2012 年米国における桜寄贈 100 周年記念年の機会も活用して、文化交流を充実させる。

イ. 中米地域及び南米地域

日本はメキシコ、チリとEPAを締結しているほか、経済成長著しいBRICSの一翼を担うブラジルの存在など、経済外交、資源外交の上で中南米地域の重要性は増大しており、環境、貿易等国際社会の課題への対応におけるパートナーである。日系人が多く、日本文化に親しみのある地域・国があると同時に、日本文化との接触が都市部の市民に限定されている国も多い点に留意して事業を実施する。

(2) 国別計画

国際交流基金の拠点が所在するカナダ、米国、メキシコ、ブラジルについては、次のとおり事業を実施する。

ア. カナダ

（ア） 現地機関と連携した文化芸術事業の実施

大都市における文化芸術事業では、カナダ側の機関と連携し効率的な事業実施を行

なうとともに、大都市以外では、在外公館等と協力し広域的な事業展開を図る。また主要な事業対象層を若年層とし、日本文化への関心が次のステップにつながるよう留意して事業を実施する。

【事業例】「パフォーミング・アーツ・ジャパン」プログラムによる文化芸術機関支援

（イ） 日本語教育の強化

日本語学習者数を増加させる上で重要な初中等教育レベルの日本語教育の促進を図るとともに、日本語教師のネットワーク支援を行なう。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施

（ウ） 日本研究の支援・知的交流の拡充

広大なカナダ国内の日本研究者のネットワーク支援、フェローシップによる次世代研究者育成、リサーチ・会議型事業を通じて、カナダ社会への日本研究成果の発信を増大する。

【事業例】カナダ日本研究学会の支援、日本研究フェローシップの実施

イ. 米国

（ア） 米国の幅広い層（含市民レベル）における知日層の醸成

平成 23 年度に引き続き、ファクトシート「日米同盟深化のための日米交流強化」に基づく事業を実施する。また、東日本大震災被災地の復興に資すると共に、米国市民の日本理解増進につながる事業を実施する。

【事業例】「東京 1955-1970 新しい前衛」展の実施、米国若手日本語教員派遣事業の実施、米国 JET 記念高校生招へい事業の実施、キズナ強化プロジェクトによる青少年交流の実施

（イ） 芸術文化の複合的紹介と対日理解の深化を目指した事業の実施

「クール・ジャパン」への関心をより広い対日理解に結びつけるとともに、日米桜寄贈 100 周年記念事業などを契機に、文化芸術から日本語・日本研究・知的交流まで幅広く、草の根・市民交流の面まで根を張った交流を進める。文化芸術、日本研究、日本語教育分野の連携強化を行い、質の高い知日派の人材の育成促進を図る。

【事業例】「パフォーミング・アーツ・ジャパン」プログラムによる文化芸術機関支援、日米学芸員交流の実施

（ウ） 日本理解の基礎となる日本研究への効率的支援

事業予算を重点配分するとともに、助成プログラムを見直し、ニーズに応じた日本研究機関支援を行う。

【事業例】日本研究フェローシップの実施、日本研究機関の支援

（エ） 知的交流に資する人材育成とネットワーク形成

将来的に、日米間の知的交流および市民交流の担い手となる人材の育成を図る。特に、パブリック・インテレクチュアル層における知日派の育成を行う。

【事業例】「日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム」の実施、日米次世代パブリック・インテレクチュアル・ネットワーク事業の実施

（オ） 日本語教育の推進による日本に対する特別な関心・関係を持つ層の増大

学習者の 9 割以上が学校教育で学んでいることから、米国としての言語教育や政策状況等の最新の動向・情報を網羅的に把握するとともにフォローに努める。同時に、財政難や教育政策の変化等の課題に対応するべく「対米特別支援」を継続すると同時に、米側カウンターパートと協力し、日本語教育基盤・周辺状況の維持・拡大を目指す。

【事業例】さくら中核事業の実施、ロサンゼルス日本文化センター「米国グラントプログラム」による日本語教育支援

ウ． メキシコ

（ア） 若年層への発信強化と地方展開

若年層を意識した現代文化の紹介、震災後の日本に関心を持つ層への文化を通じた情報提供により一層の日本理解の向上を図る。

【事業例】アニメ・漫画に関するレクチャー・デモンストレーションの実施、サン・マルコス祭における邦楽公演の実施

（イ） 日本研究の効果的支援

メキシコにおける日本研究の中核機関を支援する。

【事業例】日本研究機関の支援

（ウ） 日本語教育の拡充による日本に関心を持つ層の増大

現地の日本語教育機関とも連携して、日本語教育の質的向上及び学習者数増加を図る。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施

エ． ブラジル

（ア） 良好な対日観の維持拡大

広大な国で良好な対日観の維持拡大を目指し、効率的に事業を実施する。

【事業例】服飾文化に関するレクチャー・デモンストレーションの実施

（イ） 現地のニーズを踏まえた日本語教育の推進

現地事情を踏まえ、効率的に日本語教育を推進する。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施

（ウ） 日本研究・知的交流の強化

ブラジルにおける拠点機関への支援を中心に、ネットワーク構築も行い、日本理解の基盤となる日本研究を強化する。

【事業例】日本研究機関の支援、専門日本語研修（文化・学術専門家）の実施

4. 欧州地域

(1) 地域別計画

ア. 西欧地域

西欧は日本と基本的価値を共有し、国際社会の安定と繁栄に向けて共に主導的な役割を果たすパートナーである。日本研究機関や、日本研究者の欧州ネットワーク組織が存在している。文化施設が整備され、国際的なイベントを含めた現地主導による企画が充実しているが、地方都市等の市民にとっては、日本人・日本文化に触れる機会は必ずしも高くない点に留意して事業を実施する。

イ. 東欧地域

日本語学習熱は高く、また近年日本研究は急激に拡大しているが、大都市部を除いて、日本人・日本文化との接触は限定的であり、特に地方において日本の知識は不足している点に留意して事業を実施する。

(2) 国別計画

国際交流基金の拠点が所在するイタリア、英国、スペイン、ドイツ、フランス、ハンガリー、ロシアについては、次のとおり事業を実施する。

ア. イタリア

（ア） ローマ日本文化会館開館 50 周年を契機とする文化事業の拡充

これまでの効果・反響も踏まえた文化紹介、日本語講座の拡充、ローマ市を始めとする外部機関との連携等、集客力強化も念頭においた取り組みを進めて、開館 50 周年を迎えるローマ日本文化会館の活動を中心に、事業の拡充を図る。

【事業例】「近代日本画と工芸」展の実施、「ダブル・ヴィジョン−日本現代美術」展の実施

（イ） 地域の実情に応じた日本語教育支援

北部・中部地域を中心とした中等教育の推進等、地域毎の実情に応じた日本語教育支援を実施する。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施

（ウ） 若手専門家や若者・青少年層への働きかけ

青少年交流の一環としてのポップカルチャー事業の実施検討、若手研究者の育成に力

点を置いたフェローシップや研究拠点への支援など、次世代を担う若手専門家や若者・青少年層への働きかけに努める。

【事業例】日本のポップカルチャーに関するセミナー実施、日本研究フェローシップの実施

（エ） ヴェネツィア・ビエンナーレ建築展への参加

第 13 回建築展参加において、日本館での震災復興をテーマとした展示及びその運営に主導的役割を果たすとともに、ローマ日本文化会館にて関連企画を実施する。

イ. 英国

（ア） 現地連携を通じた文化芸術交流・知的交流の全英的な展開

2008 年～2009 年の「日英交流 150 周年」で得られた関係者ネットワークや市民・草の根交流の拡充成果も生かして、引き続き地方展開にも配慮した文化芸術紹介や研究交流支援を図るとともに、2012 ロンドンオリンピック関連の文化芸術事業に機動的に対応する。

【事業例】テムズフェスティバルへ東北の民俗芸能（鹿踊り）を派遣

（イ） 各教育段階に応じた日本語教育支援

新政権の教育政策の見直し動向を注視しながら、初中等レベルでの日本語教育の導入支援・維持拡大に努める。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施

（ウ） 若者・青少年層への働きかけ

他の財団・大学からの援助が受けにくい若手のアーティストや研究者へのロンドン日本文化センターの現地助成等を活用した積極支援や青少年交流の一環としてのポップカルチャー関連事業の実施など、次世代を担う若手専門家や若者・青少年層への働きかけに努める。

【事業例】「キャラクター大国ニッポン」展の実施、日本研究フェローシップの実施

ウ. スペイン

（ア） 現地機関と連携した文化事業の展開

2013 年 7 月から始まる「慶長遣欧使節訪西 400 周年」への対応準備を含めて、本格稼動 3 年目を迎えるマドリード日本文化センターを対スペイン事業の拠点として文化芸術交流事業を展開する。また、事業実施にあたっては、カサ・アシア、セルバンテス協会を始めとする関係機関や現地団体との関係を更に強化して、今後の活動多角化のための交流ネットワークを引き続き整備する。

【事業例】日本映画上映会の実施

（イ） 現地ニーズに対応した日本語教育の推進

東アジア研究学士課程の本格導入や日本語教師会の発足など、文化センター設立以降日本語教育の拡充機運も高まっている好機を生かして、専門家派遣、さくら中核事業等の手段を有機的に連動させて、現地ニーズに的確に対応した教育支援を行なう。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施

（ウ） 若手研究者の育成

大学の日本研究課程の支援等を行い、若手研究者育成を促進する。

【事業例】日本研究機関の支援、日本研究フェローシップの実施

エ． ドイツ

（ア） 日独交流 150 周年の成果を活用した文化事業の拡充

「日独交流 150 周年」にて培われた交流成果を維持するために、事業の実施拠点であるケルン日本文化会館の独全域への幅広い展開のためのコーディネート機能を発揮して、域内 5 公館や現地機関、日本語教師会等とも連携した文化事業やセミナーの地方巡回にも努める。

【事業例】「日独対話」展の実施、さくら中核事業の実施

（イ） 旧東独地域を始めとする事業の地方展開

旧東独地域を始めとするケルン以外の地域における日本文化紹介や日本語教育への梃入れをすべく、ベルリン日独センターとの連携や個別事業の巡回、文化会館派遣専門家の出張指導等を通じて、将来的な知日派育成を見据えた対日関心層の拡大に努める。

【事業例】「戦後の日本の変容」展の実施、さくら中核事業の実施

（ウ） 外部機関との連携を通じた知的対話事業の継続

ドイツの文化機関・シンクタンクとの連携により、共通の課題、関心事項に関する知的対話を継続する。

【事業例】日独両国の共通課題をテーマとする共催講演会等の実施

オ． フランス

（ア） パリ日本文化会館開館 15 周年を契機とする文化事業の拡充

現地機関や民間との連携、積極的な周知・広報活動、施設の効果的活用、分野を横断する通年テーマの設定、支援協会との協力を通じて、開館 15 周年を迎えるパリ日本文化会館の活動を中心に、事業の拡充を図る。

【事業例】「日本美術が笑う」展の実施、講演会シリーズの実施

（イ） 中等教育を中心とする日本語教育の支援

中等教育段階における外国語教育の普及と日本語需要の高まりに対応し、中等教育における日本語教育の普及拡大を目指すとともに、パリ以外の地方を含むフランス国内、ヨーロッパ全域を対象にした教師研修の実施・支援を行なう。

【事業例】日本語専門家の派遣、日本語学習サイト「エリンが挑戦！にほんごできます。」「アニメ・マンガの日本語」仏語版ページ開設、日本語キャラバンの実施

（ウ） 現地機関との連携等を通じた日本研究の推進

現地機関と緊密に連携して、欧州の日本研究のレベルアップを図る事業を行う。

【事業例】アルザス日本研究セミナーの実施、日本研究機関の支援

（エ） 若手専門家や若者・青少年層への働きかけ

会館イベントでの教育プログラムの拡大、青少年交流の一環としてのポップカルチャー事業の実施、若手人材の育成に力点を置いた教育・研究機関への支援や日本研究フェローシップなど、次世代を担う知日派、専門家の育成や若者・青少年層への働きかけに努める。

【事業例】日本研究フェローシップの実施、Japan Expo 会場でのコンサート実施

カ． ハンガリー

（ア） 次世代を担う若者・青少年層を対象とした事業展開

2009 年の「日・ドナウ交流年」等を通じて得られた交流の機運を継続的な対日関心や日本語学習への導入につなげるべく、現地団体との連携、青少年交流や若手研究者育成など次世代を対象とした事業展開に努める。

【事業例】日本研究フェローシップの実施

（イ） 日本語教育支援と日本研究基盤の整備

新政権の文化教育政策を注視しつつ、現地機関での日本研究修士コース、日本語教師養成コース再開を次世代専門家育成の観点からも喫緊の課題と位置づけて必要なサポートを講じるとともに、民間資金を活用した「日・ハンガリー協力フォーラム」事業としての教師研修や教材制作を通じた日本語教育への集中的支援を継続する。

【事業例】「日・ハンガリー協力フォーラム」日本語教育特別事業の実施、さくら中核事業の実施、専門日本語研修（文化・学術専門家）の実施、日本研究機関の支援

キ． ロシア

（ア） 国際交流基金の拠点を核とする文化事業の拡充

国際交流基金現地拠点の活動をロシア向け事業の核の一つとして、主要都市向け事業を中心とする大型文化紹介事業の実施、日本語教育・日本研究機関への適切な支援等を実施する。また、周辺地域も含めた対日感心層の拡大を目指す。

【事業例】「3.11-東日本大震災の直後、建築家はどう対応したか」展の実施、日本語専門家の派遣

（イ） 若者・青少年層をターゲットにした取り組み

青少年交流やポップカルチャー事業等の戦略的展開、若手研究者に力点をおいた研究機関への支援やセミナー開催など若者・青少年層での親日感の深化や次世代の日本専門家の育成を目指した取り組みを強化する。

【事業例】「ダブル・ヴィジョン-日本現代美術」展の実施、日本研究フェローシップの実施

（ウ） 極東・シベリア地域及びその他の地域での事業展開

2012 年 9 月のウラジオストクでの APEC 開催を控えた極東・シベリア地域を環太平洋に位置するアジアの一構成要素と再認識した上で、「環境」「福祉」等知的テーマを切り口とした文化事業、専門家派遣終了後の現地化も見据えた適切な日本語教育支援等を展開し、市民レベルでの信頼感醸成と日本専門家の育成を図る。その他、広く地方都市への主催事業巡回や在外事業実施も進める。

【事業例】APEC サミットに合わせた知的対話・会議の支援、日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施

5. 中東地域

(1) 地域別計画

ア. 中東地域及び北アフリカ地域

2011 年の「アラブの春」に続く中東諸国での諸改革等の情勢に留意して事業を検討・実施する。日本についての直接の情報に接する機会は少ないが故に、2012 年の「日本イスラエル外交関係樹立 60 周年」及び「日本アルジェリア外交関係樹立 50 周年」等の大型事業を交流拡大の契機として活用する。

(2) 国別計画

国際交流基金の拠点が所在するエジプトについては、次のとおり事業を実施する。

ア. エジプト

（ア） 対日関心層の拡大と政変後の新たな国づくりへの寄与

日本に接する機会が限られている地域故の基礎的な対日関心の引き上げ努力を継続するとともに、政変後の新しい国づくり、社会発展に文化面から貢献できるような事業を実施する。

【事業例】邦楽公演の実施、アラブ青年リーダー招へい事業の実施

（イ） 実情に応じた日本語教育・日本研究の支援

現地の事情に応じた日本語事業を継続、強化する。また、カイロ日本文化センターの中東全域を見据えた日本語事業を拡充するとともに、主要大学の日本研究コース、日本研究者に対して支援を行なう。

【事業例】日本語専門家の派遣、さくら中核事業の実施、専門日本語研修（文化・学術専門家）の実施、日本研究機関の支援

6. アフリカ地域

(1) 地域別計画

ア. アフリカ地域

日本は、アフリカの自助努力と国際社会の協力を基本理念とする「アフリカ開発会議（TICAD）」のプロセスを基軸として、アフリカの開発課題への取組に協力している。他方、現地では日本人・日本文化と接する機会が極めて限られており、日本文化紹介に努める。

以 上

1 予算

平成24年度予算

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
運営費交付金	12,812
運用収入	1,171
寄付金収入	551
受託収入	22
その他収入	892
計	15,448
支出	
業務経費	14,913
うち文化芸術交流事業費	1,977
海外日本語事業費	4,963
海外日本研究・知的交流事業費	3,617
調査研究・情報提供等事業費	477
東日本大震災復旧・復興文化交流事業費	120
その他事業費	3,760
一般管理費	2,308
うち人件費	1,557
物件費	751
計	17,222

〔人件費の見積〕

年度中の総人件費見込み　2,010百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、休職者給与及び派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

〔退職給付債務財源の考え方〕

退職一時金、年金債務及び厚生年金基金の積立不足解消のための財源は、運営費交付金によって措置する。

（注）四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

２ 収支計画

平成24年度収支計画

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	17,219
経常費用	17,219
文化芸術交流事業費	2,176
海外日本語事業費	5,289
海外日本研究・知的交流事業費	3,817
調査研究・情報提供等事業費	589
東日本大震災復旧・復興文化交流事業費	120
その他事業費	3,829
一般管理費	1,162
うち人件費	411
物件費	751
減価償却費	236
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	17,219
運営費交付金収益	12,591
運用収益	1,171
受託収入	1,796
寄付金収益	551
その他収益	892
資産見返運営費交付金戻入	219
財務収益	0
純利益	0
総利益	0

（注）四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

3 資金計画

平成24年度資金計画

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	
業務活動による支出	16,983
運営費交付金事業	9,765
運用益等事業	4,099
一般管理費	3,120
うち人件費	2,368
物件費	751
投資活動による支出	5,038
有価証券の取得	4,800
有形固定資産取得	238
財務活動による支出	14
次期への繰越金	5,560
計	27,596
資金収入	
業務活動による収入	15,448
運営費交付金収入	12,812
運用収入	1,171
受託収入	22
寄付金収入	551
その他収入	892
投資活動による収入	4,800
有価証券の売却	0
有価証券の償還	4,800
財務活動による収入	0
前期からの繰越金	7,347
計	27,596

（注）四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。